輸入	一五、〇五二	一、〇五二
輸出	五、二九三	五、九二〇
合計	二〇、三二五	一七、七七二

◎ソ聯貿易人民委員部發表

（單位千圓）

輸入	九、二四	一〇、〇九九
輸出	七、二四九	四、七八六
合計	一六、四七三	一四、八八五

以上三種の統計を對照して見ると三種共數字の異つてゐる事は誠に止むを得ない次第であるが、我が大藏省發表の統計中には北洋及北樺太利權區域への輸出入品をも計上してゐる事は前述の通りである。而して同じくソ側の統計によるもので通商部發表のものと外國貿易委員部發表のそれとの差異に對し、在京ソ聯通商郎の說明によると、第一圓貨と露貨との相異即ち、外國貿易委員部作成の統計は留貨で計上されてゐるから其所に相當の開きが生じるのである、尙又通商部で作成の統計は輸出入共實際金錢の出入を基礎としてゐる、換言すれば手形で購入した露國側への輸入物資は手形の期限が來て支拂を完了したもの丈けを計上してゐる に反し貿易委員部の統計は輸入の場合、手形買付け物資を其の儘計上し、輸出に於ても現地積出し終了の分を算入してゐる、斯くの如く計算の基礎が異つてゐるからとの事である。

右通商代表部の說明も必ずしも吾人を滿足せしめる事は出來ないが、その檢討は暫く措き更に個々の貿易について見る事にしやう。

四、主要對ソ輸出品解說

イ、日本茶

同年度に於ける對露輸出の主なるものとしては先づ日本綠茶の輸出を擧げねばならぬ、本邦綠茶の對露輸出は、其他一般物資の對露輸出が過去數年來漸減の傾向を辿つてゐるに全く逆比例して漸增の現象を示し昭和八年度の輸出は約六百萬封度に達し、日本綠茶がソ聯綠茶需要市場で獨占的地位を確保するに至つた。以上の取引は主として靜岡市に於て同市に出張中のソヴェート通商代表部茶業部長リヴシッ氏と日本茶直輸出組合、三菱商事、岩井商店其他の邦商側とアーウイン商會ビーエー商會等の外商との間に契約されたもので內アーウイン商會の全部現金取引であるが、其他は總て一ケ年のクレヂットでFOB淸水の條件である。右の外臺灣ワイザン茶八十萬封度も同樣輸出されたが之等の內輸出補償を利用した金額は一、〇七二、八三七圓八七錢で件數は十三件で兎に角、不振の極にある對露輸出の本邦商品中の白眉として氣を吐くものである。

ロ、マニラロープ類

魚網とロープは我が對露輸出品の大宗として已に數年來に涉つて年々數百萬圓の輸出を見たが魚網は昭和七年度に至つて激減したがロープ及トワイン類は本年二月已に駐日ソヴェート通商部から引合が發せられた、然るに從來の取引は九ケ月乃至十二ケ月のクレヂットであつたのをソ側は本年は更に十五ケ月或は十八ケ月の長期クレヂットを希望したため業者との間に數回の折衝が繰返されたが一方

當業者側としてはクレヂットの延期は素より好む所でないが、商賣は是非やり度いと云ふヂレンマに陷り相當激甚の競爭が行はれ結局東京方面では東亞製網、大阪製網、金澤、加賀製網、大阪、高井商店等で第一回の注文を引受けたがクレヂットは遂に十五ケ月の新例を開くに至つた。斯くして同年度に買付けたロープ及トワインを輸出補償を利用した金額にすると件數として二〇件、金額として六五八、七六〇圓四九錢に達し之れを前年度の三二三、一三三圓五十五錢十五件に比較すれば倍額以上の增加である。

ハ、空罐類

漁網、ロープ類と相俟つてソ聯北洋漁業用の季節的輸入物資である空罐も看却す可らざる主要品の一トつである。八年度に於ける空罐の引合は蟹罐用として一月二十五日に駐日ソヴェート通商代表部と日本製罐株式會社との間に八萬函の契約が締結せられ三月三十日に受渡しを完了したのを手初めとして、更に第二回二萬六千函は四月末の受渡しを了へ合計十萬六千函の輸出を見た、而して第三回注文は六月に至つて一萬二百五十八函を注文したがソ側は右に對し品質不良を理由として受渡しを肯ぜず、日本製罐側は極力ソ側の不信行爲を難じて受渡を迫り遂に日本製罐側は事件を辯護士の手に移して法律的裁斷によらんとした、其後双方間に引續き交涉を重ねて遂に今日に及んだが最近に至つて漸く妥協の氣運が濃厚になつて來たと云はれてゐる。斯くして同年度の空罐商內高は六〇四、二一〇圓六〇錢で前年度の三三五、四八〇圓に比較すると之れ又約倍額の增加である。

ニ、漁網及綿糸

露國が北洋沿岸で鮭鱒漁業に從事してゐる以上殊に數年來より沿海洲漁場に於ける鹽漁の旺盛となつたと共に我國の漁網及棉糸の對露輸出は最も重大なる位置を占め年々數百萬圓の輸出を見昭和五年度の如きは實に四、九二八、〇〇〇圓の巨額に達するに及んだ。而して之等の魚網及棉糸は主として伊勢方面に於ては、平田製網會社、山本重治郎商店網勘製網會社、三重製網會社、大野作左衛門商店、及內外製網會社、北海道にありては函館製網船具株式會社。北陸方面は金澤高林商店、敦賀葉加瀨商店及門司に本社を有し東京及函館等に支店を有する日本製網船具會社等で引受け輸出して居つたが昨昭和七年に至つて露側よりの魚網の注文は俄然激減して僅かに三十萬圓內外に過ぎず、著しく當業者の期待を裏切つたが從つて本年は昨年の注文僅少だつた丈けに、一層多量の注文のある事と大きな望をかけられてゐた折柄、駐日ソヴェート通商代表部は本國漁業機關よりの指令に基き、例年より早く、一月末に至つて工船漁業カニ網十一萬四千五百七十九反及編網棉糸五萬五千キロの引合を發した。

右引合はクレヂットの期限につきソ側の希望は十五ケ月乃至十八ケ月であつたので契約の成立に多少の時日を要したが結局當業者側は價格に於て讓步しソ側はクレヂットの期限に對する最初の要求を撤回して十二ケ月といふ事で妥協が成立

した。

此の初取引によつて引續き鮭鱒綱の注文も當然ある事と意氣大に上つたが事實は之れに反し三月に入つてより更にカニ綱三萬反の追加注文があり函館製綱船具會社の手で引受けた外は又々遂に梨の礫で終つた注文も無しに終つて仕舞つた。斯くして八年度の魚綱及棉糸の露領向輸出は僅かに三十一萬四千三百二十九圓五二錢といふ前年度と大同小異の數字に終始するに終つた。

右の如く魚綱類輸出激減の原因については種說紛々でソ側が自國內で製造してゐるとも傳へられてゐるが一面昭和七年の三月結成された對露輸出組合の漁綱部會によつて漁綱輸出の統制が計られた事がソ側は右統制に對して不滿を抱いてゐる如くも見られてゐる。

（ホ）石炭

一般の我が對ソ輸出品とは其の性質を異にしてゐるが然し看却を許さゞる對露貿易に石炭がある。即ち從來ソ聯邦船舶にして日本に寄港するものはカムチヤツカ漁場への仕込船、積取船を初め、沿海州、北樺太方面よりの木材積送船、清水港よりの綠茶積取船乃至は漁獲物若くは滿俺、アスベスト等のソ聯產物資の本邦輸入船として遠くは歐露オデツサ方面より來航するものあつて、其の隻數は年々數十隻に達するが之等諸船舶の要するバンカーは北は小樽、函館、方面より京濱阪神地方は素より南部は門司、若松、唐津の諸港にて供給せられて其の數量も數萬噸に上り主として神戶の巴組（三菱系）と小樽の三裕社（三井系）によつて扱はれて來た、昭和八年度に於ける右石炭の輸出は全部で五八件、四七五、九八四圓七十五錢で不振を極めてゐる對露輸出貿易にとつては相當の役割を演じたものと見る事が出來る、此の取引は前述の通り一般輸出貿易と異つた商品で殊に消耗品である關係上クレヂシトの期限も三ケ月をとしてゐる。此の取引は特種品の事であり且つ余り世間的に知られてゐない丈けに將來共有望の取引として見る可きである。

（ヘ）其他

頗る閑散を極めた昭和八年度の對露輸出貿易の內兎に角幾分大口の取引と見る可きは漸く上記の數種に過ぎず、其他の雜品中で、鐵製品の輸出が二十八萬圓內外、機械類及其の附屬品の約二十萬圓がある、之等は主として三菱商事、日立製作所及清水商事會社等の取扱ひにかゝるものである。ソ聯では歐露に於ける第一次五ケ年計畫を終つて更にシベリヤ及極東の開發を主要目的とする第二次五ケ年計畫が恰も一九三三年より開始される事であり、右建設に要する機械乃至設備の需要が相當多量に上り、以つて減退を辿れる我が對露輸出に活を入れる可能性が期待されて居たが、其の實績は不幸にして左程香しきものでは無かつた。

次に食料品の輸出が十四萬以上に達してゐる、右は昭和八年四月以降當時石川縣七尾町に駐在した駐日ソヴエート通商代表部員ウオローニン氏の手で、七尾方面で買付けられた野菜類で、馬鈴薯、玉ねぎ、にんにく、人參、きやべつ等である、尙七尾、金澤方面以外に一部は橫濱植木會社の引受けた注文もあり其の總量は約千三百噸に及び前年度の三萬八千圓程度を遙かに凌駕した。右は何れも極東方面の需要に供されたもので、北洋漁場への送り込み物資ともなつたであらうが又當時、ソ側が盛に極東に集中して居つた兵員の食糧に供されたものとも觀られてゐるが、極東に本邦野菜の輸入さるゝ事は同地方に食糧品の缺乏を雄辯に物語るものである。此の種物資の輸出は今後も繼續さるゝであらう。

昭和七年度に於ては浦賀船渠會社の下請の下に三菱商事會社が通商代表部と契約した淺渫船一隻及右に附屬の泥艙船二隻の大注文があつた關係上、船舶の取引高は一、五六三、五三二圓五十錢といふ巨額に達したが本年は之れに反し僅に約六萬圓に過ぎざる曳船の買付けが二件といふ誠に寂寥を極めたものであつた。

其の他ゴム製品、コルク製品、日本紙等の輸出があつたが總て小口のもの計りであつた。以上は昭和八年度に我が對露輸出品の主要なるものを列記幾分評述したのであるが次に同年度に於ける對露輸入品について見る事にしやう。

五、主要對ソ輸入解說

昭和八年度に於ける對露輸入は輸出に反し約三倍の超過を示してゐる從つて、同年度の我が對露貿易は寧しろ對露輸入に重點が置かれた形を爲して居る、今其の重なるものを列擧すれば左の通りである。

イ、白金

露國產白金の本邦輸入は既に革命以前より行はれ、當時浦鹽或は哈爾賓にて個人取引によりて橫濱熊澤商店が主として取扱ひ居りたるも、其の數量等も確定的のものでなかつた。然るにソ聯邦通商代表部が本邦に開設さるゝに及び、組織的に輸入さるゝ樣になつて、二、三の希望者も現はれたが結局株式會社田中商店が獨占的に輸入する事になつて數年に及んでゐる。本年度に於ける同店と通商部との契約は二月中旬に成立した、右によれば一ケ月の責任引受け數量は千五百オンスであるが本年に入つてより俄然需要が激增し四月には已に一ケ年分の契約數量一萬八千オンスを全部引取つて仕舞つたこれがため、田中商店では更に通商部と交渉して六月になつて、追加引受け數量の契約をして引續き輸入された數量は同年十一月末に於て最初の基本數量の倍額約三萬五千オンスに達した。斯くの如く輸入の增加したことは近來著しく好轉しつゝある人造絹糸、空中窒素工業其他に多大の需要を見たことゝ、從來英國のジオンソン・マツセー・米國のベーカー等の手で輸入された白金がソヴエート白金に押されて全く市場より驅逐されたからで其の品質の點より見ても米國物の千分の九九五に對し英國物は之れに優り更にソヴエート物は殆んど純分に近い九九九を示してゐる。

田中商店と通商部との契約は每年更改する事になつて居り、本年度は十二月末で一段落となるので來年度の契約につき既に兩當事者間に交渉が進められてゐる

から引續き契約は出來る事と思はれる。尙田中商店の引受けた白金額は約四百萬圓でソ聯特産品の本邦輸入物資中の白眉である。

因に田中商店の白金輸入條件の主要點は同店は通商部より引受けたものを原價で販賣し、其の賣上げ高に對し一定の手數料を受取る事になつて居り、通商部の販賣指値は必ず英米品より一定%を値下げする事を條件としてある。

ロ、滿俺とアスベスト

ソ聯産の滿俺も亦主要輸入品の一として數年前より大倉商事會社及安宅商會等の手で輸入せられてゐたが最初は品質が日本市場に知られて居ないのと支那方面より格安の輸入があるので其の品質が五十二%以上の優良品なるにも拘はらず、大量の輸入を見なかつたが本年に入つて急に需要が激增するに至つた、即ち、大倉商事會社では本年一月高架索産滿俺六千噸を契約したのを手初めに東邦商工會社が新たに進出して通商部と契約を結び殆ど大倉の獨占事業に肉薄し大倉と東邦にて交互的に六千噸乃至六千五百噸を數回に捗つて輸入した、之等は何れも日本鋼管會社に轉賣せられ同社の伏木工場で消化された、然るに右兩者の外、堀清氏の經營にかゝる協盛商會、日ソ通商會社等でも亦同一品を輸入し、斯くて本年度に於けるソ聯産滿俺の輸入は全部で左記の如き大量に達した。

大倉商事扱	一九、六〇〇噸
東邦商工扱	一五、七〇〇噸
日ソ通商扱	二、〇〇〇噸
協盛商會扱	三、五〇〇噸
合計	五〇、一〇〇噸

之れを昨年度に於ける六千八百〇七噸に比較すると非常な躍進振りである。

右輸入滿俺の價格につきては祕密に附せられてゐて判明しかねるが大體一噸當りCIFで二十八圓見當と見做しても約百四十萬圓内外の輸入である。

滿俺の輸入が大倉商事の獨占を許さず東邦商工會社其他によつて扱はれた事は上記の通りであるが之れに反し同じくソ聯の特産であるウラルアスベストの輸入は大倉商事の手に完全に握られてゐる。同社では一月二十五日通商代表部との間に本年度のウラルアスベスト對日輸入の契約を締結したが其の内容は大體次の如くである。

(一)契約期限は一ヶ年更新とし一九三三年度の輸入高は三千噸、時價四十五萬圓見當。

(二)大倉商事は別途貸付けの形式で調印と同時に三分の一即ち十五萬圓を交付し、山元積出の際三分の一、殘り三分の一は受渡しの際支拂ふ事。

(三)第一回受渡期日を三月とし以下十二月迄に五回に分つて受渡を爲す。

尙ほ本年度の契約は昨年同社が輸入したものより約一割の値上げとなつてゐるのでカナダ其他の外國品が競爭相手の目標となりロシア物の値上は勢ひ特殊販賣網に競爭は免れまいと見られてゐる。同社が輸入するアスベストは五種に捗り一九三〇—三一年の兩年に捗り日本アスベスト會社の稻吉技師長、大倉商事會社の吉田薫氏の兩氏が現地に出張、特殊配合の規格によるもので凡て日本アスベスト會社の需要に充てられるがものである。

尙昨一九三二年一月より十一月に至る期間にソ聯邦が日本に輸出したアスベストは千百三十四噸、價格約十六萬圓で本年は遙かに激增を示してゐる。

ハ、サントニン

本邦市場には年額二千五百瓩（金額約百二十五萬圓）の需要あり、對ソ輸入の重要主目たる白金、石油と並び稱さるゝサントニンは昨昭和七年十一月英・獨・露の販賣カルテル結成以來漸次結成强固となつて米國物の流入殆んど跡を絶つてソヴエート物獨占となり結成前の最低價格は一瓩三百八十圓迄に落ちたが其後漸騰して最近は一瓩五百圓を持續するに至つたので一手販賣權を有する三井物産でも漸く愁眉を開いたが米國物の驅逐によつて完全にソヴエート物で獨占され、大阪東洋製藥、富山藥業組合、武田長兵衛商店等何れも三井物産の手を經て取引されて居り、之が保管には特別の注意を要するに鑑み三井物産では受渡しの完全を期するため輸入の都度内務省衛生試驗所第五版藥局方による檢査濟のものについてのみ取引されてゐる。

三井物産が本邦一手販賣權を有するソヴエート特産サントニンは昨年春未曾有の値下りで一キロ四百圓に暴落したので英・米・獨・露が四ヶ國カルテルにより市場價格の協定をしたので在來米國よりの安物到來を阻止し得て漸騰しつゝあつたがカルテル强化と需要期に入つたのとで市況は續騰し最近五百二、三十圓を唱えられ年内には五百五十圓に達するものと豫想されてゐるので、從來の最高値の六百圓に到るも近きにあらうと見られてゐるがソヴエート通商部もこの形勢に本月上旬八%方の値上を爲した。

昭和四年以來ソ聯特産サントニンの本邦一手依托販賣權を有し駐日ソヴエート通商部に五十萬圓乃至百萬圓の前渡金を約し來つた三井物産會社では去る十月三十一日を以て前年度契約が滿了したので引續き昭和九年十月三十一日まで向ふ一ヶ年契約を更新した。而して三井は最近の時局關係を考慮して、

一、從來の前渡金制を廢し朝鮮銀行をして融資せしめ三井は賣上金を鮮銀に拂ふことに改めた。

一、ソ側は三井に對し全世界需要量の五割に相當する年額二千瓩（金額約百萬圓）の引受方を希望したが國産マクニンの進出等で消化難を考慮、昨年同樣千五百瓩（金額約七十五萬圓）程度とした。

値段の引下方については未協定であるが近く協定調印の筈である。尙ほ昨年英米露獨間にカルテル强化を見たので漸進的に値上りを示したが、米國物が相當安値に入荷したので現在は五百十五圓程度を保つてゐる狀態で往年の最高値六百三十圓に比し百十五圓安い。

去る三月生産國たる英國（メイ・エンドベーカー）、ソヴエート聯邦（化學藥品輸出聯合）、獨逸（シエーニング）の三當事者間にカルテル結成を見、一時一瓩三百五十圓内外に激落したサントニンは其後最高五百三十圓から五百五圓を唱へ去

る十月初旬大阪に於ける大口需要筋たる武田長兵衛、田邊元三郎兩商店に約二百瓩の安値にてアウトサイドせるものが書留郵便で入荷した爲めロシヤ・サントニンの一手委托販賣を取扱つてゐる三井物産は右ダンピングの眞相を調査せるも當事者間では出荷國を祕密にし責任の所在をくらましてゐるので生産國なるソ聯邦並に獨逸に對し詰問中のところ十一月十五日ソ獨當事者は伯林カルテル本部に會合の結果意見の確執を生じ、事態を憂慮した三井物産では二十二日駐日通商部のレーズニコフ、シエーニング會社のプリカー兩氏を招き、三井より藤澤藥品係主任調停斡旋を試み兩者の諒解のもとにソ獨兩者に調停電報發したが遂に各本國間の協調ならず十一月三十日限りカルテルは瓦解し本部市價は一擧に三百七十圓に激落し、どこ迄續落するか計り知れぬ混亂狀態に陷つた。而して此の狀勢が今後半年も續けば採算上再びカルテル結成の必要に迫られるであらうがソ聯邦は其の國是として世界カルテル加入はサントニンのみであるから或は永久に再加入しないだらうとも見られ、旁々サントニン市場は當分混亂を續けるであらう。

尙ほソ聯邦政府發表によると本年一月より九月迄に同國が輸出したサントニンは一千瓩、金額三十一萬四千金留で昨年同期の一千二百十六瓩五十四萬三千金留に比し著しく減退した。

二、木材

露材の輸入は別項記載の通り本年二月三菱商事會社と駐日ソ聯通商代表部との間に締結せられた奬約を基礎として行はれたが昨年に比較して非常に不成績を示して居る、卽ち、露領木材の本邦輸入は十一月中を以て大體終了するが本年度一月以降十一月二十日迄に至る露領材本邦內地輸入高は五十三萬七千四百〇九石にしてこれを昨年の百二十二萬〇四百七十石に比して半數以上の激減といふべきで外に滿洲國、朝鮮及び支那市場仕向のものが約四十五萬石、總計九十九萬五千百五十一石が本年度露材輸入の總高となる。尤も現場より露國船にて直接支那市場に仕向けられたものが多少ある見込なるも右數字は不明である。今、材種別、積地別及び揚地別による詳細を示せば左の通りである。

露材輸入數額對比（單位石）

材種	昭和八年	昭和七年
紅松	一九〇、四六七	二四六、七二〇
白松	六三八、一七六	七九二、〇三七
落葉	一四六、〇〇六	八二、七二三
白楊其他	二〇、五〇二	—
合計	九九五、一五二	一、三二〇、四七〇

右の外紅松板及びタモ板約五萬枚が大阪に輸入されてゐる。次に積地別を見れば

	昭和八年	昭和七年
浦汐	一七二、八二七	二六〇、〇七〇
北樺太	四二、四〇四	五〇三、三四三
尼港	二三二、八九九	一二八、六三二
沿岸	一七四、〇二二	四四七、八三〇

卽ち右表によれば本年度は沿岸地方よりの出材は殊に減少し今期不成績の原因の大部分は沿岸の出材低率に歸因してゐると見ることが出來る。更に揚地別によると左の通りである。

內地市場

大阪	一七五、六五七	芝浦	一三二、七七七
名古屋	七九、九〇一	清水	八三、五七九
伏木	二七、八五五	新潟	一八、六一九
敦賀	七、六六七	函館	三、五四五

鮮滿及支那市場

大連	一三三、四四七	上海	九一、四五一
釜山	九三、一三一	元山	六一、八六七
仁川	三三、六六三	塘沽	二四、二六七
青島	一三、〇一四	不浦	二〇、六一四

來年度に於ける南樺太材が造材制限のため本年度に比し來年度は半減を見越され、其の不足を補充するため露材の需要が激增するものとも見られ、同材出廻狀勢は我が北洋材市場に重大な役割を演ずるところであるが、近年能率の低下の一途を辿つて來た極東露領造材成績は昭和六年度の本邦輸入高百六十四萬石に對し昨七年には百二十二萬石に減少、更に本年に至つては一月以降十一月末日迄に本邦鮮滿及び支那市場を包含して漸く九十九萬餘石の出廻を見たに過ぎず、露領現地よりの最近の諸情報を綜合すると今冬の沿海州及び北樺太林區の造材實績は概して不振を極めてゐるから來年度露領材の出廻も本年と比較して減るとも增加する事は困難と見らるゝに至つた之等不成績の重大な原因としてはソ聯邦が輓近極東に兵力の集中に專念して人馬勞力物資等も先づ此方面の工作に重心を置く關係上經濟的活動が手薄となる結果と斷じ得ることは獨り林業のみでなく漁業、鑛業其他の一般企業の成績に徵しても明白で、殊に林業に於ては北樺太、尼港方面からの出材を昨七年と本年との減少率に比較して沿岸即ち沿海州のソ灣以南浦汐までの最も廣汎な地域に於ける出材が昨年の四十四萬七千石に對し本年僅かに十七萬餘石即ち半數以下に低下したことも又極東露領の仕込難を語るものでソ聯が極東の軍備工作を中止しない限り一般產業の開發は豫期の成果を擧げることは困難であらう。故に一部當業者の期待する如く來年度露材が北樺材に對抗して本邦市場に活躍するかどうかに多大の疑問として殘されてゐる。

ホ、石油

昭和七年八月二十七日松方幸次郎氏が敦賀出帆の天草丸で露油の購入のため渡露して以來、恰も一年の歲月は流れ、此の間露油輸入の可否については幾度か悲喜交々の諸說が傳へられたが、矢張り露油の輸入といふ事は本邦斯業界には待望の一とつではあつた、其の露油が愈々六月三十日にフアフセ出帆の講威船ノーレ號で一萬一千噸のガソリンを積載して日本に向つたとの入電は少なからずセンセーションを捲起したのは當然である。而して愈々同船が八月六日着船の報傳はるや、早くも六社側には之れが對策につき寄り〳〵協議中で旣に六社扱のガソリン値下げ說もあり、近く相當激甚の競爭がある事は豫想し難く無いがそれは兎も角自動車組合等は別とし一般業者としては例へ露油の取扱を希望しても六社側よりガソリン以外の原油の供給を絕たれ、經濟封鎖を喰ふことが最も脅威で、之れがため露油取扱を逡巡して居る向きが多

いと同時に六社側にとりては、之れが露油を牽制する力强き武器であり、此の點ガソリンのみしか輸入しない露油にとつては最も弱點であるなどと見られて居るかゝる折柄松方日ソ石油がソヴェート石油輸出聯盟と契約せるガソリンの第一船はガソリン一萬九百六十噸を積載したノルウエータンガー船ノーレ號（七、六一九噸、船長クリスト・アマーゼン氏以下乘組員卅名）は八月六日午前七時埋立地第一地區に投錨したが同船より第三地區タンク迄一千六百米を六吋水道鐵管にて壓さく空氣により送油をするので一時間最高能力四百五十噸であり、平均二百五十噸として四十四時間を要し六日午后一時から送油作業を開始したから遲くも九日午前中には送油完了の豫定であり、配給は何分三十六日間もまれて來たのでタンクに於て鎭靜せしむる要もあり、九月初旬の第二船入荷も考慮して八月末から各方面に配給されるが京都松方日ソ及び關西方面には同方面のタンク準備が成るまでドラム罐で運搬される、尙ほ今回入荷露油の品質は商工省工業試驗場で精密に檢査してゐるが大體同社に持參の一部分を試驗した結果、

一、ボーメは六十二度（黑貝二號は五十七度、前日石輸入六十度）

一、無色透明（前日石輸入分少し色あり）

等何れも良好の成績である。

今までは露油の輸入は傳へられても未だ一面半信半疑の氣迷ひ狀態であつた所へ果然、現實眼の前に露油の輸入を見た業界は忽ち騷然と起ち上つた、折も折更に第二船として、七月三十日コーカサス產ガソリン八千九百噸を積載出港した諸威タンガーフェルム號は九月二日正午横濱入港稅關手續の上鶴見埋立第一地區に停船した第一船の露油は自動車用でボーメも六十一度二分であつたのに比し今回の分は全部航空用の品位を備へボーメも六十七度程度で自動車用には惜しいといはれてゐる程で洲崎の亞細亞航空學校では逸早く購入申込をした。尙同船には見本として各種機械油をドラム罐入として一、二噸宛積載してゐるので松方氏は機械油も漸次輸入するものと見られてゐる。第一船の航海日數三十五日に比し第二船は三十四日で到着し一日短縮された。これによつて高架策、横濱間は大體三十四五日で航行されることが確證された。」松方氏の露油年內の輸入は三萬トンに止めることになり、その第三船の輸入手配につき氏は駐日ソヴェート通商代表部と折衝中のところ、鶴見タンク設備の都合上右第三船は一萬トンを積載して來る十月十日頃黑海のツーアブセを出帆、十一月中旬中日本着とするか或は十月末積出しの十二月初旬到着となす、やこの双方の孰れかにより配船手配するやう通商部は本國機關に電請した。尙ほ來年度は五萬トン乃至六萬トン輸入を目標のもとに通商部は第三船から第九船に至るプランを作成中であつたが遂に第三船は年內に輸入を延期し昭和九年度に持越す事になり八年度に於ける松方露油の輸入は合計二萬噸に終つた。松方露油の輸入の影響、對六社との關係については前に項を改めて詳述する事にする。

松方露油の外八年度に輸入されたものに北樺太石油會社が北樺太のソ聯トラストより購入した十二萬五千噸の外、協盛商會堀淸氏によつて浦鹽より北陸方面に輸入されたもの及朝鮮商事會社が同じく浦鹽より朝鮮に輸入したガソリンがあるが何れも小量で本邦市場に及ぼした影響は僅少であつた。

へ、魚類

我が對露貿易の漁業關係に於ては日ソ兩國間に締結せられた漁業條約により本邦當業者が北洋に出漁して漁獲するものゝ外に、ソ聯の國營企業で漁獲した生鮭鱒及其の鹽藏等が每年相當多量に輸入されてゐる事は看過出來ない事實である。

而して八年度に於ける所謂右買魚契約の皮切りは沿海州の生鱒の商談であつた沿海州ソヴェート灣を中心とした國營漁場の生鱒の漁獲は隔年每に豐漁期が來るので同年は恰も豐漁期に相當するので已に昨年末より當業者と駐日ソ聯通商代表部との間に商談が開始され林兼商店、共同罐詰會社、其他の間に猛烈な競爭が行はれたが其の結果は却つてソ側を有利に導き生鱒百五十萬尾、一尾當り十五錢といふ從來になき高値で遂に林兼商店の手に契約されたのは早くも二月の事であつた。其の後六七月の候に至りソ側は更にカムサツカ方面漁獲の魚鮭百萬尾內外の賣り物を發表して日魯漁業會社其他に再三交渉する處があつたが遂に商談の成立を見るに至らなかつた。

更に八月に至つて尼港生鱒の賣物が發表され、之れ亦林兼商店が三十萬尾を契約して同年九月無事積取を了した結局本年度の生物契約は殆んど上記で終局を告げた。

次に鹽鮭及鱒の商談に至つては八月頃からボツ〳〵當業者と通商部との間に交渉が開始せられ、昨年度鹽鮭七萬石、價格約百萬圓を契約した函館水產會社及籾山商店の代行會社たる北光水產會社、初め敦賀、大阪北陸方面の當業者と折衝されて居たが九月に入つて通商部は函館の橋谷組を中心としたシンジケートと鹽鮭五千噸の契約をした。此の突然の出來事は從來殆んど獨占的に露產鹽鮭を買付けて居つた函館水產會社や籾山商店に對し全く拔打的の取引であつたが右は日魯漁業の販賣機關とも云ふ可き函館水產と反對の立場にあつた同シンジケートが蹶起し、半ば政策的に輸入契約したものと解されてゐる。斯くて一般に不漁の豫想された同年に於ては露國產鹽鮭の商談は大體右シンジケートで契約した形となつた

そしてその第一回分は十一月匆々函館に入港の豫定を前にして更に十月三十一日に至り鹽鮭二千噸の契約が通商部と今度は函館水產の手で締結された、即ち露國側としては從來同社をして獨占せしめてゐた關係上、今年急激に同社との關係を絕つことの不得策も考慮し今度は右社と契約をしたものと見られてゐる。續いて鹽鮭一千噸の契約が新潟山田商店と成立した。

而して函館橋谷組外二人の取引は第一回十一月六日ドネーブル號にて函館に四百五十五噸、第二回十二月七日セレゲー

ラゾー號にて横濱に七百二十噸、外契約外千四百噸、第三回は昨年一日ドネープル號にて函館に八百噸、契約外六百噸入り、廿三日敦賀に新高丸で三百噸入るので合計契約物二千二百七十五噸で契約の半分にも足らぬ受渡しであり、契約外(高値物)が千八百五十噸で荒天のため現地積出しが間に合はず品不足の旨通商部が言明してゐるので此の賣買契約は之で終了したが、曩に橋谷側から支拂つた前渡金四十七萬圓並に入船毎に支拂つた金額等よりするも尚ほ十萬圓の品不足となるので、通商部はその損害並に右十萬圓を現金を以て橋谷組に返還する筈である。

因みに今期間輸入された鮭鱒は函館橋谷組關係契約五千噸口引當の鮭二、一九五噸、函館水産渡し鮭二、一〇〇噸、鱒一、九〇〇噸の外通商部が直賣した鮭七〇〇噸あり、尚ほ敦賀に輸入された鮭(樽)五〇〇噸、(函)八〇噸及び鱒一五〇噸で、結局鮭五、七一〇噸、鱒二、〇五〇噸で合計七七六〇噸である以上輸入鮭鱒の價格については通商部側でも當業者に於ても嚴秘に附し居るが、大體總計百八十萬圓内外と見られ、本年度は品不足のため案外賣行き良好で通商部としては先づ成功を博したといはれてゐる。

以上で以て主要ソ聯産物資の本邦輸入を擧げたが尚上記の外に本年特にソ聯邦で輸入に力を入れたものに化學工業藥品がある。即ち苛性曹達、曹達灰、鹽化加里、澱粉等で苛性曹達及曹達灰は主として關西市場で消化された。更に專賣局の註文にかゝるロシア、レーニングラード煙草トラスト製造卷煙草 No3 號百萬本(四十箱)の輸入が十一月に行はれたのは特殊の取引として記述す可きである。

尚浦鹽より輸入された鰮、鰊及蟹等の魚肥數百噸は主として北陸及神戸の市場に向けられ又同じく浦鹽より輸入された鐵屑千五百噸は横濱に入荷した。其の外にソ聯の映畫フイルムが數本輸入されたが同年中には檢閲の關係で上映の運びに至らなかつた。先づ之れで我が對露輸入は殆んど全滅をつくした次第である。

昭和八年の對ソ海運

實績

神戸のソヴエート傭船部ソヴ、フラフトは三月末から八年度のカムチヤツカ漁業用の送り込みの對日傭船引合を開始した。八年は同方面に使用し得るソ聯邦の自國船が數隻增配されるので、日本船の傭入が減退するのではないかと見て居る向きもあり、一方ソ國の經營漁場が昨年に比し鮭鱒漁區三十一ケ所、カニ漁區四ケ所合計三十五ケ所增加して、總漁區數三百九十二ケ所となつたのであるから、全漁區が經營されるとすれば、從來よりも多數の傭船を必要とする譯で、我が船舶界の注目を集めた。

而して四月に入り、カムチヤツカ出漁期に際して神戸駐在ソヴエート船舶部は取取へず函館又は門司渡しを以つて日清丸を一日七百三十圓、羽後丸八百二十圓暮山丸、夕映丸各八百圓で傭入契約を結び、引續き五六千噸型の引合に入つた。一方ソ聯では自國船復充實の爲め、極東用としてレーニングラードで三千噸級客貨兼用船四隻を建造し、最近浦鹽に廻航したのを初め既報獨乙から八千噸級貨物船七隻を購入し、ロゾーフスキー號船長コンドラショーフ氏が廻航委員として既に受渡を了し、何れも浦鹽に廻航し、本年度の北洋航路に就航せしむる模樣であるから、果して本邦船はどの位傭船するか見透しがつかなかつた。併し大體に於て昨年の二十三、四萬噸は傭入れるものと見られてゐた。然るに其の後神戸駐在ソヴエート船舶部に達した情報によると、先きにソヴエート商船隊が獨乙で購入した八千噸型中古船七隻の中、四隻は極東方面に廻航の上、直ちに木材運送及漁場送込に配船される事となり、其他ソ聯傭船部が雇船した外國船は十七隻に達し、其の大部分は上海で契約したと報じてゐるが、日本側の調査では眞疑不明である。

而して八年度に於けるソ聯邦の邦船便用の實績を見るに、先づカムサツカ方面漁場用に傭船された所謂一噸につき一日幾何といふ傭船と沿海州及北樺太方面に使用された百石幾何を標準とした材木積取船とである。

八年度北洋漁場に使用された前記傭船は三月二十九日の成約を初めとして僅かに左の十隻であつた。

船名	重量噸數	傭船料(一日ニ付)
羽後丸	五、五二八	八三〇
日清丸	四、六六〇	七四〇
夕映丸	四、九三〇	八〇〇
吳山丸	四、九三九	八〇〇
神愛丸	六、四三六	八七〇
神盛丸	六、八〇〇	八八〇
どうば丸	四、九一三	七〇〇
第六大星丸	五、五〇四	七〇〇
平仁丸	六、六六九	七四〇
大童丸	六、九三〇	七八〇

合計十隻五萬七千三百六十九噸で內傭船日數の最長は羽後丸の七十五日間、最短日清丸の三十八日間で外は殆んど四十日乃至四十五日の短期間であつた。

之れを昨年の露國が漁業用に使用した日本船腹の送込、仲積、及切揚げとで合計三十八隻、二十三萬四千八百四十三隻に比較すると實に約四分の一といふ激減で、切揚げ船の如きは遂に一隻の傭船も無く尠からず當業者の期待を裏切るに至つた。

次に木材積取船に關しては、五月十五日駐日ソ聯通商代表部と山下汽船との間に北樺太東西海岸積最低三十萬石を契約したのを皮切りとして、六月に入つて更に川崎、島谷、村尾、巴組、各汽船會社が各天正丸、朝陽丸、鵬成丸、喜多方丸を相前後してマゴ積を契約し引續き沿海州方面積取りのため廣進丸、鐵山丸、泰仁丸、宇野丸、美崎丸、等が沿海州、南、中、北部に廻航され其の數十五隻に達した。

之等の各船は大體に於て北樺太百石百十二三圓ラン一日千石を標準とし、沿海州で百三十圓見當及マゴ積は百九十圓內外で成約されたが、愈々積取の最盛期に及び外國船の進出が著しく目立つて來た

即ち主として、諸威船が最多數を占め露國船及支那船之に次ぐ順序であるが、

殊に諸威船に滿洲事變の影響により、南支方面に於ける石炭輸送事業の杜絶より生じた空船が比較的安價の運賃で廻はされたもので、之等の割込みは本邦船には多大の痛手であつた。

斯くして同年の十一月末に於ける露領木材積取に使用された邦船の總決算を見るに、僅かに五十七萬七千餘石にすぎず、同年度出材總數九十九萬餘石内四十餘萬石は實に外國船によつて輸送せられた譯である。邦船としては矢張り山下川崎兩社が最多數を占め山下は北樺太西海岸に十九隻を配船して三十萬九千七百九十三石運賃合計約三十八萬九千餘圓を計上し東海岸に四隻配船して六萬八千十一石を積取運賃約七萬八千三百圓に達した、別にビレオ積として第二豊産丸を配船した。川崎汽船は專ら沿海州、マゴ方面を擔當して十五隻を配船其他トリップで配船せられた數隻の日本船があるが之れ等を總括すると運賃關係は左の通りである。

木材運賃

積地別	石數	運賃
北樺太西海岸	三〇九、七九三石	三六九、五〇〇圓
同　東海岸	六八、一二一	七八、三〇〇
同上ステベ賃	—	三三、四八〇
沿海州北部	七三、三七九	八八、〇五五
沿岸マゴ其他	一二七、五六六	二六二、三九
合　計	五七七、五六六	八四〇、六九四

而して前記、漁業用傭船料の五四七、五〇〇圓を加算して我が對露貿易外受取勘定として日ソ經濟關係に重要なる役割を演じてゐた對日傭船及海運賃も本年は兩者を合計して僅かに一、三八三、一九四圓といふ心細い數字に終つた譯で、之れを昭和七年度の木材積取運賃二、六二五八二九圓、漁業傭船の二、五〇八、〇五一圓合計五、〇二三、八七九圓に比較すると實に四分の一弱の激減であり更に昭和五年度に於ける傭船數九七隻四、八〇〇、〇〇〇圓に對比すると誠に寒心にたへぬものがある。

昭和九年の日ソ通商

關係展望

大正十四年十二月ソ聯邦の對日通商機關としてソヴエート通商代表部が東京に開設されて以來の日ソ兩國通商關係は漸く正常の規道に戻つて爾來遂年兩國の貿易は輸出入共に遞增の傾向を辿り昭和五年度の輸出入總額は四一、八四一、〇〇〇圓の巨額に達し、外に貿易外取引きしたる本邦勞働者雇傭料並に日本船舶傭船料等を加ふれば合計五〇、〇〇〇、〇〇〇圓を突破し、此の好調を繼續する時は兩國貿易尻が一億圓に達する事も難事にあらずと多大の期待がかけられたに拘はらず翌昭和六年に至つて俄然形勢は一轉して激減の現象を示した。然るに翌七年にも更に減退を續けて當業者の希望を裏切り不安の中に昨八年を迎えた、即ち八年度に於ける日ソ貿易の向背は兩國當事者にとつての最大關心事で其の前途には樂觀悲觀兩根據が横つて居つた。從つて、若し日ソ貿易の發展を阻害してゐる惡材料乃至懸案を解決し、更に日ソ貿易の發展を約束してゐる好材料を一層積極的に生ぬすなら、日ソ貿易の前途必ずしも悲觀

を要しないが、之れに反して此等の惡材料を除去し得ず、好材料をむざむざ殺して了ふなら、八年度の日ソ貿易は更に減退するに相違ないと言ふのであつた。然るに別項で述べた通り、實際八年度の貿易は不幸にして悲觀的豫想が適中して又もや一層の減退振りを示し。對露貿易發展絶望說すら擡頭するに至つた。之等不振の原因として數えられるものは素より一二に止まらないが。

一、ソ聯邦が國を賭しての大事業であつた第一次五ケ年計畫が終りを告げ、これに要した物資、殊に機械類、電氣用品等の註文が激減し、對露輸入は國際的に低下した事。

一、從來毎年數百萬圓の輸出を見た魚網類の註文が一昨年以來激減し、昨年度も亦僅かに三十萬圓内外に過ぎなかつた事。

一、船舶類の註文も亦引合のみに止まつて實際商談の成立したのは僅かに一二の小型中古船があつた位の事。

一、本年當初に於て期待せられた日ソ兩國の政治外交關係に於て兩國の貿易を促進せしめる如き好材料がなかつたのみならず、國家獨占貿易で、政治關係が直に貿易に反映する彼の國に對して却つて惡材料が續出した事。

就中、本年後半期に於て對露貿易の將來に多大の期待をかけられたものは北滿問題の解決であつた。該問題の圓解滿決は我が對露貿易の轉換期となる可く見られたが、右が將來に持ち越されたことは止むを得ぬとして、又期待はづれの一つではあつた。其他北滿鐵道問題に端を發し、ソ聯邦が極東に兵力を集中し、恰も露滿國境を脅かすが如き報道にからんで甚だしきは日露開戰說まで流布さるゝに至つた事は假令、それが一種の流言蜚語に過ぎずとするも、いたく我が經濟界の神經を刺激したことは事實で、一ケ年以上二ケ年近くにもなる長期取引等にあつては、大丈夫とは、重々承知し乍らも尙且つ二の足を踏むだ場合が無いとも言へず、又ソ聯邦よりの物資の購入に當つても同樣の氣構へがあつた事は昨年度の對露取引を萎縮せしめた一因と見ねばならぬ、かくして八年度當初の期待と希望は美事に裏切られたのであるが然らば本年、即ち昭和九年の日ソ貿易は果して如何なる傾向を取るであらう？

此の問題は最も愼重に檢討を要する處で恐らく昨年の初期に於て同年中の兩國經濟關係を豫想した以上に見透しの困難なるは論を俟たざる處である。素より昨年杞憂せられた如く兩國政治外交關係の惡化は先づあり得ないと見て差支へ無き事は廣田外相の議會に於ける聲明によつても窺知する事が出來るが、併し之れとても亦全然安心の域に達したと言ふ迄にもなつて居ない。加ふるに去る二月二十日の浦鹽に於ける漁區の入札に際しては、ソ側は從來の協定により留の換算率三十二錢五厘を一方的に七十五錢に値上げ問題を惹起して我方の神經を刺激した如きは、たとへ其の後太田駐露大使とソ聯當局との再三の交渉によつて圓滿の解決は見たものゝ、斯かる事件は決して日

ソ通商關係の促進に好材料となり得ない事は嚴然たる事實である。而かも北滿交渉問題は遲々として進まざる今日を以て見れば先づ遺憾ながら本年度の對露取引も多くを豫期する事は困難であらう。又實際三月末迄の對露取引の實際を見ても何等目ぼしいものを上げる事が出來ぬばかりでなく、例年ならば既に、契約が成立してゐる筈がまだ調印の運びになつて居らぬ。即ち、

一、白金輸入契約＝ソ聯產白金の輸入は數年來田中商店が駐日ソヴエート通商代表部との契約に基き輸入して居り、昨年の如きは軍事工業並に最近頓に旺盛を來せる化學工業方面の需要のため月極め契約數量一五〇〇オンスに對し殆んど其の倍額に達する需要を見たが本年とても此の傾向に變化は無い筈であるが只取引條件の點に於て兩者間に一致點を見ないので今日に及んでゐる

一、アスベスト輸入契約＝同品亦數年來大倉商事會社の手によつて取扱はれ昨年度は約三千噸、價格約四十五萬圓の輸入を見、本年も同樣輸入に關し昨年末よりソ聯駐日通商代表部と同社との間に新規契約に對し折衝中であるが、ソ側の値上げ要求で交渉に一頓挫を來してゐる。素より右契約は結局大倉商事の手によつて輸入せられる事になるではあらうが、昨年同契約が一月の二十五日に締結されてゐるのに比較すると已に二ケ月餘の遲延を來してゐる。

一、露材輸入契約＝之れ亦昨年度は已に二月中旬三菱商事會社と通商代表部との間に成約、同年度にソ側が本邦に輸入を豫定された沿海洲、北樺太出材の露材二百萬石の內、七五％即ち百五十萬石は同社に於て一手依託販賣の事の取極めを見たが、本年度は未だ交渉の進んで居らぬ計りで無く、通商代表木材部員は或は歸國し、他の係りに轉じ、木材部長ビオツールフ氏亦過般大阪支部長として轉任し、現在の處、東京には木材部は事實上存在せぬ狀體である從つて世上には木材部廢止說すら傳へられ、加ふるに昨年度の出材が豫定の半數にも達しなかつた實情に鑑み、本年は一層悲觀論さへ取沙汰さるゝに至つた。

之等の觀點よりするも露材本年の出廻り程度が昨年度以上に旺盛なる可しとは思はれず從つて同材の輸入が兩國貿易のバランス上に如何なる役割を持つかは少く共現在に於ては未知數である。

其の他、松方氏による露油の輸入の第三船が本年三月初旬の入港豫定が更に延期されたと傳へられ、六社對協定の滯滯、石油法案可決後の動向等によつて本年度歐露方面よりの露油の輸入は最も興味ある所であるが其の正確な見透しは尙困難である。北樺太國營トラストの原油輸入サレトニンの輸入亦三井物產との提携が去る一月三十一日を以て滿期となつて以來、通商部側は大阪方面に新規契約先き物色中であつたが未だ成約の船に不接、露國々營鮭鱒の本邦輸入が本年度は公海漁業の活躍、カムサツカ方面漁區の豐漁年廻り等から見て幾何の成果を擧げ得るかも又斯業界で注目を惹いてゐるが、上記は何れも尙未知數に屬する。尤も上記の白國、アスベスト等は目下交渉中に屬するもので、無論、近く契約締結の運びにある事は疑ふ餘地のない。所であるがしかも本年度特に躍進的傾向を辿るとも思はれない。只一ケ年の契約として成約をみたものは從來大倉商事の手で輸入されて居つたソ聯邦滿俺が今年は直接需要者たる日本鋼管會社と通商部との間に約二萬五千鮭價格約七十萬圓の取引が出來其の第一船、約六千噸が不日伏木港に入津が傳へられてゐる。尙本年に入つてから現實に輸入されたものに浦鹽積出し、横濱揚げの鐵屑約二千五百噸と函館揚げの鹽鮭一千噸同鱒九百噸がある位に過ぎない。其他本年度對露輸入として豫想せらるものに、曹達灰、苛性曹達、二酸化滿俺、澱粉類。其の他工業藥品毛皮、煙草、魚肥、酒類、菓子類等が數える事が出來るが、併し之等は何れも第二位に屬する物資で、兩國貿易尻に著しく影響を來す重要性を帶びてゐないのである。

然らば次に對露輸出について見ると、之れ亦今年になつて何等際立つた活策が呈されてゐない。即ち本年は一月末に既に引合の開始された漁業用トワイン及ロープが漸く去る二月二十日に至つて第一回引合として二十五萬キロの引合が發表せられ、つゞいて更に六萬二千キロを追加して計三十一萬二千キロの外ロープ三十トンの註文が發せられた。然るに右三十一萬二千キロの內、實際註文の決定したのは八坂商事の引受けた二十一萬八千キロ價格約十二萬五千圓丈けで、殘部は其の儘となつて今日に及びロープの註文も亦、行き惱み狀態である。

トワインの註文と稍遲れて蟹網用綿糸四萬二千キロの引合が發せられたが右は三月五日附を以て三菱商事及日本漁網會社の手で三萬七千キロ價格約六萬三千圓內外の成約を見たがトワインに於て九萬四千キロ綿糸で五千キロの未成約が殘つてゐる。而してトワイン及綿糸の引合と相俟つて當然期待されてゐる魚網の引合が今日に至るも其の氣配も見えない事は一般當業者を焦慮させてゐるが本稿締切り迄には未だ右吉報に接し得ないのである。每年春期に於ける對露輸出の大宗として計上されてゐる上述の魚網及トワイン類の引合が斯くの如く不振の狀態にある事は甚だ心許ない限りであるが、更に同じ漁業用品である蟹罐用の空罐も本年は十一萬六千函、價格約七十圓の註文があり、本年亦一月早々既に昨年同樣約十一萬函の引合が發せられソ側の早手廻はしと北洋漁業準備の進捗振りが察せられ大に當業者の氣勢を煽つたが、其の後の經過は捗々しからず、現に日本製罐、東洋製罐並に北海製罐等で折衝中ではあるが尙註文の確定を見ず、從つて一部では本年は日本よりは購入せず米國に註文するだらうなどとの憶說も傳はり所謂泰山鳴動して鼠一疋も出ずといふ心細い狀態である。

右の外本年に入つてから成立した商談としては、八坂商事會社の輸出したコルク板、コルク粒、ゴム板等取混ぜ價格約五千圓と古河鑛業會社受託の被覆銅線約

五千圓の浦鹽仕向け、更に駐日ソ聯通商部が三菱商事、岩井商店、及日本茶直輸出組合等から清水渡百封約十七八圓で買付けた靜岡產綠茶八十一萬封度がある位の實に荒涼たる有樣である。

然らば四月以降に於て輸出可能と目さる可きものは何々であらう？

之れを從來の例に見れば、各種機械類電氣機具、船舶類、食料品、綠茶等が數えられるのであるが、ソ聯邦の五ケ年計畫が一段落を告げて、建築材料や機械器具の需要も、以前の如く必須性を缺いた今日、果して何程の註文が發せらるゝかは大なる疑問で其他船舶類にして見ても同じ事食料品は主として極東方面の需要に充てる野菜類で大したものでない、只綠茶のみは最も有望で、昨年度に於ても六百萬封度百萬圓以上に達し、尙年々增額の傾向にあるから本年も本品丈けは相當の註文が期待せられてゐる。

斯く觀じ來れば本年度の對露輸出も昨年のそれに比して、より多くの希望が掛けられるとは遺憾乍ら思はれぬ。

輸出、輸入共上述の如き香ばしくない趨勢にある外、貿易外勘定として從來、露領に於ける木材積取運賃、漁業用傭船料、並に勞働者の雇傭料として年々數百萬圓の受取勘定となり我が對ソ通商關係には貴重な役割を演じて居たものが、昨年末漁場並に木材積地に於ける本邦勞働者の雇傭を禁止し、本年亦引續き本邦勞働者を使用しない意嚮を示してゐるのみならず、漁業、木材輸出共昨年は未曾有の不振を極めたため、傭船料として受取つたものは百二十八萬七千圓で、之れを一昨昭和七年度の三百二十三萬圓に比較すると實に約三分の一の激減であるが之れ亦四圍の事情を綜合考察して本年度特に增加するとは想像出來かねる。尙、現に山口縣の笠戸船渠で修繕中の露船カモ號の如きがあり、更に同社で碎氷船リトケ號の修繕も引受け已に本船は浦鹽を出帆して日本に向つたと傳へられて居り外にも本邦船渠で修繕を豫定され居る船があるといふから、之等が全部決定すれば幾分貿易勘定尻を增す事が出來るが要するに以上述べた所を全部包括綜合して檢討した結果は、本年度の對ソ貿易は不幸にして昨年以上の發展性は無いとの結論に達せざるを得ない。

然らば今後の對露貿易は絕望であらうかといふと之れは偏へに兩國の政治關係の動向如何である、政治卽ち經濟であるソ聯邦では此の現象は別に珍らしくないので此の關係が好轉する事が兩國經濟關係の局面を展開する唯一の契機となるのである。その契機を作るに先決問題となるものは北鐵問題の解決である、北鐵問題が昨年六月二十六日第一回會商以來停頓又停頓して遂に今年に持ち越されるに及び交涉が斯くの如く永引いた結果は遂には悲觀說すら流布さるゝに至り、ソ聯は元來北鐵を讓渡する意志は無いので只露滿國境の兵備を完成する迄、或は露米の修交關係の强固になる迄、日本を牽制するための奸策にすぎない、とまで論ずる者すら出づるに至つた、併し實際上、現に本問題の解決には廣田外相の熱心なる斡旋の下に駐日ソ聯邦大使ユレーネフ氏との間に交涉が行はれてゐる。右交涉の內容については極秘に附されて居り知る由は無いが、少く共兩國間に此の先き政治外交關係を惡化させる必要と材料がない以上、北鐵問題は早晚解決されるものと見るが至當であらう。

北鐵問題が圓滿に解決すれば、先づ價格に於て、つぎに附帶條件に於て、後に來る可きは右代金の支拂方法であるが、其の代償の半額は商品として受領する事に同意する旨は已に會商の當初に於てソ側の提出案中に表示されてゐる通りで、其の形式等は暫く措き、少く共、日本の商品が相當動く事は間違いなからう。右に關しては已に當業者間でも研究を進めて居る向きもあり、對露輸出組合對露貿易振興會等に於ても、如何なる方法に於て物資の供給をするか最も合理的且つ公平であるかにつき關係當局に意見を開陳して參考に供してゐる處である。尤もソ聯側で希望する物資等も今日之れを速斷する事は出來ないが、ソ聯の目下着手しつゝある第二次五ケ年計畫の必需品等が主なるものである事の想像に難くは無く從來ソ聯邦が本邦及獨伊其他の外國より購入した品目等を綜合すれば、

(一)電氣設備、(二)新造船—帆船、汽船曳船、タンク船、オイル、バージ、浚渫船等、(三)既成船舶、(四)船舶用發動機(五)製罐用ブリキ、(六)採油設備—鑿井機、ポンプ、バルブ等、(七)鐵道建設材料＝レール、機關車、客貨車等、(八)オリガ灣築港設備—狹軌鐵道、起重機、浚渫船等、(九)オリガ附近鐵鑛採掘設備、シヤフト等、(十)化學工業品等々が目されてゐる。

而して北鐵問題圓滿解決の結果、上記の如き諸物資の一部若くは全部がソ聯邦に輸出される事となれば、從來の如き沈滯せる空氣を一掃し我が對露貿易に一轉期を來す事は勿論で更に北鐵問題の解決が兩國の政治關係も融和して、引續き親等關係が擴大强化せられ、進んで兩國間に不可侵條約の締結、通商航海條約の締結等が實現するに至らば、當然日ソの通商關係は今日の如き不愉快なる狀態から脫し、本邦製品の市場が一億六千の人口を包擁するソ聯邦に開拓せられ又豐富なるソ聯邦の產物は、石油、サントニン、スト、白金滿俺等の現在輸入され居る物資の外、更に小麥、棉花等、未だ本邦市場に未知數となつてゐる物資もドシ〳〵輸入される樣な時期の到來する事も必ずしも空想ではないであらう。要は北鐵問題の動向が我が對露通商關係のキヤスチング、ボートともなり、日ソ兩國親善關係の重大なるクサビともなるのである。

日ソ貿易有望品

(一)日本の對ソ輸出有望品

一、歐露向

電氣銅、銅綠類、沃度、樟腦、薄荷油、メントール、木蠟、綠茶、茶種子、桑苗各種の機械設備、電氣機械器具、規邦、害虫驅除劑、煙草口紙、ガス、漁網、綿織物、洋紙、手工用材料（此の中にはセルロイド等を含む）製紙工場用のフェル

ト、同じく金網類、製粉工場に使用する絹布類、護謨。

二、歐露及び亞露向

漁網漁業用物資、船舶類、罐詰用空罐工場食料品、マニラロープ、マニラロープ、ワイヤーロープ、マニラトワイン、漁網、漁具、造船材料、銅眞鍮等、軌條、機關車、加工綿糸(漁網用)、製革用劑、コプラ樹脂、塗料、鹽酸加里、各種化學藥品、エーテル油、パラフイン、特殊の鐵並に其の製品、電氣機械器具、各種電線、鐵帶、紙類、卷煙草用紙、絕緣用紙、工業用紙、フアイバー、眼鏡用硝子、手工藝用材料、ブリキ、皮革、製靴用諸機械、化學工業用、製紙用、鑛業用機械、金屬工業用、複寫用、煙草製造用、電氣用、林業用、硝子製造用、手工業用機械用品、市街諸設備、工業用諸工具、製圖測量用具、ベルト類、各種電氣施設、電氣製品、畜産用材料、各種藥品及び其原料、醫療器械、米、砂糖、香料、アルミニューム、食器類、鉛筆、ペン、ガラス、食用家畜。

(二)ソヴエートの對日輸出有望品

木材、パルプ、鮭鱒生魚並に鹽魚類、重油輕油其他製精油等、白金、イリジューム、ウラル寶石類、小麥、穀類及製粉燕麥、亞麻纖維、剛毛、豚毛、羊毛、昆布、豆粕、蜂蜜、食用バタ、肉類、アスベスト、雲母、滿俺鑛、亞鉛鑛、サントニン、トルクニヤンカ、其他藥草、肥料、獸骨、苛性曹達灰、鐵、古鐵、毛皮、家畜、ニコチン、緣ナフタリン、ステアリン、膠スペルミン、アンチヘブリン、ブリキ屑、青銅屑、革屑、各種ボロ、澱粉、ウオツカ、葡萄酒、菓子、農民手工品、煙草、綿花、砂糖、皮革、麻、ア麻麥角、柔毛、鳥毛及馬毛、重石、鹽、日向葵、種油、クルミ、絨毛豆油、其他植物性油小果實。

ソ聯邦第二次五ケ年計畫による極東開發

日ソ貿易

極東露領はその名の示す如く歐羅巴露西亞から地理的に非常に遠隔の地點に位してゐるばかりでなく、經濟的、文化的にも比較にならぬ程立遲れてゐる。人口の密度も極度に稀薄であれば、產業發達の度合も非常に幼稚である。これは全體としての露西亞そのものが帝政時代においてヨーロツパ諸國よりも遙かに遲れてゐたところへもつて來て極東露領の產業的經營などは殆んど全く放擲して顧みなかつた爲である。否顧みる餘裕がなかつた爲である。從つてソヴエート政府當局は經濟開發五ケ年計畫を歐露と完全に同一の條件で極東において施行することは困難である。就中五ケ年計畫の一主要眼目たる工業化のテンポを極東露領において歐露におけるが如くしかく急速に取り上げることは許されない。そこでソヴエート政府當局は極東露領開發の重心を、其隣接地方との經濟關係就中通商關係を密接ならしむることの上に置いてゐる。即ち其實行方針としては、

(一) 過剩地方の人口を移民せしめ

(二) 產業及農業殊に輸出向生產に全力を盡し

(三) 太平洋沿岸の貿易を發達せしめ

(四) 西比利亞及歐露との經濟關係を密接ならしむる順序である。

ソ聯邦國民經濟五ケ年計畫は全般的に見れば無論大增產を目論んで居るが、極東地方は前述の如く歐露とは遠隔の地にあるから之と伍して進む理に行かない事情がある。從て第一次五ケ年計畫にては第一期とし、エニセイ河迄を建設及工業化の範圍として極東とエニセイとの間にある西比利亞の一部及ブリヤト蒙古共和國は第二次五ケ年計畫によつて漸く完全なる發達を期待されて居る。

然るに一九三二年末を以つて第一次五箇年計畫は完了し、一九三三年始めより第二次五ケ年計畫が遂行されつゝあるが第二次五ケ年計畫においては極東の開發に力瘤が入れられて居り、且つ極東地方は歐露とは切離して建設すべく餘儀なくされてゐるから、第二次五ケ年計畫により極東及びシベリヤの新企業建設に必要な港灣建設、造船、漁業、電氣、機械製作、鐵道要材、綠茶等は日本より相當多く輸入される可能性が充分ある譯である從つてソ聯邦の第二次五ケ年計畫、特に該計畫による極東開發は、日ソ貿易の、今後の發展に重大關係があると云はねばならない。極東開發と日ソ貿易との相互關係を無視すべからざる點を强調し、極東開發の過去、現在、將來の計畫等々數字に關する紹介についてはソヴエート聯邦の部の產業五ケ年計畫中において詳述するから、是非參照されんことを附加へて置く。

對露輸出補償法と實績

(一)輸出補償法

(昭和五年五月十六日法律第六號)

第一條　政府は本法施行地內に住所又は營業所を有する者が內地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生產製造又は加工せられたる商品を本法施行地より國務大臣の指定する地域に輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協贊を經たる金額の範圍內に於て其の損失の百分の七十を限度とし之を補償するの契約を爲すことを得

第二條　前條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし

第三條　第一條の損失は銀行が荷爲替手形の滿期日に支拂を受くること能はざりし金額より左の各號に揭ぐる金額を控除したるものとす

一、荷爲替手形に付擔保あるときは其の處分に依りて得たる金額(第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依りて得たる金額)より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

二、滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に付補償前に全部又は一部

の償還又は支拂を受けたるときは其の金額

第四條　銀行は補償を受けたるときは其の手形に付遲滯なく償還請求權其の他の手形上の權利を行使すべし但し其の權利の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるゝときは主務大臣の認可を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は命令の定むる所に依り前項の權利の行使に依りて得たる金額より滿期日以後の利息及銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第五條　第一條の契約に於て左の各號に該當する定を爲したるときは前條の規定は之を適用せず但し償還請求權以外の手形上の權利の行使に依りて得たる金額の處分に就ては此の限に在らず

一、荷爲替手形の振出人及支拂人が命令を以て定むる資格を有し其の手形が注文に依り商品を輸出する爲振出されたる場合に限り損失補償を爲すこと

二、損失補償の割合が百分の六十を超えざること

三、銀行が損失補償金に相當する金額に付償還の請求を爲さざること

第六條　第一條の契約を爲したる銀行が本法若は本法に基きて發する命令又は契約に違反したるときは政府は契約を解除し、損失の全部若は一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部又は一部の返還を命ずることを得

第七條　主務大臣必要ありと認むるときは政府は商品を輸出したる爲受取りたる約束手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し之を補償するの契約を爲すことを得

前項の場合に於ては第一條乃至前條の規定を準用す

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

輸出補償法施行期日

（昭和五年七月三十日勅令第百四十四號）

輸出補償法は昭和五年八月一日より之を施行す

（二）輸出補償法施行規則

（昭和五年七月三十一日省令第七號）
（昭和七年一月十四日省令第一號改正）
（昭和七年三月三十一日省令第二號改正）
（昭和八年四月一日省令第一號改正）

輸出補償法施行規則左の通定む

第一章　荷爲替手形ニ關スル補償契約

第一節　總　則

第一條　輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及乙種補償契約の二種とす

第二條　政府と補償契約を爲すことを得る銀行は內地に本店を有するもの又は朝鮮、臺灣若は樺太に本店を有し且內地に支店を有するものとす

第三條　政府と補償契約を爲さんとする銀行は毎年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度

三、補償を受くることを得べき荷爲替手形（以下補償手形と稱す）を買取るべき營業所の名稱及位置

第四條　政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣は其の銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及位置竝に補償契約の種類を告示したる事項に變更ありたるとき亦同じ

第五條　銀行が補償手形を買取ることを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度內とす

第六條　銀行は商工大臣の承認を受け補償契約の種類、損失補償金額の限度又は補償手形を買取るべき營業所の變更を爲すことを得

第七條　銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得ず

一、一覽後定期拂の手形に在りては滿期日が一覽後四月を超ゆるもの

二、一覽拂及一覽後定期拂の手形以外の手形に在りては滿期日が振出の日より六月を超ゆるもの

三、額面金額が附屬荷物の發送の地又は時に於ける其の價額に到達地までの運賃、保險料其の他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を超ゆるもの

四、附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人に於て其の全額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず

第八條　銀行は補償手形を買取らんとする場合に於て振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生產、製造若は加工せられたる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる疑あるときは其の手形の買取を求むる者をして之に關する證明書を提出せしむべし

第九條　銀行が補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に其の手形、之に附屬せる船荷證券（小包郵便に依る場合には其の受領書）及送狀の各寫、補償料に關する計算書竝に前條の證明書を添附し七日以內（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱

四、手形の額面金額

五、手形の振出人の氏名又は商號及住所又は營業所

六、手形の支拂人の氏名又は商號及住所又は營業所

七、附屬荷物の生產、製造又は加工せられたる地域

八、附屬荷物以外の擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

九、滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第十條　補償手形を買取りたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日までに其の指定する日本銀行の本店、支店又は代理店に納付すべし

第十一條　銀行は補償手形が引受ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下引受渡條件の手形と稱す）の場合に於ては引受前に、支拂ありたるとき附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形（以下支拂渡條件の手形と稱す）の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず

第十二條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を遲滯なく商工大臣に届出づべし

一、引受拒絶ありたるときは其の事實及年月日

二、全部又は一部の支拂ありたるときは其の事實、金額及年月日

三、支拂人の信用狀態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときは其の事實

第十三條　補償手形を買取りたる銀行は其の手形を讓渡すことを得ず

第十四條　銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の滿期日後六月以内に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十五條　政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度内に於て之を爲すものとす

第十六條　政府は補償手形の滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任ぜず

第十七條　輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戰亂、恐慌等の爲取引上の危險特に大なりと認めらるるものある時は商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を輸出する爲振出された補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし

商工大臣前項に依り停止を命じたるときは其の旨告示す

第十八條　補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし

一、補償契約の種類

二、手形の番號

三、振出人の氏名又は商號

四、支拂人の氏名又は商號

第二節　甲種補償契約

第十九條　甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十なるものを謂ふ

第二十條　甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し一日三厘四毛

二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し一日一厘三毛

第二十一條　前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に之を準用す

第二十二條　第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるるときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替賣相場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の電信爲替賣相場は横濱正金銀行の建値に依る

前項の建値なきときは第一項に依る換算は商工大臣の定むる率に依る

第二十三條　銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の事實及年月日を記載したる届書に追納すべき補償料に關する計算書を添附し七日以内に之を商工大臣に提出すべし

第二十四條　銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付第二十條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第二十五條　甲種補償契約に基き補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遲滯なく償還請求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし

第二十六條　甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第二十七條　甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及滿期日に支拂を受くること能はざりし事由を記載したる請求書に損失に關する計算書及支拂拒絶證書の謄本其の他の支拂を受くること能はざりしことを證する書面を添附して商工大臣に之を提出すべし

第二十八條　補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は滿期日の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第二十九條　第二十七條に依り政府に對し損失補償の請求を爲したる後銀行が補償前に其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を遲滯なく商工大臣に届出づべし

第三十條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が輸出補償法第四條第一項但書に依り認可を受けんとするときは申請書に權利の行使に要する費用及其

の内譯竝に其の行使に依りて得べき金額及全部又は一部の償還又は支拂を受くるの見込なきときは其の事由を記載し商工大臣に之を提出すべし

第三十一條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる届書に第三十二條に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遲滯なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條　甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の償還又は支拂を受けたるときは其の金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の七十を政府に納付すべし

一、滿期日に支拂を受くること能はざりし金額に對する滿期日以後補償日の前日までの利息（補償前に其の金額に付一部の償還又は支拂ありたるときは其の日以後の期間に付ては其の殘額に對する利息）

二、銀行が償還請求權其他の手形上の權利の行使の爲支出したる費用

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第三十三條　補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるる場合に於ては前條の支拂を受けたる金額は支拂を受けたる時の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす

第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十四條　第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものあるときは其の殘額に付計算するものとす

第三節　乙種補償契約

第三十五條　乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の六十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條　輸出補償法第五條第一號の手形の振出人は輸出組合若は其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること、其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受たる者なることを要す

第三十七條　銀行が乙種補償契約に基き補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外注文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示し之を省略することを得

第三十八條　乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては滿期日までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、引受渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付二圓、其の後の期間に付一日六厘六毛

二、支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付八十錢、其の後の期間に付一日三厘三毛

第三十九條　銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受條件に變更したるときは其の手形の滿期日に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條　乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第四十一條　乙種補償契約に於て補償手形の滿期日に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於て銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遲滯なく償還請求權を行使すべし但し償還請求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を超ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利の行使に依りて得たる金額より銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第三十條の規定は第一項但書の場合に第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條　乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の六十を政府に納付し、百分の四十を銀行に於て取得すべし但し銀行が其の損失に付既に全部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額を、一部の償還を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より殘餘の損失を塡補し尙殘額あるときは之を償還をなしたる者に返償するものとす

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十三條　第二十一條乃至第二十三條第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章　約束手形に關する補償契約

第四十四條　輸出補償法第七條の約束手形は「ソヴェート」聯邦に商品を輸出したる爲受取りたるものとす

前項の約束手形の振出人は內地に於ける「ソヴェート」聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權利を有する者なる

ことを要す

第四十四條の二　銀行は滿期日が振出の日より十二月を超ゆる約束手形を補償手形として買取ることを得ず

第四十四條の三　書換の爲振出されたる約束手形にして其の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超ゆるものは商工大臣の承認を受くるに非ざれば銀行は之を補償手形として買取ることを得ず

第四十五條　約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十六條　銀行が約束手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に其の手形、商品の輸出に關する船荷證券及送狀の各寫補償料に關する計算書竝に第五十二條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し七日以内（休日を算入せず以下同じ）に之を商工大臣に提出すべし

一、補償契約の種類
二、手形の番號
三、銀行が手形を買取りたる年月日及其の營業所の名稱
四、手形の額面金額
五、手形の受取人の氏名又は商號及住所又は營業所
六、商品の生産製造又は加工せられたる地域
七、手形に付擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額
八、滿期日以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

前項の船荷證券及送狀の各寫は其の商品を「ソヴェート」聯邦に輸出したることを證する書面を以て之に代ふることを得

前項の書面には其の商品の名稱、數量輸出港、仕向先及輸出の年月日の記載あることを要す

第四十七條　補償手形の書換ありたる場合に於て新手形の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超えざるときは銀行は其の新手形を補償手形と爲すことを得

前項の場合に於て新手形の滿期日が最初の手形の振出の日より十二月を超ゆるときは商工大臣の承認を受けるたときに限り其の新手形を補償手形と爲すことを得

第四十八條　銀行が前條に依り新手形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる届書を書換の日より七日以内に商工大臣に提出すべし

一、新手形の番號
二、書換の年月日
三、新手形の滿期日
四、新手形の額面金額

第四十九條　約束手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より滿期日までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘七毛
二、乙種補償契約に於ては百圓に對し

最初の三十日に付一圓、其の後の期間に付一日六厘六毛

第五十條　銀行が第四十七條に依り新手形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より滿期日迄の期間に付左の割合に依り算出したる金額を補償料として政府に納付すべし

一、甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘七毛
二、乙種補償契約に於ては百圓に對し一日六厘六毛

第五十一條　約束手形に關する甲種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす

第五十二條　第一條乃至第六條、第八條第十條、第十二條乃至第十九條、第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十五條第四十一條及第四十二條竝に第四十三條の規定に依り準用する第二十五條、第二十七條、第二十九條乃至第三十一條及第三十四條の規定は約束手形に關する補償契約に關し之を準用す

附　則

本則は輸出補償法施行の日より之を施行す

昭和七年省令第一號附則

本令は公布の日より之を施行す

昭和七年省令第二號附則

本令は昭和七年四月一日より之を施行す

昭和八年省令第一號附則

本令は公布の日より之を施行す

(三)輸出補償法第一條の規定に依る指定地域

（昭和五年七月三十一日告示第三十八號）（昭和六年十一月二十四日告示第六十二號）（昭和八年二月十三日告示第六號）

輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通指定す

一、メキシコ、グアテマラ、サルヴァドル、ホンヂュラス、英領ホンヂュラス、ニカラグア、コスタ・リカ、パナマ、キュバ、ハイテイ、ジアマイカ、其の他中部亞米利加又は西印度諸島に屬する地域

二、コロンビア、エクアドル、ペルー、チリ、ボリヴィア、アルゼンテイン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、佛領ギアナ、蘭領ギアナ、英領ギアナ、ヴェネズエラ、其の他南部阿米利加に屬する地域

三、エジプト、スーダン、エシオピア、英領ソマリランド、伊領ソマリランド、ケンヤ、ウガンダ、タンガニカ、南ローデシア、北ローデシア、葡領東阿弗利加、マダガスカル、南阿弗利加聯邦、アンゴラ、白領コンゴー、佛領赤道阿弗利加、ニジェリア、ゴールド・コースト、リベリア、シエラ・レオン、佛領ギネア、葡領ギネア、セネガル、リオデオロ、モロッコ、アルジェリー、テユニス、リビア、其の他阿弗利加ニ屬スル地域

四、ルーマニア、ブルガリア、希臘、歐

羅巴土耳古、アルバニア、ユーゴースラヴイア

五、アフガニスタン、ペルシア、イラク、アルメニア、亞細亞土耳古、シリア、パレスタイン、其の他アフガニスタン及ペルシア以西の亞細亞に屬する地域

六、ソヴエート聯邦

七、瑞典、諸威、フインランド、エストニア、ラトヴイア、リスアニア、ポーランド、チエツコスロヴアキア、墺地利、ハンガリー、西班牙、ポルトガル、英領マルタ、英領ジブラルタル

八、ニユー・ジー・ランド

九、丁抹、和蘭、白耳義

十、暹羅、佛領印度支那、比律賓群島及蘭領ジヤバ島を除きたる南洋諸島

(四)對露輸出補償實績

一、昭和五年度輸出補償實績

昭和五年度即ち日本政府の輸出補償法實施日たる五年八月一日以來同年度末たる六年三月三十一日に至る八ケ月間の日本政府の輸出補償手形買取實績を見るに各國向補償手形買取總額は九百三十一件百九十萬二千九百八十二圓三十八錢にして之が補償料は二萬三千三百六圓六十四錢であるが、其内對ソヴエート輸出手形は六十六萬一千六百七十九圓三十七錢に達し其手形の種別並に商品別を示せば左の如し。

對ソ買取手形種別

甲種(七件)	一八二、九六二・五二円	
乙種(二六件)	四七八、七一六・八五	
合計(三三件)	六六一、六七九・三七	

對ソ買取手形商品別

粗製沃度	(八件)	二九、四七五・二〇円
精製樟腦	(二件)	二七、三〇四・四五
雜貨	(一件)	五、四三四・六〇
漁網	(一四件)	三四、五六九・〇九
	(六件)	一六六、五八・七三
茶	(一件)	一五、一四七・三一
カツチエキス	(一件)	三、一八〇・〇〇
紙	(一件)	六八、六七九・三七
合計	(三三件)	六六一、六七九・三七

二、昭和六年度輸出補償實績

昭和七年度十二ケ月間(昭和六年四月一日—昭和七年三月末日)の各國向輸出補償手形買取總額は四百九十五萬六千五百四十五圓六十六錢にして、之が補償料は九萬九千八百四十圓四十八錢であるが此中絶對過半を占むるソヴエート向輸出補償手形は件數百十六件、總額二百八十九萬二千二百四十七圓に達したが、之れを各輸出商品別に示すと左の通りである

對ソ買取手形商品別

食料品	一三、一〇七		一
機械類	三〇一、九一		一四
漁網	二六五、九二六		三一
マニラロープ	五六九、一八九		二六
製茶	一、〇六九、六八三		三
ハツキング	八、六一〇		一
コムバウンド			
其他	六六四、七四一		八
合計	三、八九三、二四七		一六

三、昭和七年度輸出補償實績

昭和七年度十二ケ月間(昭和七年四月一日—昭和八年三月末日)の各國向輸出補償手形買取總額は九百四十二萬五千九圓四十九錢にして、之が補償料は十二萬八千三百四十三圓四十七錢であるが、此中ソヴエート向輸出補償手形は件數百三十三件總額三百八十三萬五千九百四十九圓に達したが、之れを各輸出商品別に示すと左の通りである。

對ソ買取手形商品別

食料品	三八、〇五三圓三六錢		三件
藥品類	六、二〇〇圓〇〇錢		二
食料品	六、二〇〇圓〇〇錢		二
機械類	九五、九三四圓八二錢		六
漁網	四八三、六六〇圓一九錢		二九
マニラロープ	三三三、一三三圓五五錢		一五
絲茶	六〇六、四七五圓七一錢		七
空罐	三三五、四八〇圓〇〇錢		一
其他	一、九四八、〇二一圓四八錢		六〇
合計	三、八三五、九九九圓〇一錢		一三三

四、昭和八年度四、五月輸出補償實績

昭和八年度に入りて四月及五月の兩ケ月に於ける對ソ輸出補償の實績は左の通りである。

品名	金額	件數
マニラロープ及トワイン	三〇九、二五七・四四円	一三
空罐	六九四、二一〇・六〇	六
日本紙	三〇、三〇二・六〇	一
鐵製品	二八三、九五四・八五	三
電機器具	六四、〇五三・七七	三
石炭	二一七、三一〇・〇〇	一〇
野菜類	八五、三八六・九二	五
漁網及綿糸	六五、七三五・三〇	二
絲茶	一〇五、四七三・三三	二
合計	一、七五五、六七四・八六	四四

右の内絲茶五萬六千九百七圓二十九錢は前年度に補償手形として買取られ、今回はその書換へをなしたものである。尚五月中にマニラロープ及トワイン約六萬圓餘が補償にかけられたるも、書類未着の爲こゝには省略して算入しなかつた。

これを要するに四月中の補償手形件數は二十八件その金額壹百貳拾七萬參千參百四拾壹圓壹錢であり、五月は件數十五件その金額四拾貳萬五千四百貳拾六圓五拾六錢といふ非常な減額である。以上二つを合したものに書換へ分五萬六千九百七圓貳拾九錢を加算すれば、曩に掲げた總計額となる譯である。

對露取引の金融狀態

對ソ取引と云へば明かに國際貿易で國際貸借關係を生ずるは當然であるが、聯邦貿易制度の特種性に基き金融は全然國内金融に屬し、商品代金の決濟は外國爲替に依らずして、全部内國爲替で行はれる。而も使用される手形は外國爲替又は内國荷爲替に用ふる如き爲替手形でなくて全部約束手形であることも特色である元來ソ聯邦内地に於ては手形と云へば殆ど約束手形に限られ爲替手形は使用されず、遠隔地との取引も本邦内地の取引に於ける如き荷爲替決濟でなくて、荷物關係書類を以てする代金取立の程度にて、之に對し被依頼銀行が前貸又は内地渡を

なすに過ぎず、內地に所謂荷爲替の取引等は全然見ない。（對外國關係の取引は異る）從て爲替手形 Bill of exchange に相當するものに「送金手形」なる文字が用ゐられて居り、取引上爲替手形は全然其用がなく、手形と云へば約手と同意義に用ゐられて居た。通商代表部にては御都合とあれば約手でも爲替でも發行すると云ふが、上述の如き慣習があつた外に、昨今の日ソ取引は、荷爲替を組むよりも B/L を通商部に引換に約束手形を貰へば引受も一時に終ると云ふ便利もあるから爲替手形は全然使用されず、約束手形の形式によつて行はれるものである。

一、最近三ケ年の對ソ輸出補償適用金額

斯の如き特異性を持つ對ソ取引において昭和七年度十二ケ月間（自昭和七年四月一日至八年三月三十一日）の本邦對ソ輸出金額中補償法の適用を受けた金額は三百八十三萬五千九百四十九圓にして、此最近三ケ年間の對ソ輸出額と補償適用金額とを比較すると左の通りである。

對露輸出金額中補償法の適用を受けたる金額

	件數	總輸出金額に對する比
昭和五年度	六六二、六七九	四・三七
自八月至翌三月	三三	二・三
昭和六年度		
自四月至翌三月	二、八九二、三四七	〇五
昭和七年度		
自四月至翌三月	三、八三五、九四九	〇一
	一三三	三四・六

二、昭和八年度對ソ輸出補償額

最近議會を通過した商工省の昭和八年度豫算によると、輸出補償金額は總計九百三十一萬三千圓であつて、その中對ソ輸出に振當てらるる補償金額は六百五十萬圓である。

右の六百五十萬圓中には甲種（七割補償）と乙種（六割補償）とが含まれてゐる譯であるが、對ソ輸出は大部分乙種として取扱はれる點から計算すると、受命銀行は約一千八十萬圓ほどの通過部振出し手形を買取ることゝなる。これを從來の補償金額に比較すると一躍して數倍に增加した譯であつて、對ソ輸出貿易は、それだけ發展性を帶びてきたと云つてもよいであらう。

三、年度後に亘る契約

補償金額の增加したこと以外に、尙一つ注目すべき新事項は今度の議會で商工省は、銀行との間に「昭和八年度以降三箇年度內に於て國庫の負擔となるべき契約を昭和八年度に於て結ぶことを得」といふ承認を得た件である。

これまでは、右の契約が二箇年となつてゐたのであるけれども、今回更に一箇年だけ延長された譯である。その結果どういふことになるかを實例によつて說明すると、例へば年度末三月始に、支拂期限十五ケ月の手形を補償にかけたいと思つても、これまでは銀行が、それを補償手形として受取ることが出來なかつた。

といふ譯は、三月が年度末のため一ケ月より餘つてゐない所へ、次の年度十二ケ月を加算しても十三ケ月となるまでであつて、

箇年度に亙るだけでは、以上の如き場合結局十五ケ月の手形を、直ぐ補償にかけることは出來ないのである。ところが今回三箇年度に亙り得るやうになると、銀行は三月始に支拂期限十五ケ月の手形を補償手形として買取つても差支ないことになる。昨今の如く通商部が、支拂期限の延長を希望してゐる狀況の下に於て、かくの如く年度を一年だけ多く跨つてもよくなつた事が、對ソ輸出に從事する當業者へ、多大の便宜を與ふるものであることは云ふまでもない。

四、商品別の支拂期限

最近の實例に徵すると、ロープ及ツワイン類は、支拂期限十五ケ月の條件で以て、通商部と當業者との間に商談が纏つた。これは對ソ輸出に於ける最近の一例に過ぎないが、總じてどの商品も支拂期限は延長され氣味である。當業者は何人も支拂期限の短いことを希望してゐるには違ひないが、通商部側は自國の經濟關係からして、年一年と長い取引を希望するやうである。商賣の成立を望む當業者が勢ひこれに引きづられるのも亦やむを得ないことと云はねばなるまい。

そこで對露輸出組合は、最近の或る機會に於て、通商代表と支拂期限に就いて腹藏のない意見を交換した。その結果、双方の都合を斟酌して、當分支拂期限は次の如き標準によるのが、兩國貿易の進展を圖る上に必要であらうといふ意見に一致した。

一、有色金屬類（例へば銅の如きもの）　九ケ月
一、食料品（茶及漁網類、魚網用綿糸を含む）　十二ケ月
一、ロープ及ツワイン類　十五ケ月
一、船舶　十八ケ月
一、電氣設備及一般機械類
（金額の多少に依り）　十五ケ月乃至十八ケ月
一、鐵道用材料　二十ケ月

但し前揭以外の商品は其の種類に依り前記各項に準ず。

右は通商部と對露輸出組合との間に、正式の取極めが結ばれたといふのでなく謂はゞ双方が之を諒解したいとふ程度なのである。

その品目は一々擧示してないため、前揭以外の商品に就いては、但し書にもある通り、その都度どの項に準ずべきかを考慮せねばならぬ。例へば、藁工品はその性質上ロープやツワインに準じて十五ケ月の部に入れるといつた類である。

尤も右に決めた期限といふものは、補償にかかる最大限を表示したまでで、それよりも短い期限でも差支へないことは言ふまでもない。さう云ふ點は當業者の都合によることであるから、當業者に於て通商部と協議し得る譯である。因にこの支拂期限は組合から商工省へ申請して既に商工省の承認を得てある。

五、補償手形の期限

從來の規定に依ると、通商部振出し約束手形を補償にかけやうとするには、手形一通につき六ケ月以上の期付は許されてゐなかつたのである。だから、六ケ月

以上の支拂期限には、必ず途中で手形の書換をしなければならぬ。從つて昨今のやうに支拂期限が段々長くなると、一つの取引に於て、手形を二度乃至三度も書換へねばならないため、手續上非常に不便が多い。そこで組合が其點を詳細商工省へ申請した結果、輸出補償法施行細則の一部を改正して、四月一日から約束手形の期付を十二ケ月まで延長し得ることとなつたことは既報の通りである。つまり十五ケ月支拂の契約に於ては、三ケ月と十二ケ月、若くは六ケ月と九ケ月いづれにせよ、途中で一回書換ればよいやうになつた譯である。

六、受命銀行の追加

對ソ輸出に關係ある受命銀行は、これまで

(一) 横濱正金銀行
(二) 朝鮮銀行
(三) 北海道拓殖銀行
(四) 北海道銀行
(五) 加能合同銀行
(六) 加州銀行
(七) 三十五銀行
(八) 大垣共立銀行
(九) 敦賀二十五銀行
(十) 名古屋銀行

の十行であつたところ、昭和八年度よりは、更に安田銀行を一つ追加することとなつた。

安田銀行は大阪、名古屋、横濱、東京及函館の五店に於て補償手形を取扱ふことになつたのであるから、同行と取引關係を有する當業者にとつては同行を利用し得る便利が出來た譯である。

昭和七年度の日ソ收支勘定

兩國の貸借關係を算出するは容易でない。

貿易上の收支の外に種々雜多の勘定があつて正確に知り難く、只概數を知る程度に過ぎない。

日ソ間の貸借を算出すると大體左記表の通りであつて、一九三一年度に於ては四百五十餘萬圓の支拂勘定となつてゐる

尙左記列記の外受引勘定としてソ聯邦機關の本邦に駐在に依る支出及觀光客の出費等幾分ある筈なるも之等は在ソ聯邦本邦公館の支出と相殺して大過なきものと思ふ故、右何れをも除外した。

駐ソヴェート通商部發表の昨年の日ソ貿易（漁業、利權關係を除く）は輸出五千九百二萬百七十一圓、輸入一千百八十五萬二千圓で差引五百九十三萬一千八百二十九圓の入超を示したが貿易外諸勘定を含む同年の兩國貸借勘定は左の通りである。

對ソ貸借勘定

(一)對ソ支拂勘定

一、露領漁業關係

イ、漁區租借料　六、七六九、七三四留

邦貨換算（アコ社債一留につき三十二錢五厘換）　二、二〇〇、一六〇圓

ロ、同抵代稅邦貨換算　六、六〇、〇四五

ハ、特別報償金　三三五、〇〇〇

ニ、制限超過料並に繁殖保護稅　一九〇、〇〇〇留

邦貨換算（三十二錢五厘換）　六一、三五〇圓

ホ、一九三〇—三一年度分未納金　三五〇、三九一

合計　三、五二一、九九六

二、貿易入超額　五、九三一、八二九

三、北樺太利權關係　四八〇、〇〇〇

(二)對ソ受取勘定

一、貸船料及勞働者雇傭賃銀　五、三七三、七三三圓

差引支拂勘定　四、五四九、九九三

本邦對露關係者一覽

(一)輸出入關係

一、東京府

名稱	營業種別
日魯漁業株式會社	魚類輸入
株式會社籾山商店	鹽魚輸入
北光水產株式會社	鹽魚輸入
リユリー商會	魚罐詰其他水產物一般輸出入
三井物產株式會社	サントニン輸入一般輸出入
三井鑛山株式會社	亞鉛鑛輸入
三菱商事株式會社	木材一手販賣其他一般輸出入
大倉商事株式會社	滿俺鑛、石綿輸入
古河電氣工業株式會社	銅線及ケーブル輸出
北樺太石油株式會社	石油輸入
松方日ソ石油販賣所	石油輸入
日蘇通商株式會社	輸出入一般
東邦商工株式會社	滿俺鑛輸入
淺野物產株式會社	古鐵輸入
株式會社新潟鐵工所	各種モーター機械類輸出
住友合資會社東京販賣店	銅線、鐵管、電氣機械輸出
株式會社池貝鐵工所	ヂイゼル・エンヂン輸出
株式會社日立製作所	電氣機械類輸出
沖電氣株式會社	電機及材料輸出
ハンセアチツク・モーター株式會社	モーター類輸出
清水貿易株式會社	機械類其他一般輸出入
戸畑鑄物株式會社	發動機、機械類輸出
株式會社林鐵工所	罐詰製造用機械
東洋工業用品株式會社	各種モーター機械類
株式會社田中商店	プラチナ輸入
東京製綱株式會社	各種ロープ類輸出
八坂商事株式會社	各種ロープ類輸出
株式會社福島商店	製罐材料輸出
東京瓦斯電氣工業株式會社	旋盤機械類
日本アスベスト株式會社	アスベスト輸入
文化貿易商社	同
友田合資會社	各種藥品輸出入
株式會社鳥居商店	サントニン其他藥品輸出入
株式會社小西新兵衞商店	サントニン輸入
株式會社田邊吾兵衞商店	同
東洋葉煙草株式會社	煙草輸出入
袋一平	映畫輸入
地上映畫社	同
日米商事合名會社	一般輸出入

杉林製練所　滿俺鑛輸入
株式會社野澤組　一般輸出入
株式會社梅田商會　同
日露實業株式會社　同
帝國製麻株式會社　亞麻輸入
大日本鹽業株式會社　鹽　輸入
日本沃度株式會社　沃度其他藥品輸出
日本鋼材株式會社　鋼鐵組立建築材
株式會社門倉商店　繩、叺、莚輸出
前田青山工場　塗料輸出
株式會社大村五左衞門商店　綿帆布同
日本漁網船具株式會社東京營業所　漁網船具輸出
永柳商店　コルク製品輸出
株式會社福岡商店　ゴム液輸出
笹川商店　ブリキ屑輸入
東亞製網株式會社　トワインロープ類
東亞商會　漁業用具、機械輸出
東京合同運送株式會社　通關、運送取扱
石田常磨商店　木材輸入、仲介
富士電氣株式會社　電氣機械類輸出
西川商店　漁網用、ラミ糸輸出
タンニン貿易合資會社　漁網用染料
ユニオン貿易商會　輸出入
下田滋事務所　輸出入一般
山岡商店　毛皮、食料品、貿易
ナウーカ社（大竹博吉）ロシア雜貨、書籍

二、神奈川縣

横濱植木株式會社　種子輸出入、藥品輸入
ヘルム兄弟商會　通關代理、運送取扱
横濱新港倉庫株式會社　同、庫入

三、靜岡縣

天龍製材株式會社　木材輸入
清水木材株式會社　同
横山製材所　同
畠山商店　同
望月商店　同
平岡商店　同
富士製茶株式會社　綠茶輸出
日本茶直輸出組合　同
本間商會　綠茶輸出
栗田兄弟商會　同
ジーグフリード商會　同
アウイン・ホイットニー・ハリソン株式會社　綠茶輸出
ヘリヤ商會　同
株式會社服部商店　綿糸輸出

四、三重縣

東洋漁網商會　漁網及漁具輸入
山本重治郎商店　同
大野作左衞門商店　同
平田製網株式會社　同
網勘製網株式會社　同
三重製網合資會社　同
內外製網株式會社　同

五、山口縣（下關）

株式會社林兼商店　魚類輸入

六、福井縣（敦賀）

葉加瀨商店　一般輸出入及運輸
坂田商店　同
大和田回漕店　通關及運輸取扱
中島商店　木材輸入
深田製材工場　木材輸入

七、富山縣

富山縣賣藥原料購買利用組合　サントニン輸入
淺田商店　同
堀松太郎商店　藥品輸入

八、大阪府

株式會社大阪鐵工所　造船、機關輸出
東洋製藥貿易株式會社　サントニン、苛性曹達其他藥品輸出入
株式會社住友電線製造所　パイプ、電線類
株式會社武田長兵衞商店　サントニン其他藥品輸出入
株式會社安宅商會　木材滿俺輸入
株式會社岩井商店　一般輸出入
島貿易株式會社　化學用藥品輸出
株式會社大同洋紙店　紙類輸出
東亞製綱株式會社　トワイン・ロープ
岩井商店　ロープ・トワイン其他輸出入

九、京都府

谷源藏商店　白楊、其他木材輸出

一〇、兵庫縣

株式會社協信洋行　穀類輸入
長谷川商店　鐵屑輸入
株式會社田中洋紙店　紙類輸出
株式會社本田商店　モーター輸出
高瀨三郎商店　一般輸出入

一一、新潟縣

桑山商店　木材輸入
株式會社野澤組　同
八尾商店　同
四四二共同木材店　同
北陸木材株式會社　同
島本鐵工所　モーター輸出

一二、石川縣

北陸水產株式會社　魚類輸入
北國製綱株式會社　ロープ類輸出
若杉新吉　同
高林商店　漁網類輸出
松平榮信　同
島田昌一郎　藥工品輸出
德澤仁三郎　同
久保田　同
高林與作　漁網輸出
紙谷外次郎　同
松本民治　同
清水嘉平　同

一三、青森縣

共同罐詰株式會社

一四、朝鮮

朝鮮商事株式會社　石油輸入
綠商會　沿海洲材輸入

一五、廣島縣

西備網株式會社　漁網輸出
音頭網株式會社　同

一六、北海道

日本製罐株式會社　空罐及木箱輸出
函館製網船具株式會社　漁網船具輸出
日本漁網船具株式會社　同

函館ゴム株式會社　ゴム製品輸出
岡村商店　木材輸入
島本鐵工所　モーター、機械類輸出
鍬重支店　繩、叺、莚輸出
岡本與三八商店　同
共同漁網店　漁網輸出
寺井商店　一般輸出
株式會社有江鐵工所　小型船舶輸出
淺岡商店　漁網、莚輸出
北海製罐倉庫株式會社　空罐木箱輸出
新谷商店　一般輸出
一柳商店　船具輸出

(二)利　權

北樺太石油株式會社　石油利權
北樺太鑛業株式會社　石炭利權

(三)金　融

一、東　京　府

朝鮮銀行東京支店　補償受命
横濱正金銀行　同
安田銀行　金融取引
ナショナルシチー銀行　同

二、兵庫縣(神戸)

朝鮮銀行支店　補償受命

三、福　井　縣

敦賀二十五銀行　同

四、岐　阜　縣

大垣共立銀行　同

五、大　阪　府

朝鮮銀行大阪支店　同

六、石　川　縣

加能合同銀行　補償受命
加州銀行　同

七、靜　岡　縣

三十五銀行　同

八、山口縣(下關)

朝鮮銀行下關支店　同

九、北　海　道

北海道拓殖銀行支店　補償受命
第一銀行函館支店　金融取引
北海道銀行支店　補償受命

十、三　重　縣

名古屋銀行桑名支店
大垣共立銀行桑名支店

(四)運　輸

汐留合同運送株式會社　運輸
北日本汽船株式會社　船腹供給
山下汽船株式會社　同
大同汽船株式會社　船腹供給
三井物産株式會社船舶部　同
北陸汽船株式會社　同
川崎汽船株式會社　同
國際運輸株式會社　同
國際汽船株式會社　同
帝國汽船株式會社　同
合資會社泰通商會　同
豐島海事貿易株式會社　傭船仲介
柿谷商會　傭船仲介
株式會社三祐商會　同

(五)保　險

東京海上火災保險株式會社　日露海保特約

(六)造　船

株式會社川崎造船所
株式會社大阪鐵工所
株式會社淺野造船所
株式會社石川島造船所
村尾船渠株式會社
横濱船渠株式會社
浦賀船渠株式會社

(七)對露輸出組合

對露輸出組合は大正十四年九月一日より實施せられたる輸出組合に基き、星野錫、今井五介、山崎龜吉氏等の主唱により翌年一月三十一日設立せられしものにして昭和五年十一月現在の組合員五十七名、其事業概要及び現在役員氏名左の如し、尚組合員たるには一口以上五十口以下の出資を條件とし、一口は五百圓である。

一、本組合は對露輸出組合と稱し主たる事務所を東京市に置き支部を全國必要の地に置く

一、本組合は內地一圓を以て地區とす

一、本組合は左記各地域を以て輸出市場とす

1、ソヴエート聯邦
2、東支鐵道沿線の滿洲
3、芬蘭、エストニア、ラトヴイア、リトアニア、波蘭

一、本組合の事業左の如し

1、組合員の取扱商品の委托輸出及び輸出斡旋
2、組合員の取扱商品の保管選別及び包裝
3、組合員の輸出手續及び發送受渡等の代辨
4、組合員の營業上の弊害を矯正するため必要なる取締又は事業經營の制限
5、組合員の商品紹介
6、組合の商品の改良發達
7、販路の開拓及び擴張
8、輸出市場の經濟及び貿易實情並に商品に關する調査及報告
9、其他の組合員の共同利益を增進する爲に志要なる施設
10、輸出檢査

組合役員氏名

理事長—倉知鐵吉
常務理事—今井政吉、矢野丑乙
理事—磯野進、葉加瀨宇三郎、大幸喜三郎、山崎龜吉、新井清太郎、三輪常次郎、八坂雅二
監事—稻葉伊之助、倉持長吉、熊澤甚太郎、木村良次郎
顧問—稻畑勝太郎、星野錫、中村祥太郎、森田金藏

(八)大阪日露貿易協會

第一條　本會は大阪日露貿易協會と稱す

第二條　本會は日露兩國の親善を圖り貿易の發展を期するを目的とす

第三條　本會事務所は當分大阪商業會議所に置く

第四條　本會は大阪市及び接續町村に於ける對露貿易業者を以て組織す

役員氏名

會長—稲畑勝太郎　副會長—矢野丑乙

理事—岡田永太郎、上山勘太郎、今永駒吉、谷野彌吉、小倉清之助、中谷庄兵衛、高桑順

評議員—日本郵船株式會社支店、大日本セルロイド株式會社、井上宗一、藤岡貞次郎、株式會社中井商店、株式會社鹽野義商店、小畠元三郎、合資會社新田帶革製造所、株式會社湯淺七左衛門商店、森平兵衛、中山太一、石井勝次郎、川上保太郎、奥田理一

(九)神戸對露貿易協會

一、本會は神戸對露貿易協會と稱す

一、本會の事務所を左の所に置く

(神戸商工會議所内)

會頭—岡崎忠雄

會員—協信洋行、鈴木商店、佐川商店、湯淺貿易株式會社、日清製油株式會社熊澤商店、船井商店、日本貿易信託社野澤組、大阪商店會社神戸支店、亞細亞海運株式會社、三井物産會社神戸支店、合同燐寸株式會社、千代田帽子店森商店、瀧川事務所、森新次郎、小澤商店、高瀬商店、藤田商行、大森廻送店、日本毛織株式會社、日本蠟燭製造所、其他

(一〇)小樽日露貿易協會

第一條　本會を小樽日露貿易協會と稱し事務所を小樽市色内町六丁目三十番地に置く

第二條　本會は我國對露貿易の振興を計るを以て目的とす

第三條　本會々員たらんとする者は本會則を承認し本會々員全部の加入承諾を經るを要するものとす

會員氏名

幹事長—新谷專太郎

幹事—今井孝、笹田茂、杉江仙次郎、戸羽亭、土居禎夫、加藤豐彦、田邊泰三成田正穂、益山義平、小柳文七、三野得二、柴野仁吉郎、森久則、本間勘次

(一一)哈爾賓商品陳列館

本館は日露兩國及び滿蒙に於ける貿易の發展助成並に諸事業の勃興を圖らんが爲めに大正七年七月日露協會の設立に係るものにして

一、日露兩國並に滿蒙地方の商品及び參考品の展示說明

二、一般商取引の取纏め指導仲介並に商工業者の指導及び紹介

三、露國及び滿蒙地方向商品改良指導

四、巡回販賣並に見本市の主催及び其の指導

五、露亞時報、經濟時報(露文)、パンフレット、週報等の發行並に圖書雜誌の供覽

六、商工業に關する内外の諸機關と本館との間に於ける通信、印刷物の交換並に展示品の貸借及び讓渡

七、貿易及び企業に關する調査報告及び其應需

八、一般企業に關する紹介及び仲介

九、巡回講演並に視察者の指導

十、其他貿易及び企業促進に資すべき諸施設

館長—川角忠雄

駐日ソヴエート通商代表部

(一)ソヴエート通商代表部官制

(一九二三年四月十二日附ロシヤ社會主義聯邦共和國勞働國防委員會布告一九二三年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令第三二號三五九頁)

一、通商事務に據る外國派遣規則

第一條　國家機關の委任を受け通商事務を帶び外國に派遣する場合を今後左の如く定む

(イ)國營企業又は一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民執政委員會告示に據り外國通商事務を遂行する權利を有する國營企業合同機關の委任を受けたる場合(一九二二年ロシヤ社會主義聯邦共和國法令集第六五號、八四六頁)

(ロ)一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及び人民執行委員會議告示第五條によつて其代理人又は外國に於ける通商代表部内に特別代表者を有する權利を得たる國營機關の委任による場合

(ハ)國家輸入計畫案によつて通商代表部を經由して爲しなる注文の遂行に技術的援助を爲さしむるため國家機關が委任する場合

(ニ)特許規定に依り注文の遂行を援助せしめるため國家機關が委任を命ずる場合

(ホ)内外商務人民委員部勞働及國防委員會及び人民執政委員會議の特別委任による場合

第二條　外國に派遣を命ぜられたる代表者の委任狀及び證明書には内外商務人民委員部の裏書を備へ、是に副本二通を作成し、其中一通を内外商務人民委員部に殘し、他の一通は内外商務人民委員部に於て當該通商代表部に送附す

註一　被派遣者の旅券には「通商事務」による旨を明記す

註二　外務人民委員部及び内務人民委員部は若し被派遣者の證明書に内務商務人民委員部の裏書なき場合は通商事務による出國査證を與へず

註三　「通商事務」による旨を明記したる旅券に若し證明書及び委任狀に通商代表の裏書なき時は派遣されたる者の指定國到着後の査證を外國駐劄ロシヤ社會主義聯邦共和國の全權代表に於て査證を爲さず

第三條　第一條イ項に記載したる國營企業によつて派遣せられたる者の證明書及び委任狀は附錄第一、第二號の形式により作成せらる

第四條　第一條ロ項に掲げたる國家機關

の代表者は特別委任を受けることを得ず其の權利は證明書に記載せられ、證明書の形式は附錄第三號に在り

第五條　通商代表部を經由して行ふ注文の遂行に關し其の技術的援助を爲すために派遣せられたる者の證明書には（第一條ハ項）證明書持參人は通商代表部の命によつて派遣せられたる者なることを記載す。而して該證明書を通商代表部と交換すべし

第六條　第一條第二項の特許規則により注文遂行の爲めに派遣せられたる者に下附せる證明書には、通商代表部の命令によつて派遣せられたるものなることを記載す。被派遣者は、取引締結權の代理權を有す、此の代理權は輸出入の特許及び證明に關する人民委員會議告示第十六條の規定せる場合に於てのみ行使することを得。證明書及び委任狀の形式は附錄第四第五號の記載する處による。

第七條　一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及び人民委員會議告示に依り外國に於て常時事務遂行のため派遣せらるべき國營企業及び官廳の代表候補推薦に內外商務人民委員部の同意を經ざるべからず

第八條　通商事務に依らずして外國に行く者に對しては國家機關通商上の利益を代表することを禁ず

第九條　通商代表部の駐在する國に常時居住する者に對し通商代表の同意を得ることによつてのみ國家機關の代表者に任命することを得

二、商談及び取引規定

第十條　外國商社との商談が具體的範圍に達したる時は國營企業の代表者は其の商談に就て豫め當該通商代表に報告する義務を有す

第十一條　通商代表は其の商取引に反對の意ある時は二日以內に國營企業の代表者に其旨を通告し、若し同期限內に何等の回答に接しざる時は代表者は商談を繼續する權利を有す

第十二條　國營企業の代表者は其の一切の疑問及び推定を商工業者に發すると同時に、通商代表部にも之を通告するものとす、而して國營企業代表者は同じ方法により其の注文及び代理を通商代表部に委任するものとす、商社との商談終了後國營企業代表者は通商代表部に取引條件を報告す取引が二晝夜の期間內に通商代表の反對を受けざる場合は反對なきものと認められる。但し之は取引所に於て相場の變動ある商品の場合にして、然らざる他の商品の取引に就ては反對表明期間は五晝夜とす通商代表は如何なる取引と雖も、それが商業上、政治上、或は國家の計畫上不利益と認めたる場合は禁止を命ずる責任を負ふ。取引に關し商業上不利益と認め反對の意を示したる通商代表は他の商社或ひは他の國に於て同樣の取引を爲すために有利なる條件を國營企業に提出し、或ひは輸出商品を擔保とし相當額のクレヂット設定をなす義務あるものとす

第十三條　通商代表部は其の部員たる官廳の代表者が爲したる注文を通商部に於て履行することを拒絕する場合、或は個人商社が提供したる有利なる條件を代表者に與へ得ざる場合、當該官廳代表者の申出により自己の名を以て國家機關の指定したる個人商社と指定したる條件によつて該國家機關の計算に於て契約を締結するものとす

通商代表は其の契約が政治上或ひは商業上不可能又は不利益と認めたる場合其の契約の締詰を拒絕することを得

第十四條　長期の委託契約締結を爲すには國家關機の代表者は當該通商代表部の同意を得內外商務人民委員部の認めたる中央機關の許可を受けざるべからず

第十五條　國家機關の代表者は通商代表以外自己の駐在先の中央政府機關との交渉を禁じらる

第十六條　利權及び外國資本の誘入に關する交渉は一九二三年八月二十一日附聯邦人民委員部發布の聯邦人民委員會內利權本部の設立に關する規定に準據して行ふ

三、決算及び會計規定

第十七條　國家機關及び國營企業の代表者達は通商代表の提示せる期間內に一定の形式に從ひ自己の爲せる業務に就て會計總決算を通商代表に提示す

第十八條　國家機關及國營企業の代表者は通商代表の要求又は通商代表が委任したる者に自己の帳簿全部及び監督上必要なる往復文書を提示す

第十九條　通商代表は一切の往復文書の副本或ひは其の一部を國家機關又は國營企業の代表者に對して要求する權利を有す

第二十條　國家機關及び國營企業の運用金は總て通商代表の當座勘定に繰入れ當該國家機關の代表者の通知又は指定によるに非ざれば通商代表によつて支出することを得ず、通商代表は國家機關及び國營企業に對し、當座勘定に繰入れたる金額の支拂に關し責任を負ふ

四、派遣手當に關する規定

第二十一條　外國に派遣せられたる國家機關の代表者に對する派遣手當の支拂は內外通商人民委員部の特別指令により關係官廳の同意を經たる上支給せらる外國に駐在する國家機關及國營企業の當時代表者の俸給は派遣機關の運用金中より通商代表部の爲めに規定せられたる額を以て支給せられる

五、本施行令に反せる場合及び意見の相違を生じたる場合の規定

第二十二條　國家機關の代表者と通商代表部との間に本施行令外の問題及び許可の手續に關し意見の相違を來したる場合、當該國の駐在全權代表に於て是を決定す

第二十三條　特別重要にして且つ急を要する場合通商代表は國家機關或は國營企業代表の職務を關係機關に遲滯なく通告したる後免ずる權利を有す

第二十四條　本施行を遵守せざる場合は中央執行委員部及び內國商務人民執行委員告示に違反せる場合と同樣の取扱を受く（同告示第八條）

第二十五條　全露中央執行委員部及び一九二三年四月十二日附人民執行委員會

議の告示第七條により本施行令の發布と共に一九二二年十月十六日附人民執行委員會議の施行令は其の効力を失ふ（一九二二年「ロシヤ」社會主義聯邦共和國法令集八六二條）

附錄第一號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられたる國營企業代表者に下附する證明書認方

證明書

本證は市民某が何々所管區範圍にて何處所在の某機關代表者たるの證明として下附す

某の目的は……

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附外國通商人民執行委員會議告示により某は外國に於て「ロシヤ」共和國通商代表の直接指揮及び監督の下に行動するものなり

某が爲すべき總ての事務は是を通商代表に豫め通告すべきものとす

外國に於ける自己の事務遂行に關し某は全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日及び一九二三年四月十二日附外國通商人民執行勞働及び國防會議に轉載せられたる規定を遵守すべし

某が契約したる取引は總て通商代表の承認を經てのみ……但し此の承認はロシヤ共和國政府に對して其の取引より生ずる事件に關し何等の責を負はすことなし

當證明書は指定地に到着後四十八時間內に通商代表部に登記せざるべからず

署名　印

註　餘白の箇所は代表者を派遣せしめる機關に於て記入するものにして委任事項を詳記す

附錄第二號

書式

施行令第一條イ項により外國に派遣せられる國營企業の代表者に下附する委任狀書式

委任狀

本狀所持者……は……行爲の範圍に於て……代表者なり。所持者　氏名は……全權を有す前記使命を遂行するため某に對し……の權利を與ふ

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會告示により、某の爲したる總ての取引は……本委任狀に依り……に於ける「ロシヤ」共和國通商代表の承認を必要とす

某が爲したる取引及び契約に就ては例外なく本委任狀に準じ、副代理人は……國營企業機關の名稱を掲ぐる……に對してのみ取引上より生ずる一切の抗議を爲し得べく國家通商代表人民執行委員會或は中央機關並びに其の監督下にある……國營企業の名稱を掲ぐ

本委任狀は…下附し……より効力を發す

署名　印

註　餘白の箇所は代表者を派遣せる機關に於て記入し委任事務及び權限の範圍性質を詳記す

附錄第三號

書式

施行令第一條ロ項により外國に派遣せられたる國家機關代表に下附する證明書

證明書

本證明書は……國家機關の名稱を掲ぐ……代表者として「ロシヤ」社會主義聯邦共和國通商代表部の命令下に……に向け……派遣せられたるものなることを證明す

某は全露中央執行委員會及び一九二三年四月十二日內外通商人民委員會議告示第五條により通商代表部員として外國に於て通商事務を取扱ふ

本證明書は本證持參人が指定地に到着後四十八時間內に通商代表部に提出し通商代表部の交附する證明書と交換すべし

署名　印

註　餘白の箇所は代表者を派遣する機關に於て記入し委任事務內容を詳記す

附錄第四號

書式

特許規定（指令第一條第二項）により注文の遂行を補助せしめる爲めに國家機關の職員を外國に派遣したる場合の證明

證明書

本證書は內外商務人民委員部の特許規定により注文遂行を補助せしめるためにロシヤ共和國通商代表部の命により某を……に向け派遣したるものなることを證明す

前記の委任事務遂行と關聯せる一切の事務は輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議及び外國通商人民執行委員會議告示並びに前記告示の施行令に準據し又「ロシヤ」共和國通商の直接指導の下に外國に於て行ふ

輸出入特許及び證明に關する人民執行委員會議告示第十六條の掲ぐる場合には某は其の委任狀に基き通商代表部の許可を得て委任事務により取引上の契約を爲すことを得、此の場合其の取引は通商代表の承認を受くべきものとす。但し通商代表の承認は其の取引より生ずる事件に關し「ロシヤ」共和國政府に對し何等の責任を負はしめず

本證明書は指定地に到着後四十八時間以內に通商代表部に登錄せざるべからず

署名　印

附錄第五號

書式

特許規定により注文の遂行を補助せしめるために國家機關の部員を外國に派遣する場合の委任狀

委任狀

本狀持參人は……內外商務人民委員部の交附せる特許事務實行のため……に派遣されたるものにして……權限を有す前記事務遂行のために某は……に……する權利を有す

全露中央執行委員部及び一九二二年十月十六日附人民執行委員會議告示により……の契約せる總ての取引は本委任狀により……に於けるロシヤ共和國通商代表の承認を必要とす

本委任狀により氏名の爲せる取引及び契約には例外なく次の一項を挿入すべし副代理人に取引より生ずる一切の抗議を……に限り（代表を派遣せる機關の名稱を掲ぐ）爲すものにして、國家通商代表部人民執行委員部或は中央機關及び其の監督下にある機關に對し何等の抗議を爲すことを得ず」

本委任狀により取引は當該取引の完成を許可せる……駐在通商代表の本委任狀に

爲せる署名を得て初めて有効なり

署　名　印

註　餘白の箇所は代表を派遣せる機關に於て記入するものにして又委任事務の内容を詳記せざるべからず

(二)駐日ソヴエート通商代表部の資格

ンヴエート聯邦は外國貿易の國營主義に則り前掲の官制に基いて締結各國に通商代表部を設置し、この機關をして輸出入貿易に關する事務を答掌せしめてゐる通商代表部は、駐在各國に於けるソヴエート聯邦全權代表の必須の構成因子であつて(イ)外國市場及商業の調査、貿易人民委員部に對する當該調査の報告、外國政府及實業界に對する露國の經濟乃至商業現況並に通商條件の紹介(ロ)ソヴエート聯邦の對外貿易並に物資交易狀況の視察等をなす外に

國家經濟諸機關の爲めに駐在國に於て物資の賣買を爲す

我國に於て國交恢復せる大正十四年十月二十八日通商代表部は駐日ソヴエート聯邦大使館附商務參事官として外交官の待遇をうけてゐるが、通商代表部そのものは勿論日本國法の規定による商事會社と異なるところなく通商代表部員は何等の特權を有しない、從つて外交官の資格所有者たる通商代表は直接商取引にたづさはることなく部員をして其の衝に當らしめてゐる。

署名權の件

通商代表部の業務に關する一切の書類には、その責に任ずべき署名の必要なることは、外務省告示第十二號（昭和六年二月二日附官報第一二二六號）において左の通り示されてゐる。

駐日通商代表部取引署名人一覽表

（前掲手續變更に伴ふ駐日ソヴエート通商代表部の第一署名者及第二署名人氏名―一九三四年十一月三十日現在）

外務省告示第十二號

今般在本邦「ソヴエート」社會主義共和國聯邦大使館より本邦に於ける同國通商代表部の業務に關する一切の契約書證書及其他の商用書類にして同代表部が其責を負ふべきものは爾今文書の種類に依り夫々定められたる部員二名に依り署名せらるべく部員一名の署名を具備するに止まる文書の内容に對しては同代表部は其責に任ぜざるべき旨並に右新署名手續に基き署名の權限を有するものは左の通りなる旨通告ありたり（表略）

昭和六年二月二日

外務大臣男爵　幣原喜重郎

尙又、在本邦「ソヴエート」聯邦通商代表部取引署名人一覽表は左の通りである

駐日ソヴエート通商代表部職員

一、東京本部

所在地　東京市麴町區丸ノ内三ノ八
仲通五號館ノ一
電信略號　Tokyo, Vneshtorg

通商代表（商務參事官）　ウエ・エヌ・コチエートフ
副代表　エス・ア・プロートキン
通商部秘書　ウエ・ウエ・ネナロコフ

一、輸出部
輸出部長　イ・ア・レズニコフ
同　部員　ア・エヌ・イリーン
同　部員　ア・エス・サウイニチ

二、輸入部
輸入部長(代理)　ゲ・エフ・ペトロフ
同　部員　デ・イ・ペトロフ

三、調査部
調査部長　エム・ア・ブーキン
調査部員　ア・ウエ・ウオルコフ

(一)　在東京通商代表部の發行する書類

書類	第一署名人 氏名	第一署名人 外務省告示日附及番號	第二署名人 氏名	第二署名人 外務省告示日附及番號
輸入部關係	支配人ソロモン・アロノウイチ・プロトキン	昭和九年八月十五日附第八十號	輸入部臨時主任「ゲオルギー・フョードロウイチ・ペトロフ」「イズライル・アブラーモウイチ・レーズニコフ」	昭和九年十月二十四日附第百二號
輸出部關係	右に同じ	右に同じ	「イズライル・アブラーモウイチ・レーズニコフ」	昭和八年四月二十日附第三十二號
「マンガン」鑛、二酸化「マンガン」石綿等の如き金屬鑛物及非金屬鑛物の販賣關係	右に同じ	右に同じ	アレクサンドル、ニコラエウイチ、イリイン	右に同じ
木材部關係	右に同じ	右に同じ	木材部商務書記ピョートル・フョードロウイチ・ペルツエフ（木材部以外の部の關係書類に對しても第二署名權を有す）	昭和八年二月十七日附第九號

四、會計部
會計部長　エス・エム・パウロフ
會計主任　エル・エフ・フエドトフ
五、石油部
石油部長　ペ・エヌ・コンドラチエンコ
六、漁業部
漁業部長　デ・エフ・ジユイコフ
七、輸送部
輸送部主任　エヌ・ア・オシノフスキイ
八、ソ聯各機關代表
ソ聯石油輸出聯合（ソユーズネフチ）　ペ・エヌ・コンドラチエンコ
國營映畫對外輸出入會社代表（イントルグキノ）
全聯邦對外貿易會社同（トルグシン）　ア・エム・ベツクマン
國營國際圖書會社同
國營ツーリスト會社同
利權局同
法律顧問
九、茶輸入部
茶輸入部長　ベ・ゲ・リウシツ
茶檢査員　ア・ベ・リトウイノフ

（二）通商代表部各地支部の發行する書類

支部名	第一署名人 氏名	第一署名人 外務省告示日附及番號	第二署名人 氏名	第二署名人 外務省告示日附及番號
財務及會計部關係	右に同じ	右に同じ	セルゲイ・ミハイロヴイチ・パウロフ	昭和七年十二月八日附第九十六號
漁業部關係	右に同じ	右に同じ	ドウミトリー・フエドセーウイチ・ジユイコフ	昭和八年四月十五日附第二十八號
茶業部關係	右に同じ	右に同じ	ボリス・グリゴーリエウイチ・リフシツ	昭和八年五月十一日附第四十四號
大阪支部	大阪支部長ゲオルギー、イワノウイチ、パウリーチエフ	昭和九年十月三日附第九十五號	イワン・エリセーウイチコジロミハイル・レ・ペシコ（但し前記レペシコは木材取引關係の書類に限る）	昭和九年五月三日附第四十四號昭和八年六月二十二日附第六十一號
函館支部	函館支部長テイホン・イワノウイチ・カリーニン	昭和八年九月七日附第八十二號	未定	
大連支部	大連支部長アフアーナシー・ヨアキンフオウイチ・ロクチン	昭和七年十一月二十二日附第九十一號	ウニアミン・パシンコフ（但し右パシンコフは毛皮の取引書類に署名をなす）ゲンリフ・ヘイフエツ（但し右ヘイフエツは石油輸出關係書類に署名をなす）ユリエウヨハン、ピラウイチ・ピラウ（但し右ピラウはラズノ・エクスポルトの輸出する毛皮、食料品絨毯、家内工業生産品、煙草生産品、薫香類、紙骨牌、角、骨及其他同種商品の取引關係書類に署名をなす）	昭和八年六月三十日附第六十二號
				右に同じ
				昭和九年五月二十八日附第五十一號

二、大阪支部

所在地　大阪市北區衣笠町丸江ビル八
支部長　ケ・イ・パウリーチエフ

三、函館支部

所在地　函館市末廣町十六番地
支部長　テ・イ・カリーニン

四、大連支部

所在地　大連市山縣通十八番地
支部長　ア・ロクチン

註　京城支部は本年五月廢止

駐日ソヴエート聯邦通商代表部は同國外國貿易人民委員部直轄に對する對外通商並びに統制機關であるが、若し北鐵讓渡交渉成立せば物資代償購入の場合にも同通商代表部では之が調査に着手しつゝあり、尚、本年に入つて駐日通商部創設以來對日輸出貿易上重要な役割を演じてゐた木材部の廢止は近年同國北洋材の對日輸出激減の結果として注目せられてゐる。

註、前表中「未定」とあるは當該取引署名人の氏名に付在本邦ソヴエート聯邦大使館より未だ通告なきもの

ソヴエート通商代表部商取引手續變更

（ソヴエート聯邦通商代表部の書類署名及同國外國貿易に關する委任狀發給手續變更）

ソヴエート聯邦通商代表部の書類署名及同國外國貿易に關する委任狀手續發給は同國中央執行委員會及人民會議によつて變更に決定し、一九三〇年十二月六日のイズヴエスチヤ紙を以て公布せられた同決定譯文左の如し。

外國貿易上の商行爲に關する契約書

の署名及び委任狀の發給手續に關するソヴエート聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

ソヴエート聯邦中央執行委員會及人民委員會議は左の通決定す。

第一章

一、ソヴエート聯邦通商代表部竝其支部の名を以て外國に於て締結せらるゝ外國貿易に關する契約書、右機關に依り發行せらるゝ手形、一切の金錢上の責任證書及委任狀は二名の署名ありたる場合にのみ其効力を發す、右の内の一名は通商代表、其代理者又は通商代表の委任に依る通商代表部の掛主任者として、他の一名はソヴエート聯邦内外商業人民委員の確認を經且ソヴエート聯邦人民委員會議に提出せられたる特別名簿中の當該通商代表部員中の一人たることを要す。

ソヴエート聯邦通商代表部竝其支部の名を以て責任證書に署名の權限を有する者の名簿は通商代表部又は其支部駐在國の政府に通告せられ且當該國の相當機關を以て一般周知の爲公表せらるべし。

二、獨立として外國市場に進出の權限を行使するソヴエート聯邦經濟機關の名に於て締結せらるゝ外國貿易上の約書並右機關に依りて發表せらるる手形、一切の金錢上の責任證書及委任狀は當該經濟機關本部より特別委任狀の交付を受けたるもの二名に依り署名せられたる場合に於てのみ有效とす。

三、經濟機關の名を以てする外國貿易に關する一切の商行爲は特別委任狀に基きてのみ之を爲すことを得、右委任狀は各々の場合に付其都度ソヴエート聯邦内外商業人民委員部の許可に依りて之を發給せらるべし、但し外國に於て之を發給せる場合に於てはソヴエート聯邦の當該通商代表部の許可に基き之を發給することを得。

備考　以上の委任狀を國立銀行が發給する場合に於てはソヴエート聯邦内外商業人民委員部及通商代表部の許可を要せず。

四、第三項に掲げられたる許可を與ふるに當りソヴエート聯邦内外商業人民委員部及ソヴエート聯邦通商代表部は右委任狀に依り與ふべき權限を限定することを得。

五、外國貿易に關する商行爲に付ての委任狀は公證手續に依り證明せらるゝことを要す、右證明はソヴエート聯邦内外商業人民委員部又は通商代表部の許可が委任狀面に記載せられある場合に於てのみ與へらるゝものとす、右と同一の手續に依り委任權限の再委任をなすことを得

六、右諸條項に違反して行はれたる委任狀、契約、手形、金錢上の責任證書及外國貿易に關する一切の商行爲は無效とす

第二章

七、本決定の公布と共に一九二九年七月三十一日附ソヴエート聯邦中央執行委員及人民委員會議決定に係る外國貿易上の商行爲に關する委任狀發給手續規定（ソヴエート聯邦法令集一九二九年第五十號第四四八條）は之を廢止す。

漁業關係

一、日ソ漁業條約と北洋漁業

條約締結前の經緯

豫期された難産から辛くも初聲を上げた昭和四年の日ソ漁業條約の正體は漁區の爭奪を繞る兩國間の醜き對立抗爭の權化であつた、外交工作は隨處に施されたとしても一方防げば一方崩れて此防禦補修に追なかりし折も折、遽然天下を震感せしめた宇田事件が大地辷りとなつて漁業權の全面に悲慘にも蔽ひかぶさつた。

邦人租借漁區を打つて一丸とする理想は早くから當業者に提唱されたが漁區の安定なき合同は永久性を缺くものとせられて實質的な考慮を拂はれなかつた。合同前の日魯は既に邦人租借漁區の八割以上を占有して居つた。

宇田事件に脅威を痛感した吾が政府當局は來るべき條約の更新を見越して對ソ外交を强化するが爲め先づ組合員の統一が必須の前提條件と考へられ當業者の切なる希望をも容れて一方には大合同の達成を圖り他方漁區安定に關する懸案の解決に必死の努力を拂つた、此の折衝道程に於ては圖らずも滿洲事件の勃發に際會し迂餘曲折一年有餘を費して昭和七年八月漁區の大合同に前後して暫定協約なるものが日ソ兩國全權代表の間に締結を見るに至つたのであつた。これに依り次の條約改訂期に至る四ヶ年間禍源の浦鹽競賣が休止し暫時安定を得たるもので多數普通漁區に取りては大なる福音が齎されたものと云ひ得る。

抑も這回の漁區安定に關する協約は條約上の基礎としては第二條第二項の「兩國政府の合意ありたる場合は競賣に依らずして漁區を貸付くることを得」と云ふ條文が媒因となり兩國政府が折合つたものと推定されぬでもないが、此の條項は元來特別罐詰工場附屬漁區と國營側取得漁區との相關的均等主義を律する爲めに規定されたもので無論他の普通租借漁區とは絶對に關係ないと解釋された。

條約締結と安定協定

顧れば一九二八年一月モスクワに於て新條約が兩國全權代表の間に署名調印を了せられ之が署名後四ヶ月より後るゝ事なく東京に於て批准が交換せらるべき條約上の規定であつた。端なくも露領水產組合に於てはモスクワに於ける「イニシアル」問題を中心に大衝動を捲き起したと云ふことは前記の第二條第二項が露側の解釋通り適用さるれば我が普通租借漁區の運命は將來を俟たずして一大危機に直面すべきを憂慮されたる結果批准を阻止して其の間露側の非違を是正せんと策動したものであつた。政府側も故後藤伯の入莫を機として同伯に請ひ露政府を勸

說して當業者の切なる希望を容認せしめんと努めたものだが、露政府は誠意を示さなかつた爲め遂に泣寢入りとなつて今日に至つた。

今この漁區安定が成つて我が既營租借漁區三九一ヶ所中六〇ヶ所—我が任意撰定に依り競賣に掛ける—を除き殘餘の三三一漁區が競賣の憂目に遇はずに四ヶ年間壽命を引き延ばした此の一事でも干き切つた日蘇國交に一滴の油を濺いたものだ。

漁業は常に不可抗力に對抗し一定期間不斷の努力と不撓の鬪爭に依つて所期の目的を達せんと試圖する冒險的な產業である。這般の消息は蘇側當局にも充分に認識され居ることだ。日本人が如何に漁業の開發と之が發展に忠實なる鬪士であるかを省察し、彼等を尊敬し手を携へて北洋資源を利用厚生なさんには兩國の國交も自然に疏通し缺滯自から解け期せずして友好なる契合を促進するに至るべきは見易きことである。此上にも未解決の儘になつて居る宏謀計畫、改良網使用、蟹漁區の水面擴張等合理的にして正當なる我方の要請は悅んで之れを迎へ漁業の進步と改善に支障を與へざるよう善處されたいものだ。

漁區の對內的合同と對ソ的合同

大合同に殘された一大理想としては產業的にソ國々營企業と手を携へ漁撈、養殖製造、販賣等の全部門を合理化して完全に條約水域の漁業を統一化する事である。それには兩國國情の極端な相違が大なる障礙となり、所詮云ふべくして行ひ難しと云ふものもあるも苟も神秘な魚族の名に於て世界人類の福祉の名に於て將又、國家的公益の名に於て善所せん爲めには何等解け難き障礙のあるべき筈もなし之れを當面の問題として見るに國情的の障礙と云ふよりは寧ろ感情的疏隔が癌となつて居ると見られぬでもないが、併し今我側が遽にソ側へ魚心を向けたとて彼に水心が無かつたり又彼側から秋波を送つても我れに感受性が之しかつたりするかも知れぬ、要は好くと好かぬのは問題でなく今後の大勢が何處に決するかにある。

神秘力と排他政策

歷史は繰返す。數十年の昔に遡つて邦人漁業を中心とする沿海洲の全貌を追憶せんとするには科學的推論の必要もなく、我等の腦底に刻印せられた古き印象を靜觀する迄である。露領漁業發達の全行程には神秘的潛在力の嚴存を否む譯に行かない其れが折に觸れ機に臨んで發動し隱微の間に產業の危機も救はれた、或は之の難局を双肩に荷ふ大小幾多の史的人傑を漁業者の間に出して斯界の誇とすべき幾多の事績を遺した。

我漁業の沿革と對蹠的に並行し帝政の隆盛時代より革命政府の現代に至る一貫渝らざる排日政策の一定型がある。昔は黑龍海灣の漁業には峻嚴な競賣制度を布き之に加ふるに外國（日本）漁夫使用制限令を施行した此の無殘な政策の尖端に觸れ果敢なく崩壞したものは云ふまでもなく吾が當業者で尼港の露國漁業者では

なかつた。

露國政府は之の計劃的策謀が其の圖に當るを見るや漸次其の鋭鋒を南部樺太に向け歷史ある漁業をも根底より覆さんともした。溫厚篤實な當業者は斯る暴戾な彈壓政策には驚かなかつた。帝國政府は議會の協贊を經て露領輸入の海產物に關稅障壁を築き又日本漁夫の露人漁場に雇傭するを禁止する手段に依り露政府に酬いた。此の報復手段が奏効し巧に彼が橫暴を押へ圖らずも遂ひに三十七年の開戰を見た。

ポーツマス條約と露國革命

ポーツマス平和條約は我が北海漁業の躍進に產業的にも人事的にも兩々劃期的世紀を齎した。日露戰役に先つこと約十年嘗て邦人に一指だも染むるを許さなかつた神秘境—露人デンビ・セメーフ商會の壟斷占有に委せられた—あの廣き未開の西海岸の鰊漁場が偶然にも露政府から開放せられて吾が少壯氣鋭の漁業者が續々新漁場を開拓し、已に老成期に入りたる東海岸の鱒漁業に代り我が漁業界に一大躍進的生氣を鼓舞注入し、北海の鰊漁業史に先例を見ざりし發達を寄與した。

更にカムサツカの方面に於ては冒險性に富む有爲の青年が露人と結托し帆船を艤裝し、貿易品を携へて硝煙鎖すオホーツク海の沿岸に現れ部落民と交易をなし又地方官憲との間に流血の慘事を演じ日露間に事端を滋くした。

一朝日露の平和條約成つて尤大なるオーツク海の漁業權が確立した時我が青年冒險者が此の無限の鴻恩を拜して鼓舞激勵せざりしもの幾人かある。

爾來春風秋雨幾星霜吾が漁業は其間幾多の危機を突破し難局を克服しつゝ無限の生活力を發揚し昭代の大合同を仕遂げて名實共に世界に類なき大日魯として其の威容を天下に顯現した。之れ畢竟日本漁民の天賦の特性に負ふもの多々ありとするも露國の內亂と革命とが又如何に甚大なる貢獻を以上の發展と强化に寄與し又之を促進せしめたかと云ふことは奇蹟的の極致でもあり又神秘的の極美として閑却する事は出來ない。

窮鳥獵夫の懷に入るの古諺を逆施するもの

露國革命が善かれ惡かれ露領漁業に全面的深刻なる影響を投げたとするとき吾人は元全ロシヤ漁業長官の要職に據り勢望內外に嚇々たりし壯漢「ブラジュニコフ」の運命に想到せざるを得ない。彼は昔一介の青年官吏として尼港漁業管區に駐在し夙に日本人と交り彼等は不撓なる企業的素質を具備し領土的にも遠大なる憧憬心を抱藏するものありと誤解し極東漁業の危機を叫び隱に陽に排日を策謀、先づ其の一步を黑龍海灣に移して日本漁業の根據を屠り其の餘威を驅つて南樺の漁業權を牽制して殆んど之れを間一髮の淵へ引摺つた後ホーツマス平和條約の成立するや漁業協約協定會議の露政府の委員として國策を双肩に荷ひ侃々諤々の論陣を布いて一步も讓らなかつた。其の强硬にして公正、率直にして不撓なる態度は將に三嘆せしむるものあつた后ち故本野子の厚意に賴り日本へ亡命し先年東京

で不遇の客死を遂げた。彼は窮鳥獵師の懷に入るの古諺を逆施したものだまさかに漁業權に仇した業因でもあるまいに先年宇田事件の元兇で天下に雷名を轟かした島德も今は脆くも沒落を告げたと云はれる、扨て此の次に來るべき當然の問題は西の國營は將來如何に東の日ソに對立し又如何に融和し何れが覇者たり落伍者たるべきやは吾人の知らんと欲する處である。

無限な活力素を保持する不死身の我漁業にも一難去つて一難加はる不斷の惱が伴ふて居る。

競賣制度と排日政策

排日と壓迫とを織り込んだ政策の連續體だ。今は昔の漁夫國籍問題等愚問題は消えて仕舞ふたが漁區の競賣制度は尼港の隔世遺傳として存在し驚くべき槓杆の役割を爲して漁業の發展率を巧に緩衝し又は阻止したりする。昔の下級官吏は衞生に藉口して一ケの「エラ」にも目を皿にして賄賂を强要し腐敗官吏の汚名を流した。今は國益の美名に隱れて公權が巧妙に濫用せられ微罪の檢擧に吸々たる者がある。反則の場合は一般に最高率な科料や體刑を課せられ產業の生命たる租借契約なども簡短に破棄せられる、若し世上傳ふる如くソ政府は帝政時代の遺產として殘された日本漁業權の嚴然たる存在を忌避し制限的諸法令の威力を驅つて漸次崩壞の期を促進せしめんとする政策があり得るとすれば、之れは時代錯誤の遊戲で斯る政策の犧牲たるには北洋漁業は今は如何にも大なる飛躍を、成就し又兩國間の諸關係に於ても餘りにも復雜化を來した。

從來對露關係の紛爭的核心となつて山積し居る漁業問題は今度の日ソ不可侵條約や北鐵讓渡の倖杖を喰つてソ側から繼子苛めを受け居るやうな形だが、若しソ側が之れを機會に政策を弄し漁業の諸懸案を不利に陷入れるか又は故意に停滯せしむることあらば、其れは條約の冒瀆である。鐵道の賣買と漁業權の活用は全然別個のもので混同を許されない筈だ。

魚族亡びて抗爭自ら解るもの

オコツク海の漁業は今や一大變革を招來し、沿岸漁業はこの事態を無視して從來の存在價値を維持する事極めて困難なるの時代に直面した。ソ國の爲政者は此の大勢を達觀せず進んで我れと謀り將來に備ふることを好まずとせば、遠からずして魚族の資源を蕩盡し延いてはカムサツカ半島の存在價値にも一大變化を齎すことあるべきは見易き事實である。之れ魚族亡びて抗爭自から解るもの其の愚や及び難し、と云ふべきである。

天佑の中毒か

昭和七年大合同の日魯が築かれて後ち僅かに一年我が北洋の公海漁業は試驗時代を經て一躍產業的形體を整へ北洋漁業の一大變革を將來に暗示した眞に驚嘆すべき現象であると同時に他面又吾が沿海漁業を脅威する一大敵國となつた。其の結果魚族の濫獲は隨所に行はれ北洋の全般を通じて紅魚族の運命は識者を俟たず

して極めて憂慮すべきものとなつた。斯くて今統制の新軌道に乘つた沿岸漁業の王國大日魯は一方ソ國の權力に對抗して共權益の擁護に努め產業の安定を圖ると同時に他面無軌道式な公海漁業の强潛に備へて利益の侵害を監視せざるべからざる二重の危機に直面したのは全くの皮肉であり天佑の中毒とも稱せらるべき矛盾な現實ではないか。

黃金は砂礫に還元せんとす

日ソ兩國は共存共榮の信念的な見地から兩々相携へて永遠に紅魚族の資源を保護し蕃殖を圖り又濫獲防止に關する特定協約の締結を痛感した多年に亘る體驗は雄辯に之を物語る。往時黑龍江下流の露國漁業者は「我等に不漁の習慣なし」と嘯ひたものだ。領有前の樺太西海岸の鰊群來の盛觀は飽くなき豐漁の連續體であつた。今は片影だも殘さない、カムサツカ西海岸の鱈群も夫に似て、怒濤の響を起して沿岸に殺倒したものだが、今は不思議にも「奇數年度」なる定語を附せられて此の年許りは鱈の群來は期待されなくなつた。更に日魯の室庫と呼ばれたウスカム地方を見よ！部落民は、吾人の問に對して廣きカムサツカ灣を指し「海底は砂に非らず黃金なり」と傲語するを常とした。夫れは遠からぬ數年前だが、今は其の俤も薄らぎ黃金は年毎に砂に還元しつゝあるではないか。

天惠長へに去つて禍難至るの悔を胎すもの

沿岸漁業は昭和七、八年の交にありて絢爛期の頂點を突いた。之の出會頭に公海漁業が突如として北洋の表面に擡頭した。前者は定是式不動の性能なるに對して得者は無碍、自由奔放の特質を發揮する。相反的關係より歸納すれば實際問題として兩者の利益は海上に於て衝突し其の對立は避け難しとせられオコツク海上は暗雲低迷し北洋漁業の不祥事として前途勘らず憂慮せられてゐる。

公海漁業が露領海三哩の要線を占據して漁群を攪亂し魚道を遮斷して河川の遡上を妨げ光輝ある沿岸漁業を傷け死地に陷れんとするが如きは本來の使命に反するものだ。公海漁業の目的たるや極めて高遠所謂水產立國を地で行くもの東西南北四季を通じて遠洋に漁群を追ふ斷然超越したる特種の漁業であらねばならぬ。若し之の天然の大使命に逆行して沿岸に蹋蹐し海岸漁業と漁獲の分配に甘んぜんとするが如き執心ありとせば、其の壽命の永からざるを自省せざるべかざると思はれる。併し統制成らざる仲取は漁季中海上に於て利害を異にする同胞と漁撈の對立が免れない。又風浪とも戰ひ濃霧に惱されもする。時には避け難き海難にも遇ふ。其の勞苦難易は沿岸の建網と同日の此に非らず。故に沖取が榮へて建網が萎微退嬰すべしと云ふは正論に非らず。己に公海なり米國の企業家が北洋の魚利に垂涎して飛込むことの絕無でも地の利を占むる國營が虎視眈々彼等の虛を衝くべく牙を鳴らして居る。北洋沖取の前途又多事なるかな。我等は同胞の一人として注告したい　兄弟牆に鬩爭を清算して外敵に乘ぜられぬ樣速かに善處せよと。

否らざれば天惠長へに去つて禍難臻るの悔を貽すであらう。

魚殺しの「ヒシユチニク」と漁區奪取の「ヒシユチニク」

露國漁業官吏は我漁業者を「ヒシユチニク」と呼ぶ癖があるブラジユニコフが尼古時代に我當業者を罵倒する時使ふたのが始りで今も官吏が慣用して居る。此の言葉は陸上では虎や狼で海ならば鱶の類が其の尤なるものを之れを漁師に當箝めれば差當り魚殺しとも云ふべきであるが四角張つた官吏が言ふと鑑札を持たぬ漁師で即ち密漁者となつて仕舞ふ、それで浦鹽漁業廳の長官迄が我當業者の大者を密漁の元兇と呼ぶ。極めて不遜的な誹謗である。成程日本人は僅力三ヶ月の間に露領の漁場で年々何千萬圓と云ふ獲物を製造して日本に持ち歸るのであるから露國の官吏間から見れば自國の富を只で持ち去る樣にも見えて羨やましくもあり妬ましくもあるは常識上當然でもあるがソ國政府は產業國營化に籍口して一留の要價も惜はずに邦人の手から多數の優良な漁區を捲き上げたものだ。我々から見れば之の國營企業を何んと評してよいのやら適當な言葉もない。

邦人の鬼門「ノルマ」を繞る奇怪な差別待遇

次には邦人當業者の鬼門視する漁獲制限追加諸願の場合である。當業者は澤山の費用と時日を費して漁業廳の許可を俟つ内に盛漁季を逸したり許可する樣に見せ懸けて許さなかつたり又漁季去つてから許可の電報が着いたりする、若し許可なくして制限以上の漁獲をしたとなると所謂密漁者乃ち刑事被告人として嚴罪に處せられる。以上の行違は現場に於て下級官吏等の曖昧な態度からも問違が起り易い併しソ側の企業は此の關係に於ては「アコ」の國營本山は言ふ迄もなく其他の個々の小團體の漁業乃ち條約では表面ソ國市民となつて日本臣民の漁業と均等の權利になつて居るもの等の經營する漁場では河川も海面でも「ノルマ」は融通せられ又追加の必要が起れば現場主任の見込みで取計らはれて漁後に該官廳へ出づるのみの手數だと云ふから其の無拘束振りは外邦人從業員の羨望の的になつて居る樣だ。個人企業が合同する前には此の「ノルマ」の問題に奇禍を得て年々罰金騙ぎが頻出したものだが其れは專ら鱒と云ふ對象物で他の高價な鮭類ではなかつた、其れで想ひ出されるは一九二七年のウスカム國營罐詰工場で二六名の邦人漁夫が燒殺された年だが此年建設した工場の器械が凛期に入つても事故頻發で運轉圓滑ならず地方部落民等の搬魚受渡が一時支障を來して彼等との間に大紛爭を起した、上流の住民等は終ひに進谷まり數日間漁獲した紅鮭何萬尾とかを空しく地中へ埋沒したり又河中へ放棄したりしたと云ふ事實的な珍事があつた、萬々一之れが邦人の漁場の出來事であつたら梟首の極刑であつたでないかと思ふ。

自己の天職を知るものに此の天惠あり

日本人は國を肇めて此方漁業が生命で數百萬の漁師が四季海上を家として安住する、露國は廣袤に跨る大陸にして故當が國民生存の基調たり、日本の漁夫には一尾の魚にも全神經を緊張し時に生命をも顧みぬ驚くべき個性の閃があり、露國人は一羽の水鳥にも沼澤に夜を徹するの執着がある。一太郎の一擧措、一ニコライの一投足にも特殊的國民性の反映があり延いては一國產業の隆盛をも象徵する。

日本漁民は粒々辛苦三十年不撓不屈の忍耐と精力を傾注して條約水域を合法に開拓し、千古不朽の盛名を垂れた。更に急速度を以て北洋公海漁業に創始權を把握した。

日ソ漁業條約では日本臣民は漁業の經營上ソ國市民と均等の待遇を規定されてある。露國には個人企業が事實存在しないとすれば、日本人は中味の乏しい均等權を負されて居る譯だ。ソ國は表面は兎に角全部が國營企業で廣汎な權利を與へられ辛い法規の重壓に喘じ邦人漁業の上に超然として安坐して居る。

例へば、日ソ漁業は條約水域で二十有餘の長期利權の所有者で、其の本業施設は內外の模範となつて居る契約上からしてもソ國當局は國營漁業と差別なき高度の待遇を與ふべきは當然だが、現場ではそろではないらしく反對に產業行政に未熟な盛視機關の下級役人等から不合理な取扱を受けて業務の運用が時に停滯を來し年々歲々紛議が止まぬと云はれる。

漁族の合法的保護を吾が政府に期待する

日ソ條約成つて六年此間獲業の事態に非常な大變化を起した。從來オホーツク海の漁業と通稱せられた漁業は今は北洋漁業と總稱せられ企業者の觀念には沿岸漁業は時代に捨てられた殘骸で解體は時の問題とせられ露國の領土は紅魚の自然の孵化場として北洋の一隅に內在する一物件と見られて居る。併し我等は公海漁業の勃興を以て露領の產業的重要性を二三にすべき所以を知らない。否反對に之の光輝ある史的資源は吾が政府の力に依り合法に永遠に保護し且つ防衞せらるべき事の焦眉の急なるを觀取するものである。例へ日ソ兩國の國交は運命的には虧盈常なきの狀態であるとしても魚群の豐凶に常あつてはならぬと思ふ。

ソ國政府は極東の全水域に亘り廣汎に國營漁業を經營し知識經驗共に淺からず就中公海に於ける事態の變化に對しても吾等に劣らざるの深き理解と正しき認識等を有するを確信する。故に傳統的領土的な管見から極東漁業を律せんとする捉はれた主觀的偏見を掻き去り客觀的に北洋漁業の將來を明察し明敏に時局の歸趨を再打算せん事を希望して止まざるものである。

昭和八年度邦人露領漁業總決算

露領水產組合の調査によると今年度の邦人露領漁業の總獲高並に罐詰製造高は左の通りで鮭鱒總漁獲高は三十一萬二千七百六十七石でこれを昨年の五十一萬〇四百十四石に比較すると約三割九分減少しカニ罐詰製造高は二五，一二九函で昨年の四萬七千四百八十函に比し四割七分の激減を示した。

△漁獲高の部

監視漁區	昭和八年 經營漁區數	昭和八年 漁獲高 石	昭和七年 經營漁區數	昭和七年 漁獲高 石
沿海區	一四	一、七九、八七	一二	四、二一〇、六〇
サガレン區	四	三二五、四四	五	二〇八、一一
オホトスキー區	三八	五二、八八、一六	三八	五五、七七三、七七
ギジギンスキー區	一九	一三、四四七、三三	九	一四、一四五、〇一
チギリスキー區	三	一、二〇六、一〇	一四	一六三、八四
イーチンスキー區	四三	一五、一八六、四八	四三	七八、一五八、一六
クイクチンスキー區	三九	三三、八〇〇、一七	三九	一六六、二〇一、三八
ボリシエレツキー區	三五	四九、二八八、五〇	三五	一〇六、八六〇、五九
東勘察加區	一五	二一、一五一、八三	一五	三一、七四、四三
カラギンスキー區	八七	九五、九九九、五九	七四	四六、〇八一、七三
オリユートルスキー區	二八	二七、六〇三、四四	二三	八、八一六、七一
合計	三三四	三二、七六七、〇九	三〇七	五一〇、四一四、三七

△罐詰製造高の部　（單位函）

種類別	昭和八年	昭和七年
紅鮭一封度	五四、〇〇七	九二、三四五
紅鮭半封度	一九二、七八一	二六一、六〇七
同四分ノ一封度	八一、七五六	八四、四三
鮭一封度	二二	三、一九二
モナコ一封度	七三三	三、〇八二
モナコ半封度	四九	
罐一封度	三二八、六九四	五九二、二二五
罐半封度	三八、七九八	二〇、九六六
銀鮭一封度	一五、一四一	一五、一一四
銀鮭半封度	九、三五七	二、八六三
合計	七二、三三八	一、二〇四、七一八

△蟹罐詰製造高の部　（單位尾）

區別	昭和八年	昭和七年
チギリスキー區	四、五六二	三五三、七四〇
イーチンスキー區	一四、一九九	一、七二一、六二一
キクチンスキー區	六、三六八	四八〇、九八〇
合計	三五、二二九	二、五四六、三三一

昭和九年日ソ漁業關係

政府の北洋漁業政策

我沖取漁業の躍進は期せずして北洋漁業を無統制に導き内部の抗爭を釀成し勢ひソ側に乘ぜられんことを惧れられてゐた折柄昭和九年一月三十一日衆議員豫算總會でなせる青木精一氏の質問に對する廣田外相、後藤農相の答辯は北洋漁業政策に政府の重大決意を示せるものとして一般に多大の注意を喚起した、而して當業者も政府の所懷する統制の根本方針には贊意を表してゐるが、其の實行方策については寧ろ反對意見が有力視され政府が希んでゐる半官半民會社創立の如き實際問題としては容易に實現し難いものゝ様である、又廣田外相が一九三六年の日ソ漁業條約改訂期を控へて之が準備工作の爲め漁業者側よりも露都に代表者を常駐せしめる必要を力説した。

昭和九年度露領漁區開設出願と露水統制

ソヴエート聯邦極東漁業廳は昭和八年十月十一日ウラジオ政廳機關誌クラスノエ・ズナーミヤ（赤旗）を以て、一九三四年度の露領漁區開設希望に關する願書提出締切期日を十一月五日迄と發表した昭和九年度露領漁區開設出願は露領漁業大合同により組合は昭和九年度以降各自出願漁區に對する組合員從來の優先權を廢止、希望者の自由出願に委せ、一方統制委員會で入札漁區を統制することになつたので組合は漁區出願締切期日を通告するに止め、願書は極東漁業廳に提出する代辨の役を採る。尙ほ昨八年度には日本當業者が開設出願した漁區は鮭鱒漁區二百十一ケ所、カニ漁區九ケ所合計二百

二十一ケ所であつた。

露側留換算率引上を提議

露領水産組合は一月十七日漁區統制委員會を開き浦鹽漁業廳は今回漁業租借料取扱銀行たる國立銀行（ゴスバンク）支店を通じて我當業者に對し提言せしめた從來の日貨三十二錢五厘を一躍七十五錢の換算率に引上げ方要求した事については事兩國政府間の問題であつて當業者としては現に昭和九年度上半期分租借料金四百二十九萬八千五百二十五留は三十二錢五厘替で此日貨百三十一萬九千五百圓を已に同銀行へ納付濟でもある事であり斯る不合理な提言には當業者として直接關知すべきものに非ずとして一蹴するに決した。

昭和九年度露領貸下漁區發表

一九三四年度の露領貸下漁區については廿日ウラジオの極東漁業廳より左の通り發表された。

一、貸下漁區競賣期日一九三四年二月廿日正午極東漁業政廳で執行同日午後零時半より封書の受附を開始し午後一時半終了す

一、競賣申込願書に對しては一漁區毎に十留、又誓約書には同樣に十留宛の印紙稅を支佛ふ事

其他は全部前年度の公告と同一條件、而して競賣に附される漁業區は新舊漁區（一年、三年、五年期間）を合せ次の通りである。

鮭鱒漁區……一一七ケ所
カニ漁區……一二三ケ所

邦人側の入札封書を無効と宣言す

浦鹽競賣に於て開札の結果日ソ双方の入札したる漁區計一二三ケ所と判明した中、五十七ケ所はソ側に競落し日本側は日魯、外二名參加し六十六ケ所に對し封書を提出せしもあり債券買入方不可能の爲め保證金に不都合を來せる故を以て入札無効となりたり但しソ側は如何なる策略なりしか我側の更新漁區に對しては入札を避けた。

漁區入札問題に關する外相の報告

二月廿二日衆議院本會議に於て廣田外相は漁區問題經過に關する報告をなしたが露國側では二十日の入札無效を是正する用意ありとの意志表示を爲した由で同問題の將來に一脈の曙光を認めた譯である。併し「是正」といふ意味が直にアコ債券七十五錢說の撤回をするものとの解釋も出來ないから圓滿解決までには幾多の曲折があるものと見られる。

漁業長官の重要聲明

二月二十五日極東漁獵廳長官チモセンコ氏は二月二十八日の漁區兩競賣施行方法に關し日本側代表に對し左の如き聲明を與へた。

アコ債券換算率協定問題の本解決に依り日本當業者が提供せし入札漁區保證金額は法定額に達せざるが故日本側入札の効力問題が起生したが事實上日本側入札價格が蘇側當業者の夫れよりも高かりし拾ケ所の漁區を除き其他の鮭鱒漁區五十一ケ所、蟹六ケ所合計五十七ケ所のソ側の競落に對しては之れを確認する旨聲明せり而して日本當業者の利益をも顧慮したる結果從前の通り保證金一留邦貨三十二錢五厘の割合を以て現金又は小切手を封入する方法に依り殘餘の漁區六十六ケ所の競賣に參加を得せしむるがため二月二十八日再競賣を施行する事に決せりと述ぶ。

二月二十日競賣を無効とした漁業長官の再競賣施行方法の聲明に關し我政府並に當業者の意嚮は、

一、二十八日の追加競賣は是を形式的のものとし事實に於て二十日の日本側入札をその儘露國側において承認すること

右に同意せざる限り日本側は追加競賣には參加しない方針の下に、大田大使をしてモスクワ當局に交渉せしめてゐたところ外務省着電によれば二十八日の再競賣は三月五日に延期に決した旨露國側より發表したとの事で、それまでに尙ほ日本當局並に當業者の主張貫徹に關する外交交渉がモスクワと東京に於て行はれることになつた。

邦人不參加の儘露側再競賣施行

漁業廳は三月五日再競賣を施行し邦人側參加無かりしもソ側の參加者數名提出せられたる封書數四通あり封書受付締切時間に至り競賣施行主任官は入札關係參加の少きを理由として受付けたる封書は之を一括して封印を施し置き追て發表せらるべき期日に至り其の結果を公表すべき旨を聲明して競賣の中斷を宣言せり即ち五日の競賣は追つて發表せらるべき期日までは之を延長せらるゝことゝなれり

我當業者の態度は三十二錢五厘の換算率が確認せらるゝに非ざれば兩入札には絕對に參加を控へ又ソ側が單獨入札を執行するとも之を承認せざる決意を持し今後ソ側政府との交渉も右の根本方針を基調とする事には何等變りの無ので先方が以上の換算率を承認せざる限り漁區入札問題は今後益々紛糾に紛糾を重ねるものと觀測され事態甚だしく憂慮されてゐる

問題の解決を外相露大使に督促

廣田外相は十二日本省に駐日大使ユレーニエフ氏の來訪を求め、去る二十日浦鹽に於て行はれたる漁區入札に對し極東漁業廳長官が爲したる無効宣言は明に條約に違反したる不當措置で、ソ國政府も其不當を認め之を是正善處することを約されてゐるのであるから至急何等かの措置を講ぜられたい、帝國政府としては十一日我太田大使よりソ國政府に提示した如く去月二十日の入札競賣を有効とするか或は改めて至急再入札を施行するかの二方途よりないと信ずる、故に右の何れかを選び日露基本條約によつて保障されて居る我權益を侵害せざる樣善處されたしと述べたに對し同大使は相變らず一九三一年の幣原トロヤノフスキ協定は暫定取極で何時までもこれに準據して換算率を決定することの不可なることを力說したが結局改めてモスクワ政府の訓令を待

つことになつた。

換算率改訂に外務省強硬に反駁

係爭中の漁區競賣問題に關し外務當局は三月十三日該問題の根幹たる幣原、トロヤノフスー協定に關する日ソ兩國政府の見解の相違點を左の如く指摘し先方の見解を反駁して我方の態度を闡明すると同時にこの旨在モスクワ太田大使並に在浦鹽渡邊總領事に訓電を發し蘇聯政府との交渉進行方を督勵した。乃ち

漁區競賣の基本的事項を規定するものは昭和六年四月二十六日の幣原、トロヤノフスキー協定である、同協定は「日ソ兩國政府は「アコ」債券の暫行輕減換算率を三十二錢五厘に定むることに同意す兩國政府は終局的換算率の決定に關し商議を繼續すべし」と規定してゐる。而してソ聯政府は二月二十八日及び三月八日モスクワ發のタス通信を以て其の意見を表明して居るが之に對する我政府の見解は左の如くである。

一、幣原、トロヤノフスキー協定は政府間の協定であつて同協定により兩國政府は終局的換算率の決定に關し商議を繼續する旨指定されてゐる事ゆゑソ側より改訂の申込があつた爲直ちに協定が廢棄されるといふ事は不當である、

二、ソ聯は圓價の下落を云々するが留價の實質的下落が圓價の下落よりも甚しい事は明である、併しかゝる經濟上の變動は改訂を提議する理由とはなし得ても何等その一方的廢棄を許す理由とはなし得ない、

三、該協定はたとひ經濟的性質を有するとも國家間の協定である以上その改訂は兩國政府間の商議において行ふべきである、

四、昭和七年八月十三日の廣田カラハン協定に於て當時日本人の借受けた漁區は換算率其他に於て借入當時と同一條件を以て一九三六年まで借受けられる事となつてゐる、隨て二月二十日の競賣は幣原、トロヤノフスキー協定の規定する方法に基いて施行さるべきであつて日本漁業者の提出した保證金は有効と認むべきものである。

尙ほ日本政府は協定に從ひ換算率の最終價格決定に關しソ政府と改訂の交渉をなす用意あるもソ側において今回の競賣に關する不法措置を完全に是正したる後に非ずんば右交渉は開始せらるべきでない而して蘇側は襲に競賣の結果を是正すべき旨言明したに就てはこの際先づ二月二十日の競賣における日本人の落札せる漁區を速に公表し右競賣における日本人の不落漁區については同競賣の最低價格を發表し三月五日の追加競賣の際に入札參加の機會を與ふることを至當とする、

漁區換算率引上げは協定に反す

三月十九日其筋への着電に依れば今回蘇聯外務人民次長ソコリニコフ氏が我が太田大使に對し去る二月二十日の浦鹽漁區入札問題を若し日本政府が本問題開解後遲滯なく「アコ」債券換算率引上改訂交渉を開始する事を條件とするならば適當の處置を採るであらう。而して競賣に提供せし保證金（三十二錢五厘の換算）及び本年一月一日露廳へ納入濟の本年度上半期漁區租借料に關しては從來の換算率三十二錢五厘を以て其の納入を承諾すると稱してゐるが、我が外務當局では換算率は昭和六年四月幣原、トロヤノフスキイ協定によつて決定され、一方的變更は爲し難いことになつて居り又、昭和七年八月の廣田、カラハンの漁區安定暫定協約によれば來る一九三六年までは漁區安定の前提となるべき右換算率の安定をも包含するものであることは明瞭であるから、ソ側の態度は二協定に違反するものあるとして近くモスクワの命をうけてユレネフ大使より廣田外相に對してなされる回答如何によつては强硬なる對策を講ずるものと見られてゐる。

ルーブル換算と日本當業者の腹

ソ領漁業問題については三月十九日ユレネフ大使が廣田外相を訪問、本國政府の主張として

漁區借區料として日本當業者がソ聯政府に納入すべきアコ債券換算率に關する昭和六年四月の幣原、トロヤノフスキー協定は其後の日貨爲替の下落に鑑み、今年上半期借區料（去る一月納入濟み）は從來の率により支拂はるることを認めるも下半期分（七月一日納入すべきもの）より換算率引上げの商議を爲すことを條件として浦鹽に於ける今年度漁區競賣については日本當業者の滿足すべき措置をとるべしとの意嚮を傳達し來れるに對し、外務省では之が對策協議中のところ

日本はソ側の一方的協定廢棄を認めない。ソ側は換算率の引上けのみを交渉する意嚮なるも日貨の下落が論議されるならば當然留貨下落の事實も指摘されるべく、しかも留貨が特殊のもので國際的換算の根據なく、ソ側一方の建値が存するのみなるに於ては結局留の高下は水かけ論となり、アコ社債の留對日貨の換算も經濟的には論議の價値がないことは明である。從つて引上げるか引下げるかは商議の上協定さるべきでソ側の引上げを前提條件とする提議に絕對に應諾しかねるのみならず昭和七年の廣田、カラハン漁區安定協定の精神にもとることになる。

といふ方針を以て引續き交渉を進めることになつた。一方當業者側でも萬一交渉遷延のため昭和漁業の如き新漁區の獲得により漁業を經營せんとするものゝ蒙る損害に對しては當業者間に於て補償の道を講じ結束してあくまで我が正當な主張貫徹を期さうと決意を固めてゐる。

ソ聯紙の留換算率問題批評

今回の露領漁區入札並びに留換算率問題に關し二月廿日發行の政府機關紙イズウエスチヤは左の如き論文を掲げ、換算率引上の理由を圓貨の暴落と、暴落せる圓貨による借區料を收受せるソヴエート機關の損失と、一方圓貨暴落による日魯漁業の莫大なる利益とに歸して、自國の協約違反の事實についてはほゝかむりをしてゐる。

イズウエスチヤ記者は先づ日本の言論

界の一部には日ソ間の經濟問題を捉へて故意に反ソ運動の音頭取りを爲す傾向ありと非難し今回の漁區問題の如きも亦然りと斷定し、東日及び東朝の社說を引用してゐる。而して問題の留換算率についてアコ債券一留を三十二錢五厘と暫定したのは新債は額面よりも低價賣出しを爲すと云ふ國際的金融上の慣例に從つて考慮されたからだと云ふて居る、圓價は一九三一年十二月金輸出禁止以來現在では六〇%も暴落してゐるが、これが爲め魚罐詰の輸出を著しく增進せしめ日本漁業家は「夢物語」の如き利潤を擧げるに至つたといつて三菱調査部の數字を揭げてゐる。例へば一九三一年十二月以降の日魯漁業の純利益の增加、その他北海水產新聞、帝國興信日報等の記事を引用して圓貨安のため罐詰輸出の利益が如何に增進したかをうらやましげに述べたる後之に反し日本漁業家より暴落せる租借料を收受したソヴェート經濟機關の損失問題を解決せんとする新らしき用意ある事を言明した。

昭和九年度の漁區追加競賣終了

抑昭和九年二月二十日施行せられた浦鹽の漁區競賣なるものはソ側の計策に乘せられて換算率の問題に引き懸り以來今日迄三ケ月に亘り好しからざる紛擾の暗礁に乘り揚げられた形であつた、過般來廣田外相とユレニエフ大使との折衝により漸く大局的諒解が成立し其結果五月二十五日を以て追加競賣と云ふが形式的に行はれた此の競賣に於て日本側が四十二ケ所の所望漁區を獲得することにより入札問題が五月廿五日解決した。

今回兩國間に係爭の核心となつた暫定の三十二錢五厘の公定換算率に巧妙に橫車を押し出したソ側當局が今になつて吾が主張を是認しだからとて別に珍しくもない紛爭は競賣を繞りて年々歲々無くてはならぬ年中行事であるからである、ソ側は這回の漁區追加競賣を是認して換算率改訂に關する即時協議開催の條件を日本側から取付けたと云ふことは例へ其結果の好惡は別としてソ國外交の魅力の强さは想像に難くない。右追加競賣に關し露領漁區追加競賣は廿五日極東漁業廳で施行、正午開場十二時半より入札書の受理を開始し一時半終了したが右入札の結果日本人側は四十二漁區（日魯漁業卅五、昭和漁業五、佐野氏二漁區）露國側は五漁區を落札した、

しかして本年度露領漁區競賣の結果は去る二月二十日の競賣において露國側は五十七漁區を落札して居るので、今回の追加競賣の五漁區を加算して合計六十二漁區を落札これに對し我國側は今回の追加競賣で四十二漁區を落札した事となつたよつて本年度日、露兩國所有の漁區は日本側三百八十六漁區、露國側三百六十七漁區となつた。

九年度漁區日ソ兩國新分野

昭和九年度露領漁區入札問題は五月廿五日ウラジオ方において行はれた追加競賣をもつて完全な解決を見た。

これによると日ソ兩國の本年度所有漁區分野は露領水產組合の確實なる調査によれば次の通りである。

日本側

昨年度所有漁區	三百五十七
內昨年中の期間滿了漁區	十三
本年度落札漁區	四十二
本年度所有漁區	
鮭、鱒	三百六十九
カニ	十七
計	三百八十六

ソ聯邦側

昨年度所有漁區	三百六十八
內昨年中の期間滿了漁區	六十六

いのであるから去る三月ソコリニコフ氏が大田大使になした通告の瞬間より法的效力を失つてゐるのである。

× ×

ソ聯政府は日本當業者の浦鹽競賣の合法的利益を滿足せしめたるため總ゆる手段を講じ、最も平和的に圓貨下落によつて蒙りたるソヴェート經濟機關の損失問題を解決せんとする新らしき用意ある事を言明した。

昭和九年度の漁區追加競賣終了

抑昭和九年二月二十日施行せられた浦鹽の漁區競賣なるものはソ側の計策に乘せられて換算率の問題に引き懸り以來今日迄三ケ月に亘り好しからざる紛擾の暗礁に乘り揚げられた形であつた、過般來廣田外相とユレニエフ大使との折衝により漸く大局的諒解が成立し其結果五月二十五日を以て追加競賣と云ふが形式的に行はれた此の競賣に於て日本側が四十二ケ所の所望漁區を獲得することにより入札問題が五月廿五日解決した。

今回兩國間に係爭の核心となつた暫定の三十二錢五厘の公定換算率に巧妙に橫車を押し出したソ側當局が今になつて吾が主張を是認しだからとて別に珍しくもない紛爭は競賣を繞りて年々歲々無くてはならぬ年中行事であるからである、ソ側は這回の漁區追加競賣を是認して換算率改訂に關する即時協議開催の條件を日本側から取付けたと云ふことは例へ其結果の好惡は別としてソ國外交の魅力の强さは想像に難くない。右追加競賣に關し露領漁區追加競賣は廿五日極東漁業廳で施行、正午開場十二時半より入札書の受理を開始し一時半終了したが右入札の結果日本人側は四十二漁區（日魯漁業卅五、昭和漁業五、佐野氏二漁區）露國側は五漁區を落札した、

しかして本年度露領漁區競賣の結果は去る二月二十日の競賣において露國側は五十七漁區を落札して居るので、今回の追加競賣の五漁區を加算して合計六十二漁區を落札これに對し我國側は今回の追加

於ける一般的經濟條件を考慮して定めたアコ債券換算率の引上げを經濟事情の變化に從つて引上げるのは當然であるとなし、若しこの換算率問題が解決しない限り日本漁業家の正常な營業は全く保證出來ないと脅かしてゐる。

ソ側言論界の意見

二月廿八日のイヴウエスチャ紙はアコ債券對圓貨換算率に關し、圓價は現在六〇%も暴落してゐるのであるから自國政府の主張する七十五錢に引上げることは妥當であると論評したが、續いて三月九日の同紙は政府の代辯者「タツス」通信社の報道を揭げて復亦左の如く述べてゐる。

× ×

一九三一年ソヴェート政府は日本人漁區租借料の負擔輕減のためにアコ債券一留に對し三十二錢五厘と決定することに同意した。而してこの點に關し一九三一年四月廿四日外務人民委員長カラハンは廣田大使に左の如き文書を手交した。

魯原氏の三十二錢五厘提議にソ聯政府は讓步をなし債券換算率を暫定的に三十二錢五厘と取極む。但し兩政府は決定的換算率協議を繼續することに同意す。

此の暫定協約は圓貨が安定してゐた當時締結されたもので、其後圓貨は金輸出禁止のため次第に下落し現在金貨圓の價値は當時に比し四〇%である。卽ち日本漁業家の納入する三十二錢五厘は現在の金貨圓に換算すれば僅かに十二錢に過ぎない。

× ×

日本當業者は一九三〇年の暫定協約は政府間の取極めであるといふのであるがソ聯政府は該問題を純商業的問題と見做し、日ソ兩國當事者間で立派に解決し得ると思つたのである。ソ聯政府は日本漁業家の安定を念とする點に於て現在も變りはないが、一九三一年の暫定協約の失効を無視するが如き日本當業者の態度を承認する譯には行かない。右暫定協約に

本年度落札漁區

二月二十日入札	五十七
三月五日入札	十三
五月二十五日入札	五
計	七十五

本年度所有漁區

鮭、鱒	三百三十六
カニ	四十二
計	三百七十八

ソ側不當新設漁區

昭和八年七月十七日より國營「アコ」會社は東勘察加日魯漁區九九二號に隣接して新漁區を開設し續いて同社九八五號（カム河口）附近にも新設し投網を開始して問題を惹起した、調査の結果本年漁季に入り露側の不當新漁區は其の他をも合せ左の十三ケ所に達すると云ふ。

ウスカム灣内	三ケ所
クロノツキィ河口及オリガ岬附近	四　區
カラギンスキー方面	三ケ所
ギガ灣附近	三ケ所

日魯優先株讓渡問題
東拓斷念

昭和八年十一月二十六日窪田日魯社長と鮎川日産社長との會見に出發した錯誤に基く東拓所有の日魯優先株（十八萬株）讓渡問題は東拓高山總裁が拓務省に河田次官を訪問し、日魯優先株十八萬の日産への讓渡交渉は日魯當局の諒解がないので遂に日産への讓渡を取止めることを報告、拓務當局も之を承認し數日來紛擾を極めた問題も一先づ解決した依て東拓より日魯に對し日魯の諒解なしでは今後第三者に讓渡せざることをまた日産の鮎川社長に對しては鮎川氏が日魯の諒解を得たといふ建前から讓渡の假契約をしたのであるが、完全な諒解がなかつたことが判明したので鮎川氏に讓渡交渉の取止め方を通知したと云ふ。

日ソ漁業條約改訂準備

昭和十一年五月を以て期間終了する日ソ漁業條約改訂商議は之が終了期限の十二ケ月即ち昭和十年五月までに改訂するの希望をソ政府に通告することを要するので條約實施以來紛爭を續けたる實情に鑑み根本的改訂をなすものと見られ、外務農林關係當局と露領水産組合、日魯漁業等の民間側では夫れぞれ之が改訂準備を進めてゐるが、此程政府側より民間側に對し十一月迄に同條約改訂に關する民間側の具體的意見を取纒め政府當局に提出方を内命して來たので、漁區競賣制度の全廢外條約の全面に對し根本的改訂を要請する方針の下に之が準備を進めた。

北洋の大變革で條約改訂準備迷ふ

現行日ソ漁業條約締結當時の昭和三年頃には豫想されなかつた母船式鮭鱒沖取漁業は、まさに搖籃時代を突破して遂に北洋漁業に確固たる經濟的地位を獲得其の前途益々發展の可能性を示し今や北洋漁業の分野に一大變革を來さんとしてゐる。昭和十年の改訂會議開始期を控へて露領水産組合ではさきに條約改訂準備委員會を設置し田中丸常任委員が專ら準備を進めてゐたがカムチャツカ東西沿岸公海を漁撈區域として出漁する沖取漁業の現狀並に將來の見透に鑑みるとき來るべき日露條約會議の交渉には沖取漁業を對象として根底から改訂を要することになり其の根本方針が政府當局によつて明示されない限り同準備の進行は全く困難とされた。即ち

問題の中心は露領漁業家は毎年三百萬圓内外の漁區租借料を露國に支拂ふ義務があるので、今後公海に於ける漁業が發展すればそれに應じて露領漁區の經濟的價値は自然的に之れに伴ひ低下の傾向にあるから今後の露領沿岸漁場を如何に見るかにある。

條約改正準備委員會總條

本年一月農林當局より本月末日迄に日露漁業條約改訂に關する意見具申を露水組合に徵されたので、組合では今春組合内に漁業條約改訂準備委員會を組織し委員として左の十二名を擧げ

△樺山、佐々木正副組長
△平塚常次郎、坂本作平、井出智、本川藤三郎、田中丸祐厚、橋口九十馬須田孝太郎、眞藤愼太郎・野口一三郎、藤木次郎兵衛

更に常任委員には田中丸、橋口、須田の三氏を推薦し爾來鋭意研究調査を遂げ夫々意見書を組合に具申されたので露水組合では右三常任委員作成の私案を報告、討議するところあり、これを組合案に綜合し、成案を得て十二月三十日までに政府に提出の豫定であるが、

漁業條約は根本的に非常に不備缺陷が多いだけに全面的に改訂を必要とされてゐる、露水組合側の改訂案は相當廣汎に亘り、昭和七年八月十三日モスクワで協定された漁區安定に關する廣田カラハン暫定協定により條約の不備を調整した條約第二條の漁區取得に關する規定の改正を初め國營企業問題・漁區租借料、漁獲標準、租借規定、捕鯨其他の新規企業權の問題に關し全面的改訂を要することになつてゐる。而して改訂の根本要素とも見られる漁區安定問題については兩國間に於て同條約とは別個に暫定協定を結び條約の不備を調整するを必要とする事實に鑑み當然今次の條約改訂に際しても此の協定を存續せしむべきであるが、此の規定を條約中に織込むべきか又は條約外の不可分協定として存續せしむべきかについては交渉當時の情勢により適當な處置をとることとし組合側としては一先づ現行條約自體の逐條的改正案を政府に提出し今後更に研究を續けることになつた。

條約改訂答申案委員總會で決定

露領水産組合では十二月十一日日ソ漁業條約改訂準備委員總會を開催し農林省側から齋藤事務官、組合側樺山、佐々木正副組長外委員一同出席、

先回の委員總會に於て報告審議された常任委員各自作成の同條約改訂答申案は總會で一任された三常任委員間に

於て田中丸案を中心に爾來成案を急いた結果漸く脱稿したので、これを同日の總會に附議決定の上露水組合答申案として直ちに農林・外務兩省に提出せらるべきことになつた。

第二回答申案

第二回細目答申案として政府の指示により細目の答申をなすことになり昭和九年十月樺山組長、須田、橋田、田中丸常任委員にて審議九日之を議了十日露水組合から農林、外務兩省に提出された。

ソ側の露貨建値調査の要

日本とソ側間に行はれてゐる決濟關係中漁區租借料及抵代税が昭和六年の協定により日貨の換算對象を國營アコ會社々債として一留日貨三十二錢五厘に取極めた外蘇領開港場へ回航する日本船舶に對する噸税、水先料、燈臺税、税關手續其他蘇領に事業を營む邦人の蘇政府に對する諸支拂乃ち北樺太利權、浦鹽商船組等の對ソ政府の支拂又漁業關係に於ても漁區租借料、抵代税、科料金等の大物を除き登錄料、印紙税其他に於ては何等の取極めもないので最近に於ては一留に付邦貨二圓七十錢内外の換算で徴收されて居る爲め當業者間では非常な不滿を抱き北樺太利權會社、浦鹽商船組、北日本汽船等は豫てより之が調整につき外務當局へ陳情し適正なる解決方を要請中である。現に旅券の查證料の如きも在ソ帝國領事館は五留五十哥（五圓五十錢）を徴收するに對し日本駐在のソ領事館では本邦人とり規定の五留五十哥を拾六圓内外徴收して居る矛盾があるソ側は留の國際流通を禁じてゐながら必要に應じては國立銀行のレート委員會でレートを定めておいて外貨の受拂には之を適用しない斯る情勢は兩國の經濟關係を阻害すること尠くないので關係者は一般は之が調整方を要望してゐる。

八年度下半期租借料納入に絡る問題

七月二日日魯漁業會社より浦鹽極東漁業廳に對して本年度昭和八年下半期分借區料抵代税其他合計四百二十七萬五百十一留十六哥を完納した。然るに二週間を過ぎたる七月十五日に至つて右借區料及び抵代税中二百四十三萬一千四百十一留十六哥は國營アコ債券を以て充當するも殘餘百八十三萬九千百留はアコ債券の發行限度外につき受入を保留する旨日魯漁業に通告された。右につき日魯漁業會社當局の意見に依ると

今回の問題はソ側に手續上の不備があつたために起つた問題に過ぎない。從來借區料納入は浦鹽國立銀行に對し一留卅二錢五厘の割合で支拂ひそれに對する受領書を極東漁業廳に送附する手續でゐたのが今回は漁業廳で調査の結果アコ債券が發行總額を超過してゐるので一時借區料納入を保留したものである。アコ債券は借區料納入のためだけに存在してゐるものだから發行限度を擴張すれば解決されると解釋して居る。

然るに二十四日浦鹽の日本帝國總領事館より外務省への入電によれは兎に納入を留保通告された百八十三萬九千百留は三十二錢五厘替にて受領すべき旨極東漁業廳より浦鹽日本總領事館に通告ありて本問題は解決を見た。尚ほ小山富三氏の下半期借區料及び抵代税五萬四千九百廿九留も同率にて受理せられた。

露領水産組合整理問題

昨年露領の沿岸邦人租借漁區が大合同してから我が露領漁業は二三の個人經營者を存するに止まり自然露水組合に於ける爾後の情勢は組合員の整理は固より組合定欵及び規約の一大改廢を要するもの尠くないので組合員としては組合理事者側より率先之が提案あるべきものとして期待を懸けてゐたが斯る模樣が見えないので組合員有志間に於ては兼ねて寄々對策協議中であつた處定欵第二十三條二項に基き組合員三分の一以上の贊成を經て組長樺山資英氏に對し總會召集方を請求し組合員の總意に依つて前記改革に關する決議をしたい旨の書面、左記附議事項委任狀及び請求書を添へ十一月二十四日全國百二十五名の組合員全體の贊同を求めんとするの擧に出でた。

附議事項

一、新規漁區開設と漁區租借權限を徹底せしむる件

「理由」昭和七年十二月五日組合會の決議に基き漁區統制委員會設定せられ漁區獲得に關する統制機關設置せられたるも爾來其の經過に徴すれば取扱上頗る不徹底にして且つ其の要領を缺く斯の如き組合は員の立場が保證せられざるのみならず一面又國權擁護の主旨にも背反するものあるにつき總會の總意に詢り名實相伴ふ統制法の確立を期すべきものとす

二、組合經費組合基金及救恤基金に關する件

「理由」北洋漁業大合同後に於ける組合内部の消長は其の合同以前に對照し總ゆる事態の變化せし實情に鑑み此等整理又は改廢を適宜斷行すべき要ありと認む

三、組合定欵及び規約一部改廢の件

「理由」組合現在の情勢下に於て過去の規約又は組合構成に關し現實の運用と矛盾せるもの又は叙上第一、第二、其他の事項に關聯して改廢を要するものありと認む

四、第一、第二、第三、事項の外總會に於て必要と認むる諸事項

改造に關する總會請求

露領漁業家に依つて組織され日露漁業條約により獲得したる露領沿岸漁業の統制的役割を演じて來た露領水産組合の改造に關する同組合員有志の運動は漸次奏効擴大され、遂に組合定欵第二十三條第二項により同有志より理事者に對し二十七日總會招集方を請求する事になつた。即ち

改造を提唱した有志組合員は十月二十七日東京ステーションホテルに會合し東京、北海道、新潟、富山等の各地方組合員より送附されて來た總會召集に關する委任狀を取纒め組合理事者に提出する事其他の對策に付協議、直ち

に樺山組長を組合に訪ひ全組合員三分の一以上の意を體し附議事項並に委任狀を示し十一月早々總會召集方を請求した

水産組合の基金內容

露水組合の改革問題に關聯し改革派有志によつて提唱されてゐる總會附議事項中大合同後に於ける組合基金の內容に關し露領水産組合の調べに依ると昭和九年九月末日現在は左の如くである。

現在基金

合計　壹〇壹四、參〇六圓六六錢

一、基本財産　參貳、貳八〇圓

右は定款第三十二條の規定により積立たる組合加入金及其他の積立金にして代議員定款の三分の二以上の同意を得たる決議を經ざれば處分するを得ず

一、特別積立金　八、貳七七圓九貳錢

右は特別積立金規定に依り臨時部經費決算の餘剩金及漁區優先權者取極めに因る差金等を積立たるものにして經費の補充及臨時緊急を要する費用の財源とするにあり

一、加入還附資金　七、七〇〇圓

昭和八年三月組合會決議に依り財産中より分割設定したる資金にして昭和七年六月現在組合員が組合脫退に對し還付すべき資金なり

一、從業者表彰基金　四參、貳四七圓壹八錢

右は露領漁業從業者表彰規定に依り設定したる基金にして從業者の表彰を爲す基金なり

一、退職慰勞基金　八〇、貳參五圓四壹錢

右は退職慰勞基金積立規定に基き經費豫算經常部の剩餘金の半額を積立たるものにして組合役員及職員の退職慰勞に充るを目的とす

一、被使用者救恤資金　八四貳、五六六圓壹五錢

右は主務大臣の承認に依る露領漁業被使用者救恤規則に依り設定したる資金にして漁業條約の規定に據る被使用者の救恤を爲すを目的とす

露水組合改組案

露水組合では昭和八年十二月十二日の代議員會で附議された組合員整理問題に關し委員會を組織し整理案に付き審議中のところ該整理案を農林督の認可を要する爲め此程左記代議員會案を同省に提出認可を申請した

慰勞金贈呈の理由

昨年度の企業合同に依り露領漁業の事態に一大變革を來し現在組合員中營業を爲し得ず又爲すの希望を放棄せざるを得ざるに至れるもの尠からず然るに組合員中古きは二十有餘年の永きに涉り漁業權の維持伸張に盡瘁せられたるもの尠なからざる故其筆組合員の脫退に際し組合として相當報ぜざるべからずとするの希望切なるものあり之れ慰勞金を贈呈せんとする事由なり

組合員整理方法

組合は昭和九年三月三十一日迄に脫退する組合員に對し左の通り慰勞金を贈呈する事

イ、昭和七年五月十四日以前の組合員にして現に組合員たるものには金參千圓

ロ、昭和七年五月十四日以後に加入したるものに對しては一人に付き金五百圓

ハ、前イ、ロ、の慰勞金を受くるものには加入金を還附せざること

二、昭和五月十四日以後脫退したる組合員に對しては一人に付き金參百圓追贈すること

三、右慰勞金の財源として

イ、特別積立金、加入金還附資金、基本財産、表彰基金及救恤基金現在高より六拾萬圓を控除したる殘額を一般會計に編入すること

ロ、右一般會計中より貳百八萬圓を慰勞金として特別會計とすること

而して農林省では目下之が處理方針審議であるが當局の意嚮を綜合すると——大合同の結果原則として組合の整理を要するも適當な時機に於て爲すべきで愼重考量を要する整理の爲め慰勞金を贈呈する事由の詮議は第二義としても支出金の財源中救恤基金及び表彰基金に就ては該基金設定の目的に該當せざるを以て容認し難い、基本財産は加入金其他を蓄積せるものなるが故に使用差支支ない、結局右の目的に使用財源たるものは基本財産特別積立金、加入還附金で委員會案では二十萬圓內外の差額を生するも日魯會社の申出に依り補塡保證を條件として大體認可することは諒解して來た樣に見受けられた

露水組合の整理一段落

露領漁業大合同實現後に來るべき當然の歸結として今春組合會で議決した組合員整理問題については組合より農林、外務兩監督廳に申請中の整理案が漸く此の程認可されたので爾來組合員中の脫退希望者はそれぞれ脫退手續をなしたが全組合數九十七名昭和九年九月末現在脫退した者は左記四十二名で、なほ數名の脫退屆出があるものゝ如くであるが、大體一段落したから當初豫想されたのに比し脫退者は案外尠く殘留五十名を下らない樣なこの傾向は條約改訂交涉を明年に控へて現に漁業を經營してゐない者も國權としての露領漁業の重要性を痛感して來た爲めであらうといはれてゐる、尙ほ脫退に際しては慰勞金一名當り二千圓宛組合整の理機關なる露水會から交附された。

稻川竹治　袴信一郎
長谷川藤三郎　日露實業會社
西出商事會社　保坂慶藏
東邦水産會社　東和水産會社
小熊幸一郎　奧川敎孝
小川彌吉　小川彌四郎
奧田龜造　片桐一郎
楫取豐治　大興漁業會社
田中重一　田中仙太郎
鍋島熊道　中部幾次郎
武藤禮二　宇尾庄太郎
生形政芳　八木店
八木龜三郎　山崎松次郎
山下敏夫　山本房藏
近藤伸秀　有馬彌市

秋野鐵彌　佐藤彦松
齋藤定五郎　菊地衛
三浦玄三　宮川幸太郎
汐海昌　島田元太郎
眞藤藤吉郎　生形政芳
山下庄太郎　田中仙太郎

尙ほ此の外死亡せる者梶榮次郎、八島庄太郎、八木實通三名あるから結局これを脱退組に加へると四十五名になる譯である。

昭和七年の日ソ漁業關係

一、昭和七年漁區競賣

イ、同年度漁區發表

昭和七年度露領新漁區發表並に漁區貸下條件については例年よりもやゝ遲れて昭和六年十二月二十八日ソヴェート當局より在浦鹽山口總領事に宛て通告があつた。それによれば

一、漁區表

鮭鱒漁區	二一七(新二八、舊一八九)		
蟹漁區	一六(新九、舊七)		
計	二三三(新三七。舊一九六)		

一、貸下條件

ルーブル換算率其他前年同樣にて變更なし

一、競賣　昭和七年二月二十八日

かくて競賣參加のため日本漁業家側より日魯會社(有賀、栂谷)、林兼商店(山本)、八木(宇尾)其他四、五名二月二十日敦賀出帆の天草丸にて渡露した。競賣は日露兩國參加の下に始めて豫定通り二月二十八日正午浦鹽ウオロブスキー倶樂部に於て施行された。即ち同日零時半より入札バケットの受付を開始、同二時締切つたがソヴェート側の欵加者は

一、フセコ・ルイバク・ソユーズ　入札漁區數二十

二、ダリルイボ・プロドクト　二十六

三、リューリ　一六

四、プリムルイブ・プロム　三

合計六十五箇所にして內ソ側の競爭入札せるもの十一ヶ所あり、邦人側入札者三十名、入札漁區數百十八箇所であつた。同日二時間半開票の結果左の如し。

ロ、漁區競賣の結果

即ち邦人側は花房、鹿取、野口、藤木石丸、高野、田代、濟田、田中重一、田中仙太郎、近藤、橋口、橋本熊作、保坂大鹽、楫取、山下、西野商會、西野水產計十九名、四十漁區全部競落、橋本正太郎、長谷川、菊地計七漁區合計四十六漁區競落、橋本一〇五二號プロドクトに四千五百留にて競落、一〇五四號リューリに競落、五千七百留、長谷川一一一四號不落官廳價格三千留、江原一〇五三號プロドクト競落、四千七百留東邦水產四二一號プロドクト競落八千九百二十留以上競落四十七漁區、露人競落四漁區不落二漁區であつた。尙此外の競落者並に競落價格左の通りである。

競落者	漁區番號	落札價格
橋口	五九〇	二、二〇〇
西野	五四八	一、六〇〇
同	五四九	一、六五〇
同	一、二二八	二六、〇〇〇
同	一、二二七	二六、〇〇〇
同	六九二	一〇、〇〇〇
同	六七六	五、五〇〇
同	六四一	三、五〇〇
同	四〇三	一〇、五〇〇

尙ほ邦人入札漁區にして露國側に落札されたるものを見ると

競爭者	漁區番號	入札價格
東邦產水	(不)四、五〇〇	
	四二三	
プロドクト	(落)七、二〇〇	
西野水產	(不)二、一五〇	
	五五〇	
リューリ	(落)四、五〇〇	
萩布	(不)三、五〇〇	
	四二二	
プロドクト	(落)八、七四〇	
小山	(不)四、三〇〇	
	四三三	
プロドクト	(落)一〇、六〇〇	

其他何れも兩者の入札價格に相當の開きで露側に落札された。

同	五五三	二、五五〇	
同	五五四	一、五五〇	
同	五五七	一、八五〇	
同	五五八	一、八五〇	
同	五六六	一六、三五〇	
同	五七三	一、六五〇	
林兼	六三八	四、五八〇	
同	六六二	二、一四〇	
小山	一、〇八二	三、〇四〇	
同	一、一四〇	一、六〇〇	
同	一、一四一	一、六〇〇	
同	一、一四四	一、六〇〇	
同	一、二〇五	五、〇二〇	
同	一、二〇六	五、〇二〇	
同	一、二五八	一六、五五〇	
同	一、二五九	一八、八〇〇	
同	一、二六〇	一六、五五〇	
同	一、二七二	一六、五五〇	
同	九三六	四、四一〇	
日魯	一、二六六	一〇、〇〇〇	
同	一、二〇四	一、五〇〇	
同	一、二一九	二、六〇〇	
同	一、二一七	六、六〇〇	
同	一、二二〇	二六、〇〇〇	
同	五八七	二、二三〇	
同	五八八	二、七六〇	
同	五八九	二、七六〇	
同	五二九	一、五〇〇	
萩布	五二〇	二、二〇〇	
佐野	五二一	二、五〇〇	
同	五二三	一、五〇〇	
同	五二七	五二八	
同	五二八	二、〇〇〇	
同	六五九	二、二三〇	
同	一、〇八一	四、〇三〇	
同	一、二六七	一〇、〇〇〇	
同	一、二六五	一二、〇〇〇	
同	一、二五三	三、一〇〇	
同	一、二二一	二二、〇〇〇	
同	一、一九〇	二六、〇〇〇	
同	一、二五一	二六、〇〇〇	
同	一、二三三	三一、〇〇〇	
同	一、二三二	二六、〇〇〇	
同	一、二三一	二六、〇〇〇	
同	一、二三二	二六、〇〇〇	
同	一、二〇三	一〇、五〇〇	

かくて本邦側數漁區ソヴエート側に競落されたとはいへ、情勢は日本側に好轉し、我落札漁區は豫想外に增加を示し日ソ兩國の既得漁區數をソ側のそれと比較する時は次の如き狀勢を示すに至つた。

	昭和七年	昭和六年
△日本側		
鮭鱒漁區	三七四	二八八
蟹漁區	二一	二一
合計	三九五	三〇九
△露國側		
鮭鱒漁區	二六九	二七三
蟹漁區	三四	二七
合計	三〇三	三〇〇
△兩國比率		
日本側	五八%	五一%
露國側	四二%	四九%

二、露領漁業者大合同の實現

イ、合同問題の經過

昭和七年において我對ソ漁業問題の中心問題となつたものは露領漁業家合同の具體化である。露領漁業一大合同の必要が識者の間に認められ提唱され出したのは今日のことではない。日露國交恢復後露領漁業經營の相手がソヴエート聯邦であり、そこでは企業の完全なる國家的統制が行はれてゐる關係上日本側でも漁業經營の細分されてゐる事實が競賣において著しく不利に陷るべきを考慮し、新漁業條約交渉には邦人漁區を包括してソ側と租借契約を締結すべき方針の下に折衝是れ力めたことは有名な事實であつて、かゝる本邦側の要望はソ側の頑强なる反對により不幸にして實現を見るに至らなかつたが、しかもこれは新しい狀勢の下に本邦露領漁業合同が如何に必要であるかの證左であり、その運動の先驅をなしたものと見ることが出來る。

その後においても合同運動に識者の最も深い關心事であり、殊に新漁業條約締結後ソ側の極東漁業における進出は愈々急を告げ、而もそれは國家によつて一糸亂れぬ統制を保たれてゐる事實が判明し、一方昭和四年における宇田事件、其後事毎に曝露されたる邦人漁業者の足並の不一致とは合同の必要を輿論化するに至つた。現に昭和五年には本邦政界の有力者により北洋協會が組織され、劈頭に合同促進の必要を天下に宣明した。又露水組合では合同の前提として、露領漁業助成會社を立案し之が實現のための猛運動を起し、一方三菱商事の三宅川氏は世に所謂三宅川案なるソ領漁業全合同案を立て、その實現のため竿頭一歩を進めた然るに兩案とも遂に成功を見ず葬らるゝに至つた。

かくも輿論が熱し、必要が急を告げ關係有力者が具體的運動を進めたにも拘らず、何が故に合同案は葬らるゝに至つたか？　その原因は種々擧げられうるであらうが、その中最も根本的なものは、本邦露領漁業の內部に、大資本と小資本とが共存し、その利害が一致しなかつた點にある。このことは、前記の如く、露水組合の露領漁業助成會社案と、三宅川案とが時を同じうして世に現れ、互に實現を競ふて共倒れの結果を招いた事實が最もよく說明してゐる。何となれば露水組合案は組合員中日魯を除く以外の小資本漁業家を國家の物質的援助の下に甦生せしむることを直接の目的としたものであり、三宅川案は日魯中心の合同案であつたからである。

この昭和五年合同問題の失敗後暫らく合同問題は鳴を鎭めたがと思はれたが、經濟恐慌の深刻化に伴ふ資本の集中と企業合同の越勢とは、一方いはゆる「國策的見地」からする合同の輿論再燃と關連して昭和六年中頃から再び合同問題を擡頭せしめた。

ロ、露水首腦部の新運動

これの具體的中心となつたものが、露領水產組合長樺山資英氏による政府方面への合同促進運動であつた。樺山氏の合同私案要點は大體左の如し

合同のもたらす利益

本邦露領漁業を合同して經營を合理化せしむるは幾多の利益を齎らし、以て經費の節約に及ぶは必然の結果である。玆に其の重要事項を擧ぐれば

第一　經常費の節約——例へば日魯漁業會社が現に一三四漁區を經營し其れに個人漁業者の一七四漁區を加へて三〇八漁區となり事業地に於ける陣營は倍加すと雖も後方勤務たる國內の營業設備は若干の補充を行ふを以て足る。

第二　漁業用品の仕入並に送込、沖積切揚、船舶の傭人其他一切の準備費の節約

第三　全漁區を總括せらるゝ爲めに生ずる利益——(其例一)漁獲標準高の制定に依りて割當不足の漁區にして單獨經營には利益なる漁區と雖も夫等を新ケ所合併經營するに於ては、經濟的價値を生ず(其例二)陸上根據地を合併經營せば陸上設備の節約は勿論、送込船積取船の配船上利益あり。(其例三)漁區は廣汎に亘るが故に各漁期を異にし、且つ各地方に於て豐凶相違する事あり、此場合冷凍運搬船等に依りて、原料を輸送し製造加工するの便あり、(某例四)漁期の相違及其豐凶の如何に因つて從業員を轉勤せしめ勞働經濟上主大の便益あり(其例五)單獨漁場經營の場合は漁業用品並に必要品は十二分に準備し置く必要あれど合同經營の場合は必要に應じて隨時補給し得るを以て豫め多量に準備するの要なし

第四　優良製品の增加、紅鮭は罐詰に鮭は冷凍又は新巻に製造する利益あり、合同の結果は適當なる工場及冷藏庫並に冷凍船を使用し得るを以て製品を優良化し其數量を增加し得る利益あり。

第五　製品の品位統一に因る利益——各經營者に依つて相違せる製造方法は合同に依つて各々長所をとり製品を統一するが故に販賣に利益多し。

第六　販賣統制に因る利益——合同に依り露領製品全部が統一販賣さるゝに於ては國內市場の市價を維持する上に於てのみならず海外に於ける外國製品と競爭上に於て一定せる販賣方針を樹立し得べく市價の維持上利益も亦尠なからず

第七　經營漁區選擇の自由——即ち採算不能の漁區は適當に休業するの利益以上の外北洋漁業を獨占する合同の齎す利益は其の合理化の進展につれ漸次增大すべし蓋し想像以上の成果を見るに至るべ

し、更に政策的意味よりして對露漁業交渉問題の外に合同の齎す利益は隨時に發見し得べく即ち現場に於けるソ側官憲の權暴なる取締に對抗する上に於て又日ソ兩國に於ける魚類の蕃殖保護及公益的施設等を實現し得べく日ソ間總ての事態を有利に導き日ソ親善の素因を形成すべし其研究設備等凡ゆる問題は合同實現後に於て其の實際に則して實行し得べきものと信ず。

合同の可能な形式

一、設立――露領水域現在租借漁區全部を包括する新會社を設立すること

二、資本金

イ、新會社の資本金を四千萬圓とす

一株金五拾圓也

金額拂込　株式數　八拾萬株とす

ロ、拂込資本金の內壹千五百拾八萬餘圓也は現金出養とし、二千四百八十餘萬圓也は現物出資とす

ハ、各當業者は新會社に、現に有する借區權(既納保證を含む)漁網漁具、漁舟罐詰工場設備、冷藏設備、建物機械、器具、船舶一切を提供し、其價格に相當する株券を受取るものとす

但し日魯漁業會社以外の當業者にして希望ある者には右價格の二分の一に相當する金額を現金を以て交附するものとす

三、負債の決濟――各當業者の負債は一切會社に於て繼承せざるものとす

四、權利及財產の評價―新會社に提供する權利及財產の評價に關しては便宜上露領水產組合理事者及若干評定委員を選出し新會社の發起人側を代表する委員との間に於て協議査定するものとす

イ、漁業權の評價は當該漁區の漁種の價値並に漁獲標準高を基準とし更に不當に標準高低きものに對しては過去の實績を考慮し定むるものとす

但し實際買收に當りては更に隣接漁區との權衡上適當に按配する要あるべし

ロ、罐詰工場設備、冷藏庫設備並に整年度に繰越すべき諸材料は別に評價し買收するものとし各漁區に對する既納保證金及其他漁場海陸の設備、即ち建物、什器、機械器具、漁網漁具等は一切(イ)項の評價に包含さるるものなるを以て之を無償とす(現場に殘留するもの內地に持戻りたるもの等を含む)

會社組織の概要

一、目的　日「ソ」漁業條約に基く邦人借區漁區全部を合同するものとす

二、資本金　金四千萬圓也　全額拂込

內譯

金壹千五百拾七萬餘圓也　東拓優先株

金貳千四百八拾貳萬餘圓也

日魯會社及其他の漁業者

物件の買收案

個人漁業者の分　九、〇七一、九〇〇圓

株式　四、五四〇、〇〇〇圓

現金　四、五三一、九〇〇圓

日魯會社の分　二九、三八六、五四九圓

株式　二〇、二二八、八六六圓

現金　九、一〇三、六八三圓

樺山組長は大體前記の如き具體案を以て露領漁業合同會社計畫を進め、主務當局たる農林大臣町田忠治氏の諒解を得ると共に、十二月十日には緊縮政策の總本山井上藏相をも說き落して政府の融資援助につき原則的承認をかち取り、更に之を具體化するため近く再會見の段取となつてゐたところ、時たま若槻內閣の瓦解となりせつかく好調に進んだ宿案に一大暗翳を投ずるに至つた。然しながら憲政常道によつて組織されたる犬養政友會內閣は、新漁業會社が、事實上露領漁業における三菱資本の役割を增大せしむる點においてこそ、前內閣ほどこの問題に興味を感ぜざれ、元々この露領漁業合同は資本閥關係の如き區々たる國內的意義を超え、國際的意義をもつたいはゆる本邦の一大國策であり、殊に政友會としてはその强硬政策においてはむしろ民政黨以上に露領水產組合と一脈相通ずるものある上に、新農相たる山本悌二郎氏は前政友會內閣當時においても農相たりし關係もあり、むしろ合同問題の前途には內閣更迭によつて一層の期待がかけられないではなかつた。

ハ、合同計畫具體化す

果然、樺山組長は組閣直後の十二月十六日山本農相と會見して該問題につき原則的諒解を遂げるに至り、今年に入つて大藏當局就中高橋新藏相にも諒解を求めて斡施方を懇請した。其結果、政友會內閣の肚は、前內閣に劣らず露領漁業合同のため相當の援助を惜まないにあるといふことが明瞭となつたが、大藏當局としては懸案の預金部資金運用に關しては相當重大な責任も附加されるので一應事務的研究を遂げる事となつたが、要するに政府の融資が原則的にせよ確定したので露領水產組合では參加漁業者間の所有漁場並に合同さるべき財產を評價するため組合各支部代表より成る評定委員會を組織し二月四日より評價に着手し同二月十二日査定を終つたが、其結果左の如し。

一、鮭鱒漁區

西南區　二四ケ所　六三三、〇〇〇圓

オホツク　二七ケ所　八九七、八〇〇圓

西カムチヤツカ五七ケ所　四、五〇〇、〇五〇圓

東カムチヤツカ六四ケ所　二、六二二、一〇〇圓

計　一七二ケ所　八、六四二、九五〇圓

二、蟹漁區(二ケ所)　一七〇、〇〇〇圓

三、罐詰工場(十二ライン)　一、〇五二、五〇〇圓

合計　九、八六六、四五〇圓

右評價は組合の原案に比し頗る過大であつて、前記の中二、三のみにて原案は八十五萬圓となつてゐるものを査定案では百十萬六千圓となり、頗る高價であるのでこれは樺山組長の手許で政府及日魯會社側の意見を參考して適宜處理されることゝなつた。

合同問題は融資會社たる東洋拓植會社の總裁が民政系の菅原通敬氏辭職後決定しなかつたため、融資方法具體化せず、遲延してゐたが、三月中旬愈々高山長幸氏が新總裁に就任するに至つた。即ち高山新總裁は三月十八日山本農相を訪問して融資方法並に新合同會社役員の陣立等につき懇談協議したところ、農相は兩人のみにて懇談決定するよりも、合同案に

最初から携り實情を詳知する樺山露水組組合長をも加へて懇談するが穩當であるといふので、翌三月十九日、更めて高山東拓總裁、川上日魯社長、樺山露水組合長の三氏は山本農相官邸に參集、露領漁業合同に關し農相と懇談の結果、東拓側は合同資金として九百萬圓の融通をなすことを承諾し、之に對し農相は新會社々長として元東米理事長窪田四郎氏を推したので、こゝに合同に關する根本問題は同時に解決した。次いで農相の招致に應じて元東米理事長窪田四郎氏も參集し、合同の手續きについて協議の結果、同氏を委員長に關係者たる露水より佐々木副組長、須田對策委員、日魯より平塚專務、東拓より山田理事、鮮銀より中野正永氏三菱商事より高橋常務の諸氏を委員とする創立準備委員會を組織し、二十二日よりいよ〳〵創立に着手することゝなつたしかしてこの委員會の下に重役の選考その他新會社の形態を整備するための一切の手段をとり、その結果につき更に農相と東拓總裁が裁斷することゝなつたが、かくてその創立に多大の時日を要した露領漁業新合同問題も全く解決するに至つた。

かくて新會社に社長たるべき窪田氏を委員長に、山田（東拓）、中野（鮮銀）、高橋（三菱）、平塚（日魯）、佐々木（組合）、須田（組合）の諸氏から成る新會社創立準備委員會を三月二十三日午前十時から日魯本社で開催、大合同の前提として豫定され來れる日魯以外の小漁業家を合同せしむる事となり、その發起人として窪田山田兩氏の外組合より平塚、本川、井出坂本の四評議員及び藤田秀雄の七名を選任した。

越へて三月二十五日には新會社の創立總會開催の段取に進み、同二十八日には登記手續をも了して事務所を丸ビル内に設置した。新會社は過渡的の形態として全額拂込資本金を先ぢ五萬圓とし名稱を北洋合同漁業會社と呼ぶこととなつた。然るに元々大合同の前提として設立されたる新會社は三月三十日より直ちに窪田社長以下各重役、露水組合理事者、日魯漁業重役等關係首腦部の合同準備打合會を開き東拓融資問題も順調に進み、四月六日には北洋合同漁業會社の臨時株主總會を招集し、東拓より全額拂込株式投資の形式を以て第一回に融資される五百萬圓と、合同參加個人漁業家四十一名の漁區財産買收額九百五十萬圓の中新會社への現物出資金四百七十五萬圓（即ち買收額の半額）とを打合せて新會社の拂込資本金總額を五萬圓より一躍九百八十萬圓に增資する旨決議するに至つた。

かくて北洋漁業大合同のプログラムは着々實現に向つて進み來り、一抹の暗影を投げ來れる個人漁業家中の有力者西野水産の合同不參加聲明も四月下旬に至り撤回され、同二十三日西野は新會社との間に參加契約調印を了した。次に懸念されてゐた合同會社の日魯漁業會社に對する今年度漁業委任經營についても一氣呵成に交渉が進められ、西野水産以外は四月二十五日委任經營契約書に調印するに至つた。

諸般の事情順調に進展し、東拓第二回

融資も難なく、決定五月十三日の合同漁業會社第二回臨時株主總會において東拓は、愈々豫定の殘額四百萬圓を拂込完了し、新會社は二回の堪資によつてその資本金を一千三百八十萬圓に增加するに至つた。そして五月十四日には株主總會を開催して、最後の懸案たる日魯漁業會社との合併問題が審議され、滿場一致決議された。合同直前における新會社の内容左の如し

一、資本金　千三百八十萬圓（拂込濟）
一、名　稱　北洋合同漁業株式會社
一、重　役　社長窪田四郎、取締役佐々本平次郎、同藤田透雄、監査役山田穆、同坂本作平
一、株　主　五十一名

一方日魯漁業會社の側でも北洋合同漁業會社との合併問題を審議するため、五月十四日赤坂三會堂に臨時株主總會を開催した。一部株主間には合同反對の策動も行はれたが滔々たる大合同の奔流の前に一蹴され、一瀉千里合併決議は可決されるに至つた。

尙五月中旬の兩社株主總會の承認を經て效力發生を見たる日魯、北洋兩社の合併契約要項左の如し

合併契約書要項

一、日魯北洋兩社を合併し、日魯は存續し北洋は解散す
二、日魯は合併により資本金一千三百八十萬圓を增加し、右增加資本に對し、額面金五十圓拂込濟の優先株式十八萬株、普通株式九萬六千株を發行し、合併期日の前日における北洋の株主に對し、左の割合をもつて之を交附し
（イ）北洋の額面金五十圓、拂込濟の優先株式一株は對し右と同一内容の日魯の額面金五十圓拂込濟優先株式一株
（ロ）北洋の額面金五十圓拂込濟の普通株式一株に對し日魯の同普通株式一株
三、合併期日昭和八月三十一日とす

二、新漁區の合併參加問題

所でこゝに尙一つ殘る問題は昭和七年二月二十八日浦鹽で施行された漁區入札において邦人漁業者の競落漁區百一箇所中更新漁業十三ケ所、日魯競落の新漁區二十一箇所を除きたる新漁區六十七ケ所の競落者、小山、橋口、山本、荻生、吉武氏等、十八名の漁業家の新合同會社參加の件である。之等新漁區組十八名は三方十六日丸ノ内ホテルに會合今後の實行法につき協議を遂げた結果、新漁區合同に關する申合會を作成調印を了し合同の實現を期することになつた。

申　合　書

昭和七年二月十二日組合會並に同十三日の總會の兩決議に基き二月二十八日施行の浦鹽入札に於て新漁區獲得の場合を考慮して合同會社に對する是等の取扱方針決定のため、同月十四日審議委員會を設置し是が對策を富議決定せり

然るに既に競賣の結果吾人の獲得せる新漁區の決定を見し今日未だ合同會社の成立を見ざるは遺憾とする處なり

仰々這般大合同の根本精神は國權擁護の國策遂行の貫徹事業合理化の實現を期するは言を俟たず

茲に於て大合同本來の使命に基き該漁區の公平妥當なる審議機關を設置し速かに之が實現を期し以て大合同有終の美果を收むる目的遂行のため麹町丸ノ内ホテル内に「新漁區合同期成同盟會」事務所を開設す、尚ほ是に要する一切の費用は加盟者各自の漁區に割當て公平に負擔するものとす

右申合せの上茲に同意署名するものとす

昭和七年三月十六日

上記の如く新漁區組は最初「新漁區合同期成同盟」を結成して合同會社成立前に合同參加を運動したが露水主腦部並に合同關係者側では、新會社成立後に適宜會社と商議協定すべしとして取合はず、そこで新漁區關係者十八名は一時六十七漁區を打つて一丸とする「日ソ漁業會社」を組織して單獨經營に進出すべしとも傳へられたが結局之等新漁區中にはその經濟的價値によつて玉石混淆しその内部の利害必しも一致せず、遂に單獨に新會社との間に合同參加を商議するに至つた。

然しながら此商議進行中なるに漁期は遠慮なく切迫し來れることゝて、新漁區經營者中、荻生、吉武の兩氏は既に單獨出漁に決定してその準備を始め、小山氏其他も早急に合同參加が埒明かざれば、本年自營の外無き情態にある。兎もあれ本邦露領漁業大合同の趣旨はいふまでもなく、全漁場を洩れなく一丸に網羅するものでなければならないから、新漁區經營者と雖も勿論之を分立せしめることなく大合同の傘下に加盟せしむ可きである。從つて新漁區合同問題は近き將來必ずや圓滿解決を見るべしと信ぜられてゐるが今後毎年發生すべき新漁區競落者の合同參加についても確固たる原則を樹立する事は、焦眉の問題であると目されてゐる。

今や北洋漁業合同の機運一度び好轉してより、豫定のプログラムは着々進められ、最近まで合同不參加を聲明して北洋漁業統制計畫の前途に一抹の暗影を投げかけてゐた西野水産株式會社も飜然參加に決定して、四月二十九日參加契約を締結したゝめ、茲に杞憂は一掃され、合同新會社の陳容は名實共に整つた譯である。

が、更に懸念されてゐた合同會社の日魯漁業に對する委任經營については之亦頃日來一氣呵成に交渉が進められ、西野水産以外の各參加漁場は孰れも委任經營に一決し、四月二十五日契約書に調印を了し、茲に北洋漁業合同に關する大前提は全く一段落を告げた。茲に於て新合同會社が當然直面せねばならぬ問題は、合同參加を要望しつゝある本年度競落新漁區に關する對策如何であるが、合同會社としては自己の經營に就てすら日魯との間に漸く折衝成立せる如き有樣にて今日迄は他を顧みるに暇なく、窪田社長始め新會社の各幹部は新漁區組の意嚮を聽取し考慮しつゝあつたものゝ未だ何等具體的成案なく從つて新漁區所有者の要望する本漁期前に於る買收は到底實現不可能なるものゝ如く、之が爲勢ひ新漁區組は本年度の出漁を自身經營するか或は中止するの餘儀なき狀態に陷つたが、結局優良漁區を有する小山、山本、橋口の諸氏は單獨出漁を試むべく更に近藤久吉、濱田庄平、鹿取久治良、高野憲造の四氏は其新漁區が何れもカラギンンキーで相近接し共同回航に依り經營せば採算上有利であるため、昭和七年度は自營を行ふことになつた。

一方新漁區組は別掲の「新漁區合同期成同盟」を結成し、更に又「日ソ漁業會社」を組織して合同會社に對抗すべく畫策したものゝ結局大勢には抗し難くなり、北洋漁業權擁護と統制合理化をモットーとする一大合同も五月十四日の北洋合同漁業と日魯漁業の臨時株主總會に於て附議された合併の決議に因り合同會社の陳容も愈々整ひたるを契機として合同參加に洩れてゐる新漁區所有者橋口、山本、田中渡邊、近藤、橋本の諸氏は五月十六日露水組合に佐々木副組長を、更に合同會社に窪田社長を訪ひ、組合參加希望を述べ商議を開始されたしと懇請したのに對し窪田社長は漁業統制上露水組合の斜旋あれば喜んで商議に應ずべきを以て具體案を提示されたしと應へた。かくて久しい懸案であつた新漁區の商議も急轉直下纏るものと見られてゐる。

然しながら別項の如く新漁區所有者にして合同參加希望者は五月十六日より商議を試みてゐるが小山富三、桿取豐治の兩氏はオリュトル管區六ケ所を經營することに決定、函館市仲濱町二十一番地に白令海商會を新設し出漁準備に着手し漁夫雇入れも完了を告げ、六月上旬函館發現場に向ふことになつてゐる。而て北洋合同漁業會社は合同參加に洩れてゐた新漁區買收に關して五月十七日午後合同會社内に同社重役會を開き、日魯側より平塚專務、組合側より須田氏列席、愈々買收商議に應ずることに決定したが、其後の商議は平塚、須田、藤田三氏擔任することになつた。

三、日ソ暫定漁業協定の調印

イ、日ソ間に蟠る重要懸案

想へば昭和四年の漁業新條約實施以來僅に三ケ年、當時日ソ兩國間に蟠まれる主なる問題は

一、國營企業が邦人の舊經營漁區を奪取し我政府の協議を待たずして、該企業に編入せしこと

二、ソ側は個人企業の競賣入札參加權を惡用して不當なる進出を試みたること

三、漁區借區料最低價格を不當に吊り上げせしめたること

四、漁區貸下條件の不法及過重

五、現場に於ける苛酷なる取締及彈壓

此等の事實は此際根本的にその禍根を芟除するにあらざれば、我が北洋漁業の權益も、終に一片の空文に歸することは言はずして明かである。而かも内にありては我が當業者は世界的財界不況の影響を被り、經濟的破綻の苦境に沈淪しつゝある。當時の北洋漁業は實に内憂外患の危機に瀕してあると言ふべき秋であつたのである。そこで露水組長樺山資英氏は先づ局面打開の第一歩を踏むべく、昭和五年四月、幣原外相、町田農相に左の請願書を提出した。

請願書

露領に於ける邦人の漁業は其沿革的事

實と邦家の經濟狀態に鑑み、最も重要なる國家的產業なることは今更贅言の要なきところ、小生最近露領水產組合長を引受くるに當り、審かに最近の事象を檢討するに內外に對する懸案山積し、關係當業者は不案の儘一に漁期に追はれ、巨萬の財貨を外國領土に於ける事業に投じ、其狀恰も薄氷を踏んで亂舞するが如き觀を逞し、事態頗る憂慮に堪へざるもの有之候、斯の如きは單り關係當業者の爲め採らざるところなるのみならず、誠に國家經濟のため默視する能はざる次第に有之候。

而して之が打開策に付ては根本的治療を要するものであるべく又緊急措置せざれば遂に救濟の途なきもの尠なからざる樣思考せられ候、而して其根本的方策に付ては暫く措くも、當面處理を要するものゝみにても、昨年及本年の實例に於て左の如く數件を數へ、何れも露國の國家的計畫より出發せる邦人驅逐策にあらざるはなく、今に於て斷乎たる處置に出でざれば年毎に我權益は漸減し、數年を出でず全線を餘儀なくさるゝに至るべきは極東漁業五ヶ年計畫の實行に徵するも誠に明に有之候殊に之等諸案件は國國の國際信義無視條約締結の精神沒却の結果に外ならず從て徒らに條約の條章を以て彼に反省を促すも徒勞に歸するは今日迄の事實に徵するも明かなり、依て速に國家的權益確保の爲不動の國策樹立は焦眉の急務と存ぜられ候間、之が前後措置に關し何分の御方針廟議御決定相仰度、尙今後露國の態度依然不待要領に終始するが如き場合は、寧ろ關係當業者決意の下に、自主的出漁をなさしむるは止むを得ざる結論かと存ぜられ候條、篤と御審議の上、政府として至極適當の御措置相仰度此段及謂願候

追て右諸懸案に付ては夫々解說を付置候間御查問奉願上候也。

左記

第一、個人の假面を被りたる國營企業の進出の件

第二、露國々營企業取得漁區の件

第三、漁區最低價格の件

ロ、對策準備委員と官民の結合

顧て過去に於ける我當業者の態度を見るに決して瑕瑾なしとは言はれなかつた卽ち徒らに問題を複雜化するのみにして何等解決方法を見出さんともせず將來の問題を慮つて何等の研究考慮を拂ふやうなことも無く、偶々問題勃發すれば錯愕措く所を知らず、而も一方的に捉はれたる斷案を下し、之に據つて收拾を圖らんとしたがために、愈々懸案を山積せしむるの憾みがあつたのである。是に於て露水組長樺山氏は組合內部に對策準備委員會を組織せしめ、對外關係・對內關係の二つの問題に分類區別し・以て凡ゆる問題の解決方針を決定することにした。

爾來幾多の對策は練られ、着々具體化されていつた。之が詳細の記述は他の機會に讓るとして、玆には先づ對露交涉の經過と、今日の新協定成立迄の道程の大體に就て一言することゝする。

凡て外交には官民一致して當らなければならない。然るに北洋漁業問題に就て見るに、當業者の意嚮及希望は外務當局に徹底せざるばかりでなく、外務當局に對する組合員の意嚮も、動もすれば二三に岐れ、一致統制を缺くの嫌があつたのである。

そこで樺山氏が第一に痛感したことは當業者と當局との意思の疏通を圖ることであつた。之こそ對露漁業問題解決の前提案件である。當時の吉田外務次官も樺山氏の意圖に贊同したゝめ、爾來吉田外務、松村農林兩次官・武富通商、長瀨水產兩局長と組合幹部が數次懇談的に互に腹藏なく漁業問題に關する意見の交換を行ふてとになつた。そして商量一致せる幾多事項中、その主もなるものは左の如きものであつた。

一、昭和五年七月、ソ側をして條約の條文を正解せしむるため一つの解決案を作成した

二、過去數十件の懸案事項一掃に努むべく、具體的成案を樹立した

三、邦人租借漁區を安定せしむるため根本的成案を作成した

而して愈々之が實現に着手せんとするや、時恰も浦鹽に於て鮮銀支店閉鎖問題突發し、之に關聯して借區料納入問題紛糾せるがために、此等根本問題は遂に後廻しとなるの餘儀なきに至つた。

ハ、愈々對露交涉に入る

昭和五年十一月十四日、廣田大使は漁業問題の根本的解決案件を提げて露都に向つた。大使は出發前當業者と巨細の打合せを行ひ、萬遺漏なきを期したのであつたが、鮮銀問題が再轉して遂に漁業問題化せるのみならず、加ふるに信濃丸事件の勃發あり、形勢俄發逆轉して日ソの國交危ふしとさへ傳へられ、漁業問題の根本的交涉の如き、前途暗澹として大なる期待を懸け得ざるやの感を抱かしめた。當時問題の中心は主として留換算率であつたが、外にあつては廣田大使の努力と幣原外相對トロヤノフスキー大使の折衝により幸にも昭和六年四月二十六日三十二錢五厘の暫定協定の成立を見て、兎にも角にも當面の紛糾は一段落を告げた。

乍去、留換算率の適用の範圍に就て、彼我の間に著しき解釋の相違あるに端を發して、又復た紛爭が捲起つた。終に邦人漁獲物差押問題となり、日ソ關係は又復た激化するに至つた。此の難局を打開せんが爲に、組合側は勿論、外務當局は陰忍自重してソ側と拔衝を重ねた。斯くて九月十一日、日本側は露水組長樺山資英氏と永井外務次官、ソ側はメーリニコフ代理大使と總領事ボドーリスキー氏列席して徹宵凝議の結果、さしも紛糾を重ねた漁獲物差押問題も玆に解決を告げたのであつた。

窮すれば通ず、斯く激化した北洋漁業問題も、反面に於ては新交涉の氣運が日に醞釀されてゐたのである。卽ち昭和六年九月下旬、天羽事務官が打合せのため歸朝せしを機會に組合側は更に協議を遂げて對露交涉の陣容を整え、一面駐日ソ聯邦大使トロヤノフスキー氏とも會見して懇談を遂げて準備を進めてゐたが、遂に昨秋に至りて急轉直下、漁業新交涉の

幕は切つて落されたのである。

之より先、組合としては出先官憲と緊密なる連絡を保ち、更に技術的、專門的問題に就て我が全權の諮問に應ぜしむるため練達なる當業者代表を簡派するの必要があつた。斯くて詮衡の結果田中丸祐厚氏を推し、氏は同年八月七日東京を出發して露都に向つた。

爾來一星霜、昭和七年八年十三日を以て漁區安定に關する誓定的協約が、モスクワに於て廣田、カラハン兩全權代表の間に覺書の調印が行はれたことは周知の如くである。素より取殘された幾多の懸案はある、更にソヴエート側の向後の出樣如何によつては、將來共に紛糾惹起の虞なしと誰が言ひ得やう。併しながら最近に於けるソ側の我に對する協調的態度は、斯くの如き懸念をば、恐らく一片の杞憂たらしむるに了はるたらうと信ぜられてゐる。

更に一方にありては、大正十四年以來斷えず提唱され、幾度か成らんとして、度毎に挫折停頓した我が北洋漁業の大合同は、奇しくも漁區安定と相前後して實現さるゝに至つた。思へば昭和七年の盛夏は、北洋のため氷久に祝福せらるべき劃期的紀元である。

二、ハバロフスク日ソ協定內容

日露漁業條約の規定による邦人漁業の內部的管理規則改訂交渉は、露領水產組合を代表して日魯漁業浦鹽出張員阿部宥眞氏とソ聯邦勞働人民委員部極東支部代表クールベリ氏との間にハバロフスクで折衝中の處協定成立して昭和七年七月十日調印を了した。卽ち同協定書によると勞働問題は漁業條約の趣旨により昭和六年度の協定に比し著しく緩和されたので企業は圓滑に遂行され自然勞働問題に關聲する紛爭もなくなるであらう。改訂された重なる條項は左の通りである。

一、昭和七年度の協定三條件の「超過勞働は魚類の大群を爲して來たる場合の操業に於て之を實施することを得るも超過勞働は漁撈開始以前の準備作業には認可されず之等作業に對する一日の勞働時間は八時間を超過すべからず而して例外的場合に限り其の都度豫め地方勞働監督官の許可を要す」を改訂して漁業條約議定書(乙)三項の精神により勞働者の同意を得たる場合は休日と雖も超過勞働(六時間以上八時間)を適用することを得、豐漁の場合等の特別條件を抹消した。

一、醫療施設については漁區の租借期限滿了後一ヶ年を經過しソ聯邦政府に沒收された場合當該漁區の醫療施設もソ聯邦政府が沒收すること

卽ち醫療施設の新規定は後始末に關する取極めであつて實際問題としては漁區が廢された後の紛爭を防止するためである。

ホ、殘された國營漁區問題

先きに廣田、カラハン兩全權の間にモスクワに於て折衝中の日露漁業條約に基く日本側の漁區安定に關する交渉については、幾多の曲折を經て漸くソ側は一九三二年度の日本側現有漁區(漁獲標準高八、三八八、二二〇布度)に對する無競賣貸下に同意を表明するに至り、既に協定成立を豫想づけられてゐたが、其後ソ側は日本側の漁區安定の對象條件として

一、ソ側國營漁區の四割擴張(現有國營標準高二百四十萬布度)

一、同漁區の撰定方法は條約により日本政府の同意を要することになつてゐるが、四割の擴張に際しては其の二割は國營が自由に撰定し殘り二割の撰定については日本政府との同意を經ること

を提議して來たので日本側では國營二百五十萬布度迄の擴張は認め、擴張漁區に就ては一、ソ側コーペラチーブ漁區、二、ソ側個人漁區。三、從來の不落漁區より撰定し且今後の新漁區より撰定する場合は條約の規定通り日本政府の同意を經ることゝすべく、兩全權間で折衝を重ねてゐるが、ソ側も日本側轉換案に大體同意する意嚮を示してゐる趣であり、外務省も今後の交渉については交渉事態に特別變化なき限り廣田全權の裁量に一任する旨訓電した。

ヘ、漁業協定覺書に調印方回訓

日本政府堤議の漁區安定に關する交渉については兩國間の意見全く一致し、遂に新協定に正式調印が行はれる捗びとなつた。卽ち漁區安定問題については既にソヴエート政府は日本政府の主張せる條約期限に達するまで一九三二年度現有漁區の無競賣貸下を容れ、之が對象條件としてソヴエート側より提案された國營漁區擴張問題が折衝圈內に殘されてゐたが此の程內田外相より一應歸國の招電を受けた廣田全權は、直ちにカラハン氏と會見し、

本國政府の命により急據一亘歸國する旨を傳へたところカラハン氏は是非共廣田全權の婦國前に漁業協定に調印を了したしと希望し、既に之が用意ある旨を述べてソヴエート側よりも最後的協定草案を示すところあつたので日本側草案と對照討議の結果こゝに兩全權の意見は全く一致した旨廣田大使より我外務省に入電があつた。よつて外務當局では農林當局と共に同大使が報告して來た四條に亘る協定草案につき協議を遂げて八月三日廣田大使に對し直ちに調印方の回訓を發した。而して今回の協定は漁區安定に關する覺書交換の形式を取る筈で八月十日前後には兩全權間に正式調印が行はれるものと見られてゐる。

かくて、內田外相より歸朝の電命をうけた廣田駐露大使は八月十日前後に行はるべき日露漁業新協定覺書の調印交換濟み次第歸國の途に就く旨三日外務省に入電があつたが、同大使よりは五月中既に賜暇歸朝の願出があつたが時恰も滿洲問題に關連する對露關係、懸案中の漁業交渉等、時局關係はモスクワを去り得ない事情におかれ、漁業協定調印の機會まで歸國を見合せてゐたところへ歸朝を命ぜられてゐたので、同大使の歸朝をうながしたのは滿洲國承認問題を控へて我對滿政策確立上、これと極めて密接なる關係を有するソ聯邦事情につき同大使の意見を聽取して此際政府最高の認識に資するためで、同大使はおそくも八月中旬頃モスクワ出發歸國の途につく豫定で、歸朝

後再びモスクワに歸任するものと見られてゐる。

ト、契約成立と覺書の內容

顧みれば日ソ漁業條約實施の第一年たる昭和四年、空前の紛擾を捲起してより以來、紛議簇出して盡くるとこを知らず日ソ北洋漁業の對立關係は日に月に激化し、終に北洋漁業問題は日ソ親交阻害の癌たるやの感を抱かしめた。若し夫れ善隣融和が自疆百年の大計であるならば、之が芟除は眞に急務中の急務である。內外共に惱み多き露國側も、恐らく爾かく考へて居たことであらう。

然るに時なるかな、我が北洋漁業大合同計畫の俄然進展せる昭和六年初秋、果然漁業新交渉の機運は到來した。是に於て我が全權廣田大使は、現行條約實施以來發生せる各種の問題と條約解釋上の不一致點等に關する解決を朝し、更に邦人現有漁區の安定によつて將來に於ける紛議勃發を未前に防止すべく、具體案を提げて眞劍な交渉に入つた。

斯くて一昼霜、昭和七年八月十三日夜十時、邦人漁區安定に關する協約の調印は、モスクワに於て廣田・カラハン兩全權代表の間に行はれた。當日彼我の間に取交はされた覺書の內容は大體左の如きものであつた。

一、日露漁業條約の規定による大平洋沿岸（カムチヤツカ、オホーツク、沿海洲沿岸）の海面水域に於て一九三三年に保有する罐詰工場附屬特別契約漁區を除く鮭・鱒、鰊漁區三百七十一ヶ所、蟹漁區二十一ヶ所、合計三百九十一ヶ所、中六十ヶ所を除き現行漁業條約の有効期間中競賣入札の方法によらず邦人の經營權を認むること

一、邦人經營漁區中競賣に附さるべき六十ヶ所（鮭、鱒、鰊、蟹漁區を問はず）は日本側に於て撰定の上一九三二年十二月（昭和八年度競爭漁區表發表前）までにソヴエート當局に屆出ること

一、條約の規定に從ひソヴエート國營漁區の擴張を容認し、その限度は現有二百二十九萬ブードを五百萬ブードとす

但し國營は漁區擴張に際し邦人漁區よりこれを撰ばざるは勿論、今後競賣に附さるべき新漁區より優先的に獲得するを得ず、此の場合條約の規定に準據して日業政府の同意を要す。卽ち國營の據張範圍は左の如し

イ、コーペラチーヴ漁區

ロ、ソヴエート側個人漁區

一、新規開設漁區についてはその取扱方法を從前通り競賣入札とすること

一、國營上の係爭漁區問題は本協定により調整されたること

一、本協定は一九三六年（昭和十一年）の日露漁業條約の改訂期に至るまでの暫定協定とす

一、十八漁區、七漁區等の懸案漁區に關する日本側の具體的要求及反對は之を解決したるものと認るも、條約及附屬文書の解釋に關する從來の主義上の主張は引續き之を維持すること

縱しそれが向後五ヶ年漁業條約改訂期迄の暫定的のものであるとは言ひながら之によりて昭和四年の條約實施以來每に簇出せる紛爭の禍根を一掃し得ると亦れば日ソ兩國親善の上に於て、更に又た東洋平和の上に於て、影響するところ寔に深甚なるものがあるであらう。

チ、交渉の經緯と協約の成果

廣田大使は昭和六年十一月二十六日、漁區安定に關して覺書をカラハン氏に手交したが、その內容は日ソ兩國は一九三一年現在に於て取得し居れる一般及蟹漁區、並に之が總標準高を一九三六年迄留保すべしといふ要望であつた。その提案は勿論條約上の根據から生み出されてゐる。即ち競賣に依らずして漁區を留保することは、條約第二條第二項の、兩締約國政府の合意ありたる漁區の取得方法に關する規定の精神に基き、又た現有漁區にて一九三六年迄に其期間の滿了するものを競賣に據らずして其期間を延長することは、議定書第六條の末頭——漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書の規定に依り、特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては、前記期間は之を變更することを得るものとす——に據つたのである。

是に於て吾人が一瞥を要するは一九三一年度に於ける邦人の現有漁區である。漁區表の示す如く其漁區數は、鮭鱒二百八十八ヶ所（內、田代の九〇ア、宮越の三六ウ、二ヶ所放棄）蟹漁區二十一ヶ所合計三百九ヶ所であつた。然るに此內特別契約漁區に屬するものは、鮭鱒三十七ヶ所、蟹漁區七ヶ所、合計四十四ヶ所であつて、此等は昭和四年から同十三年に亘る長期契約のものであるから考慮を要さない。故に吾人が所謂現有漁區として念としたものは、その特別契約漁區四十四ヶ所と、放棄漁區一ヶ所合計四十六ヶ所を控除せる殘餘の二百六十三ヶ所であつた。

然るに我が對露交渉の建前は、廣田全權代表の提案せる如く、一九三一年度を基礎として、其現有漁區二百六十三ヶ所の保有安定の確立であつた。斯く見來れば今回の交渉の成果は我當業者の要望を百パーセントに充たすと同時に政府の目的を十二分に達成せしめ得たのである。

而して一九三二年春の競賣後の狀態を見るに

▲一九三一年末、將來競賣に付せらるべき鮭、鱒、蟹の總數……二六三
▲一九三二年春、競賣に付せられたるもの……一五
▲差　引……二四八
▲更に右十五ヶ所中、一九三二年度の競賣に於て競落したるもの……一三
▲故に合計……二六一

然るに右二ヶ所は五年期限漁區だから此安定問題には加算する必要なく、更に東邦水產の二〇七號漁區一ヶ所は、河口移動のために閉鎖されたから、右三ヶ所を控除するならば結局一九三二年度に於て一九三一年度を基礎とした安定漁區は二百五十八ヶ所が限度となる釋である。

勿論一九三二年度の競賣に依つて邦人漁區數は百一ヶ所（前記十三ヶ所を含む）を增加して、總數三百九十二ヶ所（內蟹漁區二十一ヶ所）となつた。卽ちその內譯は次の如くである。

(1) 前記の安定を要すべきもの……二五八
(2) 特別契約漁區……四四

(3) 一九三二年度競賣に附せられ更に競落せし五ヶ年期限のもの……二
(4) 一九三二年度の競落漁區中五ヶ年期限のもの……六
(5) 同上競落漁區にして一年、三年期限のもの……八二
▲合　計……三九二

外に

(6) ソ人側より奪還を要するもの…二

交渉の成立の遷延のため、その間一九三二年春の競賣が行はれた當然の結果として、勢ひ轉換策を講ぜねばならなかつた。而して我が當業者の要望の力點たる一九三一年度現有漁區に對する百パーセントの希望を達成せんがためには此際前記の(一)、(三)、(四)は問題とはならぬが、飽迄も(一)及(六)を獲得することに決定して更に交渉を進めた。だが、萬止むを得ざる場合は(五)の八十二ヶ所を折半して、此内の四十一ヶ所だけはソヴエート側の提示條件たる、今後の競賣に附せらるべき二十五パーセントの主張に當欲むることに最後の腹を極めた。我が全權の底意では此の八十二ヶ所こそ決裂に瀕した際に於ける妥協點を見出すべき最後の切札だつたと傳へられてゐる。

その後數回の交渉によつてソ側は「競賣に付せらるべき漁區の割合は邦人現有漁區の二十五パーセントたるべし」といふ當初の主張を大に緩和して結局六十ケ所を邦人の自由選定により競賣に出さしむることゝなつた。

此の六十ケ所の邦人總漁區の約一割六分、競賣に付せらるべき總漁區の一割八分弱である。我より見れば若干不滿の憾なきを得ない。さり乍ら本問題が昨秋以來折角兩國間の議討に上りながら、此點に於て決裂を見ることは大局上彼我共に不利を招來すべきを考慮し、終に前記の(五)及(六)を大讓歩して、四十一ヶ所と奪還を要する二ヶ所の代りに二十二ヶ所の安定を確保することにしたのである。而して此二十二ヶ所は

(1) 數年來の懸案たりし十八漁區の代賞として十八漁區

(2) 一九三二年度の競賣に於てソ人に奪取せられし前記(6)二漁區

(3) 法定距離不足漁區四ヶ所の内、二ヶ所の分配二漁區

の意味とも見るべきであつて、即ち之を以て我が一九三一年度を基礎とする百パーセントの主張を貫徹すると同時に、從來の懸案たりし十八漁區問題は解決し之が代位漁區たりし七漁區問題は自然解消した理である。

リ、暫定協定と日ソの分野

邦人漁區安定問題に關聯して、ソ側が提出せる問題は領海問題と國營漁區漁獲標準高增加の要望である。前者は漁區安定問題に附隨すべきものにあらずとの主張の下に全然切離れて了つたが、後者は言ふ迄もなく彼我討議の重點となつた。＝國營漁區を最終議定書第一部（乙）の（第二）に依り、一九三二年度の總漁獲高の四割に增加したし＝

といふのがソ側當初の主張であり、條章に照して要望し來つたのである。乍去此國營增加の要求を容るゝに先立ちて檢討を要するものは一九二八年以來に於ける國營の實際保有標準高如何である。即ち爾來彼我の間に約三十四萬布度に上る算定の相違があつて今尚ほ確定的となつて居らぬことが問題である。

言ふ迄もなく此の三四十萬布度の相違は啻にソ側の總取高に影響するのみならず、延ては一九三二年度の北洋露領總漁獲標準高にもそれだけ差異を生ずる事となるのである。

今その彼我の計算を比較するに

（單位布度）

一九三二年「ソ」國營標準高	
日本側の計算	二、六二九、四四四
ソ側の計算	二、二八八、七六四
差　願	三四〇、六八〇

日本側の主張としては、ソ國營は現在已に國營二百萬布度の保有限度を超過すること六十二萬餘布度なりと云ひ、ソ側は僅に二十八萬餘布度を超過せるに過ぎぬと辯疏しつゝあるのである。斯の如き三十四萬布度の算定差額は北洋露領漁獲總標準高に於て次の様な結論を見ることゝなつて來る。（單位布度）

（1）「ソ」側計算による總漁獲高

13,570,000布度（四捨五入の40％＝5,428,000

（2）日本側計算による總漁獲高

13.940,000布度の40％＝5,576,000

（3）5.000.000

「ソ」側計算による「ソ」國營現漁獲高	2,288,764（四捨五入）	2,289,000
日本　〃　〃	2,629,444（〃）	2,630,000
差　額	340,683	
即　ち	341,000（四捨五入）	

（1）の場合	（イ）	5,428,000－2,289,000＝3,139,000
	（ロ）	5,428,000－2,630,000＝2,798,000
（2）の場合	（イ）	5,576,000－2,289,000＝3,287,000
	（ロ）	〃　－2,630,000＝2,946,000
（3）の場合	（イ）	5,000,000－2,289,000＝2,711,000
	（ロ）	－2,630,000＝2,370,000

	日本側の計算	ソ側の計算	差額
日本側保有高	八、三七九、六、三	八、三四五、四六五	三四、一八八
ソ側保有高	五、五六一、五七七	五、二三八、〇一八	三三三、五九
一九三二年總漁獲數	六三二	六三二	—

總標準高一、三九四、二三〇 一三、五七三、四八三 三六七、七四七

是に於てソ側の計算による總漁獲標準高の四割と、日本側の計算による場合、殊に四割と特定せずして單純に現在の國營を五百萬布度迄增加する場合の三つに分ちて、前記三十四萬布度の差額を中心に、此際幾何程增加するかを數字に表はせば次の如くであつて、假に我國が現總高の四割迄の國營增加を容認するとせんか我が計算に依れば左表の(2)の場合に於ける(ロ)の數字、即ちソ側をして二百九十四萬六千布度增加せしむることを肯定せねばならぬ立場になるのである。左表を玩味するならば誠に興味津々たるものがあるであらう。何故に總漁獲高の三割七分、五百萬布度と決定せられたか、

一九三三年の極東ソ側漁業

露國側の極東沿海漁業總決算

(一九三三年度)

露國極東漁業本年度の漁獲成績は非常な不漁に終つた、今回ウラジオの極東漁業廳の發表するところによれば一九三二年の漁獲高百五十八萬七千二十七ツエントネル(一ツエントネルは五十瓩に比し本年は五十二萬三千八百七十三ツエントネルで六割七分の激減を示した。即ち本年の實績を企業計畫に比較すれば左の通りである。(單位ツエントネル)

	漁獲高	計畫遂行率
漁場管區		
海沿洲	二六九、三九〇	六三%
北樺太	一〇、〇〇〇	四五
助察加	九六、九五四	五九
國營「アコ」會社	一三〇、〇〇七	五九
黑龍江	一〇、七四三	二九
其他	六、七七九	一

勘察加ソ政府富源調査發表

一時岩倉男一派のカムチヤツカ買收論で膽をつぶした露國は政府機關紙をして露國は極東平和のため北鐵讓渡を提議したが自國の領土は一寸たりとも他國に讓渡するものではないと殊更宣言をなさしめた、カムチヤツカは世界第二の漁場を有する外に毛皮、木材、石油等の富源でも疾に知られてゐるが最近露國政府の發表するところによればカムチヤツカの露國側漁業並に林業の現況は左の通りである。

一、漁業一九二八年の漁獲高は五百四十萬留に過ぎなかつたものが一九三二年度には約十倍の五千百九十四萬三千留漁數量にして十九萬七千ツエントネルの獲高に達した。漁獲高の增加につれ。副業も發展し現在最斯式の魚鑵詰工場十五ケ所、此の總製造高一九三十一年度は三十二萬九千函であつた。

二、毛=皮漁業に次いで重要な富源は毛皮で、革命當時は殆んど見るべきものがなかつたが、コマンドルスキー島に於て鼬虎緣狐、海豹等の天然養殖が行はれ、海豹の數は約二萬匹と計算されてゐる。

三、林業千九百二十六年迄はカムチヤツカには何等林業らしいものはなかつたが、本年の洲材計畫は既に七十萬立方米突、即ち約二百四十五萬石に達し、今後年々出材增加の計畫を立てゝゐる。

一九三三年露側上半期實績

極東露領本年度上半期の漁獲實績につき七月十五日露國當局の發表するところによれば左の如し。

	計畫高	實績	實績割合
九二二、千セントネル	六六九千年セントネル	七二・六%	此中鰯の上半期漁獲高は豫定計畫高の七九%、鰊は一層不成績にて五九%であつた。豫定計畫高を擧げたのは鯖で一二〇%の好成績であつた。鮭、蟹に至つては最も不成績で鮭は僅が二〇・七%、蟹四二・五%、鱈一六・九%であつた。

國營漁業機關中上半期漁獲計畫を遂行したのは「テンプ」(一〇九・四%)、海獸、漁撈機關(一〇〇%)及び國營北樺太漁業機關(一八八・七)だけである。國營極東漁業機關は七六・七%、トロール・

第四クラボロフ號	八八・四%
ミコヤン號	八三・四%
フセウオロード・シビルツエフ	六六・一%
コリヤーク	六二・五%
第三クラボロフ號	四〇・七%
第二グラボロフ號	三四%
ブチーチイ島號	三八・三%

此外の蟹工船「ギリヤーク」「ラムート及び「トングース」號の三隻は上半期計畫高の三分の一も遂行してゐない事が發表されてゐる。

ソ側カムサツカ灣上半期漁業成績

吾が信ずべき筋への漁況報道を綜合するに蘇側は計畫豫定高の半分にも達せず甚だしきは僅かに豫定の三分といふ有樣のものもある。尤もこれには盛漁季節に水溫が低かつたことも一因だが本年から自國の漁夫で自給自足したので技術的にもこの失敗を餘儀なくせしめたといはれてゐる。今、漁獲高を示すと、

トラストは僅かに七〇・三%、蟹トラストに至つては最も不良で僅かに四二・一%、而して蟹工船中上半期豫定漁獲高に達したものは一隻もなく、比較的好成績を納めたものは左の數隻に過ぎない。

		漁獲	豫定比率	
カム河	紅	一〇八、〇〇〇尾	豫定比率三割	六月卅日迄
	白	二、五〇〇〃	〃三分	
	鱒ノ助	六、〇〇〇〃	〃三割三分	
罐詰製造高	紅	二三、〇〇〇函	豫定比率四割	七月十五日現在
	白	六〇〇〃	〃五分	
	鱒ノ助	九〇〇〃	〃三割五分	

一九三三年北樺太露側漁況

北樺太東アレクサンドロフスク市漁業機關の發表にかゝる今年度一九三三年の漁期始から五月十五日までの西海岸漁區に於けるコルホーズの漁獲高左の如し。

一、アレキサンドロフスタ漁區コルホーズ

今年の全計畫一萬二ツエントネルに對し二千二十七ツエントネル、即ち、一六、七％漁獲した。

ハルチエイコ突擊隊………一、七〇一ツエントネル
クラフツオフ突擊隊…………一〇〃
パアツク・イワン突擊隊………一三〃
チエレンテイエフ突擊隊……一五五〃
を夫々漁獲

二、「クラスナヤ・ズヴオズダ」コルホーズ

全計畫は一萬一千ツエントネル。一千七百三十四ツエントネル、即ち一五、六％漁獲さる。

クラフツオフ突擊隊………一、二五二ツエントネル
イフチエンコ突擊隊…………四二〃
ソフガイダ婦人突擊隊……　……七〇〃
夫々漁獲

三、「トルードデシイプリン」コルホーズ

全計畫は一萬一千ツエントネル一千三百三十八ツエントネル漁獲

ベロウソフ突擊隊…………七六八ツエントネル
カツプ突擊隊……………五五〇〃
夫々漁獲

全コルホーズ漁獲合計……五〇九〇

ソ側北洋漁業實績（一九三三年自四月至六月）

ソ側北洋漁業本年度第二、四半期（四月―六月）の實績は六月六日までの調査によれば右第二、四半期計畫の僅かに二五％、即ち四分の一の實現に過ぎない、今之れを之れを地方別に示せば左の通りである。

一、カムチヤツカ……五、四％（修正計畫の一五、六％）
二、沿海州………三四、二％（同　五九、七％）
三、北樺太………三一、〇％（同　一〇六、四％）
四、黑龍江………二四、九％（同　六五、五％）

北太平洋鮭鱒漁獲好績

我が北洋鮭鱒漁業に對立狀態にある北太平洋沿岸に於ける本年度鮭鱒罐詰生產狀況につき米國からの情報を綜合するとカナダに於ける全製造高百二十四萬七千四百七十一函で、昨年に比し一割三分の增加を示した。アラスカ方面に於ては目下製造中であるが、現在製造高五百十四萬一千八十二函で昨年同期に比し二分減を示した。

△カナダ地方（十一月十八日現在）

	本年（一九三三年）	昨年（一九三二年）
紅鮭		
白鮭	二五五、二七六函	二八四、三五五函
銀鮭	二九〇、六四〇〃	三〇六、七六一〃
ブルバック	二一、七八五〃	二八、五〇五〃
コーボー	一三三、九三三〃	一六〇、四六六〃
鱒	五二四、三六九〃	二二三、七一六〃
鱒ノ助	一九、六六二〃	七六、〇六〇〃
スチールヘッド	一、二五六〃	一、一六八〃
合計	一、二四七、四七一〃	一、〇八一、〇三二〃

アラスカ地方鮭鱒罐詰製造高

一九三三年度のアラスカ地方に於ける全製造高五百二十二萬六千六百九十八函にして、前年製造高五百二十六萬四百八十八函に比して六厘の減少を示した。これを地方別並に種類別に見れば左の如し。（單位函）

		東南部地方	中央部地方	西部地方
レッド	一九三二年	一四〇、三五六	六五九、五三九	一、三〇四、八三三
	一九三三年	八一、一一三	四八六、五二八	一、六一七、七二二
ピンク	一九三二年	一、三六〇、〇九三	七二〇、八九三	一五、五八七
	一九三三年	一、四七七、六〇八	七〇三、六九六	二、一三九
チャム	一九三二年	五八二、二九〇	一四五、六六〇	九三、一七八
	一九三三年	四三五、八六九	二〇七、三六三	二五、〇一三
コーホー	一九三二年	八八、二九三	六〇、三六三	六九五
	一九三三年	九五、六二九	六四、五四八	一、四五六
キング	一九三二年	二三、六三七	三三、三一七	一三、七五五
	一九三三年	八、一三〇	一三、七九二	九、〇八四
小計	一九三二年	二、二二四、六六九	一、六一八、七七二	一、四二七、〇四七
	一九三三年	二、〇八八、三五八	一、四八五、九二七	一、六五二、四一三
總計	一九三二年	五、二八〇、四八八		
	一九三三年	五、二二六、六九八		
差引額減		三三、七九〇函		

で、大體の漁獲狀況は平漁であつた。

日本式漁業技術獲得を强調

浦汐に開催された露國漁業者會議に於て一九三四年度の極東露領漁業實績が多大の計畫未遂行に終殆した事が問題となり、出席の極東共產黨首腦者は口を揃へてその改善を叫んだ今彼等の說を綜合するに卽ち昨年度の極東國營漁業機關の平均計畫遂行率は十二月一日現在七〇%で之を漁業機關別に示せば

極東國營漁業トラスト……八一%
アムール國營漁業トラスト……五四%
北樺太漁業トラスト……七一%
蟹漁業トラスト……六一%
トロール漁業トラスト……四六%
技術經濟海洋產業……六七%
地方土人漁業組合……七九%
漁業コペラチーブ……七五%

で平均七割の遂行に過ぎないが、海獸捕獲計畫だけは一%の超過遂行を示してゐる。斯くの多大の計畫未遂行の原因は

一、机上空論式並びに官僚的事業指導
二、漁夫給料支拂三ケ月も延滯したること
三、漁期に於ける船舶修理の遲延
四、船舶操縱未熟のため七割の滯船を生じたこと
五、蟹漁業トラストでは昨年度船舶修理に計上せる七十八萬五千留の出し惜みをして、全を支出しなかつたこと

尙ほ大會席上一責任者の指摘するところによれば露國漁業の改善にはあくまで日本式漁業技術の獲得が先決條件であると强調し多大の注目を惹いた。

國營漁業「アコ」會社重役總罷免

勘察加ペトロパウロフスク地方に行はれた共產黨員廓淸運動によつて、右淸黨審理に附せられた黨員三百六十七名（細胞數二十五、準黨員班四）中黨籍を剝奪せられた者七十二名、準黨員級に引下げられた者二十四名に達したが、此の淸黨運動の槍玉に上つた黨員中には國營漁業「アコ」の重役を初め幹部連の大半が含まれてゐたので他の國營漁業機關に多大の衝動を與へた。因みにアコ會社內で黨籍剝奪された者は十八名以上に達したが右の中黨籍剝奪且つ罷免された重役氏名の主なるものは

常務取締役社長ゴリドベルグ、副社長クリウオシエーフ、魚類部長ヤコブソン、主帝督査役プチエーリ、會社內黨細胞書記ハルラップ、

尙ほ右重役造の罪名は階級意識の缺乏、官僚的導指方針、黨並に政府の決議無視、官金濫用等である。

一九三四年のソ側極東準備

一、一九三四年の漁獲豫定量を一九三三年の實際漁獲高二、四七七、〇〇〇ツエントネルに對し三、二六三、〇〇〇ツエントネルとす

二、一九三四年第一四半期の漁況及春期漁業に對する準備作業は果して右の使命を達成し得るや懸念なき能はず現に本年三月二十日現在の漁獲總高は第一四半期の六三%を遂行したるに過きず要するに漁業準備、勞働者雇入、勞働者に對する施設基本的建設等に於ける破綻は漁業機關か第十七回共產黨大會の決定通り共の作業を改善せさるに起因するものと見るべきに依り共產黨極東地方委員會總會に左の通り決定す

漁具及工場の準備

一、オリガよりソヴイエト灣迄の北方海岸及薩哈嗹西南海岸に於ける四月十五日迄にデ、カストリ方面に於ては解氷期迄に鰊網を出揃はしむへし

波得大帝灣に於ては三月二十五日迄に北方海岸に於ては四月一日迄に蟹、ネンタイ及鰈漁具を、堪察加西海岸に於ては蟹漁川崎船を四月十五迄に出揃はしむへし

蟹工船は四月十日迄に搜索船と共に堪察加へ出航せしめ捕鯨船は他の船舶等に先ち石炭を積込み四月五日迄に出航せしむへし

一、五月五十日迄に船舶の修繕を完了し漁場に於ては絕へす船舶の修繕を行ひ川崎船及搜索船は其の出漁に先ち修繕の完全なるやを檢査すへし尙五月十五日迄に試驗的出漁を行ひ之に大衆的政治的意を付すへし

一、所定の罐詰四千八百萬個（內アコの分二千二百八十萬個）製造を完成するか爲沿海區に於ては五月二十五日迄に、薩哈嗹、黑龍江及堪察加西海岸に於ては六月十五日迄に、堪察加東海岸に於ては六月五日乃至十日迄に工場の完備を檢査し共の運轉を開始すへし

工場には各種の豫備品を用意し生產不足品の生產に力を加ふへし

一、ヴオストーク、ルイバは左の通從來建設中のもの及新規建設のものを第一着に完了すへし

六月一日迄に川崎船、平底船の建造を十月一日迄に其他の漁船の建造を修了すへし

第一四半期に於て氷室を七月一日迄に鹽藏用屋舍の基本的工事を十一月一日迄に宿舍を八月一日迄に冷藏庫の第二期建築を完了すへし

一、四月を荷造材料及造船用木材供給に關する强行目とすへし

製品の質及衞生施設

一、漁業者か本件に關する黨及政府の命令を履行せす又黨の地方機關も之を勵行せさることに付注意を喚起し一九三四年に於ては一等品最少限六五%二等品を同三〇%とす

八月十五日迄に漁場（工場を含む）に試驗所三十八個所（內アコの分十六個所）を完備すへし

各漁場に品質及衞生に關する共同的監督制度を實施し衞生施設の爲支給したる資料を六月十五日迄に完全に活用すへし

一、各企業及各漁場等の主任は五月一日迄に船長及船舶各部主任の在職者を調査し發動機艇の利用上の一轉機を期し且船長及機關手を少くも二年間其の船舶に在職せしむることに力むへし

一、勞銀遞增並十月及十一月に對する賃銀奪値上の基礎に於て團體契約を締結し且計畫遂行並漁網及燃料の節約に付

優秀の成績を示したるもの竝上等品の生産率を增加したるものには勞銀を增加すへし

一、ヴォストーク、ルイバ理事長は宿舍建築計畫遂行を監視し十一一日迄に高級勞働者（先つ船長、船舶客部主任機關手）三千家族に對し臺所及家事用建物を備へたる宿舍竝菜圃用土地を供給すへし且三千乃至七千家族の定住の爲臨時局宿舍を追加的に準備すへし

一、漁業用品供給組合聯合會は本年漁場附屬菜圃二、七〇〇ヘクター以上に播種し漁業トラスト社長竝地方黨機關は四月十日迄に集團的及個別菜圃の爲土地二、〇〇〇ヘクター以上を用意し之に對し耕作及種子供給を保障すへし

一、漁業勞働者はソ聯邦の中央より一萬七千名を招致し極東地方に於て一萬八千名（內沿海州一萬二千名黑龍州五千名ハバロフスク三百名下黑龍管區七百名）を勢集すへし

供　給

一、四月迄半に於て產業財政計畫に從ひ漁具、荷造材料、被服食糧等を漁場に送込むへし

一、漁場主任は十日以內に國營食料品販賣部の商業的商店十六個所の爲建物を供給すへし右販賣部は五月十日迄に店舗を開くへし

漁業機關の經營と改善

一、ヴォストーク、ルイバ理事長アコ及各トラスト社長は其の責任に於て七月一日迄に其の所屬漁業を事實上獨立經營に轉向せしめ且其の時迄に各企業の產業財政計畫の確定を期すへし

一、各漁場に於て機能的分課を廢し大漁場に於ては漁獲、加工、公共施設の職場を置き置き各職場主任はトラスト社長の認可を經て之か雇入及解雇を爲す

各企業に於ける經濟、勞働、人事に關する課を廢止し右に關する事務は企業主任をして直接擔當せしむへし

一、各職場に於ては其の主任者をして勞働者の雇入に付量及質の決定を擔當せしめ主任者に對し經濟財政計畫、勞銀基金及材料の範圍內に於て運用の自由を認め且勞働者の雇傭、解雇及賞罰の權を附與し且又主任者の給料の三〇％は其の所屬職場の事業計畫の途行程度に依り之を支給することとすへし

一、四月十五日迄に「ヴォストーク、ルイバ」、「トラスト」其の他漁業單位の組織を政府の命令に基き改造すへし

コルホーズの尊重

一、漁業コルホーズの定款を勵行しコルホーズに對する干涉を極力防止し其の極東地方聯合會又は分管區間聯合會の承認なくしてコルーズ用造材作業及漁業作業以外の作業に干與せしむることを禁す

一、四月一日迄にヴォストーク、ルイバ及トラスト社長はコルホーズに對する魚類代金未拂額を償却し爾後トラストの漁場主任はコルホーズより魚類を受取りたるとき現場に於て代金を支拂ふへし

コルホーズの國家に對する魚類引渡の遂行に付てはコルホーズのみならず漁場及漁船に政治部設置に關する黨中央委員會の決定は漁業關係者就中先つ黨員たる從業員の間に責任觀念の向上と規律の鞏化竝船舶及漁場に於ける黨及大衆運動の鞏化發展に資する所あるへし

依て黨の地方機關は黨機關の下級單位即ち船舶、斑、職場、漁場、工場、コルホーズに於ける黨の組織鞏化して黨の運動を改善し補助的又は二次的作業に從ひ居る黨及青年共黨員の八〇％以上を漁場及工場の作業に振向くることに直に着手すへし

場主任及トラスト社長をも其の責に任せしめコルホーズの漁獲計畫はトラスト及其の漁場の計畫を包含せしむへし

一、極東地方聯合は會一コルホーズ員に付四分一ヘクター以上の個人的菜圃を振興し且個人的的利用の爲豚二百五十頭及牛百五十頭を用意すへし

一、本年ガイダマークスガヤ、テルネイスカヤ、ピレフスカヤ、ペトロパウロフスカヤ及オホトスコ、エヴエンスカヤ各モーター漁業ステーションの設立を完了すへし

極東地方黨委員會ビユローはステーション作業の爲精撰したる黨員十名を派遣すへし

スチーションの船隊補强の爲極東國營漁業トラストはドリフター船十隻薩哈嗹國營漁業トラストは川崎船十六隻及機艇一隻綜合產業組合は川崎船十隻を夫々建船し其の他はテルネイに於て建造すへし

綜合漁業組合と融資

一、ヴォストク、ルイバ其の他關係者は比較的住民多く魚類にモーター漁業ステーションを設置一九三五年乃至一九三七年に北方於てステーション建設完了するの案を一箇月內に作成すへし

一、國立銀行、アコ及綜合產業組合聯合會は北方邊境方面の漁業に對する融資改善に關する具體案を一箇月內に極東地方黨委員會ビユローに提出すへし

一、本年漁期民族管區の產業組合系統內に於て地方民の魚類及海獸生產物に對する需要を充足すしむる爲地方的漁獵業を發達せしむるふとを關係黨機關に委任す

管區黨機關及アコは北方民族を漁場及工場に成るへく多數雇傭することに力むへし

一、ヴォストーク、ルイバは綜合產業組合に對し網魚の類も特に雜魚用の滑獲竝燃料食鹽を供給しアコは漁業用被服及履物を供給すへし黨機關、青年共產黨及行政機關は黨及大衆運動の改組に基礎を置き勞働者及コルホーズを總動員して一九三四年計畫の完成に力むへし

露側捕鯨事業

捕鯨事業の根據地

極東獸獵產業（ダリゼルプロム）では北樺太オクチャブリ炭礦沿岸に捕鯨根據地を施設することになり襲に小笠原父島に無斷入港問題を起した捕鯨母船「アレウート」號及び其他附屬船三隻を配置し、

浦港＝カムチヤツカ間を往復せしめ、コマンドルスキー島附近の海上を中心に捕鯨漁業の發展を計畫することになつた。

ソヴート捕鯨母船「アレウート」號以下（アワンガルド、トルードフロント、エンツジアスト）三隻が六月以來カムチヤツカ東海岸モルジヨワヤ灣沖合及びベーリング海方面に於て最初の太平洋捕鯨事業に從事、して以來良好な成績を擧げつゝあることは周知の事實であるが、六月二十二日ベーリング海方面の捕鯨に着手以來二十日間の捕獲高既に四十頭、（年豫定計畫百八十頭）の好成績を收めてゐる。一日の捕鯨數五頭（各六十噸）に達し、鯨油製造高四十八噸である露人の砲手及び掌帆長はアワンガルド號のみで外全部外國人である事は注目に値する。捕鯨船隊はカムチヤツカ東海岸モルジヨワヤ灣沖合の捕鯨を終して漸次コマンドルスキイ島に出て本年秋頃迄捕鯨を續行する筈である。

露國捕鯨母船アレウート號以下三隻せ

豫定計畫の百八十頭は十月中旬既に完全に遂行し、其後所謂「對抗計畫」によつて二百頭捕獲を目指して同月下旬には捕獲高百九十頭に達し、剩すところ十頭となつた。十一月末までにはこの對抗計畫は遂行せられウラジオに歸港の筈である

露國捕鯨業は世界的になる

對抗計畫二百頭捕獲を完了して浦港に歸港した捕鯨船對技術專門家諾威人オツトクラウル氏エンツヂアスト號乘組は捕鯨につき左の如き批評を極東機關紙に發表してゐる。

捕鯨船の構造其他技術的設備に於ては世界的に優秀のものであるが、捕鯨枝術は尙ほ先進諸國に學ぶ必要がある。併し捕鯨に天才的技能を有すと稱せられてゐる諸威人に比較してソヴエート船員は決して劣るものではない。彼等は勤勉で晝夜兼行不眠不休で働き一意計畫遂行に邁進し、殊に如何なる暴風雨にも恐れないが之は餘り無茶なやり方で捕鯨家には適當な休息が必要である。

X

本年の捕鯨計畫は一一四％の遂行で無論好成績であつたが實は一四〇％迄成績を擧げる事が出來たのであつた。併し幹部か我々專門家の意見を採用しなかつたのは遺憾であつた。來年はデジネフ岬まで出漁する必要がある。此の方面は一八四五年以來過去四十年に亘つて百五十隻の米國捕鯨船が活躍した歴史があり、鯨の棲息數並に質よりいふも世界有數の捕鯨區域である。浦港附近で捕れる鯨は製油には向かないが若いからその肉は極めて美味で製肉として有望である。アスコルド島附近には約百頭の鯨がゐる。

露國極東捕鯨船隊一九三四年度の編成發表

露國の極東捕鯨事業は昨年度より組織的に開始し、屢報の如く初年度は二百五頭の捕獲で好成績を以て終始した情報によれば本年度も亦左記編成を以て太平洋方面に出動することになつた。

捕鯨毎船アレウート號（一萬一千噸）

捕鯨船　アワンガルド號

邦人露領漁業實績趨勢

一、自明治四十一年至昭和八年租借經營漁區數及漁獲高表（年度別）

年次	租借漁區數	經營漁區數	鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショマ	鰊〆粕	鰊	計
			百石當り基礎							
			鮭七、〇〇〇尾	鱒ノ助四、〇〇〇尾	紅鮭八、〇〇〇尾	鱒二〇、〇〇〇尾	シヨマ二七、〇〇〇尾	鰊〆粕二〇、〇〇〇尾	鰊四、〇〇〇貫	雜〆粕四、〇〇〇貫
明治四十一年	一一九	一一七	四六、九六五石	一石	一石	三八、〇一三石	一石	三、〇〇四貫	一石	八七、九六五
同　四十二年	一八三	七七八	七七、四五六	一	二一、〇七〇	九一、三七九	一	七、一三〇	一	一九七、〇三九
同　四十三年	一五七	一五二	一九三、九三二	一	三一、九〇七	四六、五七七	一	一〇、九六八	一、五七九	二八四、九四三
同　四十四年	二二四	二二四	一三二、三〇六	一五一	二九、八〇二	三一九、九一六	一	一三、八五	一、三七〇	四九六、三六〇
大正　元年	二二四	二二三	一〇九、八七九	一二七	二一、六三一	一二三、八二七	一	一一、一三八	七九九	二六七、三五一
同　二年	二二五	二二一	一六二、一〇七	七〇四	三一、三三四	一六四、一三三	一	七、四五六	五五五	三六六、三七九
同　三年	二二〇	二二六	一四一、二九九	二九六	一〇、七三五	二九八、八六〇	一	九、八四一	一九六	四六一、三二七
同　四年	二二四	二三〇	七〇、八五五	四四〇	二四、六二四	一九六、六二四	一	七、七三二	一、三八一	四〇二、六八六
同　五年	二〇三	二〇二	五五、〇八一	三七六	三六、八〇六	三八三、五三六	一	六、〇一八	一〇九	四八一、七五五

同六年	二一八	二二三	九五、三七五	三七二	三四、三〇三	三三二、〇三〇	—	五、八〇〇	五八	四四七、九三七
同七年	二四五	二三四	一三二、三五五	三〇〇	五七、二四三	二二三、七三三	—	八、六八二	一二四	四二三、四一六
同八年	二四七	二四六	一七〇、一七二	一、一六四	七一、一九八	二〇六、四三三	—	二、一二六	一九四	四〇一、六八六
同九年	三一五	二四六	一五四、三九八	一、七五六	五二、一九七	三三六、六二八	—	六、九〇一	—	五四一、八五三
同十年	二一四	二一四	一四六、八五七	一、六一五	七〇、七〇七	三五〇、一八八	—	四、五六一	—	五七三、九二八
同十一年	二六四	二六四	一四四、七六三	八九五	一三二、四一七	三九一、四〇四	—	二一、一〇六	—	六八〇、八〇二
同十二年	二五四	二三九	一二六、三九八	六一九	一〇四、三三三	一四六、一一一	—	七、八二五	九九	三八五、四一八
同十三年	二三四	二一五	七二、五〇六	九九三	一〇二、五六三	四六一、〇七三	—	—	四、一二四	六四〇、八五九
同十四年	二四〇	二三八	一〇四、四四四	九九一	五四、〇六九	八五、七二二	二五二	—	七、八四七	二五〇、三三四
同十五年	二五二	二二四	八七、五四八	一、九一四	八二、〇〇七	四五四、五七三	一、五六三	—	四、六九三	六三三、三〇八
昭和二年	二三九	二三三	一三四、六五八	二、四五五	八六、七八四	七九、九五三	七〇七	—	二、〇六三	二九六、六二三
同三年	二三九	二二一	一三三、九七五	一、七一四	一四九、九四五	三七一、九七四	一、一九五	—	三、一七四	七五〇、九七七
同四年	二七四	二五三	一三一、二八〇	二、〇六三	九九、六八九	三七、七八七	一、三八一	—	二、三一三	三七五、五一二
同五年	二九六	二七〇	一三八、三八二	二、七九〇	九八、六三四	二四九、三六三	二、二三九	鱒一〇九	一、七六一	五九三、一六六
同六年	二八八	二六七	一五三、一三一・六二	一、八七一・三九	七六、四六二・三九	七一、一五四・二七	一、一九四・三五	—	一、三三八・七六	三〇五、一三一・六八
同七年	三七一	三〇七	一六〇、一六一・— 銀七、三八九・—	一、八七〇・—	七六・九六〇	二六三、六四五・—	一、四〇〇・—	—	七八九・—	五一二、二一四
同八年	三四〇	三三四	一四八、九〇一・— 銀四、七九八・—	八八八	五三、三四四	一〇八、六五五 銀鱒一三四		四一四 モナコ二〇一	三三一 鱒一〇一	三一七、七六七

二、昭和八年度經營漁區數及漁獲高表（監視區別）（單位石）

經營漁區數	魚數 鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショマ	鰊	計
三三四	一四八、九〇〇・六四	四、七九八・二四	八八七・八七	五三、三四四・一六	一〇八、六五五・一三 銀鱒一三三・九一	四一三・六一 モナコ二〇〇・八七	三三一・三五 鱒一〇一・四三	三一七、七六七・〇九

同監視區別

監視區別	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅理	鱒	ショマ	鰊	計
沿海區	一四	—	—	—	—	九一四・八四 銀鱒一三三・七一	四一三・六一	三三六・二九 鱒一〇一・四二	一、七八九・八七
薩哈嗹區	四	三〇九・二七	—	—	—	一六・一七	—	—	三三五・四四
オホトスキー區	三八	四九、五八四・九五	六〇五・四五	—	一、六七三・一四	一、〇〇四・七二	—	—	五二、八六八・二六
ギジギンスキー區	一九	一三、二二三・六五	—	—	二四・七二	一九七・九六	—	—	一三、四四七・三三
チギリスキー區	一二	八二五・二一	一八・一九	三・五〇	四三八・〇二	二一・二八	—	—	一、三〇六・二〇
イーチンスキー區	四三	八、四九七・二七	三一四・三六	八一・八八	七四二・二一	五、五五〇・七六	—	—	一五、一八六・四八
クイクチンスキー區	三九	一一、八六三・一四	一六四・四三	二八・三〇	一、二〇八・一八	二五、五一二・五五	—	三三・五七	三八、八〇〇・一七
ポリシエレツキー區	三五	八、三三三・一四	一一一・九〇	一一・〇四	三二、〇六一・三五	八、七七一・〇七	—	—	四九、二八八・五〇
東堪察加區	一五	六、一五〇・一三	三、二三〇・二九	七一八・八〇	一〇、六六三・四四	一一六・八一	モナコ二〇〇・八七	八一・四九	二一、一五一・八三
カラギンスキー區	八七	四五、二五八・九八	三四六・六九	二四・一三	三、八九六・四三	四六、四七三・三七	—	—	九五、九九九・五七
オリユトルスキー區	二八	四、八五四・九二	一六・九三	二〇・二三	二、六三六・六七	二〇、〇七四・六九	—	—	二七、六〇三・四四

三、自大正九年至昭和八年經營漁區數及鹽鮭鱒製造高表

年次	經營漁區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショマ	鰊	雜粕	計
大正九年	二四六	三九、六九・石 六、三五	—	四〇・七四・石	六、三五〇・七四・石	二六、〇四一・五九・石	—	粒鰊 四、三六六・九六・石 身鹽粕 六、〇六〇・二八	六、〇六〇・二八・石	四三七、七五二・〇〇・石
同十年	二三一	二二五、六三一・二四	—	一六五・二九	六、〇二二・〇一	二三一、〇六九・〇一	—	粒鰊 四、六六〇・〇・八七 身鹽粕 五七〇・二七七	五、五四三・六五	四七五、九四〇・八
同十一年	二六四	二二九、九五五・三三	—	八四〇・四三	四三、六四四・〇三	二三六、五十四・四〇	—	七、〇〇二・三三	四、一〇二・六一	六六二、一五〇・一一
同十二年	二二九	二二、四六四・九三	—	六六四・一七	二六、六九八・二三	二二五、五六六・八三	—	粒鰊 二、七四七・九九 身鹽粕 一〇〇・〇〇	四、〇八六・八八	二九四、二六七・六三
同十三年	二二五	六六、一七七・八六	—	四四七・二二	二八、三五一・六九	二二六、七六八・〇八	—	粒鰊 四、六三二・八八 身鹽粕 六〇・〇〇	四、六一五・五六	五四二、九九二・二六
同十四年	二二八	一〇〇、八四四・六六	—	二五五・八〇	八、〇二四・四一	一七二、一八七・二二	—	四、五九四・四六	四、四六〇・七六	一九一、二三七・四二
同十五年	一四二	八二、七三七・五八	—	一、九二四・九一	一一、五一一・一九	四一二、七五〇・九二	一、五六一・九九	四、八八六・一九	四、一〇五・九三	五二一、四七一・七二
昭和二年	一三二	一一一、九〇〇・〇四	—	一、四八三・七六	四、九二〇・六三	六六、七六二・七四	七〇六・六六	粒鰊 一、六五二・〇六 身鹽粕 二、五九九・一四	二一五、九七・一七	一九〇、八三一・四二
同三年	一三二	二二七、九六六・八三	—	一、二三五・七二	二三、一七六一・六九	二九一、一七〇四・二六	一、一九五・一八	粒鰊 二、九〇八・六六四二 身鹽粕 一、二三〇・四七四	五、三三九・七六	五四五、二二三・〇八
同四年	一二四	二二六、四七九・四七	—	一、七七三・九〇	一四、七〇四・五二	二一七、九六〇・〇七	一、三七〇・六三	粒鰊 五四一・四四四 身鹽粕 六四七・二五五	三、三四六・一二	一三六、七四六・六五
同五年	一五〇	二二二、六九一・八九	—	一、三七八・二六	一〇、二二一・九八	一五四、一四六・六五	二、二一〇・〇四	身鹽粕 二、三三・三二五二 身鹽粕 七六九・七二五	五、八七一・〇八	三六八、一六一・一四
同六年	一六七	一六八、七六一・〇〇	—	一、〇一〇・六二	五、三一六・六一	二五、〇六六・八九	一、一九四・一七	身鹽粕 五七一〇・〇九 身鹽粕 一〇七・六六七	四、七九一・四四	一〇五、七三七・〇七
同七年	一〇七	一四七、一三二・一六 生 二二、八〇九・〇三	一四六・一一 生 一四五・〇五	一、一六七・一三 冷 一七・二三	九四七・七六 冷 八七・一三五	一、一九九・七五 生 一〇二・一六五	一、一九九・七五	身鹽粕 一二一・一〇 鰊缺凍 二二五・〇八	一、八八七・一〇	二三一、八二九・九八
同八年	一三四	一九九、三九六・六〇 冷 一七・二三	一四六・一一 冷 一四五・〇五	四九一・四六 冷 一六・一三	一、一五七・一一 燻冷製 七〇〇・四五四七	一、一五六・一六 銀鱒 一三九・六九八	四一三・六八	鰊粕胴身冷凍 二二五・二二 鰊缺 一六・八八	一、九九七・三三	二二一、七一一・四〇

四、昭和八年度經營漁區數及鹽鮭鱒鰊製造高表

（筋子目ハ露ハ露國式）單位石

經營漁區數 魚種	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショマ	鰊	粕	計	筋子	魚油
同監視區別	三四 冷 一三九、一六八・六〇	三六・一三 一七・二三	四三・四六 冷 三八・七八	一、一五七・一一 燻冷製 五〇〇・五七・七 七・四五四五	六六、〇四一・八九九 銀鱒 一三・六九九	四一三・五八	鰊粕胴身生 一五一・三〇 鰊缺 一六六・八八 一〇一・九九・三〇六 一四三・二六	六三一・五一	二、四五一・八 三五四	目 二、八六〇	五、一三九

漁業關係

監視區別	漁經營區數	鮭	銀鮭	鱒ノ助	紅鮭	鱒	ショマ	鰊	粕	計	筋子	魚油
沿海區	一四	—	—	—	—	銀鱒 一三九・六九四・八四	四一三・五八	鰊粕胴身生 一五一・三〇 鰊缺 一六六・八八 一〇一・九九・三〇六 一四三・二六	六三一・五一	二、四五一・八 三五四	目 二、八六〇	五、一三九
薩哈嗹區	四	三〇九・二七	—	—	—	一六・一五五	—		—	三五四	一、〇一三	—

オホトスキー區	三八	四〇、二三四・六七 冷九、三三〇・二八	二九九・六五	—	冷三七一・七八 二・〇四	一、〇〇九・一六	—	—	—	五一、二四九・五八	日 九一、一九四 露 九、七六五	—
ギジギンスキー區	一九	一三、二三七・九四	—	—	二四・七三	一九八・九三	—	—	—	一三、四六一・六〇	日 一三、三一三	—
チギリスキー區	三	八二五・二一	—	三〇	—	二一・二五	—	—	二九六・二五	一、一四三・〇一	日 二、九九六	—
イーチンスキー區	四三	八、四九七・二九	一・四八	六三	四・八八	二、〇三一・〇六	—	—	二三九・三一	一〇、七六四・六五	日 二九、三三七 露 六、五七〇	六〇
クイクチンスキー區	三九	二、八〇六・二五	二・八六	四・〇〇	三六・八四	九、七〇六・三五	—	二・八一	三〇三・八〇	二、八六一・九一	日 四四、九〇三 露 四一、四八九	三二五
ボリシエレツキー區	三五	八、三三三・三一	三・八三	四・四八	二四・三二	三、一八二・四三	—	—	六五八・〇八	一三、二〇六・四四	日 五四、〇五四 露 九、六四四	二、二八〇
東堪察加區	一五	六、一五〇・一五	冷一九一・三五 一七・二三	冷四四三・三六 三八・七八	一二・九四 燻製七・四	九八・一六	—	八一・一〇	五八七・七三	七、六二八・二五	日 三七、一一七	二、一一八
カラギンスキー區	八七	四五、〇七七・一四 冷一七五・九六	三・二七	一九・八八	一四九・〇九	三〇、三三二・八〇	—	—	二六四・三九	七六、〇四三・五三	日 一八五、八八一 露 一五、〇七七	三三四
オリユトルスキー區	二八	四、七九八・三七 冷四五・二三	一六・六九	二〇・八一	冷四九八・五〇 六六・六〇	一八・五六五・七六	—	—	六・二五	二四、五七五・二一	日 五八、六八六	—

五、自大正九年至昭和八年鮭鱒罐詰製造高表

（計欄1/4封度ハ二函ヲ以テ一函ニ計算ス）

年次	鱒ノ助		紅鮭		銀鮭		鮭		鱒		計
	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	一封度	半封度	
大正九年	函 二、二一九	函 —	函 二三五、七五七	函 四六、六〇九	函 —	函 —	函 九三、九九八	函 —	函 五三、一八五	函 —	函 四六〇、七三二
同十年	一四、四九七	—	一九八、八四五	一五九、四五三	—	—	一三、八三七	一、四四六	八三、九九八	八三六	五七一、九二三
同十一年	二〇六	—	九八、四七三	二九六、七七三	—	—	三二、三五〇	三四八	五九、八二三	二五、五二九	五〇三、五〇二
同十二年	—	—	四〇八、五〇七	一三三、一九八	—	—	二八、八五四	三三、三六〇	四六、六一八	一、四五四	六三〇、五四一
同十三年	—	—	四三一、七一八	六六、〇五二	—	—	六一、〇四二	三二一三	一八一、四五五	七〇五	七四三、二八五
同十四年	—	—	六三、六四七	三三二、九三六	—	—	六七、六六六	二八、一八一	一〇四、四三二	一、五〇五	五八八、四六七
同十五年	—	—	一四四、六三二	三九一、二九二	—	—	五三、〇五二	三九、六三六	二〇五、三一四	七六、七一四	九二一、六八〇
昭和二年	—	—	一二〇、七一六	三九四、七八六	—	—	二九、〇九四	三六、八〇二	二四、四五〇	一五、四五七	七一二、三〇五
同三年	—	—	三三〇、六八〇	四七七、五四五	—	—	二二、七五〇	二一、三六五	三六二、七九九	四五、一七九	一、二三〇、三三八
同四年	—	—	二六三、三四三	三七一、〇一四	—	—	四九、七三九	二五、九二三	七八、二〇一	九、八八六	七九八、一〇四
同五年	鱒 一七五	—	一五五、三三三	三七四、七二四 1/4七一、八九六	—	—	二八、一七三	七四、七四二	四四〇、七九一	三二八、八三六	一、二七四、六四三
同六年	一、六七八	三、七六一	八三、八三八	四二七、二八三	七、四八六	一三、二九三	一二、五六三	一七、二九〇	一一五、〇六四	六九、一九九	七五〇、四四五
同七年	二、二四一	四、六九三	九二、三四五	二八一、六〇七 1/4八四、四二三	一五、一一四	一一、八五三	三、一九三	三、〇八二	五九二、一二五	一三〇、九六六	一、一六九、四三三
同八年	一、三八二	一、三六二	五四、〇〇七	一九二、七八一 1/4八一、七五六	一五、一四一	九、三五七	三二 モナコ三三	モナコ四九 —	三三八、六九四	二八、七九八	六七二、九九七

六、昭和八年度罐詰工場數及鮭鱒罐詰製造高表

經營者數	工場數	工場規模	鱒ノ助 一封度	鱒ノ助 半封度	紅鮭 一封度	紅鮭 半封度	銀鮭 一封度	銀鮭 半封度	鮭 一封度	鮭 半封度	鱒 一封度	鱒 半封度	計
一	二九	ライン 七四	一、三八二	一、一五五	五四、〇〇七	一九二、七八二 1/4八一、七五六	一五、一四一	八、三五七	三三 モナコ七三	モナコ四九	三三八、六九四	二八、七九八	六七一、九九七

同監視區別

區別	工場數	工場規模	鱒ノ助 一封度	鱒ノ助 半封度	紅鮭 一封度	紅鮭 半封度	銀鮭 一封度	銀鮭 半封度	鮭 一封度	鮭 半封度	鱒 一封度	鱒 半封度	計

七、自大正九年至昭和八年經營漁區數及蟹罐詰製造高表

（計欄1/4封度八二函ヲ以テ一函ニ計算ス）

年次	漁區數	罐形 一封度	罐形 半封度	罐形 數封度	罐形 計
大正九年	三	一、五一〇	一、五一〇		二、六六八
同十年	三	八八八	四、八四五		五、七三三
同十一年	八	五、〇三三	一五、一九三		二〇、二二六
同十二年	一三	五、四九八	一五、八九五		三二、三九三
同十三年	一三	五、〇一五	二、六一三		三一、一三六
同十四年	一四	二、〇六三	四〇、二二一		四二、二九九
同十五年	一四	九、〇八三	五四、二九九		六三、三八二
昭和二年	一六	二、六八七	二七、一八三		一三一、三三三
同三年	一四	九、八一一	一二、二五〇		一二二、三三一
同四年	一三	七、一四〇	九八、五三七	一〇六	一〇五、七八〇
同五年	一一	四、九一七	六五、四五一	二、六五七	七一、七〇六
同六年	一〇	三、三一四	六〇、〇四四	五二九	六三、〇八二
同七年	一六	六四	四五、六二一	三、五九〇	四七、四八〇
同八年	一六	三、〇二七	二二、一〇一		二五、一二九

瓶詰

年次	漁區數	罐形 一封度	罐形 半封度	罐形 數封度	罐形 計
オホトスキー區	一	一	二、一九五		九、三四八
チギリスキー區	一	一	九一		二、六九五
イーチンスキー區	三	七	一、七八四		四一、七二六
イークイクチンスキー區	七	一八	九六一		一六一、四二一
ポリシエレツキー區	九	二八	八、八三〇	五七	二三二、九九五
東堪察加區	三	一四	一、八二九		七五、四〇七
カラギンスキー區	四	四		三	一三九、四六二
オリユトルスキー區	一	一			一九、九四三

瓶詰

年次	漁區數	罐形 一封度	罐形 半封度	罐形 數封度	罐形 計
大正十年	一	一	一		二
同十一年	一	一	一		二
同十二年	一	一	一		二
同十三年	一	一	一		二
同十四年	一	一	一		二
同十五年	一	一	一		二
昭和二年	一	一	一		二
同三年	一	一	一		二
同四年	一	一	一		二
同五年	一	一	一		二
同六年	一	一	一		二
同七年	一	一	一		二
同八年	一	一	一		二

八、自大正十年至昭和八年經營漁區數及從業員數

年次	經營漁區數	幹部	職工	漁夫	雜夫	帆船々員	其他	計
大正十年度	二三三			一二、四五九		一、七二五		一四、一八四
同十一年度	二六四	一	一	一三、六九八	一、五七五	一、六六八		一八、五一六
同十二年度	二三九	五八一	六一	二二、七六六	二、六六八	一、一七四		一八、二四八
同十三年度	二三七	五三二	一〇九	二二、一八二	四、八〇四			一八、一五一
同十四年度	二四七	五七五	一五〇	二三、四七七	五、一九一	八〇四		二二、二四〇
同十五年度	二六六	七一四	九七六	二二、六八七	四、四二一	七五五	女工 一六	一八、九一九
		六六〇	六一四			五一四	一七	二三

九、昭和八年度租借漁區從業員數及漁場在留日數明細表（監視區別）

鮭鱒鰊區ノ部

區別	租借漁區數	經營漁區數	從業員 幹部職工	漁夫	雜夫	帆船員	其他	計	漁場在留平均日數
沿海區	一四	一四	二六	三五六	二	一	一	四一三	一〇〇
薩哈嗹區	四	四	四	九一	一	一	一	九八	八〇
オホトスキー區	三八	三八	七一	一、一七八	七一	一	一	一、四二〇	七九
ギジギンスキー區	三〇	一九	二〇	四一七	二	一	一	四五九	九一
チギリスキー區	一三	一三	一三	四八	一	一	一	六六	一〇〇
イーチンスキー區	四八	四三	一四〇	一、四八八	一、二五五	一	一	二、一五五	八二
クイクチンスキー區	三九	三九	一三〇	一、五一九	一、〇〇七	一	一	二、八五五	七九
ポリシエレツキー區	三五	三五	一三九	一、九八五	一、二三〇	一	一	三、五三八	八五
東堪察加區	一五	一五	四三	四八	六一四	一	一	一、二五一	一二八
カラギンスキー區	八七	八七	一〇七	一六六	二、一八四	一	一	三、九二七	七八
オリユトルスキー區	三〇	二	三九	五〇	七三八	一	一	九〇七	七三
計	三四〇	三三五	七一〇	九七九	一〇、九〇五	一	一	二六、六五三	

蟹漁區ノ部

區別	租借漁區數	經營漁區數	從業員 幹部職工	漁夫	雜夫	帆船員	其他	計	漁場在留平均日數
チギリスキー區	三	三（鮭鱒漁區ト共同）	一四〇	一、四八八	四二五	一	一	二、一五五	八二
イーチンスキー區	九	九	一三〇	一、五一九	一、〇〇七	一	一	二、八五五	七九
クイクチンスキー區	五四	五四（鮭鱒漁區ト共同）	六六	二六五	四六八	一	一	八五三	一〇八
計	一七	一六	五四	六六	二六五	一	一	八五三	七九

十、自明治四十一年至昭和八年 租借漁區使用船舶數及噸數（大正十三年以降蟹漁區ヲ含ム）

年次	漁區數	帆船 隻數	帆船 噸數	汽船 隻數	汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
昭和二年度	二四八	三五一	十五〇	七四九	一四、五三八	五、一七	三三
同三年度	三三五	八一五	七八四	九五一	一三、二九一	五、六四三	二八
同四年度	二七六	九〇五	一、〇三七	一、〇三七	一四、四四七	五、〇〇六	一六七
同五年度	二九二	九〇三	一、〇三九	一、〇三九	一三、九九三	六、一三七	五六
同六年度	二八七	八二八	八二四	八二四	一二、四九二	四、〇二五	二〇
同七年度	三二三	七八七	一、〇七四	一、〇七四	一三、二〇四	四、二一〇	—
同八年度	三五一	七六四	一、〇四五	一、〇四五	一二、一七〇	四、五二六	—

年次	漁區數	帆船 隻數	帆船 噸數	汽船 隻數	汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
同八年度	三五一	七六四	一、〇四五	一、〇四五	一二、一七〇	四、五二六	—
計	二、六四〇	八、一五一	六〇、一六〇	一、〇四五	一二、一七〇	四、五二六	一

明治四十一年	一一七	一六四	—	二〇	—	一八四	—
同　四十二年	一七八	一九九	二四、三三四	一一	七、九四八	二一〇	三二、二八二
同　四十三年	一五二	二四二	三〇、七八七	三三	一三、一九〇	二七五	四三、九七七
同　四十四年	二一四	二九九	三六、二五二	七〇	四〇、六一一	三六九	七六、八六三
大正元年	二一三	二八六	三八、五六一	八〇	五一、五一九	三六六	九〇、〇八〇
同　二年	二二二	二六五	三六、〇〇八	九五	七三、〇五七	三六〇	一〇九、〇六五
同　三年	二二六	二三四	三三、七一五	九六	七〇、三三三	三三〇	一〇四、〇四八
同　四年	二三〇	二一一	三五、一〇五	一〇四	八二、〇九二	三一五	一一七、一九七
同　五年	二〇一	二六八	四〇、〇三〇	一〇九	九四、一四三	三七七	一三四、一七三
同　六年	二一三	二四九	三六、九二八	一〇六	七九、二一八	三五五	一一六、一四六
同　七年	二一四	二三七	三六、二七九	一三九	九六、二三三	三七六	一三二、五一二
同　八年	二四六	二三二	三七、三三五	九二	七八、〇〇一	三二四	一一五、三三六
同　九年	二四六	一八八	三二、四〇九	一四八	一二八、四五〇	三三六	一六〇、八五九
同　十年	二三三	一六二	二八、七〇五	一三〇	一一九、一七三	二九二	一四七、八七八
同　十一年	二六四	一六三	二九、三〇九	一四四	一六七、一三三	三〇七	一九六、四四二
同　十二年	二三九	一三八	二四、二五〇	一〇九	一一六、五六二	二四七	一四〇、八一二
同　十三年	二二七	一〇一	二〇、八一八	一四七	二八四、三七七	二四八	三〇八、一九五
同　十四年	二四七	一三八	二七、九一七	二八五	三七六、八九〇	四二三	四〇四、八〇七
同　十五年	二五七	一〇七	二四、〇六二	三九二	五一四、六七四	四九八	五三七、七三六
昭和二年	二四八	七二	一七、二八三	三四四	四五六、六九六	四一六	四七三、九七九
同　三年	二三五	四四	一一、六〇七	三一六	四八三、三〇一	三六〇	四九四、九〇八
同　四年	三〇三	四〇	一〇、七五七	三二三	五二三、七二九	三六三	五三四、四八六
同　五年	二九二	一〇	二、八四〇	二六四	四八六、四七九	二七四	四八九、三一九
同　六年	三〇九	一〇	二、一七九	二六三	四三三、〇三四	二七三	四三五、二一三
同　七年	三三三	三	一、一三三	二三三	四一九、八八〇	二三六	四二一、〇一三
同　八年	三五一	一	一七四	一七四	三三〇、〇六三	一七五	三三〇、二三七

十一、昭和八年度經營漁區使用船舶數及噸數（監視區別）

區別	經營漁區數	帆船 隻數	帆船 噸數	汽船 隻數	汽船 噸數	計 隻數	計 噸數
鮭鱒漁區ノ部	三三五	一	五二五	一七二	三二四、八一〇	一七三	三二五、三三五
同監視區別							
沿海區	一四	—	—	一〇	七、〇七六	一〇	七、〇七六

蟹漁區ノ部																	
薩哈嗹區	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
オホトスキー區	三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ギジギンスキー區	一九	一	五三五	六	一七	三	三、八九四	三	三、八九四	一七	一七	三、一六〇	三、一六〇	一七	一七	三、一六〇	三、一六〇
チギリスキー區	一三	一	一	一〇	二三	二七	一〇、八八九	七	一〇、八八九	一〇	一〇	二三、二二七	二三、二二七	一〇	一〇	二三、二二七	二三、二二七
イーチンスキー區	四三	一	一	一	一	二四	四九、七一三	二四	四九、七一三	二四	二四	四九、七一三	四九、七一三	二四	二四	四九、七一三	四九、七一三
クイクチンスキー區	三九	一	一	一	一	二七	五〇、四七〇	二七	五〇、四七〇	二七	二七	五〇、四七〇	五〇、四七〇	二七	二七	五〇、四七〇	五〇、四七〇
ポリシエレツキー區	三五	一	一	一	一	一七	四七、八七一	一七	四七、八七一	一七	一七	四七、八七一	四七、八七一	一七	一七	四七、八七一	四七、八七一
東堪察加區	一五	一	一	一	一	二一	四二、五八四	二一	四二、五八四	二一	二一	四二、五八四	四二、五八四	二一	二一	四二、五八四	四二、五八四
カラギンスキー區	八七	一	一	一	一	二四	四二、〇八八	二四	四二、〇八八	二四	二四	四二、〇八八	四二、〇八八	二四	二四	四二、〇八八	四二、〇八八
オリユトルスキー區	二八	一	一	一	一	八	一四、三六三	八	一四、三六三	八	八	一四、三六三	一四、三六三	八	八	一四、三六三	一四、三六三
同監視區別																	
組營漁區數	帆船	隻數	一	一	一	汽船	隻數	一	一	一	一	計	隻數	一	一	一	一
		噸數	一	一	一		噸數	一	一	一	一		噸數	一	一	一	一
區別	經營漁區數	帆船	隻數	一	一	一	汽船	隻數	一	一	一	計	隻數	一	一	一	一
			噸數	一	一	一		噸數	一	一	一		噸數	一	一	一	一
チギリスキー區	三	一	一	一	一	二	五、九八四	二	五、九八四	二	二	三、九八四	三、九八四	二	二	三、九八四	三、九八四
イーチンスキー區	九	一	一	一	一	一	一、二六八	一	一、二六八	一	一	一、二六八	一、二六八	一	一	一、二六八	一、二六八
クイクチンスキー區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

十二、昭和八年度經營漁區到着及切揚期日（監視區別）

鮭鱒鰊漁區ノ部

區別	漁場到着	漁場引揚	備考
蟹漁區ノ部			
沿海區	四月十六日	八月三日	
薩哈嗹區	七月九日	九月廿六日	
オホトスキー區	六月廿四日ヨリ七月三日迄	九月十五日ヨリ九月十七日迄	
ギジギンスキー區	六月九日ヨリ六月十六日迄	九月五日ヨリ九月十日迄	
チギリスキー區	六月八日ヨリ六月廿一日迄	八月廿四日ヨリ八月廿七日迄	
イーチンスキー區	六月十日ヨリ六月廿一日迄	八月廿四日ヨリ八月廿七日迄	
クイクチンスキー區	六月六日ヨリ六月十六日迄	八月廿六日ヨリ九月三日迄	
ポリシエレツキー區	六月一日ヨリ六月十七日迄	八月卅日ヨリ九月四日迄	
東堪察加區	五月十三日	九月十二日	
カラギンスキー區	六月十五日ヨリ六月廿日迄	八月廿七日ヨリ九月九日迄	
オリユトルスキー區	六月四日ヨリ六月十五日迄	八月十六日ヨリ九月八日迄	

十三、昭和八年度經營漁區使用船舶噸數別隻數

区別	漁場到着	漁場引揚	備考
チギリスキー区	六月八日	八月廿四日	
イーチンスキー区	五月十七日	八月廿八日ヨリ九月三日迄	
クイクチンスキー区	六月六日	九月三日	

十四、自大正十四年至昭和八年相借漁區借區料及公課金表

年次		敷區漁	借區料	五分税	其公課他料	免營業料	免番船料頭	免通船料譯	免伐船料木	免倉庫料	副網料	計
大正十四年度	蟹鮭鱒鰊	二四六 二七	一二五九、六七〇、〇〇 五五、七六〇、〇〇	六四、七六三、三〇 二、七五、九二〇	三、六二、五〇 三、三七、三〇	二五、七七、〇〇 一、四六四、五五	二、〇九四、四五 一〇四、九二	三五、七七、八二 四、三七、三〇	一、四九、八三 三、八、五〇	四六、八二 —	一、二六〇、〇〇 —	一、三九九、一〇五、六五八 五九、八〇、六五八
同十五年度	蟹鮭鱒鰊	二五一 二七	一、三四、〇五一、〇〇 五五、六八〇、〇〇	六六、七、二七〇 二、七五、六、四〇	四、九四三 —	三、九八、九二、〇〇 二、二六、〇〇	二、五六五、〇〇 五五、〇〇	四三、〇〇 二七、〇〇	一、一六九、九〇 三九、二〇	七一、〇〇 —	一、六六〇、〇〇 —	一、四三七、〇〇七、三 六〇、二五三、六〇
昭和二年度	蟹鮭鱒鰊	二三九 二六	一、四八〇、五一八、〇〇 九〇、〇〇	七四、〇三六、四〇 五五四、五〇	三一、〇九一、二六 二、三三、八九	四四、九三一、〇〇 五、一五、〇〇	二、三五九、〇〇 二四、〇〇	二六、八五〇 四、〇〇	八二、一〇 三四、五〇	四四、〇〇 —	一、六九三、一〇 —	一、六五五、七五一、六六 二四、三五四、八九

十五、自大正十年至昭和八年租借漁區使用漁船數

年次		漁區數	借區料	低代税	副網料	計
昭和三年度	蟹鮭鱒鰊	三 一六九	一、七九六、三一一、〇〇 三〇六、五〇〇、〇〇	四八四、一七九、三六 五七、八一〇、〇〇	八〇〇、〇〇 —	二、二二四、一九一、三六 三六四、三一〇、〇〇
同四年度	蟹鮭鱒鰊	二七四 一九	四、九四一、三二七、〇〇 四九〇、九〇〇、〇〇	一、三八〇、七七一、三六 一二七、一五一、〇〇	七、〇〇〇、〇〇 —	六、三二八、九九八、五六 六二八、三五一、〇〇
昭和五年度	蟹鮭鱒鰊	二九六 二二	五、七五八、八五五、〇〇 五五〇、四二〇、〇〇	一、六二一、六四七、八〇 一四四、一二七、六〇	四、二〇〇、〇〇 —	七、三七一、一八三、八〇 七〇四、五三七、六〇
同六年度	蟹鮭鱒鰊	二六八 二二	五、六三九、八二四、〇〇 五四五、一八〇、〇〇	一、四七九、一四七、九二 一五一、六五〇、四〇	一、〇〇〇、〇〇 —	七、二二九、六七一、九二 六九七、八三〇、四〇
同七年度	蟹鮭鱒鰊	二七二	六、三一一、四四〇、〇〇 五三、一八〇、〇〇	一、七四一、八七三、三二 一五一、六五〇、四〇	—	七、六九七、四二六、三二 六九七、八三〇、四〇
同八年度	蟹鮭鱒鰊	二四〇 一七	六、三六八、〇四〇、〇〇 四九六、五八〇、〇〇	一、七六一、七五一、四〇 二三、〇二一、四〇	—	八、二四九、五〇九、二一 五六二、六六二、四〇

年次	經營漁區數	三羽船	平田船	磯船	胴海船	傳馬船	保津船	川崎船	起シ潮	發動機船	小蒸汽船	ボート	中船	モータ川崎船	其他	計
大正十年	二二三	三七八	一七〇	二八一	四六九	—	—	—	—	四八	—	—	—	—	—	一、三四六
同十一年	二六四	五〇三	二九五	三四九	五三六	—	—	—	—	七一	—	—	—	—	—	二、七四四
同十二年	二二九	四八八	二六六	三三五	四八七	—	—	—	—	六七	—	—	—	—	—	一、六〇三
同十三年	二二七	四六四	二四七	二九八	四七五	—	—	—	—	八	—	—	—	—	—	一、五七四
同十四年	二四七	四二七	一八五	三四	七二三	三	三	二	七	一〇七	三	—	—	—	—	一、八〇〇
同十五年	二四三	四九八	一六八	三七六	六七二	—	三	四九	二	一三四	三九	—	—	—	—	一、九四四
昭和二年	二四八	四七三	一三五	三五九	七六	一八	—	一〇八	六六	一二六	六	—	—	—	—	一、九二一
同三年	二三五	四九一	一三三	三七〇	七四二	二八	一	一五	二	一四七	五	二	二	二	—	二、〇三五
同四年	二七六	四三七	一四一	四一二	七六九	二〇	五	二四	一七	一九三	二	三	六	八	二	二、一四〇
同五年	二九二	四五五	一四〇	四三三	七九三	四一	七	一五〇	二五	三一八	一〇	一	二	一八	一	二、三三三
同六年	二八七	四二八	一二四	四一九	七三四	四八	—	一〇八	一七	二〇一	五	—	—	八五	—	二、一二六
同七年	三二三	三三五	一四一	四一九	八八三	三七	—	七〇	七〇	二四三	三	—	—	—	—	二、二四五
同八年	三五一	三六三	一二六	四一八	八一〇	三九	—	六七	一七五	二七五	二	—	—	—	三七	二、一八七

ソ聯邦の極東漁業實績

極東漁業廳は極東沿岸の業績を發表したが一九三二年の漁獲高百五十八萬七千二十七ツエントネル（一ツエントネルは五十瓩）に比し三三年は五十二萬三千八百七十三ツエントネルで六割七分の激減を示した。即ち三三年の實績を企業計畫に比較すれば左の通りである。

（單位ツエントネル）

漁場管理	漁獲高	計畫遂行率
沿海州	一九、三九〇	六二%
北樺太	一〇、〇〇〇	四五
勘察加	九六、九五四	五九
國營アコ會社	一三〇、〇〇〇	五九
黑龍江	一〇、七四三	一九
其他	六、七七九	—
合計	五三、八三三	

ソ聯邦の對日傭船

ソ聯邦の一九三三年に極東漁業用として日本から雇傭した船舶はカムチヤツカ送込船十隻五萬七千三百六十九噸に止り仲積切揚の傭船は遂に皆無に終つた。三二年日本から雇傭したソ聯邦漁業用船四十隻二十四萬四千九百九十三噸に比較すれば實に一八萬七千六百二十四噸即ち約八割の激減を示した。

昭和九年度競落租借區表

鮭鱒漁區ノ部

漁區番號	名稱	位置	借區者	貸付期間	借區料	漁獲標準高
	沿海區					
六六	アドジミンスキー	アドジミ河口南 六、三六粁	フセコ、プロム、ルイバク、ソユーズ	五年	一七、九〇〇留	八〇〇ツエントネル
一二六	ナムシユクスキー	ナムシユク岬北 六、三六粁	同	同	一三、一〇〇	一、〇〇〇
	オホトスキー區					
三六三	ウリインスキー	ウリヤ河口南 四、二八粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	三年	二一、〇〇〇	二、〇〇〇
三六四	同	同南 二、一六粁	同	同	一七、一〇〇	二、〇〇〇
三六五	同	同東北 二、六五粁	同	同	二三、四〇〇	二、〇〇〇
四三八	モレカンスキー	モレカン河口西 三、〇〇粁	同	一年	一三、一〇〇	二、〇〇〇
四三九	同	同東 六、〇六粁	同	一年	一三、一〇〇	二、〇〇〇
四四〇	ウリベインスキー	ウリベヤ河口西 一四、〇〇粁	同	同	一六、二〇〇	二、〇〇〇

四二〇	同	同西	六、六五粁	同	三年	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇
四二四	同	同西	四、三一粁	同	同	一七、一〇〇	二一、〇〇〇
四三六	同	同西	二、三九粁	同	同	一七、一〇〇	二一、〇〇〇
四二五	同	同東	二、六二粁	同	五年	二七、〇〇〇	二一、〇〇〇
四二六	同	同東	四、七四粁	同	同	二七、〇〇〇	二一、〇〇〇
四二七	同	同東	六、八六粁	同	同	二七、〇〇〇	二一、〇〇〇
四二八	インスキー	イーニヤ舊河口西	七、四六粁	同	同	二九、八〇〇	二一、二〇〇
四二九	同	同舊西	五、三三粁	同	同	二七、〇〇〇	三、〇〇〇
四三〇	同	同東北	四、五〇粁	同	同	一七、〇〇〇	二、二〇〇
四三一	同	同東北	六、六二粁	同	同	一七、〇〇〇	二、二〇〇
四六九	ヤンスキー	ヤナ河口西	六、三六粁	同	三年	二一、六〇〇	一、五〇〇
四六〇	同	同西	四、二四粁	同	同	二一、六〇〇	一、五〇〇
四五九	同	同西	二、一二粁	同	同	二三、二〇〇	一、五〇〇
四四一	同	同東	一三、二七粁	同	一年	一七、一〇〇	二、〇〇〇
四五六	同	同東	一五、三七粁	同	五年	二一、七〇〇	二、一三〇
四五七	同	同東北	一八、五七粁	同	同	二一、六〇〇	二、一三〇
四六一	アルマンスキー	アルマン河口西	六、八六粁	同	同	二一、六〇〇	二、一三〇

ギジギンスキー區

五一五	ナヤハンスキー	ナヤハン河口東北	二、一一粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	三年	一二、六〇〇	一、五〇〇
五一八	同	同東北	四、二四粁	同	同	一七、〇〇〇	一、五〇〇
五一九	同	同東北	六、三六粁	同	同	一七、〇〇〇	一、五〇〇
五一六	同	同東北	八、四八粁	同	同	一六、五〇〇	一、五〇〇
五一〇	同	同東北	一二、七二粁	ポリシヤ、ゴルマンデインスキー	同	一二、六〇〇	一、五〇〇
五二五	ポリシヤイ、ゴルマンデインスキー	ポリシヤ、ヤゴルマンダ河口東	六、六二粁	佐野助治	一年	四、〇〇〇	一、五〇〇
五〇一	ワルホランスキー	ワルホラン河口西南	九、〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	三年	九、七〇〇	一、五〇〇
五〇二	同	同西南	四、三〇粁	同	三年	九、七〇〇	一、五〇〇
五〇三	同	同東南	四、〇〇粁	佐野助治	一年	三、〇〇〇	一、五〇〇
五〇四	同	同東南	八、〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	同	一〇、一〇〇	一、五〇〇
四九七	ギジギンスキー	ギジガ河口西南	四二、四〇粁	日魯漁業株式會社	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
五四七	同	同西南	四〇、二八粁	同	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
五四三	同	同西南	三八、一六粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	同	一一、〇〇〇	一、五〇〇
五三八	同	同西南	三三、九二粁	日魯漁業株式會社	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
五二六	同	同西南	三一、八〇粁	同	三年	一〇、〇〇〇	一、五〇〇
五四五	アウエコフスキー	アウエコウオ河口東南	四、三〇粁	同	同	五、〇〇〇	一、二〇〇
五四二	同	同東南	六、四二粁	同	同	五、〇〇〇	一、二〇〇
五四一	同	同東南	八、五四粁	同	同	五、〇〇〇	一、二〇〇
五四〇	同	同東南	一二、七二粁	同	同	五、〇〇〇	一、二〇〇
四九八	同	同東南	一九、〇八粁	昭和漁業株式會社	一年	三、五〇〇	一、二〇〇
四九九	同	同東南	二一、二〇粁	同	同	三、五〇〇	一、二〇〇
五〇七	同	同東南	二三、三二粁	同	同	三、五〇〇	一、二〇〇
五〇六	同	同東南	二五、四四粁	同	同	三、五〇〇	一、二〇〇

五〇五	同	同東南	二七、五六粁	同	同	三、五〇〇	一、二〇〇
チギリスキー區							
五五一	レスノフスキー	レスナヤ河口南	四、七七粁	リユリ兄弟商會	五年	一六、一〇〇	二、一〇〇
五六七	ウトホロフスキー	ウトホロフカ河口西北	二、五〇〇粁	日魯漁業株式會社	一年	二、五〇〇	一、五〇〇
イーチンスキー區							
六八一	ソーボチヌイ	ソーボチナヤ河口北	三七、〇〇〇粁	フセコ、ブロムルイバク、ソユーズ	五年	一二、一〇〇	二、〇〇〇
六八二	同	同北	三三、四六粁	日魯漁業株式會社	三年	一二、〇〇〇	一、〇〇〇
六八四	同	同北	三〇、二八粁	フセコ、ブロム、ルイバク、ソユーズ	五年	一三、〇五〇	二、〇〇〇
六八五	同	同北	二七、一〇粁	同	同	一一、七〇〇	一、〇〇〇
六八六	同	同北	二、四四五粁	同	三年	一三、一〇〇	一、〇〇〇
キクチンスキー區							
七八四	プイムプテンスキー	プイムプタ河口南	三、〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	五年	六〇、五〇〇	六、〇〇〇
カラギンスキー區							
一〇〇五	オゼルノフスキー	オゼルヌイ灣内オゼルナヤ河口南	一五、五二粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一年	八、一〇〇	一、五〇〇
一〇一一	同	同灣内同河口北	二、六五粁	同	同	八、一〇〇	一、五〇〇
一〇二七	ウキンスキー	ウカ河口東南	一七、一一粁	日魯漁業株式會社	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
一〇五二	ルサコフスキー	ルサコウオ河口南北	一二、五〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	同	一二、六〇〇	一、七〇〇
一〇六九	パンカリンスキー	パンカラ河口北	一二、六五粁	同	同	一五、三〇〇	一、八〇〇
一〇七五	ドランキンスキー	ドランカ河口南	九、〇一粁	日魯漁業株式會社	同	一〇、〇〇〇	一、七〇〇
一〇七八	同	同西南	二、一二粁	同	三年	一六、〇〇〇	一、五〇〇
一〇七八	同	同北	二、一二粁	同	同	一六、〇〇〇	一、五〇〇
一〇九一	マカロフスキー	カユム河口北	一五、九二粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	一年	一五、五〇〇	二、〇〇〇
一〇九七	カラギンスキー	カラガ灣入口東北	三、〇〇粁	日魯漁業株式會社	同	六、〇〇〇	一、八〇〇
一〇九六	同	同東北	六、〇〇粁	同	同	六、〇〇〇	一、八〇〇
一〇九五	同	同東北	九、〇〇粁	同	同	六、〇〇〇	一、八〇〇
一〇九四	同	同東北	二二、〇〇粁	同	同	六、〇〇〇	一、八〇〇
一一〇三	オツソルスキー	オツソラ河口西南	九、〇一粁	同	同	三、〇〇〇	一、七五〇
一一〇五	同	同西南	四、七七粁	同	三年	三、〇〇〇	一、七五〇
一一〇七	トウイムラトスキー	トウイムラトスカヤ潟入口南	三四、二四粁	同	一年	八、〇〇〇	二、〇〇〇
一一〇八	同	同南	三二、一二粁	同	同	八、〇〇〇	二、〇〇〇
一一一六	同	同南	二一、〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	三年	一四、三〇〇	二、〇〇〇
一一一三	同	同南	一八、〇〇粁	日魯漁業株式會社	同	一三、〇〇〇	二、〇〇〇
一一一二	同	同南	一五、〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	同	二一、〇〇〇	三、〇〇〇
一一一四	同	同南	一二、〇〇粁	同	同	二二、〇〇〇	二、〇〇〇
一一四二	ウラ、ウオヤムスキー	ウラ、ウオヤム潟入口南	七、四七粁	日魯漁業株式會社	一年	五、〇〇〇	二、〇〇〇

一一四三	同	同南	四、〇〇〇粁	同	社	三年	五、〇〇〇	二、〇〇〇
一一五一	同	同北	六、一三三粁	同	社	同	五、〇〇〇	一、二〇〇
一一六五	イリブイルスキー	イリブイル半島西端ヨリ北	八、〇〇〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト		一年	六、二〇〇	二、〇〇〇
一一六四	同	同半島東端ヨリ西北	七、〇〇〇粁	同		一年	六、六〇〇	二、〇〇〇
一一七六	アナプスキー	ベリョーゾワ河口東南	四七七粁	同		三年	一一、〇〇〇	一、〇〇〇
一一七二	同	カメンカ河口南	四、七七粁	同		同	一一、〇〇〇	一、〇〇〇
	オリユトルスキー區							
一二九三	ウイリエナンスキー	ウイリエナン河口南	五一、二二粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト		一年	一二、六〇〇	二、〇〇〇
一二九二	同	同南	四九、〇〇粁	日魯漁業株式會社		同	三、五〇〇	二、〇〇〇
一二九〇	同	同南	三三、一二粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト		同	一二、六〇〇	二、〇〇〇
一二八九	同	同南	三一、〇〇粁	日魯漁業株式會社		同	三、五〇〇	二、〇〇〇
一二七六	同	同西南	二九、八八粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト		三年	一一、一〇〇	二、〇〇〇
一二七五	同	同西南	二七、五六粁	同		同	一九、〇〇〇	二、〇〇〇
一二三五	同	同西南	二一、四〇粁	同		同	二一、〇〇〇	二、〇〇〇
一二〇九	同	同西南	一〇、〇〇粁	日魯漁業株式會社		三年	八、五〇〇	二、〇〇〇
一二〇二	同	同西南	一五、八八粁	同	社	同	八、五〇〇	二、〇〇〇
一二〇一	同	同西南	一三、三二粁	同	社	同	八、五〇〇	二、〇〇〇
一二七九	ラウロフスキー	ラウロフ灣入口東北	一三、〇〇粁	同	社	同	五、〇〇〇	二、〇〇〇
一二八三	同	同北	二六、〇〇粁	同	社	同	五、〇〇〇	二、〇〇〇
一二七三	アナンスキー	アナナ河口東北	四、七七粁	同	社	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
一二七四	同	同東北	六、八八粁	同	社	同	五、〇〇〇	一、五〇〇
一二七一	トバトスキー	トバタ河口東北	二、六五粁	リユリ兄弟商會		五年	一六、〇〇〇	二、五〇〇
一二六八	同	同東北	四、七七粁	同		同	一二、〇〇〇	二、五〇〇
一二七八	ワイメンタリスキー	ワイメンタリ河口東北	二、六五粁	同		同	一三、一〇〇	二、五〇〇
一二八〇	同	同東北	五、〇〇粁	同		同	一六、〇〇〇	二、五〇〇
一二七七	同	同東北	八、七七粁	同		同	一三、一〇〇	二、五〇〇
一二八四	シリユボチヌイ	シリユボチナヤ河口東北	二、五〇粁	同		五年	一四、一〇〇	二、五〇〇
一二九一	オモヤンスキー	オモヤン河口東北	二、六五粁	フセコ、プロム、ルイバク、ソユーズ		同	一四、一〇〇	二、五〇〇
一二九五	モチエウネンスキー	モチエウナヤ河口東北	二、六五粁	同		同	一五、二〇〇	二、五〇〇
一二九六	同	同東北	四、八〇粁	同		同	一五、二〇〇	二、五〇〇
一三〇二	ナタリンスキー	エカ、ウオヤム河口西南	二、六〇粁	リユリ兄弟商會		同	二一、二〇〇	三、六〇〇
一三三九	マイノ、ブイリギンスキー	マイノ、ブイリギン河口西北	四、七七粁	同		同	一八、一〇〇	二、五〇〇
	蟹漁區ノ部							
	沿海區							
五	ワレンチンスキー	ワレンチン岬北	五、三〇—一〇、六〇粁	フセコ、プロム、ルイバク、ソユーズ		五年	一九、一〇〇	三、〇〇〇
二四	ウスペンスキー	アクウ河口南一五、九—二一、二粁		フセコ、プロム、ルイバク、ソユーズ		五年	一二、〇〇〇	二、五〇〇

二五	オリンピアデンスキー	オリンピアド岬北一〇—二五、三〇粁	同	五年	一四、〇〇〇	三、〇〇〇
二八	マパツアンスキー	マパツアン岬南三、一八—北三、三粁	同	同	一八、一〇〇	二、五〇〇
	東堪察加區					
一五二	ジユパノフスキー	シエミヤチエク岬南〇—五、三〇粁	ダリ、ルイボ、プロドウクト	五年	三八、〇〇〇	五、〇〇〇
一五三	同	同南一六—二一、三粁	同	同	三八、〇〇〇	五、〇〇〇

借區者		漁區數	借區料	漁獲（製造）標準高
日本側	日魯	三五	二三三、〇〇〇留	ツエントネル五八、四〇〇
	昭和	五	一七、五〇〇	六、〇〇〇
	佐野	二	七、〇〇〇	三、〇〇〇
	計	四二	二五七、五〇〇	六七、四〇〇
ソ側	プロドウクト	カニ 五二	九一〇、七〇〇 七六、〇〇〇	一〇一、〇九〇 一〇、〇〇〇 函
	フセコカニ	九	一二五、四五〇 六三、二〇〇	一五、三〇〇 一、〇〇〇 函
	リユリ	八	一二一、六〇〇	二〇、七〇〇
	計	カニ 六九 六	一、一五七、七五〇 一三九、二〇〇	一三七、〇九〇 二一、〇〇〇 函

日本の露領漁業關係團體

一、露領水産組合

沿革

本組合は明治四十一年十二月、即ち日露漁業協約による本邦露領出漁第一年目に、外國領海水産組合法によつて創立された。外國領海水産組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法主旨は(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、(三)外交的關係の必要のため、又其内容は頗る簡單で即ち第一條には、「條約又は許可により外國領海に於ける水産動植物の採捕、其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設立することを得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本法は最初韓國に出漁する邦人の爲主として適用されたが日露漁業協約成るに及んで本邦露領漁業者の上に適用され、露領沿海州水産組合の創立を見るに至つたが、明治四十二年現名稱に改稱され、本邦露領漁業の發展と最近數年間日露漁業關係の難局打開に大なる貢献をつくし例へば露領漁業大合同の實現についても組合の貢献するところ最も大である。

組織

本組合は露領沿海州及勘察加州、薩哈嗹州に於て水産動植物の採取、製造又は販賣を業とする者を以て組織され、必要に應じて組合員總會を招集される。此總會に於て定數二十五名の組合代議員選出され、代議員會を構成する。

本組合には左の役員が置かれてゐる。組長一名、副組長一名、評議員四名、組長は組合を代表し組合の事務を統理する評議員は組合事務を監査し、組長の諮詢に應ずる。各役員の任期は三箇年である

現任組長及副組長及評議員名左の如し

組長	樺山資英	
副組長	佐々木平次郎	
評議員	井出智	
同	本川藤三郎	
同	坂本作平	
同	平塚常次郎	

囑託　大寺量吉

二、北洋協會

本部　東京市丸の内、丸の内ビルヂング

沿革

北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を目的として、我對露漁業關係者、公海漁業關係者、政界有志等により昭和五年四月十五日創立を見た。

イ、沿革

ロ、北洋協會定款

第一章　總則

第一條　本會は社團法人北洋協會と稱す

第二條　本會は水産立國を以て會是とし北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を圖るを以て目的とす

第三條　本會は左の事項を行ふ

一、北洋漁業に關する對策の調査研究

二、北洋漁業の實況紹介

三、北洋漁業に關する刊行物の發行並に各種集會の開催

四、其他必要と認むる事項

第四條　本會の事務所を東京市に置く

第五條　本會の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

第二章　會員

第六條　本會に加入せむとする者は入會申込を爲し理事會の承認を受くるを要す

第七條　會員は會長の承認を得て退會することを得

第八條　會員にして本會の定款其の他の規定又は總會の決議に違背したるものは理事會の決議により除名することあるべし

第九條　會員は本會を脱退したる場合に於ても既に納付したる會費の返戻を求むることを得ず

（第三章以下略）

八、北洋協會顧問、役員

役員

會長　男爵　岩倉道俱

顧問　男爵　村上隆吉

同　子爵　野村盛三

同　伊谷以知二郎

同　樺山資英

常務理事　佐々木平次郎

同　田中丸祐厚

同　植木憲吉

理事　小池仁郎

同　津崎尚武

同　鵜澤宇八

同　渡邊泰邦

同　中谷貞頼

同　柏田忠一

同　鍋島熊造

同　砂田重政

同　小西和

同　四竈孝輔

同　須田孝太郎

監事　平塚常次郎

同　本川藤三郎

（常議員略）

三、日魯漁業株式會社

一、本社　東京市麹町區丸之内二丁目丸の内ビルヂング

一、出張所　函館市眞砂町

沿革

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十三日資本金二百萬圓にて創立され、ロシヤ革命勃發の大正六年七月には一百萬圓を增資して三百萬圓となり、大正九年二月には更に增資して一千萬圓の大會社となり、翌十年六月には輸出食品株式會社勘察加漁業株式會社の二社合併して、資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが、同年十月には八百七十萬圓減資して、資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には三菱との合同會社大漁業を買收して、殆んど露領邦人漁區の八割を占め、北洋合同合併の結果資本金も五千參百八十萬圓に增資し、漁撈に製造に輸出に其受持つところの役割は極めて大きなものである。

會社の現狀

資本金　（昭和九年十月現在）

公稱資本金　五千三百八拾萬圓

拂込資本金　三千六百五十五萬圓

株式總數　三十一萬五千九百五十株

株主總數　一萬五千七百十二名

重役

取締役社長　窪田四郎

取締役副社長　平塚常次郎

常務取締役　眞藤慎太郎

同　松下高

同　藤田秀雄

同　加藤辰彌

取締役　加藤恭平

同　金子喜代太

同　中野正永

同　山田穆

同　山下太郎

常任監査役　柿内常次郎

監査役　井出智

同　本川藤三郎

同　高橋錬逸

同　松本良七

漁場及工場

昭和九年度經營漁場工場左の如し

地方	漁場	工場
カムサツカ東海岸	一四〇	八
同西海岸	（二五内蟹一六）	二五
オコツク及沿海州	五六	一
合計	三五五	三四

漁撈及製造

昭和九年度の總漁獲高及罐詰製造高左の如し

	漁獲高
紅鮭	一三九、〇八五石
鮭	二四九、九四四石
鱒	四七四、九五二石
銀鮭	七、四三八石
鱒ノ助	三、四二六石
ショマ又ハモナコ	二、六七一石
合計	八七七、五一六石

	製造高
紅鮭	五〇〇、五一一函
鱒	八四七、五六八函
チヤム	一七、〇九〇函
銀鮭	二六、六三三函
鱒ノ助	二、五〇〇函
モナコ	一、九六四函
合計	一、三九六、二六六函
蟹	二九、一五五函

ソ聯邦極東漁業關係

一、ソ聯漁業統一機關（ソユーズ・ルイバ）

二、東方漁業聯合（ウオトツク・ルイバ）

三、カムチヤツカ株式會社（アコ）

四、國營漁業トラスト（ダリゴスルイブトレスト）

五、サハリン株式會社（アソルイバ）

六、コオペラチーブ又ハ個人漁業者

A、ダリルイボ・プロドウクト

B、フセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ

C、ルピンシテン

D、リユーリ

E、ソボレフスカヤ・インデクラーリナヤ・コオペラーチヤ

F、ネムチインスカヤ・プロムイスロワヤ。アルテリー

七、ソ國々營企業

（以上）

日本國及『ソヴエート』社會主義共和國聯邦間漁業條約

（昭和三年五月二十五日）

（公布條約第二號）

本條約締結までの概略

本條約は即ち明治三十七、八年日露戰役の結果所謂ポーツマスの講和條約によりロシヤは日本海、オホーツク海、及びベーリング海等、ロシヤの領土に面する海岸に於ける漁業權を日本國民に許可する爲、新たに協定を結び其結果として明治四十年(一九〇九年)七月二十八日露都セントペテルスブルグに於て調印され、今年九月十一日を以て公布されたものである。

本條約は、本文全十四條及附屬議定書其他から成り、漁業區域、捕獲物、漁區競賣等に關する協定を結び、其結果露領漁業は年々隆昌に赴き、其生產品は我國民の重要なる食糧品の一部門となり、且つ海外主要輸出品としても重視さるゝに至り其海外輸出額は年額三千萬圓以上に達する盛況を呈して居る。

而して、本條約は其第十三條に規定せる如く、毎十二年の終り日露兩國間に於て會議改訂するもので、第一次の年限は大正八年であつたが、當時は、ロシヤ大革命の大渦中にあり、我政府と相手國たる露國革命政府とは西比利亞出兵等により敵對關係にあつた爲、之を改訂、協議する議會なく、自治的出漁を決行したが大正十二年に至り之を中止して、我が露領水產組合に於ては代表、稀口、田中丸兩氏を浦鹽に派遣し、當時の極東漁業廳當局と協議し、更に後藤新平氏とヨツフエ氏との間に同問題に對する了解と打合せが行はれ、大正十二年三ケ年間の暫定契約を結んで一時的小康を保ち、大正十四年、北京に於ける芳澤、カラハン協定により日露新條約が締結され、其結果として、同條約第二條『ソヴエート社會主義共和國聯邦は一九〇五年(明治三十八年)九月五日のポーツマス條約が、完全に其効力を存續することを約す』との旨が規定され、同第三條に於て『兩締約國政府は本條約實施の上は一九〇七年の漁業條約の締結一般事態に發生したる事態の變化を考慮し、右條約の改訂を爲すべき事を約す。

右條約締結に至るまでの間はソヴエート政府は日本國民に對する漁區貸下げに關し一九二四年に確立せられたる實行方法を推持すべし』と規定されてゐる。

斯くポーツマス條約に依つて獲得されたる我が露領漁業權は革命後の新政府に於ても確認せられ、明かに再保證されたのである。

而して大正十四年(一九二五年)十二月露都モスクワに於て我が田中大使と、ソヴエート側の全權アラロフ氏と會商の結果、新日露漁業條約の締約が具體化し、昭和三年一月二十三日成立に至るまで、二年一ケ月を費し漸く正式調印の運びに至つたのである。

斯くの如くして、明治三十七八年戰役の結果獲得せる我が北洋露領の豐源は革命による露國側政府の變革によつても何等變る事なく、其權益は永久的のものとなり明後昭和十一年は其新條約の更新期に當り明、昭和十年に新改訂會議が開催さるゝに至つたものである。

日露漁業條約正文

日本國皇帝陛下及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は一九二五年一月二十日北京に於て締結せられたる日本國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約第三條の規定に從ひ漁業條約を締結する爲左の如く其の全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使　正四位　勳一等　田中都吉

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」及露亞西社會主義聯邦「ソヴエート」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン・イヴアノヴイチ・ラツイス」

因て各全權は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦は河川及入江を除き日本海「オホーツク」海及「ベーリング」海に於ける「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の屬地の沿岸に於て肭臘獸及獵虎を除きたる一切の種類の魚類及水產物を捕獲し、採取し及加工するの權利を本條約の規定に從ひ日本國臣民に許與す右例外に含まるる入江は本條約附屬議定書(甲)第一條に之を列擧す

第二條　日本國臣民は魚類及水產物の捕獲、採取及加工の目的を以て特に指定せられたる海上及陸地に亘る漁區に於て之に從事すること自由たるべし右漁區の貸付は競賣に依り之を爲し日本國臣民と「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民との間に何等の差別を設くることなかるべし、尤も前項に對する例外として兩條約國政府の合意ありたる漁區は競賣に依らずして之を貸付することを得るものとす

漁區の競賣は毎年二月「ウラヂヴオストツク」に於て行はるべく又之が爲指定せられたる日及場所竝に賣却せらるべき各種の漁區の貸付に關する必要なる細目は競賣の少くとも二月前に於て「ウラヂヴオストツク」駐在日本國領事館に正式に通告せらるべし

競落者なき漁區に付ては該漁區は前回の競賣後十五日以內に且五日より早からずして再び競賣に付せられるべし

鯨及鰐竝に特定の漁區內に於て捕獲し又は採取する能はざる一切の魚類及水產物の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭乘せる日本國民に許さるべし

第三條　本條約第二條の規定に從ひ漁區の貸付を受けたる日本國臣民は該漁區の限界內に於て岸地を自由に使用するの權利を有すべし右日本國臣民は該岸地に於て自己の漁船及漁網に必要なる修繕を行ひ之を岸に引上げ竝に自己の捕獲物及採集物を陸揚し、加工し及貯藏することを得べく又之が爲該岸地に建物、倉庫、小屋及乾燥場を建て又は之を移轉すること自由たるべし

第四條　漁業に關して徵せらるべき稅金課稅及手數料に付ては日本國臣民は左

の條件に從ふべく又如何なる場合に於ても「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の人民に與へらるる所に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

(一) 漁業權を有する日本國臣民に課せらるべき營業稅の額は日本國臣民が捕獲し、採取し又は加工したる魚類及水産物の漁場に於ける價格の百分の三を超ゆることなかるべし

(二) 右日本國臣民は營業稅竝に本條約附屬議定書(甲)第九條に掲ぐる稅金課金及手數料を除く一切の種類の稅金、課金及手數料を免除せらるべし

(三) 營業稅並に他の稅金、課金及手數料の支拂は兩政府間の特別取極に依り之を處理することを得

(四) 日本國に住所を有し且日本國臣民に貸付せられたる漁場に於て季節的勞働に從事する日本人たる被使用者の所得に對しては何等の稅金又は課金を徵することなかるべし

第五條 「ソヴエート」社會主義共和國聯邦は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水産物に對しては該魚類及水産物が製造工程を經たると否とに拘らず「ソヴエート」社會主義共和國聯邦より日本國に輸出せらるべきものなるときは、何等の稅金を徵することなかるべし

第六條 本條約第一條に特定せらるる地方に於て、魚類及水産物の捕漁、採取及加工に從事する日本國臣民の被使用者の國籍に付ては何等の制限を設くることなかるべし

第七條 魚類及水産物の加工方法に付ては「ソヴエート」社會主義共和國聯邦は本條約第一條に特定せらるる地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民に對しては該地方に於て漁業權を取得したる「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民が免除せらるる何れの制限をも加へざることを約す

第八條 漁業權を取得したる日本國臣民は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の權限ある領事官が日本國に於て發給したる航海證書及日本國官憲が發給したる健全證書を具ふる航海船を日本國より自己の漁場自己の一の漁場より他の漁場へ及自己の漁場より日本國への直航の用に供する事を得又右船舶は搭載せる魚類及水産物にして「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の極東水域に於て捕獲せられ又は採集せられたるものの第三國への輸出に要する手續に從ふに於ては漁場より直接右第三國へ航行することを得前記船舶は漁業に必要なる人及物件竝に捕獲物及採集物を課金及稅金を徵せらるることなく運搬することと自由たるべし

漁業權を取得したる日本國臣民は自己の漁區又は本條約第二條末項に掲ぐる免許狀を具ふる船舶の間に於て前記の人、物件、捕獲物及採集物を陸上岸に沿ひ又は海上漁船に搭載して課金及稅金を徵せらるる事なく運搬することを得本條の規定は各自別々の漁區又は免許狀を有する者が共同して一の船舶又は漁船を使用する場合にも均しく適用せらるべし

本條の規定は貸付期間の滿了したる漁區內に在る殘留財産の他の漁區又は日本國への移轉に適用せらるべし

前記の船舶及漁船は他の一切の點に付ては沿岸貿易に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の法令に從ふべし

第九條 漁業權を取得したる日本國臣民は日本臣民が捕獲し又は採取したる魚類及水産物を何等の輸出免許を要せずして日本國に自由に輸出することを得又右日本國臣民は右魚類及水産物を之が輸出に要する手續に從ひ第三國に輸出することを得

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國營若は他の企業又は又は人民より購入したる魚類及水産物の輸出に付ては右日本國臣民は之が輸出に要する手續に從ふべし

右日本國臣民は專ら自己の漁業の爲及自己の又は自己の被使用者の爲に使用することを目的とする必需品を何等の輸入免許を要せずして輸入することを自由たるべし

前記貨物の輸入に對しては何等の稅金及課金を要することなかるべし右貨物及其の數量は每年適當なる時期に於て權根ある地方官憲が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の中央官憲の承認を經て作成すべき品目表中に明記せられるべし

第十條 漁業權を取得したる日本國臣民及其の被使用者にして「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民に非ざるものの入國、滯在、移轉及出國に關しては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の官憲に依り制定せられ又は制定せらるることあるべき簡易規則を本條約第一條に特定せらるる地方に適用すべし他の一切の場合に於ては日本國臣民は外國人の「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滯在及之より出國に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法令及規則に從ふべし

前記地方に於て漁業權を取得したる日本國臣民及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民は魚類の養殖、魚類及水産物の保護、之に密接の關係ある産業の取締竝に漁業に關する他の一切の事項に關し制定せられ又は制定せらるることあるべき法律規則及命令に付均等の地歩に置かるべし

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける漁業に適用せらるべき法律及規則にして新に制定せられたるものは之が施行の少くとも三月前に日本國政府に通知せらるべく「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の地方官憲に依り新に發せられたる右と同一性質の命令は之が施行の少くとも二月前に「ハバロフスク」駐在日本國領事官に通知せらるべし

第十一條 日本國臣民は本條約第一條に特定せらるる地方の限界外に在る自己借受の陸上地區に於て魚類及水産物の

加工に從事すること自由たるべし但し制定せられ又は制定せらるゝことあるべき法律、規則及命令にして「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦内の一切の外國人に適用せらるべきものに常に從ふべし

第十二條　日本國政府は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府が本條約に依り日本國臣民に漁業權を許與したることに鑑み「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に捕獲せられ又は採取せられたる魚類及水産物に對しては該魚類及水産物が製造工程を經たると否とに拘らず何等の輸入税を課せざることを約す

第十三條　日本人たる被使用者は日本國に居住し、日本國に於て雇傭せられ及季節的漁業の勞働に從ひたる後日本國に歸還するものなること、其の慣行及習俗は日本人に特有のものなること、日本國及漁場間の無賃往復竝に全雇傭期間中の無料給食を許與せらるることと正規の賃銀以外に捕獲物及採集物の配當を與へらる事竝に醫療及他の救恤手段の無料施設ある事を認むるに因り「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦は制定せられ又は制定せらるることあるべき勞働の保護及規律に關する其の法令及規則を本條約の規定に依り日本臣民に貸付せられたる漁場に於ける日本人たる被使用者の勞働に適用するに當り前記事實に適合せしむることを約す

第十四條　本條約に於て特に規定せられざるも本條約第一條に特定せらるる地方に於ける漁業に關する事項に付ては日本國臣民は右地方に於て漁業權を取得したる「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民に與へらるる所と同一の待遇を受くるの權利を有すべし

第十五條　本條約は八年間引續き效力を有すべく且右期間の終に於て修正又は更新せらるべく爾後本條約は毎十二年の終に於て修正又は更新せらるべし締結國の一方は本條約の終了の十二月前に於て本條約を修正するの希望を他方に通告することを得右修正の爲の商議は右十二月以内に結了せらるべし締約國の何れも右修正の爲めの通告を爲さざる時は本條約は更に十二年間引續き效力を有すべし

第十六條　本條約は批准せらるべく又其批准書は成るべく速に且如何なる場合に於ても之が署名後四月より後るることなく東京に於て交換せらるべし本條約は其の批准書交換の日の後五日目より實施せらるべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本條約二通に署名調印せり

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市に於て之を作成す

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（甲）

（昭和三年五月二十六日告示外務省第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

第一條　漁業條約第一條に掲げらるる例外たる入江は左の如し

一　「セント、ローレンス」灣（「ブナウゲン」岬より「ハルギラフ」岬に引きたる直線に至る）
二　「メチグメ」灣
三　「コニヤム」灣（「ペンケグネイ」灣（「ネチホノン」岬より「グラブ、ピーク」に引きたる直線に至る）
四　「アポレシエフ」灣（「カラガン」灣）
五　「ルミレート」灣
六　「プロヴイデンス」灣（「リソフスキー」岬より「ルイサヤ、ガラヴア」に引きたる直線に至る）
七　「ホーリー、クロツス」灣（「メエチケン」岬の緯線に至る）
八　「アナデイル」灣（「セント、バジリアス」岬より「ゲーカ」岬に引きたる直線に至る）
九　「セント、バヴラ」灣
十　「シリユーボチナヤ」灣
十一　「テユイレン」湖
十二　「シツクス、フイート」湖
十三　「バロン、コルフア」灣の北部
十四　「カラーガ」灣
十五　「ベチエヴインスカ」灣
十六　「アヴアチ」灣（「ベズイミヤンヌイ」岬より「ダルニー」岬に引きたる直線に至る）
十七　「ペンジンスク」灣（「マメートー」岬の緯線に至る）
十八　「ミルカチンスキー」灣
十九　「ヤムスカヤ」灣
二十　「アヤン」灣
二十一　「コンスタンチン」太公灣
二十二　「セント、ニコラス」灣（「ラムズドルフ」岬より「グロト」岬に引きたる直線に至る）
二十三　「スチアースチア」灣
二十四　「バイカル」灣（「チアウノ」岬より「ヴイトフタ」岬に引きたる直線に至る）
二十五　「ヌイスキー」灣
二十六　「ナビルスキー」灣
二十七　「クレストヴアヤ」灣
二十八　「スタルカ」灣
二十九　「ヴアニナ」灣（「ヴエツセリ」岬より「ブールヌイ」岬に引きたる直線に至る）
三十　「ソヴイエト」港（「ミリユーチナ」岬より「プチアチナ」岬に引きたる直線に至る）
三十一　「テルネ」灣（「ストラシヌイ」岬の經線に至る）
三十二　「セント、ヴラヂーミル」灣（「バリユーセク岬より「ヴアトフスカゴ」岬に引きたる直線に至る）
三十三　「ブレオレブラジエーニヤ」灣の北東部に在る小なる入江（「マトヴエーエヴア」との經線に至る）

右例外は公海に適用せられざるべきは勿論とす「ボドカゲルナヤ」河の河口より「アヤン」灣に至る迄の「オホーツク」海の北岸に付ては前記例外中に入るべき入江は「ペンジンスク」灣（第十七參照）、「ミルカチンスキー」灣（第十八參照）、「ヤムスカヤ」灣（第十九參照）及「アヤン」灣（第二十參照）を除き左の定義に從ひ決定せらるべし

本土に入込める灣にして其の長さ（最深き水道に依り測りたる）灣口の幅の三倍を超ゆるもの右の外左の灣内に於ては漁業は他の外國人に對すると同樣日本國臣民に對し禁止せらるべし但し公海を含まざるは勿論とす

一「デ、カストリー」灣及「フレデリツクス」灣（「カストリー」岬より「クロスター、カンプ」岬に引きたる直線及「クロスター、カンプ」岬より「オーストルイ」岬に引きたる直線に至る）

二「セント、オルガ」灣「マネフスカゴ」岬より「シュコータ」岬に引きたる直線に至る

三「ピーター」大帝灣（灣内に在る諸島を包含し「パヴアロートヌイ」岬より「ガモヴア」岬に至る）

四「ポシエット」灣（「ガモヴア」岬より「プタコフ」岬に至る）

第二條　河川と海との境界に關する事項に付ては兩政府は國際法の原則及慣例に從ふべし

第三條　漁業條約に依り日本國臣民に許與せられたる黑龍江海灣（「リマン」）に於ける漁業權は左の特別規定に從ふべし

（一）日本國臣民は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民と同一の地歩に於て競賣に依り右地方に於て漁區を取得することを得

（二）漁區を取得したる日本國臣民は漁業の關する限り一切の點に付漁區の競落者たる「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民と均しく黑龍江流域に於ける河川漁業に關し制定せらるべき法律、又は制定せらるべき法律、規則及命令竝に殊に右地方に於ける漁區借受人が外國人たる勞働者を使用することを禁止せる規定に從ふべし

第四條　日本國臣民は漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に於ける漁區の貸付の申請を爲すときは右條約第二條の規定に依り右貸付を受くることを得但し前記地方に於ける魚類の養殖及保護、之に密接の關係ある產業の取締竝に漁業に關する他の一切の事項に關し「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に於て制定せられ又は制定せらるることあるべき法律、規則及命令に從ふべし

捕獲せらるゝ漁積が漁區貸付契約中に明記せられざる場合に於ては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦は捕獲せらるる魚類に對し何等の制限を其の鮭鱒族の保護に必要と爲らざる限り課することなかるべし

第五條　日本國臣民間竝に日本國臣民及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦人民間の漁業權の轉移に付ては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の法令に依り定められたる手續に從ひ右移轉の申請ありたるときは之が許可を與ふべし

第六條　漁區の貸付期間は左の如く之を定む

漁業條約の實施前既に開かれたるも未だ經營せられざりし漁區又は實施後初て開かれたる漁區に付ては一年

一年以上經營せられたる漁區に付ては三年

三年以上經營せられたる漁區に付ては五年

漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書の規定に依り特別貸付を許與せらるべき漁區に付ては前記期間は之を變更することを得るものとす

第七條　漁業條約の期間の滿了の日に於て未だ期間の滿了せざる漁業權は漁業條約自體に關し兩締約國の爲すべき決定の如何に拘らず右漁業權の全存續期間中引續き有效たるべし

第八條　漁業條約第一條に特定せらるる地方に於て既に存在する漁區は漁業條約の全存續期間中利用の爲開き置かるべし

第九條　漁業條約第四條（二）の規定に關しては日本國臣民は左の稅金、課金及手數料を免せらるべし

（一）運搬手段（馬、自動車、自轉車自動自轉車及航海證書を具へざる「モーター・ボート」）に對する地方課金

（二）汽罐、壓力に依り運轉せらるる裝置、昇降機及起重機械の檢査證明書の手數料

（三）現に都市に於て實施中なる建物に對する地方課金が漁場の存在する地方に適用せらるべき場合には右地方課金

（四）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の中央官憲に依り設けられたる印紙稅、公證人手數料、裁判手數料並に他の同樣の稅金、課金及手數料に關して漁區及漁場の設備に間接の關係を有するもの並に取引所に於て行はれ又は登錄せられたる取引に對し地方官憲に依り設けられたる地方課金

（五）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦への入國、之に於ける滯在及之よりの出國に關する領事手數料及登錄手數料

（六）文書の發給又は證明に對する領事手數料又は他の公の手數料

（七）漁區貸付契約の登錄手數料

（八）森林より賣出されたる木材に對する課金

（九）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於ける消費の爲の魚類及水產物の賣却より生ずる利益に對する所得稅並に右魚類及水產物に關する運搬稅

第十條　「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の特定の第三國に關し之に輸出せらるる一般貨物に適用せらるべき課金を變更する場合を除くの外「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東地方より輸出せらるる魚類及水產物に對して課金を免除する現行法規を漁業條約の存續期間中維持することを約す

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國に於て加工せられずして「ソヴェイト」社會主義共和國聯邦に再輸入せらるる魚類及水產物に付ては「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の產物又は製造品たる再輸入品に對し課金を免除する自國の現行規則を漁業條約の存續期間中維持することを約す

第十一條　「ソヴィエト」社會主義共和國

聯邦政府に日本國臣民が鰊及價値少き他の魚種並に魚類及水產物の加工の際生ずる廢棄物より肥料を製造することに對し何等の異議を有せず又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が日本式方法に依り鮭鱒族の魚類に加工し及之を鹽藏することに對し何等の異議を有せず

第十二條　漁業條約第條八第一項に揭ぐる航海證書は左の書類の提出ありたるときは「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の領事官に依り發給せらるべし

一　船舶が回航せすとする一箇又は數箇の漁區の貸付を證明する書類

二　證明ある在船者名簿にして在船者の身分證明の書類を添附したるもの

三　船舶の載貨が單に漁業條約第九條第九項に揭ぐる貨物のみより成ることを證明する書類、右書類には又載貨の數量を表示すべし

航海證書には左の事項を表示すべし

一　船名及船籍港名

二　一箇又は數箇の漁區の一人又は數人の借受人の名

三　船舶が回航せんとする一箇又は數箇の漁區の明示

四　載貨の性質及數量

五　乘組員の名

前記證書及健全證書を具ふる船舶は航海證書に記載せられたる「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の沿岸の地點のみに到り及留まることを得稅關の存在する港は右船舶に對し常に開放せらるるは勿論とす

漁業條約第二條末項に依り「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の極東水域に回航する日本國船舶は特に指定せられたる「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の港の一に先づ到るべく同港に於ては「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲は右船舶に對し魚類及水產物の捕獲、採取及加工の爲の特別免許狀を發給すべし該免許狀は同時に航海證書に代用すべし該免許狀は又日本國に於ける「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の領事官を經て之を受けることを得べく此の場合に於ては右船舶は前記港の何れにも航行することとを要せざるべし

第十三條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府は各別の日本國臣民に貸付せられたる漁場間に於ける日本國漁船（「ルイボロヴヌイエ、ロドウキ」）の個々の航海に對し何等の異議を有せず發動機を具ふる漁船が曳船を爲し又は爲さずして航海する場合に於ては「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の地方官憲より許可を受くべし

第十四條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の水域內に於て漁業又は其の補助的任務に從事する日本國汽船は航海日誌の露西亞語又は英吉利語の飜譯文を具ふべし日本國の航海發動機船又は航海帆船は成るべく右規定に從ふべし

第十五條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府は漁業條約第九條に揭ぐる品目表を作成し及承認するに當りては日本國臣民の漁業の實際の必要が充分考慮せらるべきことを保障す

第十六條　漁業の何れかの部門の作業に適する日本國臣民は總計百人を超えざる限り「ソヴエート」社會主義共和國聯邦への入國及之に於ける居住に關する法令及規則に從ふに於ては日本國臣民に貸付せられたる漁區に於て越年するの權利を有すべし右漁區に於ける越年に要する番人は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民中より之を雇傭すべし

第十七條　蕃殖の爲保護の措置を要することあるべき魚類及水產物の捕獲及採取に對しては右捕獲及採取の數量を限定することあるべき標準は「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の官憲に依り極東に於ける「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の河海兩方面に於ける右魚類及水產物の蕃殖の實際の傾向を考慮の基礎として決定せらるべし日本國民に貸付せられたる一切の漁區に於ては河口に最接近せる漁區を除くの外建網の使用を許さるべし又河口に最接近せる漁區に付ては曳網を以てする漁業を該漁區に於て行ひ得ざること判明したる場合に於て建網の使用を許さるべきことを約す尙何れの漁區に於ても「ウインチ」、「エスカレーター」、「コンヴエーヤー」、「キヤブスタン」、「ブロック」又は漁業の作業を容易ならしむる其の他の器具、機械及設備の使用に對し何等の制限を加へらるることなかるべし

第十八條　漁業條約及同條約附屬文書中に於て使用せらるる「日本國臣民」及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民なる語は夫々日本國及「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の公私の企業を含み「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民なる語は特別の待遇を享くる地方農民及地方漁民を含まざるものとす又漁業條約第四條及本議定書第九條に特に規定する事項に付ては「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の國營企業及「コオペラテイヴ」組合は特別の地位を與へらるるものとす

第十九條　「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間の第一年に於ける漁區の競賣の行はれたる後何時にても漁業條約第一條に特定せらるる地方の何れかの部分に在る漁區の貸付を該部分に現に定住し又は定住することあるべき地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せることを得右許與は漁業條約の存續期間中引續き二年間本議定書第四條に揭ぐる申請なき地方又は右許與の直前引續き三年を超ゆる期間中競買人なき漁區に付てのみ之を與ふることを得「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民の爲に開かれたる極東水域に於ける漁業上の活動範圍を右許與に依り縮少せしめざる爲及權限ある官憲をして日本國臣民の新漁區開設の希望に副はしむる爲必要の措置を執るべし

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府は地方農民及地方漁民に右の方法に依り貸付せられたる漁區が引續き二年間經營せられざる場合に之を競賣に付すること並に地方農民又は地方漁民以外の何れかの者への右漁區の轉貸又は移轉を禁ずることを約す

地方農民及地方漁民は漁業條約第二條の規定に從ひ競賣に依る漁區の貸付を受けたること自由たるも斯く漁區の貸付を受けたる者は本條に依り許與せられ、轉貸せられ又は移轉せらるる漁區を右と同時に有することを得す

右地方農民又は地方漁民の地位は勞働者を使用することなく自已の生計の爲自ら漁業に從事する者及其の家族にのみ與へらるることを約す

第二十條　漁業條約及同條約的附屬文書中に使用せらるる「魚類及水産物」なる語は腦納獸及臘虎を除くの外一切の種類の魚類、動物、植物及他の水産物を謂ふものとす

第二十一條　本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

千九百二十八年一月二十三日「モスクワー」市に於て之を作成す

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（乙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴエート」社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

漁業條約第十三條の規定に鑑み勞働の保護及規律に關する法令及規則を漁業權を有する日本國臣民及其の日本人たる被使用者に適用するには左の條件を附せらるべし

（一）使用者が自已の被使用者に對し其の作業に必要なる被服及他の物品並に住居を支給することに付ては右被使用者の國民的慣行及習俗が相當考慮せらるべし

（二）基本賃銀の額は極東地方の漁業上の慣例に從ひ日本國の通貨を以て且全漁季に對し之を取極むることを得被使用者が希望する場合に於ては右基本賃銀の一部は右被使用者に前拂せらるべし但し全漁季間に對する右基本賃銀は使用者が雇傭契約に依り被使用者の運送及給食の費用を負擔する場合並に使用者が所謂「九一」又は同樣の慣行に依り其の被使用者に對し捕獲物及採集物の一定の割合に相當する特別給與を與ふる場合と雖も一月十五圓に相當する額を下ることなかるべし

右規定は一方最低賃金に關する「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の法令並に他方日本國に於ける經濟上及社會上の現狀を考量して採用せられたるものなるに付右規定が不適當なるに至れる場合に於ては新事態に適應せしむる爲兩政府間の合意に依り必要なる更正を爲し得ることを約す

（三）漁場に於ける勞働時間は原則として一日八時間とするも漁業の特質に鑑み且季節的勞働に於ける勞働條件を規定する「ソヴエート」社會主義共和國聯邦の法令に從ひ使用者は全漁季に對しても勞働時間及賃金に付勞働人民委員部の權限ある地方機關と取極を爲すに於ては其の被使用者との合意に依り之をして一日八時間を超へ勞働せしむることを得

尤も漁撈作業に於ける勞働に付ては漁季中何時たるを問はず魚類が大群を成して來る場合に於て被使用者の同意あるときは正規の時間外、休日及夜間に於て之をして勞働せしむることを得べく之が爲勞働人民委員部の前記機關との何等の取極を要することなかるべし

罐詰作業に於ける勞働に付ては前項は魚類が大群を成して來る場合に於ける捕獲物の蓄積過多に因り、生産物の品質の低下を防ぐ爲超過勞働を必要とする場合に限り適用せらるべし但し當該使用者は超過勞働に關し使用者及被使用者間に爲されたる合意の條件を成るべく速に且如何なる場合に於ても當該年の漁季の終了前に地方勞働機關に通知すべし

（四）（イ）使用者が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の法令に從ひ社會保險料を支拂ふの義務を負ふ場合に於ては（其使用者日本國に歸還したる後に於ても）又は日本國に在る其の家族は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民又は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦内に居住する其の家族と同一の權利を享有すべし

（ロ）社會保險金額が日本國に居住する日本國臣民又は其の家族に支拂はるべき場合に於ては右社會保險金額は漁季に對する社會保險料が支拂はれたる後四月以内に「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府に依り該政府の日本國駐在領事官を經て右日本國臣民又は其の家族に支拂はるべし

（ハ）社會保險に關する一切の計算及支拂に於ては時價に依る爲替相場の代に日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の各通貨の純分比價に依るべし

（ニ）使用者の社會保險上の義務は左の三種の場合に限らるべし

一　被使用者が一時勞働能力を失ふとき

二　被使用者が事故の爲廢疾と爲り又は死亡するとき

三　被使用者が醫療を必要とするとき

（ホ）使用者は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の衛生官憲との合意を以て醫療の供與を引受くる場合に於ては（ニ）の三の場合に對する保險料の支拂を免除せらるべし

使用者の團體又は他の組織が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の社會保險中に規定せらるる所に比し被使用者の爲同等又は有利と爲るべき救恤措置を、日本國官憲に依り承認せられたる規則に從ひ引受くる場合に於ては使用者は（ニ）の一及二の場合に對する保險料の支拂を免除せらるべし

被使用者が自已の意思に依り契

約を取消したるときは右被使用者は漁場より日本國への旅費を負擔すべきことを雇傭契約中に規定することを得但し使用者は被使用者の日本國への乘船に對し責任を負ふべきものとす

使用者は其の漁場に於て被使用者を解雇したるときは右被使用者の日本國への歸還費を支拂ふべし

使用者又は被使用者が被使用者の日本國出發前に相當の事由なくして雇傭契約を履行せざる場合に於ける賠償金の支拂に關し右雇傭契約中に一の規定を挿入することを得るは勿論とす

本議定書の規定は兩政府間に爲さるることあるべき合意に依り變更せられ又は補足せらるべし

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる本議定書二通に署名調印せり

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市に於て之を作成す

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（丙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約に署名するに當り兩締約國の全權委員は左の如く協定せり

漁業權を有する日本國臣民が漁業條約第一條に特定せられる地方に於て罐詰工場を設置し及經營することに付ては左の條件を附せらるべし但し罐詰工業に關する一切の事項に付ては日本國臣民は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の私人又は私企業に對し與へらるる所に比し不利益なる地位に置かるることなかるべし

（甲）競賣に依り日本國臣民に貸付せられたる漁區に於ては右日本國臣民は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に豫告を爲し且本議定書（乙）、（一）、（二）、（六）、（七）、及（九）の規定の適用を受くることを條件として其の貸付期間の漁季中罐詰工場を設置し及經營することを得

（乙）日本國臣民が所有する罐詰工場にして漁業契約の締結の當時現に存在するものの經營に付ては左の條件に從ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲と關係日本國臣民との間に特別契約を締結すべし

（一）日本國臣民は其の罐詰工場の規模及設備の變更を爲すこと自由たるべし但し右日本國臣民は右變更を爲したるときは「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の規則に依り定められたる手續に從ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に之が通知を爲すべし尚日本國臣民は他の借受人に許與せられたる漁區より右罐詰工場へ魚類及水産物を運搬し又は之に加工

することを禁止せられ又は制限せらるることなかるべし

（二）罐詰工場の存在する漁區に於ける「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の政府又は人民に屬せざる一切の財産は産別契約の期間の滿了後他の漁區に若は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦外に關係日本國臣民に依り運搬せられ又は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府の許可を得て「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の領域内に於て賣却せらるることを得右財産は右契約の期間の滿了後一年以内に前記の如く處分せられざるときは無償にて「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府の所有に歸すべし

（三）現に存在する罐詰工場の經營に付ては各罐詰工場には該工場の存在する漁區及其の附近に在る他の一漁區を配屬せしむべく右兩漁區は共に漁業條約第二條第二項の規定に從ひ競賣に依らずして貸付せらるべし

日本國臣民が漁區内に罐詰工場を設置する爲漁業條約第二條第二項の規定に從ひ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し右漁區の貸付を申請する場合に於ては「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は事情の許す限り右貸付を許與するの目的を以て日本國政府と商議することに同意すべし

（四）（三）に掲げらるる罐詰工場に關する特別契約の期間は十年とす右特別契約の期間の滿了後罐詰工場に關し執るべき措置に付ては兩政府は漁業條約の改訂に關する商議の際又は右期間の滿了の一年前に於て之か商議を爲すべし

（五）（四）に掲げらるる特別契約を締結せんと欲する日本國臣民は日本國政府に依り「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に推薦せらるべし

（六）罐詰工場の經營に對する特別報償金（「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」）は關係罐詰工場に於て加工せられたる漁類及水産物の實際の數量に對し左の率に依り「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て計算せらるべし

一　紅鮭に對しては一函に付二十「コペック」

二　銀鮭、鱒の助及鮭に對しては一函に付十六「コペック」

三　鱒に對しては一函に付九「コペック」

四　蟹に對しては一函に付四十「コペック」

右に關しては罐詰品一函は各一ポンド入なる罐四十八箇又は各半ポンド入なる罐九十六箇を包含するものとす

右特別報償金は之に對し課せらるべき税金、課金及手數料と共に毎年十二月中に支拂はるべし

特別報償金の前記の率は當該商品の現在の市價が著しく變動したる

場合には雙方の合意に依り之を變更することを得

（七）稅金、課金及手數料に付ては漁業條約第四條の規定及同條約附屬文書の規定を適用す右に關しては右附屬文書中に使用せられたる「報償金」なる語は漁區の貸付に對する報償金及（六）に規定せらるる罐詰工場の經營に對する特別報償金（「ドリエヴオエ、オソチスリエニエ」）を包含すと解せらるべきものとす

（八）（三）の規定に從ひ貸付せられたる漁區に對する普通報償金の額を決定する爲左の方法を採用すべし

競賣に依り貸付せられ且罐詰工場に配屬せらるる漁區に最近き漁區にして右配屬漁區に於けると同種類の魚類の捕獲せらるるもの成るべく總計四箇を三年毎に取りて之を標準と爲し、右漁區の貸付に對する報償金の合計を右漁區の漁獲標準高の合計を以て除して得たる商を基本單位と看做すべく、當該報償金は右基本單位に當該漁區に割當てらるる漁區標準高を乘じて之を算出し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の金貨幣を以て表示すべし

（九）罐詰工場及漁區の經營に關する一切の事項にして本議定書に特に規定せられざるものに付ては漁業條約及同條約附屬文書の規定を適用すべし

（十）現に存在する罐詰工場に關する特別契約を締結する爲關係日本國臣民は該議定書に依り競賣に依らずして取得せんとする漁地を明に表示して「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲に對し商議の開始を成るべく速に申請すべし

商議は漁業條約の實施後二月以內に結了せらるべし

（十一）右商議が所定の期間內に結了せざる場合に於ては關係日本國臣民は本議定書（乙）の規定を基礎として兩政府間に協定せらるべき取極に從ひ關係漁區に於ける罐詰工場の經營を繼續することを得前記商議は爾後六月以內に成るべく結了せらるべし

日本國臣民の所有する罐詰工場にして漁業條約の締結の當時現に存在するものに關する特別契約が何等かの理由に依り締結せられざるか又は締結せられたる特別契約が無效と爲りたる場合に於ては一箇又は數箇の當該罐詰工場に割當てられたる漁區は其の利用の繼續を保障するの目的を以て競賣に付せらるべきは勿論とす

本議定書は本日署名せられたる漁業條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべく且該條約と同一の存續期間を有すべし

右證據として各全權委員は英吉利語を以てせる該議定書二通に署名調印せり

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市に於て之を作成す

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

最終議定書

（昭和三年五月二十六日外務省告示第六十四號）

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約並に同條約附屬の議定書（甲）及議定書（乙）に署名するに當り日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の聲名を爲せり

第一部

一　漁業條約第二條に關するもの

（甲）漁業條約第二條第一項の規定に關し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く聲明す

（一）既に經營せられたる漁區の競賣に於ける最低價格は平常の狀態の下に於ては前回の競賣に於ける最低價格を罐準と爲し決定せらるべく前回の競賣後右漁區の經濟上の價値に何等かの變動ありたる場合に於ては其の最低價格は之に應じて調節せらるることを得るものとす利用の爲新に開かれたる漁區の場合に於ては其の最低價格は附近の漁區に對し支拂はるる報償金と該漁區に割當てられたる漁獲物標準高との割合を標準と爲し決定せらるべし

（二）競賣に於て競落者なかりし漁區に付ては其の最低價格は競賣後直に公表せらるべく且右漁區を次回の競賣に付するに當りては競賣人に對し成功の好機會を與ふるの目的を以て其の最低價格の決定に付相當の考慮を加ふべし日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

（乙）漁業條約第二條第二項の規定に關し日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

（一）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は漁業條約の存續期間中其の經營企業に對し該企業自らの利用の爲競賣に依らず且該條約附屬議定書（甲）第六條第一項に規定せらるる貸付期間を以て該條約第一條に特定せらるる地方に存在する漁區の貸付を許與することを得鮭鱒族の魚類の捕獲に當てられたる漁區の場合に於ては右貸付の許與は漁獲標準高が右漁業條約の實施の時に於ける漁獲標準總高の約百分の二十に相當する合計二百萬「プード」を超えざる漁區に限らるべきものとす右以外の漁類及水產物の捕獲又は採取に當てられたる漁區の場合に於ては右許與は捕獲物及採集物の合計が各魚類及水產物の捕獲物及採集物の總高の百分の二十に相當する漁區に限らるべし

（二）國營企業が自ら前記限度內の一切の漁區を全部且完全に經營したる場合に於て「ソヴィエト」社會

主義共和國聯邦が提案するときは兩政府は右企業に對し許與せらるべき漁區の標準高及漁區の數の增加に關し更に商議を爲すべし

(三) 國營企業に貸付せらるべき漁區を選定するに當りては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は捕獲物及採集物の種類及數量に從ひて分類せらるる漁區の各部類に對し前記(一)に揭げらるる歩合を割當つるの原則に成るべく從ふべく且「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は關係日本國臣民が有することあるべき合理的希望ハ千九百二十九年即ち漁業條約の締結の爲の商議の時に於て國營企業の經營せる漁區が當時利用の爲貸付せられたる一切の漁區の百分の二十を超えず日本國臣民の經營せる漁區が其の百分の八十を超えたるの事實を相當考慮し右選定に關する最終の決議を爲すに先ち日本國政府と協議すべし

(四) 競賣に依らずして國營企業に貸付せらるることに定まれる漁區にして國營企業が實際に經營せざるものは一年以上貸付の爲當該年度の漁季前適當の時期に於て競賣に付せらるか又は地方農民及地方漁民に競賣に依らずして貸付せらるべし斯く貸付せられたる漁區は國營企業に依り經營せらるるものと看做されざるべきは勿論なりとす

(五) 漁業條約及同條約附屬文書に聞する限り「國營企業」なる語は資本の過半額が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦又は之を構成する一箇若は數箇の共和國の機關に依り投資せられたるか又は理事の過半數が右機關に依り任命せられたる一切の種類の企業を謂ふものと解せらるべし右部類に屬せざる企業にして右機關が何等かの形式に於て參加する者又は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦に於ける各種の地方行政組織の或機關が形式又は方法の如何を問はず全部又は一部に參加する企業に付ては「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は漁區の取得に關し右企業が競賣に參加するを得べきや又は本議定書中に指定せられたる國營企業の部類に包含せらるべきやを決定する爲日本國政府と協議すべし但し何れかの企業にして「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦、之を構成する一箇若は數箇の共和國又は地方組織の機關との普通の商取引中に於て後者に對し債務者の地位に立ち又は其の持分の小部分が一時後者の所有に歸することあるべきものは右規定の範圍外に在るものと看做さるべし

(六) 漁業條約及前諸項の規約に拘らず「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦は黑龍江海灣(「リマン」)に於て開かれ又は開かるることあるべき漁區を其の數に關係なく競賣に依らずして國營企業及各種の「コオペラティヴ」組合並に地方農民及地方漁民に貸付することを得

尤る黑龍江海灣(「リマン」)に於ける魚類が著しく增加したる場合に於ては又本規定は兩政府間の合意に依り之を變更し得ることを約す

(丙) 漁業條約第二條末項の規定に對し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に揭げらるる免許狀を受くるに付準據すべき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す

(二) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は漁業に從事する日本國民に對し捕鯨の爲の根據地として五箇を超えざる數の陸上地區を貸付するの用意を有す

日本全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

漁業條約三條に關するもの

漁業條約第三條の規定に關し「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 漁區の陸上區域が傾斜急なるか若は沼地なるか又は狹小なる爲漁業に必要なる設備を施す能はざることを判明するときは附近に於ける岸地の貸付を申請することを得「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたる時は右申請を許可すべし

(二) 漁業作業に於て生ずる廢棄物は之を沖合に投棄することを得

(三) 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の官憲は漁業に必要なるときは漁區外より木材、燃料又水を得る爲の申請を許可するに付何等の異義を有せざるべし右に關し要することあるべき費用及課金は關係者に依り支拂はるべきは勿論とす

(四) 漁業條約第三項の規定に從ひ建てられたる建物、倉庫、小屋及乾燥場は當該漁區の貸付期間の滿了後一ケ年以內に之を除去するか又は右漁區の新借受人に移轉すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

三 漁業條約第四項及第十條並に議定書(甲)第九條に關するもの

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 魚類及水產物の「漁場に於ける價格」の決定は日本國又は何れかの第三國に於ける右商品の各種類の主要なる市場に於ける當該種類の平均價格より運賃及運送に關する他の費用を控除して之を爲すべし

尤も個々の漁區間に行はるる魚類及水產物の取引に對する營業稅は實際に支拂はるる價格を基礎として徵收せらるべし

(二) 漁業條約第十條第一項前段に揭げらるる日本國臣民の「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦への入國及之よりの出國に關する領事手數料は右日本

國臣民が團體査證の爲提示せられたる名簿に包含せらるる場合に於ては一人に付五十五「コペック」の割合と定めらるべく又右日本國臣民の「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦に於ける滯在に對する登錄手數料は一人に付十「コペック」とす

(三) 前項に揭げらるる者を除き日本國臣民（議定書(甲)第十六條に揭げらるる者を含む）に對する領事手數料及登錄手數料は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の領域に到る外國人に適用せらるる一般規則に從ひ課せるべし

(四) 漁區の貸付契約に對する登錄手數料は當該漁區に對する報償金の百分の三を超ゆることなかるべし

(五) 漁區並に漁區に遺留せらるることあるべき設備及私有品の相續に關する問題は死亡者が日本國臣民たる限り日本國政府との特別取極の目的たるべし

(六) 議定書(甲)第九條の規定は同條に揭げらるる稅金、課金及手數料の何れかの用語の變更を妨ぐるものと解せられざるべし但し右に依り變更せられたる稅金、課金及手數料は以前と同一の性質を保持することを要す

(七) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦に於て購入せられたる物件に對する消費稅及輸入稅並に漁場外に於て行はれたる行爲に關し徵收せらるべき稅金及課金は日本國臣民のみに負擔せしめらるべき限り漁業條約第四條の範圍外に在るものと看做され一般規則に從ひ日本國臣民に課せらるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

四 漁業條約第六條に關するもの

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第六條中に使用せられたる「國籍」なる語は露西亞語の「グラジュダンストヴオ」及「ポツダンストヴオ」に相當すと解せらるべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(二) 日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す漁業權を有する日本國臣民は能ふ限り且日本人たる勞働者に適用せらるると均しき條件の下に「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民たる勞働者を既に使用し且之を使用するの用意を常に有するに鑑み右日本國臣民が右聯邦人民たる勞働者の若干數を使用するの問題は事情の許す場合に於て商議せらるべし

五 漁業條約第八條に關するもの

日本國全權委員の質問に對する回答として「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は日本國船舶及日本國漁船が海難の場合に於て「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の沿岸の何れの地點にも避難するの權利を享有すべきは勿論なることを聲明す

六 漁業條約第九條に關するもの

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の水域に於て日本國臣民が捕獲し又は採取したる漁類及水產物の日本國への輸出に關し要することあるべき輸出免許何外の手續きは右輸出に對し何等禁止的又は制限的性質のものなることなかるべし

(二) 前記第九條第三項に揭げらるる貨物の「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦への輸入に關し要することあるべき輸入免許以外の手續は右貨物が同條に揭げらるる品目表中に含まるる限り右輸入に對し何等禁止的又は制限的性質のものたることなかるべし

(三) 漁類及水產物の日本國臣民に依る輸出にして(一)に揭げらるるもの以外のもに關し要することあるべき手續は簡易のものたるべし

(四) 漁業權を有する日本國臣民は漁類及水產物が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦より輸出せらるることに定まれるものなる限り漁業權を有する他の日本國臣民又は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の人民若は各種の企業より右魚類及水產物を購入し又は之に販賣すること自由たるべし

(五) 漁業權を有する日本國臣民が其の魚類及水產物を「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國內市場の爲に大量取引を以て販賣せんと欲する時は每營業年度に於ける右販賣及其の數量に關し「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の權限ある地方官憲と取極を爲すべし右日本國臣民が右漁類及水產物を地方住民に販賣する場合の如く個個に行ふ小量取引に付ては右取極を要することなかるべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

七 漁業條約第九條及第十條に關するもの「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第九條及第十條の規定は日本國臣民をして密輸入を防止する爲適當なる措置の適用を毫も免れしめざるは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右と同一の意見を有することを聲明す

八 漁業條約第十三條及議定書(乙)に關するもの日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は漁業條約第十三條の規定及同條約附屬議定書(乙)の規定は議定書(甲)第十六條に揭げらるる者に對し何等の適用なく右の者に付ては勞働の保護及規律に關し制定せられ又は制定せるることあるべき法令及規則が總て適用せらることを約す

九 議定書(甲)第一條に關するもの日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第一條に揭げらるる特定の入江に關し將來の誤解を防ぐ爲右入江の精確なる境界を示す地圖を本最終議定書に添附することに同意せることを聲明す

十 議定書(甲)第三條に關するもの日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國

聯邦の全權委員は左の如く協定せることを聲明す

(一) 黑龍江海灣(「リマン」)なる語は左の境界内に包含せらるる水域を表示す

北は「ペトロフスコエ」沙嘴より「チヤウノ」岬に引きたる直線

南は「ラザレフ」岬より「ポゴビ」岬に引きたる直線

西は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の極東地方の海岸線

東は北「サガレン」の海岸線

(二)(イ) 議定書(甲)第三條(二)に掲げらるる國籍に關する制限は支配人監督者等の如き勞働者の部類に屬せざる者に對し適用せらるべかざるは勿論とす

(ロ) 一年を超ゆる期間を以て漁區の貸付を受けたる日本國臣民は右漁區より半「ウエルスト」を超ゆる距離に在る場所に於て一年未滿の期間を以て魚類の加工に使用せらるべき陸上區域の貸付を受くることを得右陸上區域及一年末滿の期間を以て貸付せられたる漁區に於ては同所に於て使用せらるる勞働者にして實際漁撈に從事せざるものの國籍に付何等の制限を加ふることなかるべし

十一 議定書(甲)第八條に關するもの

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第八條の規定は自然力に原因する漁區の閉鎖の場合に適當なかるべきは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十二 議定書(甲)第十一條に關するもの

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は日本國臣民が捕獲したる鮭鱒族の魚類の總高中百分の六十以下は之を撒漬法に依り加工し得ることと及鰊よりの肥料は日本國臣民に貸付せらるべき十箇の漁區に於て之を製造し得ることを約す

十三 議定書(甲)第十三條に關するもの

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は三馬力以下の發動機を具ふる漁船は議定書(甲)第十三條前段に掲げらるる漁船(「ルイボロヴヌイエ、ロトウキ」)の部類に屬することを約す

十四 議定書(甲)第十七條に關するもの

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(イ) 各漁區に付定めらるべき漁獲標準高は當該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は當該漁區が新に開かれたる場合)に最近き漁區の過去に於ける實際の漁獲高を先づ考慮して之を決定す從て日本國臣民が右に依り決定せられたる標準高の變更を詳細なる理由を具して申請する場合に於ては「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の官憲は右申請に對し相當の考慮を加へ理由ありと認めたるときは右標準高を變更するに必要なる措置を執るべし

(ロ) 或漁區に於ける漁獲總高が制

當られたる標準高に達するに先ちたる最後の揭網の結果として右標準高を超過する場合に於ては右超過高は適法の漁獲と看做さるべし

(二) 議定書(甲)第十七條第二項に掲げらるる建網に關し日本國全權委員は「建網」なる語は通常の建網及中拔網のみならず所謂改良網をも指すと主張するに對し「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は主義に於て日本國全權委員の主張に反對せず、日本國臣民に依る改良網の使用は該使用が「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の國營、「コオペラテイヴ」又は私の漁業企業の何れかに許さるるとき自働的に許さるべきことを聲明す

十五 議定書(甲)第十九條に關するもの

(一) 日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は議定書(甲)第十九條第一項に規定せらるる期間は漁業條約の實施前地方農民及地方漁民に對し競賣に依らずして許與せられたる漁區に適用なきことを約す

(二) 議定書(甲)第十九條第一項の規定に關し「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

議定書(甲)第十九條第一項に依れば引續き三年を超ゆる期間中競賣に依らずして之が貸付を地方農民及地方漁民に許與することを得るも競賣に於て「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲の定むる漁區の評價額は該漁區の經濟上の價値及該漁區(該漁區が既に經營せられたる場合)又は附近の漁區(該漁區が新に開かれたる場合)の當時の報償金を考慮して決定せらるべきものなるに鑑み且競賣人が其の申込價格を決定するに當り同一要素を考慮するに鑑み「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は一箇又は數箇の漁區に對し實際に競賣人ある場合に於ても其の申込價格が前記基礎に依り「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が決定したる評價額と著しく差異あるときは右漁區を競賣に依らずして地方農民及地方漁民に貸付し得るものと看做すの權利を留保す

本聲明は「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の權限ある官憲が個個の漁區に付公正なる評價額を決定するの權利を毫も制限するものに非ずと解せらるべきは勿論とす

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

(三) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は議定書(甲)第十九條の規定は同條末項に掲げらるる地方農民又は地方漁民が單獨に又は自己の家族と共に自ら漁業に從事する場合に於て二人以下の勞働者を使用するを妨げざることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十六 議定書(乙)(二)に關するもの

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權

委員は被使用者が希望するに於ては使用者が被使用者に支拂はるべき一切の種類の賃銀及特別給與を日本國に於て支拂ふことを得るは勿論なることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十七　議定書(乙)(三)に關するもの

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一)　日本人の漁場に於ける追加勞働の賃銀は漁業の平常の狀態の下に於ては概して全漁季に對する基本賃銀の百分の五十に相當すべしとの見解に對し何等の異議なかるべし

(二)　右(三)に掲げらるる「勞働人民委員部の地方機關」なる語は「ハバロフスク」に在る機關を指し又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府は右機關に對し日本人の漁業企業に最有利なる條件を以て該企業と右(三)に掲げらるる取極を爲すことを命ずる必要なる訓令を發すべし

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十八　議定書(乙)(四)に關するもの

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員は右(四)の(ニ)に掲げらるる三種の保險の全部に對する保險料は被使用者に支拂はるべき賃銀の百分の八・三とし且將來變更せらるることあるべきことを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

十九　議定書(乙)に關するもの

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員は漁業條約第一條に特定せらるる地方に於ける日本人の漁業企業は本最終議定書に附屬する該企業に對する模範規則を內部管理規則として採用することを得ることを聲明す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

第二部

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦の全權委員は本日署名せられたる漁業條約の實施と同時に千九百二十五年一月二十日締結せられたる北京條約第三條第一項の規定は完全に實行せられたるものと又千九百七年の漁業協約は爾後何等の效力なきものと看做さるべきことを約したり

千九百二十八年一月三十日「モスコー」市に於て英吉利語を以てせる本書二通に署名せり

田中都吉

エル・カラハン

エム・ラツイス

第一附屬書

日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條に特定せらるる地方に於ける日本國臣民に漁業企業に對する內部管理に關する模範規則

第一條　各漁場に於ける平常の勞働日及特別の勞働日の始時及終時は漁場の借受人と勞働人民委員部の權限ある地方機關との合意に依り定めらるべし

第二條　勞働日の前記始時及終時は鐘、號笛又は他の同樣の方法に依り之を被使用者に合圖す

第三條　合圖後十五分を經過して就業せざる者及勞働日の終時前に離業する者に關しては右不在に對し相當の理由を擧げ得ざる限り右不在時間に對し賃銀並に「九一」及他の形式の報酬を削減することを得

第四條　正當の事由に依り缺勤し、遲刻し又は勞働日の終了前に離業せんと欲する被使用者は直接の上役に通知して其の承諾を得ることを要す

第五條　被使用者は食事及休息の爲の中休憩時間を與へらるべし

第六條　被使用者は其の職務に關し管理部及役員の一切の命令を遂行することを要す

第七條　管理部は被使用者間に仕事を分配すべし

第八條　仕事の性質上機械工具及作業用具を取扱ふべき被使用者は之に對し適當の注意を爲すことを要す

第九條　管理部は機械、工具又は作業用具が生命及健康に對し何等の危險を生ぜざる樣配意し且必要なる豫防設備を之に施すことを要す右の外管理部は初て就業し又は初て工場、道具等を受くる被使用者をして其の使用法を習得せしめ且右工具、道具等の危險なる部分及作業の危險又は有害なる點を右被使用者に特に警告することを要す

第十條　機械、工具及作業用具を取扱ふ被使用者は豫防措置を執り且最注意して之を取扱ふことを要す

第十一條　工具、機械及作業用具並に其の作業を安全ならしむる手段が不良と爲り又は不適當と爲りたる場合に於ては被使用者は直に之を其の上役に通知することを要す

第十二條　就業中被使用者に何等かの事故生じたるときは右被使用者は直に之を其の直接の上役に通知し且醫療を受くる爲醫療所に赴くことを要す負傷者が自ら之を爲すこと能はざる場合に於ては其の同僚たる勞働者は直に管理部に通知することを要し管理部は直に右負傷者を右醫療所に送り且之と同時に事故の起りたる當該作業に關し一切の可能なる豫防措置を執るべし

第十三條　勞働人民委員部の特別規則に依り豫見せらるゝ作業の部門に於ける被使用者には特別の衣服及履物並に豫防具を支給することを要す極東地方の漁業に於ける右作業の部門にして右特別の品物を支給せらるべきもの並に右物品の種類及數量は勞働人民委員部の權限ある地方機關の承諾を經るの條件の下に漁場の借受人に依り決定せらるべし

第十四條　被使用者に對しては左の事項を禁止す

(イ)　喫煙を禁ずる旨の掲示ある場所に於て喫煙すること

(ロ)　何等の必要なき場合に作業の種類を變更すること

(ハ)　定規に反し機械、工具及作業用具を濫に使用すること

(ニ)　就業中骨牌を弄び、惡口し及嘘

嘩すること

（ホ）銘酊の狀態に於て就業すること

（ヘ）管理部の許可なくして就業時間中及他の時間に於て自己の消費の爲に魚類に加工し竝に加工したる魚類を自己の需要に供すること

第十五條　管理部は企業の必要なる場所に手洗の爲の石鹸を具ふる洗面臺を設置することを要す

第十六條　住宅の附近及其他の便利なる場所には充分なる數の洗面器を備附け之を清潔に保ち且整頓し置くことを要す

第十七條　管理部は就業の場所及被使用者の住宅に充分なる數の便所を設置し之を整頓し且清潔に保つことを要す右用途に充てられざる他の一切の場所は之を使用することを禁ず

第十八條　管理部は漁場が清潔に保たれる樣配意し且衞生上の一切の必要なる措置を執ることを要す被使用者は同樣に其の就業する場所を清潔に保つの責任を負ふべし

第十九條　被使用者は自己の健康の爲め一切の衞生規則及一切の勞働保護規則を遵守することを要す右規則は見易き場所に掲示せらるべし

第二十條　天災に伴ふ勞働は企業の一切の被使用者に對し義務的にして管理部の要求あり次第其の實行せらるべき時の如何を問はず之を遂行することを要す

第二十一條　本規則は一方被使用者と地方管理部との合意に依り且勞働人民委員部の權限ある機關の承諾を經るの條件の下に之を補足し又は修正することを得

第二十二條　內部管理規則は一般に知らしむる爲見易き場所に日本語及露西亞語を以て之を掲示することを要す

第二附屬書

左の境界を示す地圖

（一）「メチグメ」灣

（二）「コニヤム」灣、「アボレシエフ」灣（「カラガン」灣）及「ルミレート」灣

（三）「セント・パヴラ」灣

（四）「カラーガ」灣

（五）「バロン・コルフア」灣の北部

（六）「ベチエヴインスカヤ」灣

（七）「ミルカチンスキー」灣及「ヤムスカヤ」灣

（八）「アヤン」灣

（九）「コンスタンチン」太公灣

（十）「クレストヴアヤ」灣

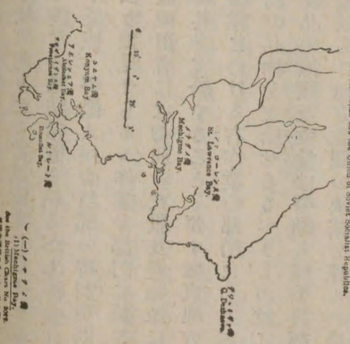

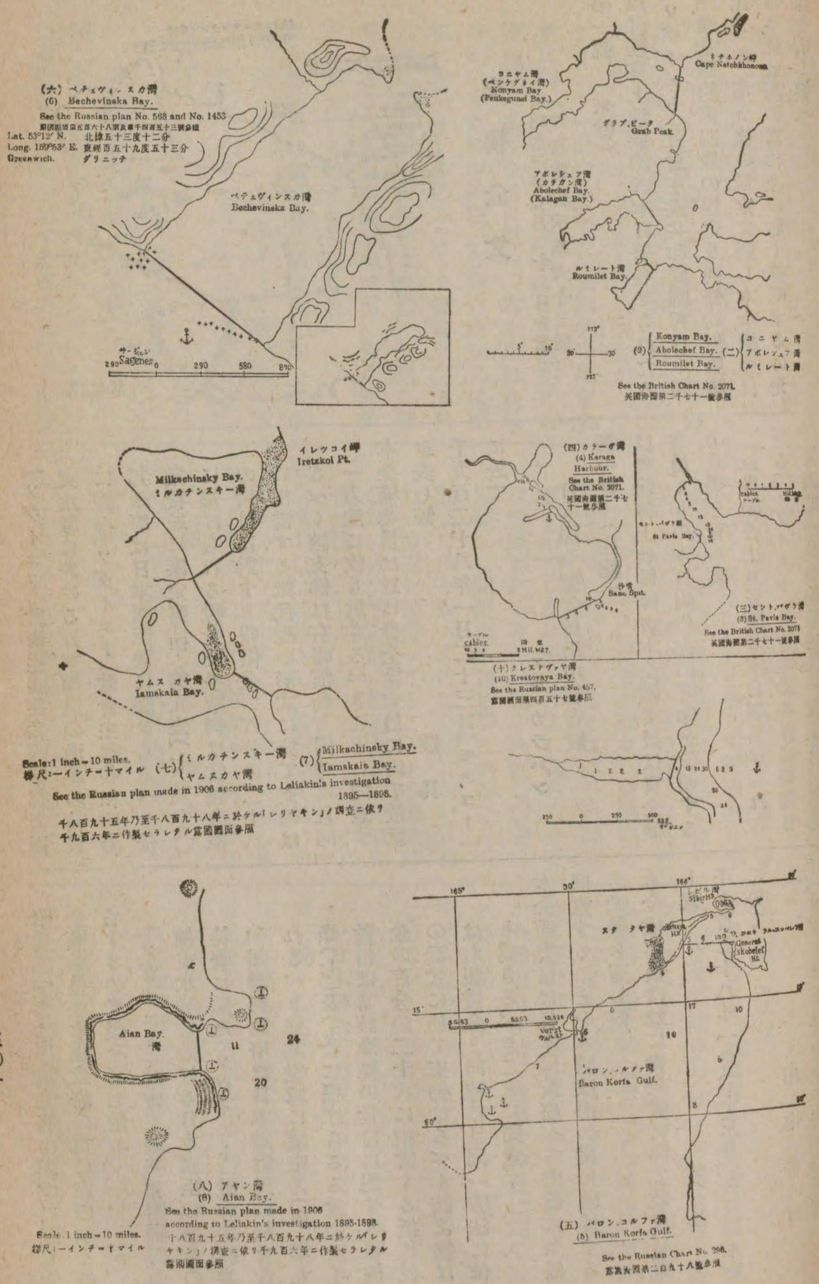

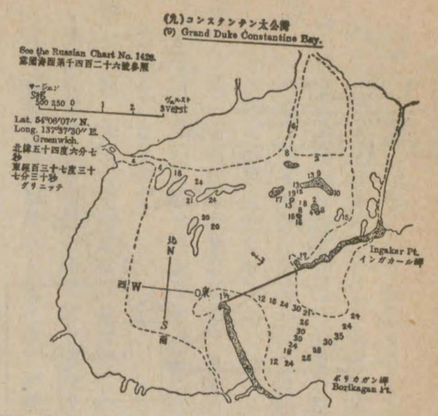

交換公文

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

第一號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條の規定及同條約附屬議定書（甲）第九條の規定に關し本全權委員は本國政府の爲に左の如く聲明するの光榮を有し候

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國民の漁業の特質に鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せらるべき營業稅竝に議定書（甲）第九條（七）及（九）に掲げられる稅金及手數料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵代稅の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

敬具

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一條一（乙）の規定に關し本全權委員は右規定が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區を漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

敬具

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「エル・カラハン」殿

第二號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一（乙）の規定に關し本全權委員は右規定が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營企業に對して必要なる漁區を漁業條約の存續期間中確保するに鑑み、右企業は漁業條約の存續期中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向つて敬意を表し候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

エル・カラハン

日本全權委員田中都吉殿

第二號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一條一（乙）の規定に關し本全權委員は右規定が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區を漁業條約の存續期間中確保するに鑑み右企業は漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

敬具

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「エル・カラハン」殿

第三號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は漁業條約の存續期間中「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の「ツエントロ・ソユーズ」が右條約第一條に特定せらるる地方に於て漁業に從事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第三號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條の規定及同條約附屬議定書（甲）第九條の規定に關し本全權委員は本國政府の爲に左の如く聲明するの光榮を有し候

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の極東水域に於ける日本國臣民の漁業の特質に鑑み「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は日本國臣民に課せらるべき營業稅竝に議定書（甲）第九條（七）及（九）に掲げられる稅金及手數料は當該漁區の貸付に對する報償金の百分の二十八に相當する抵代稅の形式に於て支拂はるべく該支拂は右報償金と同時に且同一方法に依り爲さるべきことに同意す

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

敬具

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致陳者本日署名せられたる「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一條一（乙）の規定に關し本全權委員は右規定が「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の國營企業に對し必要なる漁區を漁業條約の存續期間中確保するに鑑み右企業は漁業條約の存續期間中漁區の競賣に直接又は間接に參加せざるのみならず競賣に依り私人又は私企業に貸付せられたる漁區を經營せざることを本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

敬具

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「エル・カラハン」殿

方に於て漁業に從事するの意思を有せざることを本國政府の爲に聲明するの光榮を有し候

本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「エル・カラハン」殿

第四號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は千九百二十八年の競賣後何時にても兩政府の何れかが提議するときは「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の各種の「コオペラティヴ」組合が漁區の貸付を受くる方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に從ふべきものと爲すことに同意する旨を本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候商議が次回の競賣前相當の期間内に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩國政府間に暫定取極協定せらるべく候

本全權委員は回答として貴全權委員の前記御通報を了承したることを陳述致し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第四號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員は貴全權委員よりの本日附の左の書翰を受領するの光榮を有し候

以書翰啓上致候陳者本全權委員は「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は千九百二十八年の競賣後何時にても兩政府の何れかが提議するときは「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦の各種の「コオペラティヴ」組合が漁區の貸付を受くる方法は兩政府間に於ける商議の目的たるべく且爾後右商議の決定に從ふべきものと爲すことに同意する旨を本國政府の爲に貴全權委員に通告するの光榮を有し候

商議が次回の競賣前相當の期間内に結了せざる場合に於て執らるべき措置に付ては兩政府間に暫定取極協定せらるべく候

本全權委員は日本國政府が右書翰に全然同意することを本國政府の爲に陳述するの光榮を有し候

本全權委員は玆に貴全權委員に向て敬意を表し候　敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」に於て

田中都吉

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員「エル・カラハン」殿

千九百七年漁業協約改訂に關する日本國及「ソヴイエト」聯邦間會議錄

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

第七號

第七回會議

千九百二十八年一月二十三日午後八時三十分莫斯科に於て開會

「エル・エム・カラハン」氏議長と爲る

列席者

「ソヴィエト」聯邦全權委員

「エル・エム・カラハン」

「エム・イ・ラツイス」

同

日本國全權委員在莫斯科日本國特命全權大使　田中都吉

「ソヴイエト」聯邦外務人民委員「ゲ・ヴエ・チチエーリン」、「ソヴイエト」聯邦最高經濟會議幹部會員「エス・イ・アラーロフ」「ソヴイエト」聯邦外務人民委員部經濟法制部長「ア・ヴエ・サバーニン」、同極東部長「ベ・エヌ・メーリニコフ」

委員

「エヌ・ベ・コルチヤノフスキー」、「エム・ア・カザコフ」、「エヌ・ア・エルガムイシエフ」、「エム・エス・ガリベリン」、「ゲ・デ・イーホノフ」會議書記官「イ・ユ・ツアレムチユク」

酒勾秀一、杉下裕次郎、島田正靖、西春彥、宮川船夫、越田德次郎、橋本實斐

本日の本會議に於て日本國及「ソヴイエト」聯邦夫々の全權委員は共同して次の文書を點檢せり

一　日本國及「ソヴイエト」聯邦間漁業條約

二　議定書三通卽ち議定書甲、議定書乙及定議書内

三　最終議定書一通及其の附屬書二通

四　交換公文四件

全權委員は右文書に記載せられたる條文及規定に付合意に達したる後當該文書に正式に署名調印せり

全權委員は前記文書に署名するに當り夫々次の陳述を爲せり右陳述の英文は本會議錄に添附す

（一）漁業條約第十五條の規定に關し日本國全權委員は左記意見を開陳せり

漁業條約改正の商議が前記條文に規定せられたる期間内に終了せざるが如きことある場合には兩國政府間に暫定取極が爲さるべきものなるは勿論とす

「ソヴイエト」聯邦全權委員は右と同意見なる旨を陳述せり

（二）漁業條約附屬議定書（甲）第十條の規定に關し「ソヴイエト」聯邦全權委員は日本國全權委員の質問に對し左記の回答を爲せり

前記條文一項に於ける

'Except in the case when with regardr to a particular third state or states, the duties applicable to goods in general exported thereto are to be altered.'

なる文句は「ソヴイエト」聯邦政府が一箇又は數箇の特定の第三國に對し關稅戰爭を爲すべきことあるべき場合に於て見るが如き「ソヴイエト」聯邦政府に於て輸出稅率に變更を加ふるの止むを得ざるが如き非常の場合に關するものとす

（三）「ソヴイエト」聯邦全權委員は漁業

條約の規定に從ひ經營の爲開かれたる漁區が議定書(甲)第十九條の規定に依り競賣に依らずして地方農民及漁民に貸下げたるときは議定書(甲)第六條第一項に規定せられたる漁區貸下期間は前記貸下に對し適用せらるべきものなるは勿論なる旨陳述せり

日本國全權委員は右に同意せり

(四) 日本國及「ソヴィエト」聯邦全權委員は最終議定書第一部第十五節第二號の宣言の第一段は漁區の競賣に對する不當の入れ値を防止することを目的とするものにして最終議定書第一部第一節(甲)號(一)の規定に何等影響を與ふべきものに非らざることに同意す

(五) 日本國及「ソヴィエト」聯邦全權委員は兩國政府の何れの一方に於ても其の他方の專門家にして公式又は非公式に漁業關係事項に付技術的又は科學的の調査を爲さんと欲するものに對し必要の便宜を供與するの用意あることを及將來兩國政府の何れかの一方が望ましきものと認むるときは右兩國政府の一方は前記調査に協力せしむる爲他方の專門家を招くべき旨聲明せり

(六) 「ソヴィエト」聯邦全權委員は「ソヴィエト」聯邦政府が漁業條約圏內の地方に於て日本國臣民の從事する漁業の大なる經濟的意義を認め前記條約に從ひ日本國臣民の正當にして合法的なる利益が侵害せらるる事なからしむことに付適當の考慮を加ふる用意あることを聲明す

會議が首尾好く結了せることに付祝辭の交換ありたる後會議は閉會を宣せり

日本國全權委員 田中都吉
同 書記官 宮川船夫
「ソヴィエト」聯邦全權委員 エル・カラハン
同 書記官 ツアレムチユク

罐詰工場經營に關する特別契約

莫斯科 一九二八年十一月三日

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府は(以下政府と稱す)露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國政府の名義に依り一九二八年十月三十日附「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議の規定(議事錄第二八一號七項)に基きて行動する露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國最高經濟會議々長代理「ブルイコフ・アレクサンドル・ペトロウヰチ」氏及び露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國農務人民委員長「グビヤク・ニコライ・アファナシエウヰチ」氏に依りて代表せらるゝ露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國最高經濟會議並に露西亞社會主義聯邦「ソヴィエト」共和國農務人民委員を通じ、又在莫斯科日本大使の「ソヴィエト」社會主義聯邦外務人民委員會宛一九二八年六月十八日附の通告によれは日本政府によりて推薦せられたる、、たること明かなるものにして一九二八年一月二十三日附日蘇漁業條約議定書(丙)、(乙)の第五項によりて規定せられたる、、、、、、、(以下利權者と稱す)は登錄番號第、、號によりて一九二八年、、月、、日在函館「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦領事館に屆出てたる前記、、の委任狀に基きて行動する眞藤愼太郎を通し左の如く本契約を締結す

第一條

一、政府は本契約の條件に基き利權者に對し自由の材料を以てする容器に入れたる鮭鱒族魚類及蟹並に水產物の罐詰の製造及販賣を目的とする企業の建設及經營權を與ふ

備考 利權者は利權企業に於て主要製造方法たるへき罐詰製造に關係なく必要の場合第四條記載の漁區に於ける漁獲物の一部を以て鹽漬、燻製冷凍及乾燥品を漁獲物の六割を超えざる範圍に於て製造するの權利を有す

二、右の外利權者に對し利權企業に於て

(イ) 價値尠き魚類(肥料及魚油の製造か禁止せらるる鮭鱒及鰊以外)並に魚類及水產物加工の際生する廢棄物を以てする肥料又は魚油

(ロ) 魚卵

(ハ) 利權企業製品包裝物

を製造する權利を與ふ

第二條

本契約は一九三八年十二月一日までの期間に對し締結せらるるものとす

備考 特に規定なき限り本契約に記されたる凡ての期限は契約發效當日より起算せらるるものとす

第三條

一、第一條に記されたる生產事業の實現の爲め政府は利權者に對し本契約期間を通じ、、、、、河口、、、露里所在五〇〇×二〇〇米の面積の地域を右地域に存在する「、、」ライン所有罐詰工場の建物、住宅及非住宅並に凡ての施設物件及特別の設備と共に使用する權利を與ふ

二、本條に規定せられたる地域擴張の必要ある場合は利權者は適當なる陳情書を政府に提出することを得而して政府は前記の問題に關し利權者と交渉を行ふ可し

備考 本條に記されたる地域は以下「利權地域」と稱す而して其境界は農務人民委員會極東漁業廳の監視官吏か利權者の經費によりて天然物に標記す

第四條

一、政府は利權者に對し「鮭鱒族魚類」捕獲の爲め二ケの漁區即ち第一漁區は、、、、、、、、、、の名稱を有し、、、、、、、河口、、、露里に存在する、、、、、、號第二漁區は、、、、、、、、、、、の名稱を有し、、、、、河口、、、露里に存在する、、、、、號にして各海岸に沿ひて四〇〇米の延長を有する水域並に右水域に沿ふ四〇〇×一二〇米の面積を有する陸上地域を有するものを提供す

右陸上地域は第三條に記されたる地域と合致されたる限り後者の地域以外に提出せらるるものとす

蟹漁區の場合は水域及地域に關し左の條件を設く

『蟹漁區は海岸に沿ふて五・三〇粁の水域を有し漁撈は水深二一・八〇米以上に於て行ひ其陸上地域は四〇〇×一二

○米とす』

（一ケ漁區のみを有する工場契約中には本第四條の第一項の次きに備考を設け左の條件を加ふ）

『將來政府と利權者との間に前記工場に他の第二の漁區を附屬せしむることに關し協定成立したる場合は政府は其漁區を本契約全期間を通して前記第一の漁區に對すると同樣の條件に於て貸下ぐるものとす』

二、各漁區に於て利權者は一箇の建網或は曳網を以て毎年漁區第、、、號に於て魚類、、、、、、布度以內又漁區第、、、、に於て魚類、、、、、、布度以內を製品に於て捕獲することを得但し露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國に於て制定せる漁業規則を義務的に實行するものとす

三、蟹漁區に於ける蟹の捕獲は刺網を以て、、、、、、號漁區に於ては製魚箱及　號漁區に於ては製魚、、、、、、箱の數量に於て且つ一般規定せる方法によりて行はるるものとす

四、捕獲に用ふる前記網の外に各漁區に於て尙豫備網を有することを利權者に許可す

（蟹漁區のみの場合は本三項を削除す）

五、本條に記せる漁獲制限高は日蘇漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」の規定に依り政府によりて變更せらるることあるへし

六、當該漁區の爲め制定せられたる漁獲制限高を滿たす可き最後の揚網の結果漁獲の總數か此制限高を超過することあるも漁獲の過分は正當なる取得と看做すへし

七、若し、、、、、、河が新河口を海に開き而して前記漁區中何れかが、、、、、河の爲めに規定せられたる河口附近禁漁地域內にあること明かなりたる時は右漁區に於ける漁獲は河床の變動を生したる時期の漁期終了と同時に停止せらるるものとす

此の場合に於ては政府は利權者に他の自由なる漁區を提供するか又は利權者か租借使用の漁區中より一漁區を本契約の條件に基きて經營するとに同意す

第五條

一、利權者は第三條に記せる地域より當人か合法手續きによりて獲得せる隨意の他の地域に利權工場を移轉することを得、然れとも若し利權者か此權利を利用し政府の許可なく第四條に記されさる漁區に工場を移轉したる場合は本契約の効力は停止せらる可く而して第四條に記されたる漁區は日蘇漁業條約の規定に基き經營の爲め政府の處分に移さる

二、不可抗力の現象の結果第三條に記されたる工場か消滅したる場合は利權者は之れを再興するの權利を有す、但し本契約の期限は之れか爲めに延長せらるることなかるへし

第六條

一、利權者は利權企業に於ける加工の爲め利權者又は第三者其經營漁區に於て捕獲せる第一條記載の魚類及水產物を從得し及運搬するの權利を有す

但し該運搬の爲め漁業條約の定むる規則を遵奉するものとす

二、利權者は本契約第一條記載の魚類及水產物を自由に購入販賣することを得但し前記魚類水產物を生魚又は製品として外國に輸出する目的を有する場合に於てのみ許さるるものとす

三、利權者は日「ソ」漁業條約の規定に據り本契約第一條に規定せられたる魚類及水產物を製品又は未製品として「ソ」聯邦國內市場に販賣することを得

第七條

利權者は利權漁區に於て生產の必要上又は企業の勞働者及從業者の必要上新しき建物及施設を建築及造作する權利を有す但し此際利權者は利權漁區に於ける建築及施設の豫定配置計畫を適時に參考まてに政府に提出する義務あるものとす

利權者は建築物及施設實施に際し「ソ」聯邦技術及衞生上の規則並に斯種建物に關する「ソ」聯邦現行法に服從するものとす但し新築住宅は日本勞働者及從業者の民族的慣習風俗に適合したるもたることを得

第八條

一、本契約實施上必要なる資本は利權者か外國より「ソ」聯邦に輸入する義務あるものとす

二、資本充實の必要ある場合は利權者は之れに要する資本を利權者企業經營に依り取得したる利益又は外國より追加資本を輸入することによりて繰入する義務あるものとす

三、利權企業の必要上各種の現金を「ソ」聯邦に送金する時は必ず「ソ」聯邦內に在る銀行を經て行はるる送金爲替に依るものとし而して外國よりの送金に關して制定せる規則を遵奉することを要す

四、本條記載の條件の實行に就ては利權者は政府の要求に依り適當なる證明書を以て確證する義務あるものとす

第九條

一、罐詰工場施設の爲め必要なる物件の輸入は利權者か本契約の全期間を通して無稅にて行ふことを得

二、第十條に記せる諸材料及供給品の輸入以外の輸入許可書は利權者に對し當人か「ソ」聯邦駐日通商代表廳へ適當の請願書を提出せし日より七日間內に下附せらるるものとす

第十條

利權者は利權企業の事業の爲め必要なる諸材料及勞働者並に從業者に對する供給品を漁業實施上必要なる物件に付日「ソ」漁業條約に規定せられたると同一の基礎に於て外國より輸入することを得

第十一條

利權企業製品の外國への輸出は利權者は日「ソ」漁業條約を以て制定せる條件に基きて實行するものとす

第十二條

一、利權企業に於ける勞働社會保險勞働者及從業者の雇傭解雇手續の條件は日「ソ」漁業條約の規定を當該の場合に適用すると共に「ソ」聯邦の勞働法典及條件に關する「ソ」聯邦の現行法令及其他の規則に從ひて決定せらる可し

二、利權者に利權企業の勞働者及從業者

に對し充分なる程度に於て住宅を保證するものとす

第十三條

利權者は其の企業に支障なき限り商業的採算の基礎に於て行動する國營企業と同一の基礎に於て技術學校在學生を實習の爲又斯種技術學校出身者を其履歷の爲に毎年利權企業の事業に採用す

第四條

一、利權者は提供せられたる利權に對し毎年十二月十五日以前に正味二二、三二キログラムの目方を有する罐詰一箱に付き金錢を以て左の割合の特別報償金を政府に支拂ふ義務あるものとす即ち

紅鮭　二十哥
鮭、銀鮭、鱒之助　十六哥
鱒　九哥
蟹　四十哥

備考　若し利權者か第一條に基き罐詰工場に於て水産物の製造を希望する時は該製品に對する特別報償額は相互の合意によりて定めらるへし

二、何れかの年に於て不可抗力的力技術上の故障を有せすして第三條記載の工場に於て罐詰に製造したる魚類の數量か第四條記載漁區の漁獲高の四割に達せさる場合は利權者は右製造不足分に對し罰金として罐詰一箱に付き十八哥を支拂ふものとす（所定の定量に從ひ生魚を罐詰に換算す）（註、一ライン工場契約には本條二項なし）

三、罐詰工場が三ヶ年連續休業する時は政府は本契約を解除することを得

四、前記特別報償金の定格は若し日「ソ」兩政府に於て漁業條約議定書内第六項の定むる定格を同條末項に基き双方の合意上變更するに於ては適當に變更せらるるものとす

第十五條

一、本契約第四條に基き利權者に提供せられたる漁區の使用權に對しては利權者は政府に毎年租借料を支拂ふ者とす

二、租借料の額は一九二九年度漁區競賣後日「ソ」漁業條約の條件に應して定めらるるものとす

三、利權者は前記租借料を毎年一月二日及七月一日より遲からす半期毎に前納するものとす

四、前記租借料額は日「ソ」漁業條約の指示するところに從ひ三年毎に改審せらるるものとす

第十六條

利權者は第十四條及第十五條に定められたる支拂金を期日に支拂はさる場合第二十九條の規定に不拘日歩一厘の過怠金を支拂ふへし

第十七條

利權者は日「ソ」漁業條約の規定に基き凡ての一般國稅及地方稅を支拂ふものとす

第十八條

利權者は本契約に特別の條件なき限り本契約實施の目的を以て所定の手續に於て必要なる商談を締結し財産を租借又は獲得し及之れを讓渡し原告又は被告として裁判所に出廷する等凡て法律上許されたる行爲を爲すことを得

第十九條

本契約又は日「ソ」漁業條約に何等かの例外を規定し在らさる限り利權者は凡ての「ソ」聯邦現行法令及規定を遵守すへきものとす

備考　本契約中に『「ソ」聯邦現行法令及規則』とあるは契約調印當時現に効力を有するか又は將來一般聯邦又は聯邦を構成する共和國の政府乃至地方官廳の發布することあるへき法律規定、訓令等を意味し又『日「ソ」間漁業條約』とあるは一九二八年一月二十三日締結せられたる日「ソ」間漁業條約並に之れに對する一切の附屬文書を意味するものとす

第二十條

利權者は利權契約の範圍に於て其裁量に依り利權契約の管理財政經濟及技術方面の處分管掌を爲すものとす

第二十一條

大修理實施企業の改造及增設に際し基本財産の一部か不要となりたる場合は利權者は之れを無稅にて且つ輸出手數料を支拂ふことなく外國に輸出し又は日本漁業者の經營する他の漁區に輸送するか若くは「ソ」聯邦政府の許可を得て「ソ」聯邦内に於て之れを賣却することを得該財産の「ソ」聯邦内に於ける賣却の事件は政府と協定することを要す

第二十二條

一、利權者か本契約に於る自己の權利及義務の全部又は其の一部を第三者に讓渡するには必す政府の許可を要するものとす

二、利權者は政府の許可なくして利權企業又は又は其の一部を貸下くることを得す

備考　政府の許可なくして第三者を共同經營者及之れに關する者として利權企業經營に加入せしむることは利權者か自己の權利を第三者に讓渡せしものと看做さるへし

第二十三條

利權者は公開報告規則及ひ公開報告の義務を有する當該企業に適用せらるへき決算書作製規則に服從するものとす

第二十四條

一、政府は利權者の該契約實施を監督する權利を有す

二、前記監督實施の目的を以て利權者は監督機關並に利權局の要求に依り一定の形式に依り利權者の本契約實施に關する完全なる報告を提出する義務あるものとす

三、政府は利權者の本契約實施の監督上必要なる範圍に於て利權企業、其生産狀態及帳簿を調査する爲め之れに對し政府の委任を有する者を利權企業に派遣することを得、右の者は利權企業の業務に干渉すること能はす、然れとも利權契約實施に關する提議を爲すは此限りにあらす

第二十五條

利權者は左の義務を有す

一、第四條に記されたる漁區の所有家屋に於て第二十四條に記せる者並に漁業官吏稅關及國境監督官吏の爲め彼等の要求次第宿泊所を提供すること

二、第一項に記せる者の要求あり次第船舶より漁區への上陸並に其反對に漁區

の沖合に碇泊する漁船及網の檢査及漁區附近に在る河川渡過の爲めに乘物を提供すること

第二十六條

一、利權者が本契約によりて負擔せる何等かの義務を履行せさる時は政府は利權者に對し一ヶ年の租借料の二十分の一以内の金額に於て保證金（第二十九條）より控除すへき罰金を課す權利を有す

二、政府は次の場合に於て本契約を解除することを得

（イ）利權者又は利權企業か「ソ」聯邦又は外國の裁判機關の法律上效力を有する決定により支拂無能の負債者たることを發表せられたる場合

（ロ）裁判により立證せられたる組織的又は故意的契約の不履行及漁業規則に對する同樣の違反行爲ありたる場合

（ハ）本契約により獲得したる權利を政府の許可なく第三者に讓渡したる場合

（ニ）租借料又は特別報償金の支拂を一ヶ月半以上遲延したる場合

（ホ）利權者に保證金塡補の必要を通知したる後期日中に保證金を補充せさる場合

（ヘ）政府の許可なくして本契約第三條及第四條に規定せられたる以外の地面を使用したる場合

（ト）罐詰工場か三年連續休業したる場合

三、漁獲高記帳を正確に行ふべきことの要求同一作業年度に於て三回違反したる場合に於ては利權者は第四條により提供せられたる漁區中反則行爲ありたる漁區の經營權を喪失す而して其漁區は沒收せられ利權者は他の漁區の附屬を要求するの權利を有せす

第二十七條

一、利權者は利權期限滿了後利權企業の財産を日「ソ」漁業條約の規定に基きて利用することを得

二、本契約が期限滿了前中止せらるる場合に於ては本契約第二十九條に規定せらるる保證金は政府の所有に歸す但し右は利權者が本契約に違反せる結果生したる損害の賠償を要求する政府の權利を失はしむるものに非す

三、本契約か第四條に記せる漁區の經濟的價値低下の結果利權者の申請により政府によりて解除せらるる場合は政府の支配下にある保證金は利權者に返還せらるるものとす

第二十八條

本契約の解釋及實施に關する政府及利權者間の爭議は露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國の當該裁判機關に於て解決するものとす

第二十九條

一、本契約に依る義務を正確に實行することを保證する爲め利權者は利權契約調印と同時に保證金として、、、、留の金額を政府の名宛にて國立銀行に納入したることに關する受領證を政府に提出するものとす該保證金は本契約實施期間内は政府の管理下に置くものとす

二、第四條に記載せられたる漁區に對する租借料か第十五條に依り、、、留以上に計上せらるる場合には保證金額は半年分の租借料迄增加せらる可く利權者は右に從ひ一ヶ月間以内に右保證金を塡補すへきものとす又若し租借料か低減せらるる場合は保證金は其に比例して減少せらるへく而して其差額は利權者に返還せらるへし

三、保證金に對し銀行が計算せる利息は利權者の所有に屬するものとす

四、前記保證金中より罰金（第二十六條第一項）又は過怠金（第十六條）を控除したる結果右保證金か減少したる場合利權者は一ヶ月間内に其當初の金額迄に保證金を補充する義務あるものとす

五、本契約破棄の場合は保證金は違約金として政府の所有に歸するものとす

六、利權者は保證金の外に「ソ」聯邦及外國に在る利權者の全財産を以て本契約に依りて負擔せる凡ての義務を正確に履行することを保證するものとす

七、本契約の期限滿了し且つ利權者か契約により負擔せる凡ての義務を實行したる時は政府は其支配下に在る保證金を利權者に返還す

第三十條

本契約は「ソ」聯邦人民委員會議の全權代表者及利權者若くは必要なる委任狀を有する其の代表者に依りて調印せられ外務人民委員會に依りて契約認證せられたる後發効するものとす

第三十一條

一、本契約は利權者の負擔に於て印紙稅を支拂はる可し

本契約に對する印紙稅は契約全期間に對し利權者より政府に支拂ふへき租借料及特別報償金の金額より之れを計算するものとす、而して租借料（複數）金額に對しては、、、、留、、（　）の金額を印紙稅として契約調印の際支拂ふへく又特別報償金に對しては五厘に相當する金額を印紙稅として本契約第十四條に依る特別報償金の納入と同時に毎年「ソ」聯邦國立銀行地方支店に納入するものとす

二、第十五條に依り租借料の引上けられたる場合に於ては利權者は右に準し印紙稅を追納すへきものとす

第三十二條

契約本文は「ソヴエート」聯邦人民委員會議總務部に於て保管し利權者には契約の證明せられたる寫を交附するものとす

第三十三條

一、政府の法律的所在地、、、、、、、、

二、利權者の法律的所在地、、、、、、、、、、、、右所在地は双方の爲め義務的のものにして該所在地宛にて送達せられたる書面は受取人の受領書ある場合は手交せるものと看做さる

三、所在地變更に關しては兩當事者は直ちに書面を以て通知すへきものとす

昭和八年の極東漁區貸付條件

漁區の貸付は露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國漁業經濟に關する規則（千九百二十七年法令集一〇二號第六八

四條）第三條及第三十八條乃至第四十五條並千九百二十七年十一月二十八日農務人民委員部及貿易人民委員部の認可したる「ソヴエート」聯邦供給人民委員部貸付財産を構成する一般共和國的意義の漁場及び漁業事業場貸付規程に基づきて之を行ふ

第一條　漁區借受人は本條件記載の場所に於てのみ其の借受漁區を置き漁業の目的の爲に陸岸延長三百四十米突以内奥行九十米突以下の地區を使用し且地區に面する海上に於て一統の建網（普通の建網）若は曳網を以て魚類の漁獲を爲すことを得但し建網若は網曳場は隣接漁區の網若は網曳場より二、一二粁突（二露里）より少なからさる距離を保つことを要す

備考

一、普通の建網の構成左の如し

（イ）海岸より軀網の入口に至る一箇の墻網（堰、遮止物）

（ロ）一箇の軀網

軀網は底及四方に圍を有する網製の袋にして海岸に面する側にて網を起す場合網製の前垂を以て閉塞する入口を有す右入口の内側に障子を裝置することは妨なきも其の長さは軀網の幅の二分の一を超ゆるを得す、障子を設くるときは墻網は障子の内部の尖端を連ねたる線上に止むることを得、此場合障子間の底網は之を設けさることを得、右以外漁網裝置上一切の變改及應用を爲すことを許さす

曳網にて漁獲を行ふに當りては二統以上の漁網を存置し及第一の網か曳揚けられさるに先立ち第二の網を投するを禁す但し網は其の兩翼か陸岸に在りて網袋か陸岸に曳付けられたる時を以て曳揚けられたるものと看做す

魚類の海中保存の爲袋網を使用すること妨けなし、但極東漁業廳は若も該袋網使用の結果多數の魚類の毀損すること判明したる場合之れか使用を禁ずるの權利を保留す

鰊の漁獲に當りては袋網を使用するを妨けす

二、漁區借受人は陸上地區使用に拘はらす漁業、臨時繫船場及漁業索具乾燥の爲借受人の行ふ漁業の實際の必要に應して供與せらるる沿岸地帶を使用する事を得但し該地帶の幅員は借受地區の延長全部に於ける水面の最高點より起算して二十米突より大ならさるを要す且借受人は右沿岸地帶に於て臨時棧橋及其他小規模の季節的補助築造物以外の建築工事を行ふことを得す又毎回特に極東漁業廳の許可を受くるにあらされは陸岸に穴を鑿ち土手を築き水を堰止め地面を堀割り溝渠を設け其の他一般に借受漁場の天然形狀を變更するが如き事を爲すを得す

三、貸付漁區の位置、構成及境界は借受人實地に之を知り居れり實地に於ける詳細の點と契約第二十七條に掲けたる構成及境界の記事との不一致か若し發生することあるも借受人は

之か爲極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得す、若し右か必要にして且、隣漁區の借受人の利益を毀損することなく可能なること判明せる場合に於ては、極東漁業廳は漁區を移動せしむることを得、但其位置より二粁突以内の距離たるへし

四、借受人は借受漁場の天然條件及本質に付生したる一切の變化並漁場の生産力に惡影響を及ぼすへき事態にして排除し得へき一切のものに付遲滯なく極東漁業廳に通知すへし

第二條　借受人は現場到着後遲滯なく自己の負擔にて堅固にして見易き目標を以て其の借受陸上地區の境界を標識すへし陸上地區の交付及分界工事一切は借受人の負擔を以て之を行ふ

第三條　河川に新河口を生し貸下漁區か該河川に付設定せられたる禁漁區域内にあること明かとなりたるときは右新河口の大小及他の河口の存在如何に係はらす極東漁業廳は當該漁期終了後遲滯なく該漁區を閉鎖す

地圖不正確の結果漁區か河口前の禁漁區域内に在るか又は河口前の區域未た定められさるも産卵の爲鱒鮭の溯上する河口若は隣接漁區より二一、二粁突（二露里）以下の距離に在ること判明したるときは借受人に對へては監視官吏の處分に依り河口及現存漁區との法定距離に從ひ沿岸の最寄地點に於て他の漁區用場所を交付することあるへし

第四條　漁區表に鰊漁區として揭けられたる漁區に於ては六月二十日迄に漁撈を終了し漁具を全部取拂ふ可し、其他の總ての漁區にありては沿海區に於ては十月十三日迄に其他の區に於ては九月二十八日迄に漁具を取拂ふへし

借受人は各漁期の終に於て漁網を搬出するを要す但し漁業に必要なる他の總ての器具は「ソヴエート」聯邦人の番人監視の下に次の漁期迄自己の漁區内に殘置することを得

第五條　本條約に依り借受人に許與せられたる權利は排他的のものにして如何なる官廳、機關或は私人と雖も貸付漁區の境域内に於て漁具を以てする漁獲並魚類の加工を爲すを得す

第六條　一九三三年漁季、借受人は貸付けられたる漁區内に於て紅魚族……「ツエントネル」以内を漁獲するの權利を有す、次年度標準高は極東漁業廳に於て、毎年漁季の初め迄に先つ第一に本漁區に於て前年漁獲せられたる實際漁獲高極東紅魚族の增殖に關する資料を考慮して決定せらるへし

備考

漁獲せられたる本條に記載無き他の魚類に對しては特別重量税の形式を以て追加報償金の納入を要す

第七條　（イ）借受人は借受漁區に於て……

……

（ロ）鰊及紅魚類を以てする肥料の製造は之を禁す

（ハ）冷凍船内に於ける冷凍を除き船舶内に於ける魚類の製造は之を禁す

（ニ）上網したる紅魚類は總て加工の

爲之を利用するを要す

備考

一、魚類を日本式乾燥鹽漬に加工する場合には魚類の種別に依り鱒は二萬四千尾以内、鮭及銀鮭は九千尾以内及紅鮭は一萬二千尾以内の數量を以て均一の積上けと爲し各積上けには其の始期及終期を明記せる表(小板)を備付くるを要す

二、鰊よりの肥料製造は右目的の爲特別に許可せられたる漁區に於てのみ之を行ふことを得

三、上網したる紅魚族以外の魚類並「ゴレッツ」は貯藏用に利用し肥料に製造することを得へく若は何等の損傷を與ふること無く生きたる儘網より放つへし

第八條　本契約の存續期間は……より一九……年迄と定む

第九條　借受人は海上漁區に對する報償金を均分して半年分宛(即ち借受年の一月二日及七月一日)國立銀行に前納するを要す但し第一借受年の上半期分料金は契約調印迄に其の全額を國立銀行に納入するを要し金額納入に關する受領證は契約調印の際之を提示するを要す

借入漁區に於て罐詰工場を經營する借受人は魚類及海產物を以て實際に製造したる罐詰各一函に付左記の率に依り金錢を以て特別報償金を支拂ふものとす

(一)　紅鮭に對しては一函に付二十哥

(二)　鮭、銀鮭及鱒の助に對しては一函に付十六哥

(三)　鱒に對しては一函に付九哥

(四)　蟹に對しては一函に付四十哥

……

右の外日本人たる借受人は漁區報償金年額の二十八「パーセント」に相當する抵代稅を支拂ふべし右納入金は漁區報償金支拂の爲定めたる期限に半年分宛均分して之を納むへし

契約に依る定期支拂金の納入延滯に對しては借受人より契約所定の基本的支拂期日より實際に支拂を了したる日迄の實際的支拂未濟額に付月三「パーセント」の割を以て延滯利息を徴收す延滯利息の算定に當り十五日迄の納入延滯は之を半月と見做し十五日以上は滿一月と看做す

備考

一、借受人は延滯利息の支拂に依り契約第十九條に揭くる借受人の契約違反に對する效果を免ることなし

二、極東漁業廳は延滯利息及違約金に關する徴收金並契約に關する延滯支拂金を保償中より差押ふるの權利を有す右の場合に於ては借受人は差引勘定に關する通告後十五日の期間内に保證金を補塡するを要す但し延滯支拂額に對する延滯利息は借受人か保證金を補塡する時迄之を計上し及徴收す

第十條　借受人は契約に依り負擔したる義務を誠實に履行することを保證する爲漁區報償金の年額の五十「パーセント」に相當する保證金を納入し且違約金(第十九條)を課せられ若は保證金を契約(第九條備考二)に依る延滯利息及延滯支拂金に充當して右利息及支拂金を償却し又は保證金として提供したる有價物の價格低下の結果保證金額減少したる都度極東漁業廳の命令あり次第當該決定の通告を受けたる時より十五日の期間内に保證金を定額に達する迄補塡すへし保證金は借受人か總ての契約義務を完全に履行したることを條件として借受期間終了後遲滯無く借受人に之を還付す

第十一條　借受人は其の借受海上一般漁區、右漁區の設備及作業に付法律の定めたる一切の稅金公課及手數料を自己の負擔を以て支拂ふへし

第十二條　借受人は本條件第一條に依り貸付けられたる地區の境域内に於て漁區の生產的收容力を超えさる範圍内の漁業用築造を爲し漁業の實際的必要の限度内に於て被使用者の居住及便益等に供すへき建物を設け且借受漁區の境域内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉することを得但借受人は棧橋其他小規模の季節的補助築造物の造營を除き、特に極東漁業廳の許可を受くるに非されは最大滿潮線より起算したる二十米突沿岸地帶に於て建築工事を爲すことを得す

備考

借受人は其の借受一般漁區に於て本契約存續期間罐詰工場を建設及經營することを得但し借受人は罐詰工場を建設及經營せむとする自己の希望に關し建設開始迄に罐詰工場設計圖を添へ極東漁業廳に通知すへし

第十三條　借受期間經過後漁區か借受人の借受に歸せさる場合に於ては漁業用築造物其の他漁區に設けられたる建物は右築造物及建物か任意の合意に依り新借受人に讓渡されさるときは借受期間終了後一年の期間内に之を取毀し及搬出するを要す借受人は右期間内に其の借受地區に於ける自己の漁業用具材料其の他の財產を取拂ふへし右期間内に借受人か地區より搬出せさる築造物漁業用具材料其の他の財產は右に付何等補償を爲すことなく國家に歸屬するものとす

借受人か地區に於て設けたる築造物一切は借受人の契約違反の爲契約の效力か其の期間内に停止せられたる場合に於ても同しく無償を以て國家に歸屬するものとす

借受契約期間終了後新に何人も海上一般漁區を借受けさる場合には漁業築造物及其の他の建物一切は右期間終了後一年の期間内に所有者自己の負擔を以て之を取毀し且地區より搬出すへし建物は所定の期間内に之を取毀し且漁區より搬出せさるときは借受人に對し補塡することなく無條件を以て國家に歸屬す

第十四條　借受人は漁業、稅關、衞生、防火、技術其の他の官吏の適法の命令一切を履行すへし

備考

借受人は漁業用施設例へは棧橋、物置、納屋、氷室、勞働者宿舍其の他の漁業用建物及築造物竝地面を清潔に保つへし魚類切開の際生する廢棄物及腐敗したる魚類は搾粕、粉末又は油脂に製造するか減却するか若は當該漁區域内又は其境界外の監視官吏の指定したる場所に於て地中に埋沒するか或は陸岸を距ること二海里より少からさる海上に搬出すへし腐敗したる魚類を食用の爲製造することを禁す

第十五條　借受人は企業及國家より借受たる財産に關する報告に付き現行及將來公布せらるへき法律及政府の命令一切に服從すへし

詳言せは

（イ）　借受人は特別の帳簿に正確なる漁獲狀況即ち漁獲魚類の數量及種類魚類の種類別に依る加工魚類其の製品の搬出に付秩序的に記入し、且帳簿其の他の記入欄一切に記入を行ふへし右帳簿は漁期間を通して之を地區に保存し漁季終了後監視官吏に交付すへし、但監視官吏不在の場合には毎年十二月一日迄に極東漁業廳に提出すへし

（ロ）　漁業及稅關監視出張員の要求あり次第借受漁區と船舶との間を往復の爲漁區に面し碇泊せる船舶及網の臨檢の爲、及漁區附近に在る小川の渡船の爲運送機關を提供すへし

（ハ）　自己の漁區内に通譯を置き、借受人本人不在の場合は代理人を置くへし右代理人は「ソヴェート」機關の證明せる正規の委任狀を携帶するを要す

（ニ）　借受人は漁業監視官吏の要求あり次第之に實費を超えさる價格を以て食料品を提供すへし

（ホ）　借受人は漁業及稅關監視出張員の要求あり次第右出張員に對し自己の漁區に於て、其の宿舍に宿泊せしむへし

第十六條　借區者は何時にても極東漁業廳より委任を受けたる者又は漁業監視出張員に對し漁獲高、竝魚類及製品の搬出高の實際記帳の檢査、此記帳の寫取を爲さしめ又は總ての漁業用築造物宿舍、倉庫及漁區内に碇泊する漁業用竝運搬用船舶の臨檢を爲さしむへし

第十七條　外國々旗の下に航行する借受人の所有船若くは其の傭船は開港の外航海證書に記載なき地點に碇泊することを得す

小船舶の碇泊は租借漁區内に於てのみ之を許可す

三馬力以上の發動機を有する小船舶は毎回漁業監視出張員又は地方當該官憲の許可に依り借受人の一漁區より同一借受人若は他の借受人の他の漁區へ航行することを得

漁舟は三馬力以下の發動機を有するものと雖何等の許可なく一漁區より他の漁區へ航行することを得

極東漁業廳の發給したる別個の特別許可（魚類、財産の運搬等）に依り爲さる作業に關聯する場合にありては小船舶の漁區間航行は直接極東漁業廳に於て之を許可すへし

備考

一、「ソヴェイト」聯邦の領水内に於て漁業權を取得したる日本國臣民は日本官憲の發給せる健康證明書並に漁業權證明書（租借契約書若は其の證明付寫）及日本駐在當該「ソヴェート」聯邦領事官の發給せる航海證明書を有する船舶に依りてのみ自己の一漁場より他の自己の一漁場へ並に自己の一漁場より日本若くは直接第三國へ赴くの權利を有す

其他各船舶は現行並に將來發布さるへき沿岸航海に關する「ソヴェート」聯邦の法律に遵ふを要す

二、借受漁區より日本への魚類生産物の輸送に從事する各船舶は輸出に對する漁業監視官吏の許可書を船内に有するを要し船内の魚類及水産物輸出の爲第三國に赴かんとする船舶は右の外右の國に輸出の爲定められたる手續を履行するを要す

第十八條　借受人は極東漁業廳より文書を以てしたる許可を受くるに非されは本契約に依り取得せる權利若は其の一部を第三者たる自然人或は法人に移轉し又は漁區の經營に關する共同者を招致するを得す但し契約上の權利を移轉したる場合に於ては借受人及其の權利の讓受人は連帶責任を負ひ且共同經營者の招致も各參加者が契約履行の全部に對し部分的責任に非すして連帶責任を負ふへき條件の下に於てのみ許可せらるることあるへし

第十九條　借受人か左記各條に列擧するものを除き本契約に依り負擔せる義務の何れかを履行せさるときは極東漁業廳は借受人に漁區報償金年額の二十分の一を超えさる額の違約金を課することを得契約第十七條第二項の違犯に對しては借受人に小型發動機船一隻及各件に付き二百留の額の違約金を課す極東漁業廳の當該許可無くして漁獲標準高以上を漁獲したるものに對しては漁區報償金年額の半額に相當する違約金を徵收し剩餘漁獲量は之を沒收し無償にて國家に歸屬せしむ

最終の揚網の結果其の漁區に付定められたる漁獲標準高を超過したる場合は特別重量稅のみを課す但し右超過額は其の漁區に付定められたる漁獲標準高の五「パーセント」を超ゆることを得す左記魚類も亦之を沒收し無償にて國家の處分に附す

（イ）　船舶内にて製造せられたる貯藏用魚類（第七條（ハ）項）

（ロ）　帳簿の記帳額以上と判明したる魚類（第十五條）

（ハ）　監視官吏の許可なく船舶を以て輸出さるへき魚類（第十七條備考二）

一漁期中同種の違反を三回繰返したるか、裁判に依り組織的若くは惡意的契約不履行と認定せられたるか又は同樣の漁業規則違犯と認定せられたるか、極東漁業廳の許可なく陸上漁場に所定以上の地域を使用したるか、禁止されたる漁具を使用したるか（第一條）、漁場に外國人の番人を殘置したるか、漁區報償金の納入を一月以上延滯したる

か(第九條)、保證金を期限内に定額に補塡せざるか(第十條)、漁獲の記帳を二回不正確に行ひたるか(第十五條)、第七條(二)項に違反したるか第十七條第一項に違反したるか、若は極東漁業廳の許可なくして借受を第三者に移轉し又は共同經營者を招致したるときは保證金を無條件に國庫收入に振替ふる方法を以て保證金額に相當する違約金を徴收し、被らしめたる損害を補償せしめ且借受人の財産を以て國家の被りたる損害を賠償せしめたる上契約を破棄す

右財産は其處在及性質を問はさるものとす

前記第一條違反(禁止漁具使用)の場合には漁具及漁獲物をも浚收し無償にて之を國家に歸屬せしむ

備考

借受人は極東漁業廳の決定接受の日より一月の期間内に於て違約金賦課に付在極東供給人民委員部漁業全權に對し異議の申立を爲すことを得、事件を供給人民委員部全權の審査に付したることは借受人の保證金塡補の義務を免除するものにあらす(第十條)

第二十條　借受人は漁業、魚類の蕃殖及保護、漁獲高の標準制定、生産物の加工、外國より設備品及供給品の輸入右の關係より行ふ漁業監督並漁業に關する其の他の一切の事項に付現行及將來定めらるへき法律決定行政命令並右に基き發布せられたる規則及訓令に服從すへし

第二十一條　本契約の存續は第八條に掲けたる期間經過前左に依り之を停止することあるへし

(イ)　當事者の合意

(ロ)　第三條及第十九條に豫想したる場合

第二十二條　借受人は極東漁業廳の定めたる期間……内本契約調印の上借受漁區を極東漁業廳より受取るへし、極東漁業廳は同一期間内に漁區を借受人の利用及管理の爲提供すへきものとす契約は之か許可に關する極東漁業廳より書面の通知接受後五日の期間内に公證手續に依り正式のものと爲すを要す供給人民委員部の認可を要する契約は其の調印の日より二月の期間内に供給人民委員部より異議の表示なきときは認可せられたるものと看做さるへし

備考

借受人は契約の認可なき場合に於て極東漁業廳に對し何等の請求を爲すことを得す且遲滯なく用益したる期間に對し相當の報償金を支拂ひて漁區を返還すへし

第二十三條　當事者の法律上の住所左の通り

極東漁業廳　浦鹽斯德市

借受人……

右住所宛に交付したる文書は總て受理せられたるものと看做す

借受人は住所變更に關し其の都度適時極東漁業廳に通知すへし

第二十四條　本契約に關し當事者間に發生することあるへき總ての爭議は……市の裁判所にて解決せらるへきものとす

第二十五條　本契約に關する印紙税及其の他の費用は借受人之を支拂ふへし

第二十六條　本契約の一通は公證人役場に於て他の一通は極東漁業廳に於て之を保存し借受人には第三の一通を交付す右契約又は其の證明ある寫は漁業作業地に之を保存し漁業監督官吏の命令次第之を提示するを要す

第二十七條　前記條件に基き下名……は魚類の漁獲及處理の爲在極東供給人民委員部全權の認可したる漁區表中第……號……と稱し……存在する漁區を報償金……を以て……納入し極東漁業海獸獵業廳寄託として出納部……に一九……年……付第……條に記入せる保證金……留……哥を之に充つ本契約は……市に於て一九……年……之を締結せり

露領漁業被使産者救恤規則(修正濟)

第一條　本則は露領に出漁する組合員及露領に於て漁業に從事する其の被使用者に適用す

第二條　組合員か露領漁業の爲雇傭する被使用者にして其の被雇傭期間中左の各號の一に該當する場合は本則に依り組合に於て其の救恤を爲す

一　死亡し又は六ケ月以上行方不明と爲りたるとき

二　癈疾と爲りたるとき

三　勞務に因り傷病の爲前號に該當せさる程度の身體障害を存するとき

四　傷病若は看病の爲又は博染病豫防の目的を以て隔離せられたる爲一時的に勞働不能と爲りたるとき

第三條　組合員は前條の救恤資金に充つる爲其の被使用者一人に付一定の金額を組合に納付すへし

前項の金額は組合會に於て之を決定し主務官廳の承認を受くるものとす

第一項の金額は警察官署の檢査を有する被使用者名簿と共に被使用者の本邦出發後遲滯なく之を組合に差出すへし名簿所載の被使用者に異動を生したるときは直ちに警察官署の證明を受け其の旨組合に届出つへし

第四條　組合員は第二條第四號の場合に於て組合に代り其の被使用者か勞働不能と爲りたる日より回復の日迄休業手當を支給すへし但し雇傭期間後二週間を過くるも回復せさるときは打切手當を支給することを得

前項の休業手當は勞働不能と爲りたる時の賃銀と同額とす

第一項の打切手當の額は醫師の診斷に基き組合之を定む

第一項の打切手當支給後死亡し又は癈疾と爲り若は其の他の身體障害を存したるものにして其の原因か勞務に在る

ものなるときは第六條又は第七條の規定を適用す

第五條　前條の手當は左の各號の一に該當する場合は之を支給すへからす

一　甚しき酷酊の爲勞働能力を失ひ又は甚しき酷酊に因り招きたる行爲の爲勞働能力を失ひたるとき

二　休業手當を受くる目的を以て故意に自己の健康を害したるとき

三　療養の爲與へられたる休業時間を療養の爲使用せす又は自己の健康狀態を人爲的に惡化したるとき

第六條　被使用者か癈疾と爲り若は死亡し又は六箇月以上行方不明と爲りたるときは癈疾と爲りたる者又は遺族に對し組合は左の區別に依り年金又は一時扶助料を支給すへし

甲　癈疾と爲りたる場合

區別		勞務に因るもの	勞務に因らさるもの
	年金月額	一時扶助料	一時扶助料
(一)賃銀を生すへき如何なる勞務にも堪へさるのみならす自己の日常生活の要求を充すか爲に他人の介護を要するもの	二十圓	一千圓以上	二百圓以上
(二)賃銀を生すへき如何なる勞務にも堪へさるも自己の日常生活の要求を充すか爲に他人の介護を要せさるもの	十五圓	七百五拾圓以上	百五拾圓以上
(三)秩序的雇傭勞務に堪へさる偶然且輕易なる業務に依り生活の資を收め得るものにして醫師の診斷に依れは癈疾の爲賃銀五割以下に低下したるもの	十圓	五百圓以下	百圓以上

乙　死亡し又は行方不明と爲りたる場合

區別	年金月額	勞務に因るもの 一時扶助料	勞務に因らさるもの 一時扶助料
(一)被使用者の死亡又は遭難當時迄其の扶養を受けたる遺族にして左の各號の一に該當するもの三人以上ある場合			
(イ)十六歳未滿ノ子及兄弟姉妹	十五圓	七百五十圓以上	百五拾圓以上
(ロ)十六歳以上なるも十六歳に達せさる迄に勞働能力を喪ひたる子及兄弟姉妹	十圓	五百圓以上	百圓以上
(ハ)兩親及配偶者にして勞働能力を有せさるか又は男に在りては六十歳、女に在りては五十五歳に達したるもの	七圓	五百圓以上	百圓以上
(二)兩親及配偶者にして勞働能力を有するも八歳に達せさる死亡者又は行方不明者の子及兄弟姉妹を養育するもの	五百圓以上		
(二)前項各號の一に該當する者二人ある場合	百圓以上		
(三)第一項各號の一に該當する者一人ある場合			
(四)第一項各號に該當せさる遺族ある場合			

前項の年金又は一時扶助料の支給は被支給者の選擇に依之を定むるものとす但既に支給を受けたる後之を變更する事を得す

第一項乙の場合に於て組合は遺族に對し年金又は一時扶助料の外葬祭料七十圓を支給すへし

第七條　被使用者か勞務に因る傷病の爲左の各號の一に該當する程度の身體障害を存するときは組合は左に掲くる區別に依り一時扶助料を支給す

區別	一時扶助料
(一)從來の勞務に服すること能はさるも他の秩序的雇傭勞務に服し得るもの又は女子に	

して其の外貌に著しき醜痕を殘したるもの
(二)從來の勞務に服することを得るも其の能率を減するもの
(三)前記各號に該當する場合を除くの外身體の一部を傷害したるもの

第八條　使被用者又は其の遺族は左の證據書類を添附し事實發生後一箇年以内に本則に依る救恤を組合に請求すへし
一　第六條第一項甲又は第七條に該當するもの
使用者又は其の代理人の證明書及醫師の診斷書
二　第六條第一項乙に該當するもの
使用者又は其の代理人の證明書及戸籍抹消に關する謄本又は行方不明と爲れる事實の證明書
前項の請求は被使用者又は其の遺族に代り使用者之を爲すを妨けす
第九條　救恤は前條の請求に基き之を受くへき被使用者又は其の遺族に對し之を爲すものとす
前項の遺族とは祖父、祖母、父、母、配偶者、子及兄弟姉妹にして被使用者の死亡又は行方不明の當時同一戸籍内に在るもの及同一戸籍内に在らさるも被使用者の死亡又は遭難當時其の收入に依り生計を維持したる配偶者を謂ふ
第十條　本則に依り救恤を爲すへき事實を組合に於て認定するも遺族なき場合は葬祭料の範圍内に於て使用者をして之か葬祭を行はしむるものとす
第十一條　第三條第一項に依り納付する金額を組合に納入せさる者及同條第三項に依る被使用者名簿を僞造したる者に對しては評議員會の議決を經て五千圓以下の過怠金を課す
第三條第四項の届出を怠りたる者に對しては壹百圓以下の過怠金を課す
第十二條　第四條の規定に依る手當を支給せさる者に對しては壹千圓以下の過怠金を課す
第十三條　本則に關し主務官廳より命令ありたるときは組合及組合員は之を遵守すへきものとす
第十四條　本則施行の爲組合に露領漁業被使用者救恤資金を設く
救恤資金は基金六拾萬圓及第三條第一項に依り納付する金額並に之より生する收入を以て之に充つるものとす
救恤資金は主務官廳の承認を經たる方法に依り之を管理するものとす
救恤資金は特別會計とし其の收支は毎年一回主務官廳及組合會に之を報告するものとす
第十五條　本則施行に關する細則は評議員會の議決を經て組長之を定む
第十六條　組合解散するときは特別の機關を設け該機關に於て本則に依る救恤を繼承完了せしむ

百五拾圓以上
七拾圓以上
三十五圓以上

附則
本則は主務官廳の承認を受けたる日より之を施行す

露領漁業被使用者救恤規則施行細則

第一條　救恤規則第三條第一項に依る救恤資金の納付は樣式第一號に依る納付書を以て之を爲すへし
第二條　救恤規則第三條第一項に依る納付ありたるときは組合は使用者たる組合員に對し樣式第二號に依る納付金領收書を交付す
第三條　救恤規則第三條第二項の被使用者名簿は樣式第三號に同條第三項の被使用者移動届は樣式第四號に依るへし
第四條　組合員救恤規則第四條第一項に依り打切手當を支給せむとするときは樣式第五號に依る書類に醫師の診斷書を添へ之を組合に差出すへし
第五條　組合員は救恤規則第四條に依り支給したる休業手當及同第五條に依り休業手當を支給せさりし事由に關し毎年十一月末日迄に樣式第六號に依る報告書を組合に差出すへし
第六條　救恤規則第八條に依る救恤請求書は樣式第七號に依るへし
前項の請求書には第二條の納付金領收書寫を添付すへし
第七條　年金又は一時扶助料及葬祭料は之を受くへき者の現住地を管轄する市町村長に委囑之を交付す
組合員か被使用者又は其の遺族に代り前項の金額を組合より受領せんとするときは救恤請求書に被支給者の委任狀を添付すへし
第八條　救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すへき使用者又は其の代理人の證明書には癈疲、死亡、行方不明又は身體障害の原因及經過に關し詳記するを要す
第九條　救恤規則第八條に依り救恤請求書に添付すへき醫師の診斷書は救恤規則第六條第一項甲又は同第七條の何れの場合に該當するやを明瞭に記載したものなることを要す
第十條　救恤規則第六條第一項乙に該當する場合に於ける救恤請求書には第八條の書類の外左の書類を添付すへし
一、醫師の診斷書若は檢案書又は船長の報告書
二、遺族か被使用者の死亡又は遭難當時之等の扶養を受けたることを證すへき書類
前項第二號の場合に於て遺族の内救恤規則第六條第一項乙の(ロ)乃至(ニ)に該當するものあるときは之を證すへき書類を添付すへし
第十一條　救恤規則第九條の規定に依る遺族の順位左の如し
第一　同一戸籍内に在る配偶者
第二　同一戸籍内に在らさる配偶者
第三　子、
第四　父、父なきときは母
第五　祖父、祖父なきときは祖母
第六　兄弟姉妹
前項第三に定めたる同順位者の間に在りては其の順位は左の規定に依る
一　男は之を女より先にす

二　男又は女の間に在りては嫡出子を先にし嫡出子、庶子及私生子の間に在りては嫡出子及庶子は女と雖之を私生子より先にす

三　前二號に掲くる事項に付相同しき者の間に在りては年長者を先にす

第一項第六に定めたる同順位者に在りては其の順位に付前項第一號及第三號の規定に依る

第十二條　組合必要ありと認むるときは囑託醫をして癈疾者若は身體に障害を存する者に付診斷せしむることあるへし

第十三條　組合必要ありと認むるときは救恤規則に規定なき證據書類と雖其の提出を要求することあるへし

第十四條　本則に規定なき事項は評議員會の議決を經て之を定む

編者附記――様式省略

超過勞働暫定契約

（ソヴエート聯邦條約水域に於て漁業に從事する日本漁業者を代表して同全權田中丸祐厚及極東地方勞働部を代表して同部長代理ベスバロフ、ベ、デの間の暫定協定書）

一九三〇年七月二十四日

ソヴーエト聯邦及日本間の漁業條約第十三條及同條約附屬議定書（乙）に準據し、之れか添付の條約第一條特定の水域に於ける日本臣民の漁業企業の內部管理規則の追加及敷衍として次の通本協定を締結せり

第一條　全漁場及罐詰工場に於ける全日本人勞働者及從業員の普通勞働日に於ける勞働時間は漁業條約議定書（乙）の（三）に從ひ一日八時間を超ゆることを得さるものとす

第二條　漁場及魚類罐詰工場に於ける勞働の特質に鑑み主として魚類來游に際し之れが漁撈及製造の爲、之れが利用を最大限度に可能ならしめんが爲め、ソヴエート聯邦條約水域に於て魚類の漁撈及製造に從事する日本漁業者全部に對し追加賃金支拂を條件とし左の範圍及條件に於て魚類來游に際し超過勞働を爲さしむるの權利を賦與するものとす

第三條　超過勞働は船舶の荷役土工漁場建物工場建築修繕及魚類の大群を爲して來る場合の漁撈作業、漁場及魚類罐詰工場に於ける製造、貯藏、荷役、鹽切並に網入準備、網入揚網之が撤去、等の場合に於て之を實施することを得るものとす

備考

勞働時間勞働者及從業員が作業に現はれたる時より起算するものとす

第四條　漁撈の際實施せらるべき超過勞働時間（第三條參照）は勞働者一人に對し一日六時間を超過すべからざるものとす

魚類大群來の場合に於てはオコツク、西カム、イチンスキ、二十日。東カム三十日。カラギン、オリユトル二十日沿海區十二日。蟹四十日以內に限り超過勞働を六時間以上實施することを得但し八時間を超過すべからざるものとす

第五條　勞働者及從業員の超過勞働に對する彼等への支拂は漁業條約最終議定書十七の（一）に準據して行はるるものとす、卽ち勞働賃銀の一倍半とす（基本賃金の五十％）

第六條　漁業及魚類罐詰工場に於ける勞働に際しての食事の爲の休憩は義務的規則として規定せらるるものとす、而して之が一回の休憩時間は三十分以上とし、一日に於ける總休憩時間は超過勞働をも考慮に入れ三時間を超へさるものとす

第七條　總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける日本人勞働者及從業員の、職務に係らさる最低賃金は一ケ月十五圓を下らさるものとし最低賃金の內には賞與金「九一」及超過勞働に對する賃金を含まざるものとす

第八條　日本の慣習に從ひ勞働者及從業員に對し之が雇入に際し取極めたる賃金の追加として「九一」を支給することを得

第九條　漁場及魚類罐詰工場の日本人勞働者及從業員に對する總ての資金は日貨を以て支拂はるべく、日本の慣習に從ひ其一部は勞働者の雇入に際し前渡金として豫め支拂ふことを得るものとす

第十條　漁業條約附屬模範規則第十三條の實施としてソヴエート聯邦條約水域の總ての漁場及魚類罐詰工場に於ける勞働に從事する日本人勞働者及從業員に對して次の通特別被服を支給せらるべきものとす

第十一條　日本人勞働者及從業員の宿舍其設備は總ての漁業者及魚類罐詰工場に於て漁場に於ける勞働者の宿舍の構造及維持に付ての一九二二年八月八日附勞働人民委員部及保健人民委員部の義務的決定（一九二二年第七――一六號勞働人民委員部公報）、並に一九二三年二月十九日附勞働人民委員部及保健人民委員部公報（臨時追加決定（一九二三年第八――一〇號勞働人民委員部公報）の標準及規定に準據し且日本人勞働者及從業員の國民的慣行及習俗を考慮して設備せらるべきものとす

第十二條　總ての勞働者及從業員の日本より作業地への送遣及彼等との最後の精算地への歸還は雇傭者（漁業者）の費用を以て行はるべきものとし、本義務は雇傭條件の內に記載せられるべきものとす

第十三條　漁場及罐詰工場の勞働者及從業員に對する食料及其他の商品並に本協定の條件中に含まれざる物品の支給は漁業者に於て其計算を以て行はるべきものとし、之が價格の控除に付ては雇傭條件中に記載せらるべきものとす而して右物品の價格は日本の市場に於ける平均價格に運賃を加へたる額を超えざるものとす

第十四條　日本漁業者に對し勞働の保護及調節に關するソヴエート聯邦の總ての法規を、一九二八年締結せられたる日ソ漁業條約に準據して適用せらるるものとす

第十五條　本協定は一九三〇年三月一日

より發効するものとし、ソヴエート聯邦の勞働法規の變更、勞働に關する追加法律或は漁場及魚類罐詰工場に附する訓令の發布ありたる場合に於ては極東地方勞働部に於て本協定の一部或は全部に付審議を爲す事を得るものとす

第十六條　日本漁業が本協定不履行の場合はソヴエート聯邦の法規に準據して責任を負ふへきものとす

第十七條　本協定の有効期間は一九三〇年漁季中とす

極東地方勞働部長代理　ベスパロフ

ソヴエート聯邦條約水域日本漁業者全權　田中丸祐厚

極東露領漁業用無税品目表

（昭和八年度適用）

（一）昨年決定せられ、同年度より既に實施のもの

日本市民及團體の租借に係る極東地方漁場へ、關税を免じ免許を要せすして、外國より輸入を許可せらるる關税定率委員會認可、一九三二年度品目表

第一類

漁場、罐詰工場冷凍裝置用設備

一　蟹及魚類罐詰工場設備用並に製罐用機械及器具にトランスミッター及コンウエーヤー設備、以上諸機械、器具及設備の部分品及附屬品

二　ボイラー、量水硝子器、壓力計

三　蒸汽及水道用管、接續用鞘筒、ウエンチル、クラン

四　蒸汽及其他の發動機同部分品及附屬品

五　煮釜、鹹汁及粕の煮焚器具

六　壓搾器具及廢物利用器具

七　釘打器具及針金搾器具

八　冷凍裝置設備用各種器具及豫備品無水硫酸及其他の冷凍用化學藥品

九　發電機、同部分品及附屬品、電燈用品（懐中電燈を含む、但し幹部三人に付一個の割合とす）洋燈及提燈各種ホヤ、火管、燈芯

一〇　軌道設備（トロッコ）、レール、ターンテーブル、十字形レール、枕木及其他

一一　エレベーター

一二　蒸汽起重機及杭打機、附屬品、豫備部分品、各種杭打槌（カセ木用掛矢）

一三　送力調革各種、同接續具、革紐

一四　喞筒各種、同部分品及附屬品、麻製及ゴム製ホース

一五　グリス、シリンダー油、機械油モビール油、機械塗抹用ワセリン、油差、機械拭巾、パツキング一切、クリンゲリト、石綿各種、金屬製品被覆用及防錆用エナメル

一六　消火器、同部分品及化學藥品

一七　蒸汽船、發動機船、同附屬品及豫備部分品、卷揚機（卷轆轤）各種、燃燒球

一八　三羽船及機舟（組立てたるもの及分解したるもの）、櫓、櫂、舵、錨、ヘソ、滑車、爪竿、帆

一九　航海用機械及道具類

二〇　氣壓計、寒暖計、望遠鏡

二一　測量器械及計量器

二二　輾機、筋木、歩道板、ストロツプ及其他ノ荷役用具、黄麻製及木綿製袋、筵、蓆、叺（俵）及荷物運搬用藁製畚、運搬用畚各種＝縄畚、ロープ畚、板畚、負畚又は函畚、柴畚竝に手押車

二三　棒、杭、竿、竹、ブラシ、箒

二四　潜水器具、同附屬品及豫備部分品一式

二五　ドリフト用浮標

二六　救命具

二七　厨房用竈、鑄鐵製煖爐、同附屬煙突

二八　石炭、木炭、コークス、薪

二九　ステアリン蠟燭、燐寸

三〇　重油、燈用石油、ベンジン、ガソリン、輕油

三一　ロープ及鎖、附屬品共、太綱、中綱、漁網及太綱補修用油引マーレン麻屑、檜皮

三二　漁網、蟹刺網、網地、絲、網補修用綿絲及麻絲、ラミ絲、マニラ絲、細綱

三三　網足及阿羽、コルク材

三四　手操網用板

三五　魚扠及槍、釣針及四爪錨、各種

三六　作業ナイフ及鋏、メフン搔、俵裂用鎌

三七　鐵製タモ網、水切用竹製簾、筋子用金網、筋子用笹、筋子製造用竹製簾

三八　漁獲物の露西亞式製造用各種器具＝樽締器、流し篩、筋子大篩、筋子掬用杓

三九　ズツク、帆布、筋子用天竺木綿及唐雲齊、食物被覆用寒冷紗、但各食堂毎に五米以下、特製魚類包裝用モスリン、但各種魚類の包裝に必要なる數量、漁場用及信號用旗、漁場勞働者宿舍用天幕

四〇　バケツ及桶各種、ズツク製チヤン、鍼力罐及壜、同蓋、木製、鐵製、鋼製、鍼力製樽及ドラム形容器、罐切樽板、木箱、刷込マーク板、ポンポン及燒印

四一　漁網用澁精、漁網用染料、罐用ニス、鉛丹、黑鉛、タール、樹脂、船舶用漆喰、絲磨擦用蠟、屋根塗抹用及其他用ペツチ、ソケツト接續用パテ、漆＝三羽船及モーター・ボートの木部の間隙充塡用、建物、阿羽、網及太綱塗布用コールタール、作業用墨汁、船底塗布用チヤン、索具塗布用クレオソート、ズツク縫絲用蠟（パーム蠟）、ベルト・ワツクス

四二　空罐用護謨輪、液體護謨（カウチューク溶液）、糊

四三　アスフアルト紙、硫酸紙、板紙

四四　ウロトロピン、グリセリン、硼砂、スタイト（粉末防腐劑）、鹽酸マグネシユーム、硝石、パラフイン、松脂苛性ソーダ、硫黄

四五　鹽

四六　罐詰及筋子の調味料＝油、藥味野菜、玉葱、人蔘、トマト・ソース、

錯精

四七　鐵、鋲力、鋼、銅、バビツト、鉛、錫、亞鉛、以上金屬の合金、針金各種、金飾(帶鐵)

四八　煉瓦、屋根瓦、石炭、セメント鐵セメント、セメント及砂の混合物、粘土

四九　建築用木材(柾、井戸枠、鋸屑を含む)

五〇　手動式及モーター附包裝用製材設備、但、極東稅關支部規定の能力の範圍なるを要し、漁季終了後更に搬出すへき義務を有す

五一　窓硝子

五二　鑓、釘、螺釘、止螺旋、鐵栓、坐金、折釘、鋲、戸及窓の附屬金具、鍵

五三　大工、指物師、鍛冶屋及錠前屋用手道具、蠟着器具、ブローランプ用火管、硝子切、帆及袋縫針、帆及ズツク縫用指貫、旋盤、鉋臺、穿孔臺及研磨臺、

五四　土工用具

五五　砥石及人造砥石、サンド・ペーパー、金剛砂、磨クリーム、花粉灰、(金屬磨粉、一漁期一人に付三〇〇瓦)

鋼綿(スチールウール)、ハンダ及ハンダ粉

五六　アスファルト、粉ペンキ、煉ペンキ、オリフ油、テレビン油、乾き油(ドライヤー)、塗刷毛、カーバイト、硝酸、硫酸、壓搾酸素、アセチリン瓦斯、硫酸銅、鋼鍛錬用青酸加里、アムモニヤ

五七　ボイラー塗布用粉末保溫材及硅草土

五八　石鹼、一漁期一人に付三瓩、洗濯曹達

第二類

作業用被服類

一　機械係勞働者及海岸勤務員用作業服　一漁期一人に付一組

二　蚊除け顏網並に蚊帳　一人一漁期一着

三　雨合羽　一人一漁期五組

四　簑及笠　一人一漁期五組

五　メリヤス、更紗及ネル製シヤツ、ズボン下、ボーイ用前掛、長靴下、短靴下一人一漁期二組、褌一人一漁期六本

六　防水服(帽子、短上衣、ズボン下)一人一漁期一組

七　革製長靴　一人一漁期一足

八　護謨製長靴及短靴一人一漁期一足又は右の代りとして護謨底足袋又は普通足袋一人一漁期三足

九　草履、下駄　一人一漁期五足以內

一〇　草鞋、一人一漁期六〇足以內

一一　防水又は護謨製前掛、魚切及鹽切勞働者用袖覆　一人一漁期一枚及一組

一二　護謨製及木綿製指貫　一人一漁期一〇〇個以內

一三　木綿編手套及手袋(普通毛皮製のもの各一足を含む)一人一漁期三〇足以內

一四　毛皮外套冷藏庫一棟に付二着以內

一五　敷布、枕覆、手拭　一人一漁期二組以內

一六　總入蒲團、枕及毛布　一人一漁期一組、但、極東稅關支部の許可を要し、且、漁季終了後國外に搬出すへき義務を有す、同樣客用として一漁區五組

第三類

食料品

一　精米　一人一箇月三二瓩以內

二　大麥(平麥、挽割麥)　一人一箇月〇・四瓩以內

三　オートミル　一人一箇月〇・〇二瓩以內

四　白玉粉　一人一箇月〇・一瓩以內

五　片栗粉　一人一箇月〇・一瓩以內

六　麵類　一人一箇月〇・二五瓩以內

七　麥粉及蕎麥粉　調理用に要する數量

八　砂糖入及砂糖無の麥粉製煎餅(パン菓子)一人一漁期二瓩以內、牛乳入ビスケツト(ペチエニエ)漁場幹部一人一漁期二瓩以內

九　切麩　一人一箇月〇・〇二瓩以內

一〇　ホツプ　一人一箇月〇・〇一瓩以內

一一　青物、野菜、生、鹽漬、浸漬、乾燥のもの、海藻、昆布　一箇月五瓩

一二　大豆、隱元豆、豌豆、一人一漁期三瓩、味噌　一人一箇月四瓩、落花生　一人一漁期一瓩、晒餡　一人一漁期一〇〇瓦、高野豆腐　一人一箇月〇・〇二瓩以內

一三　魚卵、生魚、佃煮魚、烏賊(錫)及貝類各種　以上合計一箇月三瓩以內

一四　肉又は鹽漬肉　一人一箇月一瓩以內

一五　豚及羊

一六　家禽

一七　肉罐詰　一人一漁期一〇瓩以內但一罐の目方包裝共二五〇瓦以內のもの

一八　貝類罐詰　一人一漁期一瓩

一九　雲丹罐詰　一人一漁期〇・〇二瓩以內

二〇　魚類罐詰　一人一漁期一瓩

二一　豆類罐詰　一人一漁期一瓩

二二　筍罐詰　一人一漁期一瓩

二三　豌豆罐詰　一人一漁期一瓩

二四　コンデンスミルク　一漁期一〇罐以內、但一罐の目方包裝共二五〇瓦以內のもの

二五　生、鹽漬、乾燥、浸漬、罐詰の果實、レモンエキス　一人一箇月一瓩以內

二六　菓子類　一人一箇月〇・二瓩以內

二七　飴、ドロツプス　一人一漁期一瓩、ジヤム　一人一漁期五〇〇瓦、果實汁　一人一漁期一五〇瓦

二八　茶、珈琲、ココア　以上合計一人一漁期八〇〇瓦以內

二九　珈琲シロツプ　一人一漁期〇・〇一瓩以內

三〇　味の素　一人一漁期　二〇瓦

三一　鹵汁　一人一漁期五〇〇瓦

三二　鷄卵　一人一箇月二〇個以內

三三　砂糖(黑砂糖及赤砂糖を含む)一人一箇月一瓩以內

三四　植物性又は動物性油及脂肪　一人一漁期〇・五瓩以內

三五　日本酒一漁期三立以內

三六　酒粕、一人一箇月〇・二五瓩以内
三七　醬油一人一漁期三立以内
三八　ソース　一人一漁期一〇〇瓦
三九　辛子、胡椒、カレー粉　調味料一人一箇月〇・〇五瓩以内
四〇　酢　一人一箇月〇・二五立以内
四一　ゼラチン及寒天　一人一漁期三〇瓦
四二　味淋　一人一漁期五〇瓦
四三　乾酪　一人一漁期五〇瓦
四四　胡麻　一人一漁期五〇瓦
四五　麥酒、シトロン及鑛泉　幹部一人一箇月一本
四六　蒟蒻粉　一人一漁期一〇〇瓦
四七　刻み煙草、紙卷煙草（日本煙草を含む）一人一漁期二瓩以内
四八　家畜飼料　一頭一箇月一五〇瓩以内、家禽飼料　一漁區　一箇月一五瓩以内

第四類

文房具、事務所用什器、食器及衛生材料

一　事務所用什器＝瓶、椅子、卓、計各事務所及漁場毎に一個以内、目醒時計　一漁場一個、タイプライター、事務用書類及書翰保管用木製トランク各漁場毎に一個、但極東税關支部の特別許可を要し、且漁季終了後搬出するを要す
二　文房具＝紙、用紙、墨、筆、インキ・スタンド及インキ、ペン軸、鉛筆等
三　窓掛及同附屬品
四　食卓用及臺所用具一式＝米研桶、杓、食鉢、匙、ナイフ、フォーク及箸
五　齒刷子一人一箇月一本、齒磨粉一人一箇月〇・一瓩、齒楊枝　一人一箇月〇・〇一瓩
六　理髮器具　各漁場毎に二組

第五類

藥品、繃帶材料、其他

一　一九二四年五月二十日附關税定率委員會認可の藥品、繃帶材料及看護用品表に次の物品を追加す
（イ）顯微鏡　各病院の研究室に對し一臺
（ロ）酒石酸
（ハ）樟腦油
（ニ）湯の花
以上（イ）（ロ）（ハ）（ニ）項記載の物品は病院の所要數量
（ホ）蒸餾水　數量無制限
二　酒精＝看護人（助醫）診療所に對し　一漁期一立
醫師診療所に對し　一漁期二立
病院に對し　一漁期四立
（ヘ）標準藥局＝前記表に含まるる藥品より成る、極東地方保健部漁場用標準に依る
本表は一九三二年三月十九日關税定率委員會に依り認可せられたるものなり

中央税關局長官事務取扱
アメリン
相違なし
事務主任
ウエ・アレクセエワ

昭和七年度漁業用無税品目表追加及訂正

（莫斯科中央税關局發五月十三日在函館「ソ」聯邦領事館着電）

一　雨合羽油　一漁期一人に付　三分の一瓩
二　茸罐詰　同　三〇〇瓦
三　腸詰　同　二〇〇瓦
四　卓布　一漁場に付　三枚
五　足袋　一漁期一人に付　四足
六　花粉灰は第三類の食料品中に編入せられ　一漁期一人に付　三〇〇瓦

（二）本年數量を增加せられ、若は新に追加せられたるもの

一九三三年五月三日　中央税關局極東支部

第一九〇三〇五號

浦潮斯德市セメョーノフスカヤ街二七
日本漁業者代表　阿　部　殿

本年四月五日附關税定率委員會の決定に依り、極東地方漁場へ、免許を要せず、關税を免し、外國より輸入を許可せらるゝ一九三三年度無税品目表に次の物品を追加せられ候

一　粉類　一人一漁期、從來三〇〇瓦を二瓩に增加
二　馬糧　一ヶ月一頭に付從來一五〇瓩を三〇〇瓩に增加
三　パン菓子　一人一漁期從來二瓩を三瓩に增加
四　酒精　病院に對し從來四立を八立に增加
五　同　醫師診療所に對し從來二立を四立に增加
六　同　助醫診療所に對し從來一立を二立に增加
七　ゴム合羽　一人一漁期一枚
八　馬具　一漁期一頭に付一組
九　食卓用レイザー　極東税關支部所定の數量

根據　中央税關局の四月十四日附第四三三三—〇八四號書面
此段及御通知候也

中央税關局極東支部長
トウビコフ

ソ聯邦の漁業監視

新規則

ソヴエート聯邦漁業の監督官廳たる全聯邦供給人民委員ミコヤン氏は、漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚の買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令を一九三一年九月十二日附供給人民委員部命令第七百三十號を以て確認したが、同訓令の內容左の如し。

漁業監視官吏、民警及國境警備員の漁業規則並に生魚買入及加工規則違反の摘發に對する褒賞金の授與手續に關する訓令

（千九百三十一年三月三十一日附及七月二十一日附「ソヴエート」聯邦人民委員會議決定に基き同聯邦財務人民委員部との協議に依り發布せらる。）

第一條　露西亞社會主義聯合「ソヴイエ

ト」共和國刑法第八十六條及第九十九條第一項並に他の聯邦共和國刑法の當該條項に依り豫見せられたる違反を發覺したる漁業監視官吏、民警及國境警備員は褒賞せらるべきものとす

右に所謂漁業監視官吏とは漁業監督官及其の補助官監視船船乗組員及輕舟夫を指すものとす

第二條　漁業監視官吏の周到なる注意及勤務宜しきを得たる爲其の受持地方又は個々の漁場に於て第一條記載の事故なきか若は前時期又は類似條件に在る他の地方に比し事故の件數少なきときは同監視官吏も亦褒賞せらるべきものとす

第三條　褒賞金は左記控除金を以て之を授與す

(一)　沒收せられたる船舶、漁具及漁類又は水産業の他の對象物を賣却して得たる金額の三十「パーセント」

(二)　刑事及民事上の責任の手續を以て漁業規則の違反者より徵收せられたる金額の三十「パーセント」

第四條　沒收せられたる船舶、漁具及魚類又は水産業の他の對象物を賣却して得たる金額並に刑事及民事上の責任の手續を以て漁業規則の違反者より徵收せられたる金額の前記控除金三十「パーセント」は國立銀行機關に納付せられ左の如く割當てらるるものとす

第一項　二十「パーセント」は違反を直接發覺したる者及同違反の摘發に參加し居る者に對し褒賞として之を授與す

但し右の者の間に於ける褒賞金の割當は違反の摘發に參加したる程度に應じ之を行ふものとす

第二項　十「パーセント」は第二條に豫見せられたる場合に於て監視官吏に對し建與する爲に地方漁業調整局又は漁業監督局の特別褒賞基金中へ控除せらるるものとす

前記沒收品を賣却して得たる金額及漁業違反者より徵收せられたる金額の他の七十「パーセント」は現行法規に從ひ當該共和國又は地方の歲算に計上せらるるものとす

「注」

(一)　違反を直接發覺したる個々の者の褒賞金額か其の年俸額を超ゆるときは褒賞金額に關する問題は漁業廳又は漁業監督局に於て當該職業機關と共に之を調整するものとす

右の場合違反者より徵收せられ又は沒收品を賣却したる金額の二十「パーセント」に相當する金額と授與せられたる褒賞金との差額は十「パーセント」控除金よりなる特別褒賞基金中に繰込まれ第二條記載の場合に於ける褒賞金の授與の爲及漁業監視官吏の生活改善の爲漁業廳長又は漁業監督局長の裁量に依り支出せらるるものとす

(二)　民警又は國境警備員が漁業規則の違反を發覺したるときは支拂はるへき三十「パーセント」の控除金は國立銀行機關に依り違反發覺民警署又は國境警備機關に通知せられ夫々民警署及國境警備機關の命令に依り割當てらるるものとす

違反を共同して發覺したるときは褒賞金は民警又は國境警備員及漁業監視官吏の間に均等に分割せらるるものとす

但し漁業監視官に支拂はるる分前の三分の二は違反の摘發者に對し授與する爲第四條第一項の手續に於て控除せられ、殘りの三分の一は同條第二項記載の基金中へ控除せらるるものとす

第五條　本訓令第四條第一項記載の控除金は當該漁業監督官の命令に依り違反を直接發覺したる者に對し授與せらるるものとす

「註」

(一)　一定違反の直接の摘發者と認めらるる者の名簿は違反に關する當該調書と共に調書簿に收錄せらるるものとす

(二)　褒賞金は當該褒賞金額か監督官の金庫に到達したる後直に違反の摘發者に對し授與せらるるものとす

(三)　違反の摘發者に對し漁業監督官に依る褒賞金の授與は會計決算書を提示する爲定められたる手續を以て後日上級機關に對し提示せらるる特別目錄に依り之を行ふものとす

第六條　第四條第二項記載の十「パーセント」控除金よりなる褒賞基金は第一條記載の部類の勤務者の職務勉勵に對し褒賞金を授與する爲地方漁業調整局及漁業監督局に依り支出せるものとす

第七條　地方漁業調整局及漁業監督局は漁業監視官吏を褒賞する爲到達する金額に付見積表を作成し及使途を有する資財の爲定められたる手續に依り決算を爲すものとす

第八條　褒賞金は平均賃銀を算定する場合之を算入せす

外國領海水産組合法

(明治卅五年三月法律第三十五號公布)
(明治四十二年三月法律第十七號改正)

第一條　條約又は許可に依り外國領海に於ける水産動植物の採捕其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設置することを得

第二條　組合の區域は利害關係ある營業區域又は住所區域に依り之を定むへし

第三條　組合を設置せむとするときは其の區域内に於ける同業者三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款を議定し外務、農商務兩大臣の認可を受くへし但し二種以上の營業者相集りて組合を設置せむとするときは各種營業毎に三分の二以上の同意を要す

第四條　組合の區域内に於て組合員と同一の業を營む者は其の組合に加入すへし但し營業上特別の情況に依り外務、農商務兩大臣に於て加入の必要なしと認むる者は此の限に在らず

第五條　削除　(明治四十二年三月法律第十七號削除)

第六條　第四條の規定に違反したる者は千圓以下の過料に處す

（明治四十二年三月法律第十七號改正）

參考

第五條　組合の設置ありたるときは組合、聯合會又は組合員の名を以てする外他人の名義に依ると他人に雇はるる者とを問はす組合を組織せる營業者と同一種類の營業に從事するの目的を以て組合の營業區域に渡航し又は船舶若は漁具を廻送することを得す但し前條但書に依り加入せさる者は此の限に在らす

第六條　第四條の規定に違背したる者は五十圓以下の過料に第五條の規定に違背したる者は五千圓以下の過料に處す

第七條　前條の過料に付ては非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定を準用す

參照

非訟事件手續法第二百六條、民法第八十四條、第千百七條及ひ民法施行法第二十二條、及ひ商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六十二條、第五百三十六條及ひ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條、第三項、第八十七條、「第九十五條第三項」に定めたる事件は過料に處せらるへき者の住所地の地方裁判所の管轄とす

（本條に準用したる條項は民法に依る法人又は商事會社に關する罰則を規定したるものにして「」の符號あるものは他の法令の改正に依り自然に消滅したるものなり）

同第二百七條過料の裁判は理由を附したる決定を以て之を爲すへし

裁判所は裁判を爲す前當事者の陳述を聽き檢事の意見を求むへし

當事者及檢事は過料の裁判に對して即時抗告を爲すことを得抗告は執行停止の效力を有す手續の費用は過料に處する言渡ありたる場合に於ては其の言渡を受けたる者の負擔とし其の他の場合に於ては國庫の負擔とす

抗告裁判所か當事者の申立に相當する裁判を爲したるときは抗告手續の費用及ひ前審に於て當事者の負擔に歸したる費用は國庫の負擔とす

同第二百八條過料の裁判は檢事の命令を以て之を執行す此命令は執行力を有する債務名義と同一の效力を有す過料の裁判の執行は民事訴訟法第六編の規定に從ひて之を爲す但執行を爲す前裁判の送達を爲すことを要せす

（民事訴訟法第六編は强制執行に關する規定なり）

第八條　組合及聯合會に關しては本法に規定あるものの外、重要物產同業組合法の規定を準用す但し同法中農商務大臣に屬する職權は外務、農商務兩大臣之を行ふ

附則

第九條　本法は明治三十五年四月一日より之を施行す

第十條　本法施行以前に於て條約又は許可に依り外國領海に於ける水產動植物の採捕其の製造又は販賣の業に關し外務、農商務兩大臣の認可を經て設置したる組合又は組合聯合會にして本法又は本法に基きて發する命令の規定に牴觸せさるものは第三條に依り設置したるものと看做す

外國領海水產組合法施行規則

（大正五年六月三十日農商務省令第十四號）

第一條　外國領海水產組合法に依り設置する水產組合又は水產組合聯合會の名稱には外國領海の名稱及水產組合聯合なる文字を用ふへし

第二條　住所區域に依る組合の區域は道府、縣の區域に依り之を定むへし

但し特別の事情ある場合は此の限に在らす

第三條　組合又は聯合會に總會を置く但し組合は定款の定むる所に依り組合會を以て總會に代ふることを得

組合の目的、業務、區域、組合員の營業の種類會議及會計に關する定款の變更は組合會に於て之を議決することを得す

第四條　組合又は聯合會は總會、組合會及評議員會の決議錄の謄本を作成の都度遲滯なく外務、農商務兩大臣に差出すへし

第五條　組合又は聯合會の經費の豫算及徵收法及認可申請は事業年度二週間前に經費の決算及業務成績の報告は事業年度後一年內に之を爲すへし

第六條　組合又は聯合會の設置を認可したるときは外務、農商務兩大臣は其の名稱、組合員の營業の種類、組合の區域及聯合會を組織する組合の名稱を公告すへし

外務、農商務兩大臣は前項に揭けたる事項に變更を生したるときは其の事項

組合又は聯合會解散したるときは其の旨を公告すへし

第七條　組合又は聯合會に付ては重要物產同業組合法施行規則第三條乃至第十四條、第十五條第二項第三項、第十六條乃至第二十一條、第二十二條第二項乃至第五項、第二十三條乃至第三十二條、第三十四條乃至第四十四條、第四十九條の規定を準用す但し農商務大臣若は地方長官に於て又は農商務大臣若は地方長官に對して爲すへき事項は外務農商務兩大臣に於て又は外務、農商務兩大臣に對して之を爲すものとす

附則

第八條　本則は大正五年七月一日より之を施行す

第九條　組合又は聯合會に於ては重要物產同業組合法施行規則第五十四條の規定を準用す

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦太平洋水域に於ける漁業及水產物

採取規則（假譯）

第一章　總則

第一條　本則は左記に其の效力を及ぼすい、日本海、「オホツク」海及「ベーリング」海に於ける一切の灣海峽及入江を含む「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の屬地の全延長に於て本土に於ても島嶼に於ても最干潮線より起算し幅員十二浬の沿岸地帶より成る水域

ろ、海岸の全延長に亘り最滿潮線若は最高潮の際に於ける波打際より起算したる二十米突の陸岸地帶即ち臨時繫船場、索具及漁船の乾燥及修理竝漁網其の他の形體を有する漁具の引揚の爲漁業企業及機關竝地方漁民の利用の爲供給せらるる地帶

は、本條に掲ぐる諸海の陸岸に於て曳網場及魚類、蟹、海獸其他の水產物の加工の爲の漁業用施設の爲分與せらるゝ地區

備考　本則は左記區域内の黑龍江海灣には其の效力を及ぼさず即ち北は本土の「ペトロフスカヤ」沙嘴より「サガレン」島の「チャワノ」岬に引きたる直線南は本土の「ラザレフ」岬より「サガレン」島の「ボキビ」岬に引きたる直線竝本則附屬表に掲ぐる灣及入江。右水域に於ける漁業は特別の規則及決定に依り律せらるへし

第二條　本則第一條に規定する地方に於ける海上漁業（特別の決定に依り律せらるゝ腦肭獸及臘虎を除きたる魚類、海獸、植物及一般水產物の漁獲、買入加工）は其の何人に依り行はるゝものなるを問はず成規の許可を經たるときに於てのみ又は右業の爲特に指定せられ漁場と稱する左記區域内に於てのみ之を行ふことを許さるへし

一、陸上地域と之に面する水域とより成る魚類及水產物の漁獲及加工の爲の漁區及

二、陸上地域のみより成り漁撈權を有せず單に生の形に於ける魚類の買入及其の加工の爲の製魚區

右の外右業は特別の規則に從ひ漁業船舶の舷側より之を行ふことをも許可せらるへし、魚類の捕獲及其の他の水產業の權利は亦特別の小舟鑑札に依りても許與せらるゝことあるへし

備考　漁業船舶の舷側に依る漁業は現時に於ては千九百二十九年四月二日極東地方「ソヴェート」執行委員會に依り確認せられたる特別假規則（千九百二十九年極東地方執行委員會報第三四號第五九三條及第五九四條）に基き行はるへし

第三條　本則第一條に指定せらるる地方に在る總ての漁場は原則として競賣に依る貸付の方法に依り經營せらるへし船舶漁業は特別の鑑札に依り行はるへし

國營漁業企業に對しては漁場は競賣に依らす有償にて貸付けらるへし

漁場は水產科學及教育上の目的の爲若は無競賣貸付か國家の特殊の利益に依り認せらるる場合に於ても亦無競賣

にて許與せらるることあるへし

貸付けられたる漁場に於ては魚類及水產物の漁獲、買入及加工の權利は專ら右漁場の借受人に屬し何れの官廳、機關又は私人も前記漁場の境域内に於て漁具を以てする漁獲竝魚類の買入及加工を行ふことを得す

備考

一、漁場貸付手續及競賣施行手續は千九百二十八年極東地方執行委員會報第七號第九七條）の定むる所に依る

二、地方農民及漁民に對する漁業其の他の水產業の手續及條件竝右住民に對する漁場貸付手續は特別の規則の定むる所に依る

第四條　本則施行地方に於ける漁場の行政上及經濟上の管理は極東漁業及海獸獵廳（「ダリルイバ」）（譯者註以下漁業廳と略稱す）に屬し地方に於ける此等漁場の管理竝漁業規則の正確なる遂行の監視及漁場の保護は漁業廳區事務所及漁業廳及漁業監視官吏をして之を擔當せしむ

漁業廳及漁業監視官吏の職務の範圍及事務手續「漁業廳に關する規程」及漁業監視官吏の組織及事務手續に關する訓令の定むる所に依る

第二章　漁業施行手續

第五條　貸付けらるる漁區に於ける紅魚族即ち鮭、鱒、紅鮭、銀鮭、鱒の助及「シマ」の業的漁撈は日本型海上建網若は曳網に依り之を行ふことを許さる、紅魚類の漁撈の爲本條に掲くるもの以外の漁具を使用すること又は許可せられたる漁具の普通の型體を變改することとは之を禁止す

河口に最も接近して存する漁區に於ける建網の使用は禁止するも曳網を以てする漁撈の不可能なること證明せらるる場合は之を許可することあるへし

備考

一、建網の說明は玆に添付す

二、曳網の寸法は現地の狀況に應し何れの漁區に於ても漁業監視官吏の命令に依り之を制限することを得

第六條　一漁區の建網若は網曳場よりの距離は沿岸水域の方向に於て直線にて計算し他の隣接漁區の建網若は網曳場より二、一二粁（二露里）以下なるへからず

第七條　各漁區に於ては一漁具以上を使用することを得す即ち建網一統若は曳網二統を存することを得るも第一の網が曳揚けられさるに先ち第二の網を投することを禁止す網は其の兩翼か陸岸に在りて網袋が陸岸に曳揚けられたる時を以て曳揚けられたるものと見做す

魚類の海中保存の爲袋網を使用することは妨けなし但漁業廳は若し袋網使用の結果多量の魚類の死滅することを確認せられたる場合之を禁止するの權利を保留す

冷凍の方法に依り加工する場合を除き船舶内に於て紅魚族を以てする貯藏用製品の製造は之を禁す

第八條　鰊の業的漁撈は特別鰊漁區若は紅魚類漁業の漁區に於て或は又漁業船

舶の舷側より之を行ふことを得、漁具の型は紅魚類漁業用と同一（第五條）のもの並右の外刺網、流網、巾着網等を許可す

鱒、大鮃及其他の底棲魚類の漁業は「トロール」船、刺網及漁業船舶より延繩釣針及其他の延繩に依り之を行ふことを得

第九條　蟹漁業は陸岸蟹漁區又は船舶に依り之を行ふことを得但し後の場合には右漁業は太平洋水域に於ける船舶蟹漁業に關する特別の規則に依り律せらるへし

各陸岸漁區の延長は（直線を以て計畫し）五、三〇粁（五露里）にして二蟹漁區間の距離は同しく直線を以て計算し一〇、六粁（十露里）以下なるへからす

蟹の採捕は長さ五十五米突（二十五「サージェン」）以下高さ三米突（十呎）以下なる寸法の蟹底刺網を以て行ふことを得、網目の寸法は豫め水に浸したる後結節より結節迄を計畫し二十八糎（十一吋）以上なるを要す

蟹の採捕の爲には五十五米突の網を特別の配列に連結することを得但し各連網は三十五網以上たるへからす而して直線に配列したる連網の間隔は五十五米突（二十五「サージェン」）以下なるを得す平行連網間に於ては百十米突（五十「サージェン」）以上たるを要し連網間二百二十米突（百「サージェン」）以下の碁盤目形配列は之を許さす

漁業に使用し得へき網の總數は漁業廳之を定む

第十條　蟹網は干潮時二十二米突（十「サージェン」）より少なからさる水深に於て漁區に於ける建網の軀網より沖合一粁より近からす之を沈設すへし

牝蟹及小蟹（甲殼の幅十三糎以下）は採捕地に於て網より引出し之を海中に投すへし

第十一條　海獸（鯨類及鰭脚類）の獵業は本則第二條に掲くる特別規則にして特別の制限を定めさる限り陸岸及漁業船舶に依り之を行ふことを許さるへし

獵業は左記獵獲其他の特別の規則、流網、刺網、銃砲、魚叉發射砲及小銃に依り行はるへし

何等か他獵具若は手段を以てする獵獲は漁業廳の特別の許可あるときに限り許さることあるへし

幼獸哺育期に於て牝獸の屠殺は之を禁す幼獸の屠殺亦同し

地區の分與は毎回漁業廳の特別の許可に依り有償にて行はるへし海獸獵業は右以外の一切の事項に付ては本則及太平洋水域に於ける船舶に依りて行ふ漁業、獸獵業其の他の水産業の規則に依り律せらるへし

第十二條　漁區、蟹漁區及製魚區の爲の地區の面積は各漁區に付二十米突陸岸地帶より起算し陸岸延長三百四十米突より多からす奥行九十米突以下を分與せらるへし

分與せられたる地區の面積の使用に關係なく臨時繫船場、漁具及蟹漁具の乾燥の爲並臨時機橋建築の爲貸付けられたる漁區の水域の全延長に亘り二十米突陸岸地帶（第一條第二項に使用する

ことを得

第十三條　漁區蟹漁區及製漁區の爲分與せられたる地域並海獸の切開及加工の爲の根據地に於ては總て現行技術的規則に從ひ實際必要の範圍内に於て各種漁業用築造物を建築し勞働者事務員其の他の居住及便益の爲の建物を設け、分與せられたる地域の境域内に於て現存築造物を一の場所より他の場所に移轉し又當該漁區の借區期間中罐詰工場を建設し及經營することを許さるへし

借受人は罐詰工場を建設し及經營せんとする意圖に關し建設開始前に漁業廳に通知し及罐詰工場設計圖を提出し之が建築に當りては「ソヴェート」社會主義共和國聯邦現行技術規則を遵守すへきものとす

第十四條　借受期間終了後漁區が再び前借受人の借受に歸せさる場合に於ては漁業用築造物其の他の建物は借受終了後一年の期間内に之を取毀ち及搬出するを要す借受人は右期間中に其の借受地區に於ける自己の漁業用具、材料其の他の財産全部を取拂ふへし

漁區の舊借受人に依り右期間内に取拂はれさる築造物、漁業用具、材料其の他の財産全部は右財産の舊所有者に對し何等補償することなく「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の所有に歸屬す

本條は前借區者が新借區者との任意の合意に依り本條第一項に豫見せらるゝ全財産を同項の規定する期間内に後者に讓渡したる場合には之を適用せす

第十五條　魚類、蟹、海獸及水産物の漁獲及加工の爲貸付けらるる漁區に於ては全漁業施設例へは棧橋、物置、納屋氷室、勞働者の宿舍其の他の漁業用建物及築造物並漁區の地面は「ソヴェート」社會主義共和國聯邦現行衞生規則に完全に準據して之を清潔に保つへし

魚類、蟹、海獸及水産物の切開の際生する廢棄物並腐敗したる魚類は搾粕粉末及油に製造するか滅却するか若は監視官吏の指定したる場所に於て地中に埋沒するか或は陸岸より二浬より近からさる海上に搬出し之を投棄すへし

第三章　漁業の調整

第十六條　紅魚族が陸岸に接近する期間中溯河紅魚族の溯上する一切の河川の河口の前面に於て前記漁業を行ふことを禁止す、右地方に於ては河口の兩側に若は河川が三角洲を形成するときは最端の河口の兩側に二、一二粁以上の特別の禁止區域を設定す右禁止區域前面の沿岸水域（第一條第一項）は同區域内に含まるるものとす

擴張せられたる河口前面禁止區域は漁業廳より定められ極東地方執行委員會に依り確認せらるへし

第十七條　漁業廳は魚類保護の手段を定め成魚の充分なる數量の産卵地への溯上を保障する爲自己の權限を以て魚種漁獲の地及時期別に漁獲定量を定め並個々の漁區に付種族別に魚類の魚獲數量の限度（漁獲標準高）を定むる權利を委任せらる

第十八條　本則に依り許可せられたるものとして豫見せられさる漁具を以て又漁獲を許されたる期間の範圍外に出つ

る時期に於て並魚類、海獸及水產物の不生產的滅盡及毀損を招くへき手段方法に依る魚類（海獸、植物及一般水產物を含む）魚業の施行特に魚體其の物を滅却し魚卵のみを利用する爲の魚類の漁獲並漁獲標準を附せられたる價値最も少なき魚類を投棄又は滅却し最も價値多き魚類のみの撰擇及一般に漁業廳及其の機關の許可中に指定せられたる目的に副はすして漁區を使用し若は右許可に依り許與せられたる權利を超ゆる（特に定められたる漁獲標準高を超過する漁獲）漁業の施行は之を禁止す

第十九條　同時に來游する紅魚族にして標準高中に揭げられさるものを漁獲したるときは右は漁業廳に依り特に定められたる計算に依り標準高に算入せらるへし

上網したる紅魚族以外の魚類は貯藏用として利用するか或は肥料に製造すへし之が不生產的滅却は之を禁止す

備考　漁獲せられたる他種族の魚類は總て標準高に算入せられさるも

特別從量稅を課せらるへし

第二十條　紅魚族を以てする肥料の製造は之を禁止する鰊よりの肥料の製造は漁業廳の許可に依り特定せられたる漁區に於てのみ許さるへし

第二十一條　漁場其の他の漁業用地の用益者の總ての部類は漁業廳の發給する特別の帳簿に魚種別に依る漁獲魚類、蟹其の他の漁業の目的物の採捕魚類其の他の漁業の目的物竝其の製品の買入魚貨の搬出を記入し漁獲高の正確なる計算を爲し毎日之を記帳し且一般に帳簿の全欄に當該事項の記入を行ふへし右帳簿は漁場主任若は管理者之に署名し漁季終了後漁業監視官吏に提出すへし

第四章　本則違反に對する違反事件の取扱及處罰手續

第二十二條　本則の違反者は漁業監視官吏、合同國家政治局地方機關、森林監視官吏、勞農民警署、「ソヴェート」區執行委員會及村「ソヴェート」の調書に依り責任を問はるるものとす違反事件の取扱手續は千九百二十五年十一月三十日露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國農務人民委員部及同共和國司法人民委員部に依り確認せられたる漁撈及漁業施行規則違反事件に關する搜査執行及調書作成特別規則（千九百二十六年極東地方執行委員會報第六號第八五條）に依り豫見せらる

第二十三條　本則に違反して海上漁業、獸獵業其の他の水產業を行ひたるものは所定の場合に於ては露西亞社會主義聯邦「ソヴェート」共和國刑法の當該條項に依り刑事手續を以て訴追せらるゝものとす

第一條備考附屬

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦太平洋水域に於ける海上漁業規則の效力を及ぼさる水域表

一、「スウヤトイ、ラヴ、レンチエ」灣（「ピアウグン」岬より「ハルギラフ」岬に引きたる直線に至る）
二、「メチグメ」灣
三、「コニアム」（「ベンケヴニヤイ」灣（「ニエヤホノン」岬より「グラブビーク」に引きたる直線に至る）
四、「アボロシチエツ」灣（「カラガン」）
五、「ルミレート」灣
六、「プロヴィーニヤ」灣（「リソフスキー」岬より「ルイサヤ、ゴロヴァ」に引きたる直線に至る）
七、「スウアトイ、クレスト」灣（「メエーチケン」岬の緯線に至る）
八、「アナドウイル」灣（「スウヤトイワシーリー」岬より「ゲーク」岬に引きたる直線に至る）
九、「スウヤトイ、パーウエル」灣
一〇、「シュリューボチナヤ」灣
一一、「チュレエニエ」湖
一二、「シエスチフートウオエ」湖
一三、「バロン、コロフ」灣北部
一四、「カラガ」港
一五、「ビチエヴインスカヤ」灣
一六、「アワチンスカヤ」灣（「ベズイミヤンヌイ」岬より「ウエルテカリヌイ」岬（「ダーリニー」に引きたる直線に至る）
一七、「ベンジンスキー」灣（「マーメト」岬の緯線に至る）
一八、「ミリカチンスカヤ」灣
一九、「ヤムスカヤ」灣
二〇、「アヤン」灣
二一、「コンスタンチン」太公灣
二二、「スウヤトイ、ニコライ」灣（「ラムズドルフ」岬より「グロト」岬に引きたる直線に至る）
二三、「スチヤースチヤ」灣
二四、「バイカル」灣（「チヤウノ」岬より「ヴイトフトフ」岬に引きたる直線に至る）
二五、「ヌイスキー」灣
二六、「ナビリスキー」灣
二七、「クレストワヤ」灣
二八、「スタルカ」灣
二九、「ワーニヤ」灣（「ウエショールイ」岬より「ブールヌイ」岬に引きたる直線に至る）
三〇、「ヴエートスカヤ」灣（「ミリューチン」岬より「ブウチヤーチン」岬に引きたる直線に至る）
三一、「テルネイ」灣（「ストラシヌイ」岬の經線に至る）
三二、「スウヤトイ、ウラヂーミル」灣（「ワリユゼク」岬より「ワトフスキー」岬に引きたる直線に至る）
三三、「プレオブラジエーニヤ」灣の北東部に在る小なる入江（「マトヴエーエフ」岬の經線に至る）
三四、「フレデリツクス」灣を含む「デカストリー」（灣「カストリー」岬より「クロステル、カンブ」岬に引きたる直線及「クロステル、カンブ」⊙より「オーストルイ」岬に引きたる直線に至る
三五、「スヴヤタヤ、オリガ」灣（「マネフスキー」岬より「シュコツト」岬に引きたる直線に至る）
三六、「ピーター」大帝灣（灣內に在る諸島を包含し「ボウオロートヌイ」岬より「ガモヴア」岬に至る）
三七、「ポシエツト」（灣「ガモヴア」⊙より「ブタコフ」岬に至る）

三八、大陸に入込める灣にして其の長さ（最も深き水道に依り測りたる）灣口の幅の三倍を超ゆるもの

右最後の例外は「ボドカゲルナヤ」河の河口より「アヤン」灣に至る「オホツク」海北岸に關係す

第五條　附　屬

第五條海上建網の構成左の如し

い、海岸より軀網の入口に至る一箇の墻網（堰、遮止物）

ろ、一箇の軀網

墻網の寸法は陸岸より起算し一浬（千八百六十七米突）を超ゆるを得す

備考　墻網の長さは個々の場合特別の許可に依り延長することを得

正前の軀網は底及四壁を有する短形の網製袋狀を呈す

網は陸岸に面する側に網を起す場合網製の前垂を以て閉塞せらるる入口を有す軀網の入口の内側に障子を裝置することは妨なきも其の長さは軀網の幅の二分の一を超ゆるを得す、障子を設くるときは墻網は障子の内部の尖端を連ねたる線上に止まらしむることを得、此の場合障子の間底網は之を設けさることを得、尚軀網の入口の内側に障子を裝置しある五壁を有する軀網（第三號圖）を使用することを得るも障子の長さは入口に面する軀網の幅の二分の一を超ゆるを得す右以外の漁網、裝置上の一切の變改及應用は之を爲すことを許さす

（建網圖面は次頁參照）

本則は千九百三十一年十月三十日極東地方執行委員會幹部會に依り確認せらる（命令第一二八一號）

極東地方執行委員會調書部長　フロロフ

（極東地方執行委員會印）

露領水產組合定款

（昭和八年三月三十日付認可　一部改正）

第一章　總　則

第一條　本組合は露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州に於ける彼我水產業者間の圓滿を期し弊害を矯め風紀を正し水產業の改良發達を圖り組合員共同の利益を擧くるを目的とす

第二條　本組合の業務左の如し

一　組合員及其の從業者の風紀矯正に關する事項

二　組合員及其の從業有の保護救濟に關する事項

三　組合員の紛議調停に關する事項

四　漁場の調査、水產動植物の蕃殖に關する事項

五　漁業製造の方法及販路の調査に關する事項

六　組合員の彼我官憲に對する諸願届其の他の手續等代辨に關する事項

七　彼我水產業者の便宜に關する事項

八　其の他組合員共同の利益を增進するか爲め必要なる施設に關する事項

第三條　本組合の區域は露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州の區域に依り其の區域内に於て水產動植物の採捕其の製造又は販賣を業とする者を以て組織す

第四條　本組合は露領水產組合と稱す

第五條　本組合は主たる事務所を東京市に置き必要の地に地方事務所を置く

第六條　本組合に使用する印章は左の如し（略す）

第二章　組合員の加入及脫退

第七條　組合員たらんとする者は其の營業の種類及住所、氏名を記載したる書面に加入金三百圓を添へ組長に申出つへし

組長必要ありと認むるときは加入者に對し加入金の外相當の信認金を預託せしむることあるべし

組長第一項の申出を承諾したるときは之を組合員名簿に登錄し其の旨を本人及各支部に通知すへし

第八條　組合より脫退せんとするときは其の旨組長へ申出て承認を受くへし

組長前項の申出を承認し又は組合員たるの資格を失ひたるものあるときは組合員名簿より其の氏名を削除し之を本人に通知すへし

第三章　組合員の權利義務

第九條　組合員は總會に出席して表決を爲すの權、代議員を選擧するの權及役員代議員の被選擧權を有す

第十條　組合員は帝國、露國の法令及之に基く帝國、露國官憲の命令を確守し苟くも組合又は組合員の信用名譽を毀損す可らさるものとす

第十一條　組合員は定款及組合會の決議を遵守し他組合員の權利を尊重し竝に組合經費を納付するの義務を負ふ

組合經費又は過怠金を滯納したる者に對し催告を發したる後三十日以内に納入せさるときは其完納に至る迄組合員たるの權利行使を停止することを妨けす

定款又は組合會の決議に違反したる者に對しては評議員會の議決を經て相當期間組合員たるの權利行使を停止することを得

第十二條　組合員營業の種類又は住所氏名を變更したるときは十四日以内に其旨組長に屆出つへし

第四章　役員の選任並に業務の執行

第十三條　本組合に左の役員を置く

組　長　一名

副組長　一名

評議員　四名

役員は組合會に於て組合員中より之を選擧す但し必要あるときは組合員に非さる者より之を選擧することを得

第十四條　組長は組合を代表し組合事務を統理す

副組長は組長を補佐し組長差支あるときは之を代理す

評議員は組合事務を監査し及組長の諮詢に應す

組長副組長共に故障あるときは評議員の互選を以て其代理を定む

第十五條　役員の任期は三箇年とす但し再選を妨けす

役員任期の滿了に因り退任したるときは後任者の就任に至るまで其職務を行ふ

第十六條　役員に缺員を生したるときは通常組合會を待つこと能はさる場合に

限り臨時組合會に於て補欠選擧を行ふ
組合會に於て役員の解任を議決したるときは直に其補欠選擧を行ふ
補欠に因り當選したる者は前任者の任期を繼承す
第十七條　組合員は正當の事由なくして役員の當選を辭し又は其職を辭することを得す
第十八條　評議員は名譽職とす
第十九條　組長必要ありと認むるときは評議員會の議決を經て顧問及囑託を置くことを得
顧問は組長の諮問に答へ又は意見を提議することを得
囑託は特定事項を調査し又は掌理するものとす
第二十條　本組合に主事、技師、書記及技手通して十名を置き組長之を任免す
主事及書記は庶務を、技師及技手は技術に關する事項を掌理す
第廿一條　定款及業務の執行に關する細則は評議員會の議決を經組長之を定む

第五章　會議

第二十二條　會議は總會、組合會及評議員會の三種とす
總會は組合員を以て之を組織す
組合會は代議員を以て之を組織す
評議員會は評議員を以て之を組織す
第二十三條　總會は左の場合に組長之を開く
一　組長必要と認めたるとき
二　組合員三分の一以上か會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるとき
第二十四條　代議員の定數は二十五名とし總會に於て組合員中より選任す
第二十五條　代議員の任期は三箇年とす
但し再選を妨けす
補欠選擧により當選したる代議員は前任者の任期を繼承す
第二十六條　通常組合會は毎事業年度一回一月乃至三月中に組長之を開く
第二十七條　臨時組合會は左の場合に會長之を招集す
一　組長必要と認めたるとき
二　代議員の定數五分の一以上か會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるとき
第二十八條　總會の招集は七日以前に會議の目的たる事項、日時及場所を示各組合員又は各代議員に通知すへし但急を要する場合は前記の期間を短縮することを得通知の方法は書面又は電信を以て之を爲すへし
組合會に於ては前項の規定に依り通知したる事項に付てのみ議決を爲すことを得但し臨時緊急の事項に付ては此の限りに在らす
第二十九條　總會に於ける各組合員の表決權は平等とす
總會に於ける表決權の行使は各組合員に限り之を代理せしむることを得但し代理權を證する書面を組合に差出すことを要す
第三十條　總會に於ては組合員二分の一以上出席するにあらされは開會する事を得す同一事項に付招集したる第二回以後の總會に於ては組合員三分の一以上出席するときは會議を開く事を得

第三十條の二　組合會に於て代議員定數の二分の一以上出席するに非されは開會することを得す
前項に定めたる代議員出席せさるときは出席したる代議員の過半數を以て假決議をなすことを得此の場合に於ては各議員に對し其の假決議の趣旨の通知を發し更に一ヶ月内に第二回の組合會を招集することを要す第二回の組合會に於ては出席したる代議員の過半數を以て假決議の認否を決す
第三十一條　總會に於て出席組合員五名以上、組合會に於は出席代議員三名以上の同意を以て議案を提出することを得
第三十二條　總會又は組合會の議決は出席員の過半數を以て之を爲す可否同數なるときは議長之を決す
組合會の議決を經へき事項にして輕微なるものに付ては組長は書面に依る代議員の表決を以て組合會の決議に代ふることを得
第三十三條　組合員又は代議員は一身上の利害關係ある議事に付其の表決に加はることを得す
第三十四條　總會又は組合會の議長は組長之に當る但し組長事故あるときは副組長之に代る組長副組長俱に事故あるときは出席員中より之を選定す
第三十五條　評議員會は組長之を招集す
評議員の三分の一以上か會議の目的たる事項及其の招集の理由を示して請求したるときは組長之を招集すへし
第三十六條評議員會の職務權限左の如し
一　組長より組合會に提出する議案を審査し組長に對し意見を述ふること
二　組合の財産及業務の狀況を監査し毎事業年度一回之を組合員に報告すること
三　組長の諮詢に應すること
四　其の他定款の規定に依り其の職務權限に屬する事項
第三十七條　第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十四條の規定は評議員會に之を準用す
第三十八條　總會、組合會及評議員會の議長は決議錄を作り左の事項を記載し議長及出席者二人以上之に記名捺印すへし
一　開會の日時及場所　二　組合員の數又は代議員若は評議員の定數
三　出席者の員數　四　議事の要領
五　議決したる事項　六　賛否の數
第三十九條　議事に關する細則は別に之を定む

第六章　會計

第四十條　本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
第四十一條　本組合經費の豫算及賦課徴收方法は通常組合會の決議を經て之を定む經費の決算は組合會の承認を經るへし追加豫算を提出し臨時に經費賦課徴收の必要生したるときは臨時組合會に附議することを妨けす
第四十二條　本組合は第七條の加入金及其の他の積立金を以て基本財産とし代議員定數三分の二以上の同意を得たる議決を經るにあらされは之を處分することを得す

第七章　違約處分

第四十三條　定款又は組合員の決議を以て制限若は禁止したる事項に違反したる者は評議員會の議決を得て五千圓以下の過怠金を課す

水産動植物の採捕其の製造及販賣並に鹽專賣に關する帝國又は露國の法律、命令其の他規則に反し處罰を受けたる者は仍前項に依り處分す

第四十四條　組合經費の納入を怠りたる者は金壹千圓以下、第十二條の届出及第二十一條の細則に於て定めたる規程の届出を怠りたる者は金壹百圓以下の過怠金を科す

第四十五條　過怠金の處分を受けたる者は十日以内に之を納付すへし

第四十六條　從業者の行爲は營業主たる組合員の行爲と見做し其責に任せしむ

第八章　定款の變更

第四十七條　定款の變更は總會の決議又は組合員會に於て代議員定數三分の二以上の同意を得たる決議に因り之を爲すものとす但し第一條、第二條、第三條第二十二條乃至第四十二條の規定を變更せんとするには總會の決議を經ることを要す

第九章　解散

第四十八條　本組合解散したる場合に於ては組長及副組長を以て其清算人とす組長又は副組長に欠員あるときは評議員の互選を以て清算人を定む

第十章　附則

第四十九條　本定款は大正六年四月一日より實施す

露領水産組合露領出漁規程

（昭和四年四月二十一日臨時組合會決議）

第一條　組合員の出漁は昭和四年度以降總て本則の定むるところに據る

第二條　組合員は其出漁に關し「ソ」聯邦官憲より受る必要書類の外毎年組合より交附する漁區租借證明書を受有すへし前項の證明書を受有する者にあらされは出漁することを得す

第三條　前條の漁區租借證明書は漁區を租借せる組合員に對し其の請求に依り之を交附す但し當該漁區の租借漁區割並其他の未納金を組合に納入せさるものは此の限に非らす

第四條　漁區租借證明書は出帆港に於る稅關官署に之を提示し其査閲を受へし漁區租借證明書又は其複本は當該漁區及當該漁區に往復する船舶に之を保持し帝國官憲より要求ありたるときは直ちに之を提示すへし

前項の複本は請求に依り組合より之を交附す但一漁區に付二通以上の複本を必要とするときは別に之を請求すへし

第五條　租借漁區割は各漁區の租借料を基準として毎年之を定む、但し一留を一圓と看做す

第六條　租借證明書は交附を受たる年の十一月末日迄に組合に之を返還すへし

第七條　本規程第二條の規定に違反したるものに對しては組合定款第四十三條の規定を準用す

第八條　本規程に規定せさる事項と雖露領出漁に關し帝國官憲より命令又は指示ありたるときは之に從ふへく組合に於て決議ありたるときも亦同し

公海漁業關係

公海漁業關係概説

一、北洋公海漁業の性質

北洋公海に於ける漁業の形式は現在これを次の七種に大別することが出來る。

一、工船蟹漁業
二、母船式鮭鱒漁業
三、鱈漁業
四、汽船トロール漁業
五、魚糧工船漁業
六、捕鯨船業

右の中、一の蟹工船漁業を除いては未だ十分なる發達を遂げてゐるものではなく、寧ろ其希望を將來につながれてゐる。

此等の公海漁業による總生産額は未だ精確な數字をあげられてゐないが露領漁業をも含めてのそれは大體鮭鱒六千萬尾鰊九萬尾、蟹八、九百萬尾、鱈百二三十萬尾、其等の金額は五六千萬圓を上下すると推定されてゐる。

右六種の漁業形式は皆公海に於て之を營まれるが故に、公海漁業の名を以て呼ばれ、地域的に露領漁業から區別されてゐる。

この公海漁業は、日本人が其國家的生活の必要からさまざまの險難を越え、苦闘を積むで工船蟹漁業を始め各種漁業とも今日の大をなさしむるに至つたものである。

然るに最近年に至つては露國は露領漁業と共に北洋公海漁業にも積極的に打つて出で、蟹工船の如き一九二八年の創業當時僅か二隻であつたものが、今日では十三隻へ躍進し、其他トロール漁船も、すでに十四隻に增加し、鱈船等も、例の五ケ年計畫によつて飛躍的な擴張發達を遂げつゝある。

かくて殆んど日本の獨占に屬した北洋公海漁業は、露側の躍進によつて、著しく其情勢を變ふるに至つた。同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係は、露領漁業においての如く、この公海業においても著しく對立的となつて來た。殊に露國は國際公法による領海三浬の立前に對して監視區十二浬を主張し、沿岸十二浬以内の漁業は之を領海漁業と同一視し日本側漁船を取締らんとしたため、兩國間の紛議は絶えなかつたが、國際公法に立脚する帝國政府の嚴重なる抗議により、日本に對しては十二浬說を放棄し、三浬を認知するに至つた。

二、日露關係の複雜化

然しながら露官憲により本邦蟹工船乃至川崎船の拿捕事件はすでに年中行事と化し三浬認知前と殆んど變りない狀態にある。これは本邦漁船が過つて三浬内のソヴェート領海に漁撈もしくは游戈する場合に發生することもあるが、又露國が